

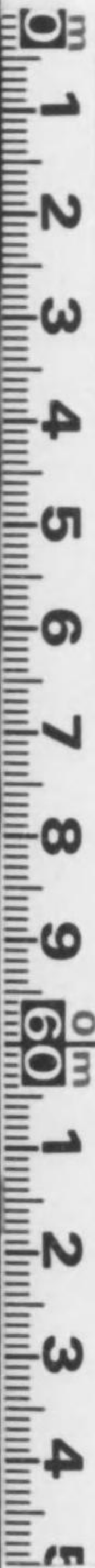
15-4201



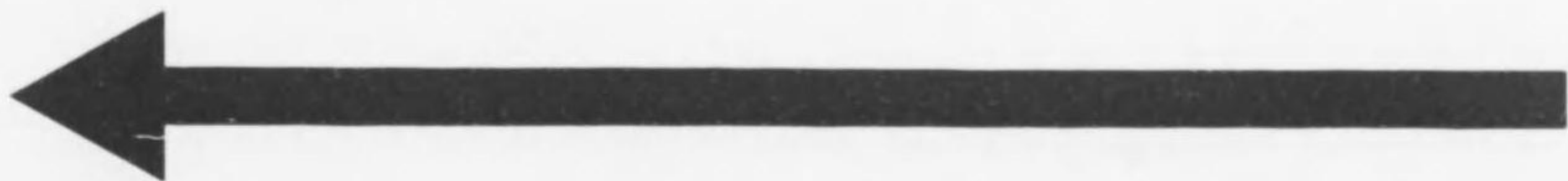
1200501229217

15

4201



始







明治のゆかり





### 序文と例言

明治文化研究會では『新舊時代』を發行する事になつて居るので、予は其別働物として、お先き走りに本書を發行するのである、會の方は相當の經綸を有するのであるが、本書は六冊限りのもので、其發行の主旨もタイタことではない、例の興味本位で、皆さんの高等娛樂に供したい位のものであるが、其娛樂以外に、何か得る所があり、益する所がないとは云へぬのである

予は明治初年の新聞雜誌を集めることに趣味を持つて居て往年發行した『本邦新聞史』に挿入してある寫真版の古新聞などは、大概其前に蒐集して居たものであつたが、其後希望者に無料で譲與したのも多かつたので、近年復々集める事にして、一昨年の春以來『有喜世新聞』や『繪入自由新聞』等の六七年分を買入れたり、『郵便報知新聞』の初號より五十四號までを十五圓の高價で買入れ、明治元年(慶應四年)の『そよ吹く風』の一號より八號まで(每號半紙十枚ばかり)同年の『遠近新聞』三十冊を、五圓八圓の高價に買入れ、又茨城縣龍ヶ崎町の田中秀太郎殿より、先考以來貯藏されて居た『東京繪入新聞』や『繪入朝野新聞』等數十冊を寄贈され

るなどあり、それを讀んで種々の材料を得て居た所へ、今

夏東京帝國大學法學部で、明治十年以來の古新聞

郵便報知新聞 東京日日新聞 東京横濱毎日新聞

讀賣新聞 毎日新聞 民報

東京中新聞 江戸新聞 自由新聞

やまと新聞 中央新聞 東京朝日新聞

等、各二三十年間揃ひのもの數百貫を五百圓の廉價で買入れ、又吉野作造先生は、三四年前から明治初期の新聞雜誌類を數百冊集めて居られるので、時々それを讀んで珍材料發見の興趣を得て居たのである、そこで明治文化研究會の發起と共に、躍然本書を發行する事にしたのである

明治五年頃より同十年頃までの日刊新聞が乏しいのであるが、それを讓渡か借覽させて下さる御方があれば、本書も光輝を放つてあらうと思ふ

此外、明治初年以來二三十年頃までの單行本、雜誌、珍錦繪の類をも、見當り次第買收して居るのである

何を書いても、努力しない一夜讀のものでは、價値がない「其事に熱心なれ」の主義で、精々珍材料を蒐集して御目にかける、何卒御評判の程を願ふ

此初篇の事は篇末に記せる「詫言」を御覽下さい



## 例言

自分の物であつて自分の自由にならぬのは自分の身體である、と云ふことを予は今度切實に感じた、それは昨臘一ヶ月間に四冊の新著を發行せんとて、凡そ二ヶ月の間、晝夜執筆のために勞苦した事の祟りで、所謂「クタバレ」が出た結果の發病であらうと思つて居る

それは、豫定の通り十二月二十五日の夕、東京驛を出發して大阪へ行き、京都へ立寄つて三十一日に歸宅したのであつた、それで新年三日間は辭臥して四日の朝「新舊時代」の原稿に着手せんとて机に向つたが、氣分が悪くて筆を執る氣になれない、五日も亦同様であつたので、夜間病臥中の吉野先生宅へ見舞に行つて、病床の先生と交談二時間餘に涉つて歸宅し、こんなに氣分が悪いのは例の神經衰弱とやらに違ひない、例の魚釣運動に出かければ、一日で恢復するであらうと、翌六日の早朝五時頃から起きて下總奥戸の揺鉢池へ鮎釣りと行つた、幸ひ天氣が好いので、土堤の枯草に仰臥して日光療養の天恵に浴しつ、「ウキ」の動くを見、イヤと腰を屈して起たうとした時、ゴチと腰の骨が鳴つた、それから屈伸の度び毎に腰部が痛いので、魚釣道

具をまとめて早々歸宅したが、七日の夜からは起坐が困難になつて、二階より下へ降ることも出来なく成り、按摩や醫者を呼んでも治らない、それは「骨チガヒ」といふことで、整骨醫におかゝりなさいと友人に告げられて、十日から柔道師に療治を頼んだので、凡そ二週間ほどで痛みも去り、歩行し得るやうに成つた、それから時々外出もしたが長く坐つて居ると腰部が少し痛んで氣分が悪くなるので、毎日寝て居る、殆ど五十日間臥床を續けて居るのは、生來初めての珍事である

それで此「明治奇聞」第二篇は悉く床中での編輯、左手で上半身を支へて筆を執るのであるから、腕が痛くなると仰臥して休み／＼の勞役、ヤット今日終了したのである、此次第で面倒な取調べを要する事は省略した所もあるので、不穿鑿の誘りを受くべき個所があるかも知れぬが、それはお見ゆるしを願ひたい、だが、自己會心の記述も二三はあり又法律外の泥棒雜誌といふ博文館主大橋佐平の一節などは皆さんが他の新聞雜誌では迎も見得られない奇聞であらうと己惚れて居るのである

又五十日間の臥床中、スコブル面倒な大著作に着手して居る、發表は本年末頃の豫定 (大正十四年二月二十五日夜)

## 例言

半狂堂出版圖書豫約加盟員諸子の來翰に對して、左の如き印刷ハガキを出しました

略啓 主人外骨儀、一月以來の腰痛治療として再び相州湯河原温泉へ出かけましたが、前後四週間の滞在も一向効果が無いので四五日前歸宅いたし、昨今は帝大病院で物理療法を試みて居ます(マダ病因病名も不詳です)氣分が悪くてハガキ一枚書くのも苦しいこの事ですから、主人に代つて御來翰の御返事を左に略述いたします

大正十四年四月二十三日 半狂堂編輯部員  
其後又加盟員諸子一般へ左の印刷ハガキを出しました

略啓 主人外骨儀(中略)依然不快で定期の「明治奇聞」第三篇(今月一日發行)の編輯はマダ終るに至らないのです、今月中には是非發行する豫定であり、尙外に新著一冊を發行することになつて昨今著手してゐます、委細は追つて御通知いたしますが、取敢ず右「明治奇聞」延刊の事だけお断り申上げて置きます

大正十四年五月十日 半狂堂營業部  
此五月中に發行といふ通知はウソの様に成りました、氣分

が悪くて筆を執れないので延び／＼になり、ヤット去る六月二十三日に左の印刷物を諸子に送りました

皆様は不相變御健在御清福と存じますが、私はマル六ヶ月間の臥床で、出入の損害凡そ二千圓ほど食ひ込みました、御察し下さいませ

そして私の病氣は血管故障であるといふことだけは杉田直樹博士の診断で決定しましたので、其後東大醫學部病院の物理治療所で蒸氣壓浴を一ヶ月間ほどやりましたが一向其効能が見えないのみか、日増しに氣分が悪くなつて、執筆どころでなく、書物を読むのもイヤに成りましたので、或人の通告によつて鍼醫の治療を受けました、幸に先月二十八日より三日間の施術で、腰部のゴダハリは去り氣分も恢復しましたから、早速執筆に着手したのであります、マダ全治に至らず半起半臥ですが、全治すれば社會的福音の宣傳として大に公表します

右の次第で、温泉療養でも新醫學上の療法でも、其効の無かつたのが、舊式の鍼治療法で、兎にも角にも、執筆し得るだけの状態に成つたのであります、此編輯終了後、再度の鍼治を受ける豫定ですから、全快すれば「五月一日の休刊」は十一月までに一回餘分に發行して填合せます



## 例言

また、例の自己病状を申し上げます、(「例言」の例は此例の例と思召せ) 其後鍼療の効も消えたか、ピリカヘシの病態なので、更に一種の物理療法らしい事を十日間ほど続けましたが、これも捗々しい成績が見えないで、一枚のハガキを書くのもモノウシク、其後は専ら例の魚釣り運動に出かけ、又今月になつて常州女化原へ初茸狩りに二回出かけましたが、何の効か、漸次身體の異和も去り、腰痛も止み殆ど全快に近い気分になりました、それで職業的著述の身半起半臥中に「文明開化」の第二篇を仕上げ、續いて本書の編輯に着手したのであります

床中の讀書は晝夜間断なしにやりましたが、愛顧諸子より来たお手紙の返事を書く氣になれないので、凡そ二百通ほどの來翰を、今にそのまゝ、机邊に積み重ねてあります、缺禮恐縮の感に絶えないので、此編輯締切後に一々お返事をいたすツモリでゐます

さて本篇は、新聞雜誌及び記者に關する事はかりで全篇を埋めました、結了後になつて考へて見ると、これは失敗であつたらしいのです、自分の好きな事であるから、自分

は興味を持つて集めました、局外のお方は「前朝日新聞社長の娘、櫻龍神遊廓の娼妓に成る」といふやうな記事ならば、面白いとしてお讀みに成るでせうが、類聚的の表や穿鑿考證的の記事には、感興が無いであらうと思ふのです、それでコンナ材料ならば、マダ二冊でも三冊でも出來得る量を持つて居るのですが、今回限りで再びコンナ事はしないと定めました

尙やお断りをせねばならぬ點があります、新聞雜誌の事ばかりといふ範圍縮小のために、明治奇聞の名に相應しない記事が多く載つた事と、轉載物が多かつた事です、病中病後の編輯、これでも感心だとお見ゆるしを願ひます

次篇は前篇同様、各種各様の異彩を放つた眞の奇聞を満載します、去日在金澤の申天弓子が多年の間に蒐集された明治の奇聞集を同子より三袋寄與されて居るので、其中から精選して出す事が多いだらうと思つてゐます

本書は十一月に第六篇を出して結了とする豫定でありましたが、病臥の延刊で、十一月に第五篇、十二月に第六篇を出して本年中に結了とします

## 例言

○前篇の例言で、例の病状を例の繰言で例の如く申上げた末本書の發行について「十一月に第五篇、十二月に第六篇を出して本年中に結了とします」と記して置きましたが、此豫定も實行が出来ず、十二月の末に第五篇がヤット發行であとの第六篇は大正十五年度に延ばさねばならぬ事に成りました、其延引の理由は無論病狀の結果であります、今度はクドクしく申上げませぬ

○さて本篇の編輯を了つた後、全篇を通覽して、明治時代の奇聞としては不適當な事もあり、又奇聞としてもこれより面白い事が外に多くあるに、どうして斯様な事ばかりを集めたかなど、思つたのでしたが、既に印刷の済んだものに就てソナナ憾を起したとて益のない事でした

○「目安箱」の事は、最近刊の尾佐竹先生著「維新前後に於ける立憲思想」に、函訴として太政官の門前に設けた目安箱の圖及び記事が出て居るから對照參觀して下さい

○埼玉の無名子から、本書第三篇に就ての皮肉な寄稿が來て居るのですが、本篇の四十三頁に載せる豫定のところ、二頁に涉るので、刷了の紙面を除去するツケにも行かず、

次篇に廻すことにしました

○本書第四篇に就て「本郷ノ校正掛」といふ匿名で

第十一頁第十二行

關新君ハ關新吾ノ誤

第四十頁第十一行

育龜浮木ハ官龜浮木ノ誤

此外ハ誤植ヲ發見シマセンデシタ

と通告されました、其御精讀のほどを深く感謝いたします、編者の誤記や、氏名等の誤植で「校正掛」のお方には、氣が附かない所があるのを發見しました

第九頁第九行

事水とあるは事水の誤

第十三頁第十四行

明治二年は明治四年の誤

第四十三頁第二行

田中謙吉は田口謙吉の誤

此外にもマダあるでせう

○次篇は終刊ですから、政府、官吏、士民、風俗、言語、新聞、雜誌、法制、刑罰、宗教、經濟等、あらゆる各部類の代表的奇聞を集めて終了とすべく考へて居ります、こんな面白い本を六篇限りで廢めるのは惜しいものだ、皆様に惜がらせるツモリですが、果してドンナものが出來ますかアテになさらない方がよいでせう



## 例言

○昨年中に發行すべき此第六篇が半年ほど延刊したのは、誠にスマナイ事でありました、それには乗り氣のしないイキサツもあつたのですが、要は職業的著述家の身としてアト廻しにせねばならない事情のためでありました

『明治表裏叢書』續刊の企てをして、其方に全力を傾注して居る中、營業部の方から『明治奇聞』の第六篇をお早く願ひますと促された事は一再に止まらないのであつたが、それが延び／＼に成り、ノツビキならぬ期に接して、サアこれからと着手して見たが、従來蒐集の材料を分類して新叢書の内容に充て、それ／＼其部に入れて了つたので、本篇の材料とすべきものが皆無になつた、これではならぬと、新叢書の範圍に屬しない材料を俄かに蒐集せねばならぬ事になり、簡短の記事ばかりでは、其蒐集に時日を要するので前例にない長文ものを填充する事にしたのであります、横着だ無責任だどお叱りを受けるかも知れませんが、これも職業的著述家のアハレを表示するものとしてお見ゆるしを願ひたい、六篇で完了といふのが、例の尻切れ蜻蛉で、アトが出ないのよりはマシだと位におあきらめ下さい

○就ては此前篇に「次篇は終刊ですから、政府、官吏、士民、風俗、言語、新聞、雜誌、法制、刑罰、宗教、經濟等あらゆる各部類の代表的奇聞を集めて終了とすべく考へて居ります、こんな面白い本を六篇限りで廢めるのは惜いものだと、皆様に惜がらせるツモリですが、果してドンナものが出来ますかアテになさらない方がよいでせう」と申上げて置いた通り、豫言實行の次第になつたのですが、その代り、従來蒐集の好材料は、新叢書の方へ廻したのですから、其方で御愛讀を願ひたいと、蟲の好い宣傳を兼ねておソビをして置きます

○と云つても、本篇の取材悉くがツマナイものばかりではない、「出獄人出迎の舟」以下、明治の奇談珍聞として後世に傳ふべき好資料がないでもない、長文のものとても、單に紙面塞ぎのものとのみ見るのは酷である、「無人島漂流奇談」は奇談中の奇談であり、江木高遠の傳記は後來他書で見ない明治史料の一部であります

○此第六篇にも例の如く誤脱の事があるでせうが、それは御通告によつて『早晩廢刊雜誌』に掲げませう、又自ら氣付いた事も同様です

## 自序

澁川玄耳子が明治三十九年の東京朝日新聞に連載した『閑耳目』の中に左の一節がある

「江戸つこ會が組織されて江戸子趣味を研究するとの事、江戸子趣味も今は早、室町、桃山、元祿趣味など、共に歴史上の遺蹟となつて了つて居ることを證據立てるものである、一萬年も経つたら東京灣は今日の三分一ぐらゐに埋もつて、皇都繁華の中心は今の品川沖幾里の遠きに在るであらう、日本橋京橋などは場末になつて、銀座邊は餘り不潔だから近々取潰されて貧民學校の敷地に爲る相だ抔といふ新聞記事が出る、明治研究會は昔し赤門大學の在つたといふ本郷に設けられてある、明治式とかで、和洋混合の不調和な建築」云々

玄耳子が一萬年後と豫想した明治文化研究會は、我々同友の發起で、正十四年の末に成立した、其豫想よりも九千九百八十年ほど早かつたワケである、然しアマリ早過ぎたのでもなかつたか、近頃明治文化の研究と



いふ事が世上の一部に流行し、それに資すべき圖書の刊行も少からず續出して居る、これは我々の宣傳に由るのか、時勢到來のためかは判らな  
いとしても、今より三年前に「自己を顧みよ」と叫んだ予としては眞に悦  
ばしい事である

そこで、其流行を倍々盛んならしめんとして、茲に『明治史料』の續刊を  
企てたのである、これを現代の明治文化研究家が無類の好史料と認めて  
呉れ、ば大に満足であるが、假令多くの人々が顧みないものであるにし  
ても、今より百年乃至一萬年ほどの後に到れば、外骨の和装本蒐集と共  
に本書を珍重する者が少くないであらう、此自信と此見識を持つての編  
纂である事だけは表白して置く

昭和二年九月末日

再生外骨

### 例言

○江戸時代の研究よりは、明治時代の研究の方が面白い、  
といふ感が近年予の頭腦に浮んで来た、それは江戸の三百  
年間には制度文物等に大なる變化も無かつたが、これに反  
し明治は所謂御一新で、先づ政權争奪の魂膽、民心收攬の  
苦心、外國事物の輸入、法律制度の變革等があり、次には  
不平士族の陰謀、地方愚民の暴舉、紙幣濫發の窮狀、閥族  
暗闘の陋態、さては文明開化の叫び、新聞雜誌の勃興、自  
由民權の新論、壓迫政策の失態等、有史以來未曾有の珍事  
が續出したからである、其間の舊事物破壊、新事物建設、  
衝突、矛盾、歡喜、恐慌、悲慘、熱狂等、笑ふべき事、驚  
くべき事が少くない、そこで近頃は江戸研究を捨て、明治  
研究に没頭するのである

此没頭中、自己が研究しつゝある以外の事物に關する珍談  
異聞を多く發見する、それを集めて讀書子に提供すれば、  
何等かのヤクに立つてあらうと思つた、これが本書公刊の  
動機である

○本書の材料は古い新聞雜誌の記事を主とし、次に書寫本、  
手紙、公刊の圖書、摺物等より採集するのである

○其採集の範圍は政治、法律、經濟、宗教、文學、教育、  
藝術、醫學、衛生、交通、産業、軍事、傳記、風俗、異變、  
雜事等の十數目に分けて掲出しやうと思つたが、政治に關  
した教育の事があり、宗教に關した異變の事があり、經濟  
家の傳記、藝術家の風俗、交通的法律、文學的軍事等の事  
が多くあり、其類別に苦むので、部門もなく順序もなく亂  
雑に掲出する事にしたのである 但し原文のまま、

○本書は凡そ第十二篇まで續刊する豫定であるが、其完成  
の際は、部門に分けた索引的の總目錄を附け、彼是の二者  
に聯關する事は雙方の部門へ入れて捜査に便ならしめるツ  
モリである、それまでは、標題と小見出しによつて拾ひ讀  
みをするとも、初めから終まで残らず通讀するとも、或は  
讀まざツンドクで完成を待つとも、或は好きな友人に贈る  
とも、そこは各自の御勝手である

○古い新聞雜誌を通讀して、意外の記事を多く發見するの  
は、明治二十年頃までのものに限る、それは前記の如く新  
舊混沌の過渡時代なるが故である、立憲制になつた二十三  
年後の新聞雜誌には其笑ふべき記事、驚くべき記事が少い、  
此理由で予が精讀して居るのは明治二十年以前のものでは  
ある、隨つて本書に採集の記事も亦同年頃までのが多い



○予が熱心に蒐集して居る明治時代の新聞雑誌は、他よりも比較的によく蒐集して居ると云ふに過ぎない、六千種中三千種は既に蒐集して居るとしても、其中には缺號が多くて、マダ全部の百分一位しか手に入れて居ないのである、これより漸次に蒐集しても、其完成は五十年後か百年後か判らないのであり、又其悉くが此世に現存して居るか否かも疑問な位であるから、本書に採集する記事も、廣汎に涉つての採集とは云へないが、古い新聞雑誌を根氣よく通讀して史料を發見する努力は、これも比較的他に優つて居るものと自から信じて居る

○揣摩臆測の訛傳とか、何かの爲めにする虚構談とかは、イッの時代にも絶えないのであるから、其取捨に注意して編纂した本書の記事中にも、過誤又は無實の事が混入して居るかも知れない、それを發見されたお方は指摘して下さい、眞をあやまつた事の訂正には吝ならずである

○從來興味本位の著述又は編纂をして居た癖で、本書に採集した記事中、單に面白い事といふだけのもの、明治文化史の研究資料としては何等價値のない記事もあるでせうが、それは雀百までの例としてお目漏らしを願ひたい

先づはこれだけ

目次

自己を顧みよ……………一  
 天子御調印の保證書要求……………二  
 今の巡查を運卒と云つた……………三  
 賄賂に貰つた珊瑚珠……………四  
 日報社を拜む田舎者……………四  
 京濱間通航の娼妓丸……………五  
 過渡期の奇裁判……………六  
 明治狂句略解……………七  
 娼妓の檢徴忌避談……………八  
 穢多の娘を集めた遊女屋……………九  
 慶應義塾創立の檄文……………一〇  
 明治初期の新言語……………一一  
 明治舌禍史（一）……………一二  
 帝國議會初期の名物男……………一三  
 赤服の粟谷品三……………一四  
 長髪の高梨哲四郎……………一五  
 結髪の吉野世經……………一六  
 東京大學生徒暴行退學一件……………一七  
 後に名士となつた學生が多い……………一八  
 明治五年には十二月なし……………一九  
 罪人押送の胴丸籠……………二〇

明治六年六月の定期發行物……………二八  
 新聞代價催促の社説……………二八  
 英人重井鐵之助……………二九  
 四字漢語の時代……………二九  
 人と豚との合ノ子……………三〇  
 東京下谷の鼠横町……………三〇  
 外國人の富籤興業……………三一  
 郵便ハガキの始り……………三一  
 四人替者の按摩出稼……………三二  
 戲作者萬亭應賀……………三三  
 東京新橋極内省……………三四  
 娘を賣る形式……………三五  
 孔方の明治通寶……………三六  
 東京の京の字……………三六  
 人造富士山と岩谷松平……………三六  
 寫真版……………三六  
 淺草公園内の人造富士山……………三九  
 銀座の山師商店岩谷松平……………三九  
 東京築地にあつた新島原遊廓……………四〇  
 東京の新島原遊廓……………四〇  
 自宅禁錮の珍問題……………四一  
 評論新聞の憤慨……………四一  
 私刑的梟首の流行……………四二

舊聞雜記（一）……………三六  
 古い新聞……………三六  
 明治三年の大坂新聞第一號……………三六  
 本書の由來と訛言……………三六  
 明治文化研究會……………三六  
 古柳句研究の附録……………三六

如何に例の編者が此材料の蒐集に丹精であるか又その記述に苦心して居るかを察して貰ひたい





目次

維新中の維新……………一  
 社會主義的の論文……………二  
 尻の暖つた政府の壓制……………三  
 罪人としての島津三郎久光……………四  
 顔へ紙を貼て自殺……………四  
 舊令の國家賠償法……………五  
 太政官の何日徳川の何日……………五  
 過渡期の奇裁判 (二二)……………六  
 偽名で扶持を受けて居た罪  
 大聲者から罰金を詐取した罪  
 徽章附の兵服を賣らんとした罪  
 首のない西郷隆盛の屍體……………八  
 明治狂句略解……………九  
 輕氣球の風船……………一〇  
 明治初期の新言語……………一一  
 明治古禍史料 (二二)……………一二  
 太政大臣三條實美を侮辱  
 魯國虛無黨云々の政談演説  
 大槻如電翁と今泉雄作先生……………一三  
 金十圓の金は金毘羅の金……………一四  
 監獄へ逆戻り……………一五

最小の雜誌……………一五  
 八幡不知の大流行……………一六  
 轉載専門の新聞雜誌……………一八  
 大阪木津川の千代崎橋……………二〇  
 一大危機(大隈重信と來島恒喜)……………二二  
 夕刊新聞と外人新聞……………二三  
 萬橋のへら／＼跡……………二三  
 女民權家岸田俊子……………二四  
 最初に公刊された舶來の裸體畫……………二五  
 墮落美人の千阪光子……………二六  
 銅像に燕の巢……………二七  
 蒸氣車模型圖……………二八  
 寫眞版  
 文化の天使たるベルリの肖像……………二九  
 錦繪の東京日々新聞……………三〇  
 錦繪新聞の流行……………三一  
 明治小説家總攷……………三二  
 讀賣新聞の讀賣……………三五  
 壓迫政策と少年雜誌……………三六  
 一行の叙任記事で一ヶ月の禁錮  
 釋迦荷ひ(屍體運搬法)……………三七  
 獄中教師の佐竹慧昭……………三八  
 チャリネの曲馬……………三九

古い新聞……………四〇  
 山城屋和助の身代限り……………四〇  
 伊庭想太郎の長成社……………四〇  
 大好きの家庭……………四〇  
 伊藤博文を誹謗……………四〇  
 文明開化のザンギリ頭……………四〇  
 マンセイ橋はヨロヅヨ橋……………四〇  
 自己消息の事ども……………四〇  
 大阪の舊友諸氏に感謝す……………四〇  
 隔月に講演旅行……………四〇  
 古い新聞雜誌の寄附……………四〇  
 古柳句研究の記事は載せない……………四〇

目次

領國主義の反動……………一  
 民心を知らない大臣……………二  
 福澤諭吉先生の原稿……………三  
 玉乃世履の手紙……………四  
 在獄囚人の讀本……………五  
 過渡期の奇裁判 (三三)……………六  
 大なる筏を組立てし罪  
 白兔の毛を染めし詐欺取財  
 獄中の鶏姦罪……………七  
 成島柳北論……………八  
 親ヲ聞テ乃坐ス……………一〇  
 初期の自轉車……………一一  
 明治古禍史料 (三三)……………一二  
 民權講釋師の駄洒落  
 佛蘭西の政治を説いた罪  
 前島豊太郎と荒川高俊……………一三  
 飛花落葉……………一三  
 後藤新平の醫術開業……………一三  
 七杉子……………一三  
 坂東彦三郎追福狂歌……………一四  
 藝娼妓解放令……………一四

牛馬ときはどき……………一六  
 空想の賣女根絶論……………一六  
 復讐のあつた邸宅……………一七  
 新聞小説の挿繪彫刻談……………一八  
 猥褻行為の觀せ物……………二〇  
 變つた傍訓付……………二〇  
 女學生の初洋行……………二二  
 變節漢福地源一郎 (一一)……………二三  
 岡山紀聞筆の命毛……………二四  
 洋妾の起原……………二六  
 木造の鯉節……………二六  
 勝安房肖像……………二七  
 碑文に裁判言渡書……………二七  
 醉月樓花井お梅……………二八  
 本職内職の影繪……………二八  
 寫眞版  
 殺人犯者花井梅……………二九  
 本職内職の影繪……………三〇  
 泥坊が編纂した法制書……………三二  
 附 小説家の竊盜犯……………三二  
 天子様の鱗……………三二  
 舶來事物賛否者の矛盾……………三三  
 暴動に懲役人……………三三

金精神崇拜の是非論……………三四  
 反時勢の戯作物攻撃……………三五  
 政體變換の浮説……………三五  
 服部應賀の不孝息子……………三七  
 道程測量の人力車……………三七  
 新聞雜誌(甲)……………三八  
 頭髮のさま／＼……………三八  
 電報の早いに驚く……………三八  
 上下の開化……………三八  
 榎本武揚の獄中手細工……………三八  
 東京府令の二三……………三八  
 支切丹魔法の電信……………三八  
 穢多の宅にて酒宴……………三八  
 羞耻上の轉地……………三八  
 盲人の擊劍……………三八  
 羽後の生殖器崇拜……………三八  
 風穴園ひの蠶種……………三八  
 英國の大西新聞……………三八  
 本書第一二篇の誤脱……………三九  
 さてもそのうち……………三九  
 講演旅行も中止……………三九  
 明治の新聞雜誌……………三九  
 『文明開化』の創刊……………三九



目次

活歴史中の異事珍談... 一
新政府と新聞雑誌... 二
横濱新聞—東京毎日新聞... 四
藝妓に惚れられた新聞賣子... 五
女が持主編輯人... 五
前朝日新聞社長の娘... 六
百二十枚の印刷高... 七
奇名な新聞雑誌... 八
毛筆の朱書で取消... 九
一雑誌社から十八人の入獄... 一〇
集思社長の國事犯... 一一
獄中で虐使された記者... 一二
誤認された刺客と新聞... 一三
栗本鋤雲翁の恐縮... 一四
自宅禁錮が本獄へ... 一六
平假名輸入新聞... 一七
新聞の挿畫に彩色... 一七
悪罵された官權新聞... 一七
新聞供養大施餓鬼... 一八
おかッびき投書... 一九
新聞社で雑誌發行... 二〇

魯文の和同開珍社... 二二
變節漢福地源一郎... 二三
新聞社イヂメの好物... 二四
新聞雑誌の興廢... 二四
萩原乙彦の破倫... 二五
投書に添金一朱... 二五
響庭篁村の投書... 二六
新聞紙の第一盆... 二七
新聞雑誌見立評判... 二七
標題の擴大と縮小... 二八
寫真版
朝日新聞の標題... 二九
東京繪入新聞錦繪附録... 三〇
東京ミヤゲとしての新聞紙... 三二
殺された新聞を葬送... 三三
不潔な新聞に筆を執らない... 三三
今日新聞... 三三
千人に一人の讀者... 三三
佐渡人と新聞紙... 三四
ヒツコイ社會燈... 三五
日々新聞の元祖... 三六
新聞記者が犬... 三六
署名人の不平談... 三九

時事雜報の天氣豫報... 三九
日本全國新聞雜誌細見... 四〇
新らしい雜報... 四四
新聞雜誌展覽會
新聞雜誌批判號
長崎新聞第一號
本書第五篇第六篇



目次

官尊民卑の思想... 一
お歴々の朝臣様そろひか... 二
元老院十を省けば元左院... 二
山形縣新庄の士族... 三
天理可樂怖といふ新聞... 四
過渡期の奇裁判(四)... 六
家長の財物を持逃げの罪
官吏を罵る罪
投票を以て無罪... 七
東京裁判所の圖... 七
支那國民性の代表... 八
鉄と糊の雜誌編輯人... 八
野崎左文字の初投書... 八
雇人請宿の福澤屋諭吉... 九
總生寬の誨淫書... 一〇
目安箱... 一一
當初の郵便物... 一二
危險思想の新聞記者... 一三
高田早苗先生... 一四
チョン髭を釣るした床屋... 一六
小學校設置案建白書... 一六

婦人乗馬の流行... 一七
コレラ除の守札... 一七
原敬は政府の密偵... 一八
重箱づめの強飯... 二〇
暗殺共謀嫌疑の愛妾... 二二
的の字の流行... 二二
觀客の下駄を洗ふ... 二二
天弓子雜抄... 二三
西郷札の愛藏者... 二六
朝鮮征伐に寅歳男... 二六
千金丹といふ賣藥... 二七
おどけた異裝... 二八
警視廳第一銀行開成學校... 二八
寫真版
警視廳第一銀行開成學校... 二九
樂善堂の賣藥廣告... 三〇
岸田吟香の賣藥廣告... 三二
蒔繪の人力車と壯士... 三三
開化鍋と稱した牛肉食ひ... 三三
開化した狼
安愚樂鍋の圖
牛肉の隠し食ひ
鍋賣禁止令

角の無い牛肉... 三五
新聞雜誌(乙)
泥古の強請 新聞原稿遞送規則
夫婦同權のかせぎ 高砂社の元祖
字を知らぬ醫者 入浴九十度
真宗禁制國の騒動 珍書の賠償金
新舊混合の異態 花火に學問の勸
一萬八千圓の萬代橋 良戸長
司法卿の反逆 日曜日を休日
お開帳の落語 やすめかけ
開化六歌仙 金銀貨の外國行
江藤新平の錦繪と鼻首の寫真
維新前後に於ける立憲思想... 四三
我時來れり... 四四
時事新報の「幕末の頃」
小野秀雄氏の新聞學研究會
金澤の「開化新聞」複製
次に現はれる新刊の雜誌と著書



目次

新政府のホコトン... 明治政府の自業自得... 出獄人出迎の舟... 國會熱望の發狂人... 笑ふべき變節漢... 初期 帶刀時代の珍服裝... 法律違反の縣令... 二十三年の話... 脱管届を出せし宮地茂平... 西郷星... 勤儉力行の軍人... 無人島漂流奇談... 町内共有の釜... 大石正己の情婦... 天弓子雜抄(下)... 散髪した西京の開化藝妓... 裸の道中相成らず... 横濱から東京へテレグラフ... 舶來砂糖に炭を交へた黒砂糖... 墮胎豫防の箱館育兒會社... 郵便の訴狀は焼捨る

駿臺に富士山... 白狐の飼主に化さる... 祭禮に猥褻の造物... 軍國主義は大泥棒... 寫真版... 百日誓の西郷隆盛... 椋鳥の子を捕つた神罰... 不思議の朝日松... 無識の戸長... 聾啞者の聽音器... (附録) 江木高遠の傳記... 門標の肩書を禁ず... 坪内雄藏先生の艶聞... 布袋腹の岸田吟香... 小西甚之助の情歌... 泥棒が編纂した法制書... 藤井惟勉の編著書... 本書既刊中の誤記... 終刊に際して

本書の目次は毎篇三段組にして居たのですが、此第六篇の目次は二段に入れてマダ不足なので、それは長文のものが二つあつて、細目が少いため、所謂長いものに巻かれたのです

目次

緒言... 維新に際し人民告諭... 愚民の動搖を防ぐ主旨... 開化鍋の發達徑路... 牛肉半斤を一人前... 西郷丹といふ賣藥... 賊魁崇拜の偏... 新發明の風船... 飛行機完成までの犠牲者... 寫眞師北庭筑波の聲譽... 伊井蓉峰の實父... 上下議院設立の建言... 率先者か... 雜俳式の參議連... 右は岩倉左は空地... 我國産石油採取の開祖... 石坂周造と岸田吟香... 磐城炭坑始掘者... 安政年代の片寄平藏... 人體解剖學者... 大學東校の田口和美先生

隱岐の竹島... 火を放つて開拓... 中京の流行俗語... 開化のドン／＼節... 乞食に施與するを禁ず... 厄介に申付とは笑ふべき珍布令... 獨逸人を殺害せし事件... 政府當局者の配慮... 中江篤介の佛蘭西學舍... 後の佛學塾... 東京大學に近き根津遊廓... 學生の風紀問題... 小間物屋の娘... 持兇器強盜罪... 奈良縣人の開化... 迂愚頑冥の結髮者... 京阪の往復馬車... 汽車未開通時代の便利... 明治初頭の電信機架設事業... 出願許可の報告書... 新島襄外人に賞揚さる... 横濱ヘラルド新聞記事抄譯... ガラス切りのせんべい角石

金剛石に代用すべき物... 千里軒の乗合馬車... 二階造りにて乗客三十人... 大阪の千日と梅田... 火葬場の變遷... 娼妓檢査廢止論贊成... 朝野新聞と萩原乙彦... 電報にて禮狀... 布哇國領事ウニソット... 西洋人相手の私娼... ネロ／＼ヨロシイ... 國事犯人に添書を添へし罪... 委託を受けし裁判宣告... 無届公開の弔祭會... 巡査が縣令を訴ふ... 蠶の蛹を絞つて燈油... 飛驒人の發明... 日本に共和政治は不可能... 國體論にあらざる民狀論... 銀行紙幣に記入の文字... 福地源一郎の書... 岩倉右大臣暗殺未遂罪... 所謂喧嘩事件



ボリスといふ英語の職名……………二六  
 巡査の語なかりし遷卒時代……………二七  
 大阪病院生徒教導規則……………二七  
 開業醫師の入学をも許せり……………二八  
 禁閉禁止の布令……………二八  
 恥づべき業體の者……………二八  
 大島圭介の學歴と行動……………二八  
 幕軍の一勇將……………二九  
 復讐禁制後の珍事件か……………二九  
 斬首の太刀取り願……………三〇  
 取者の過失罪……………三〇  
 罰金を治療代……………三〇  
 初めて保険金を貰ひし人……………三〇  
 我國生命保險會社の開祖……………三一  
 板垣退助題字……………三一  
 手紙も書けない無筆の人……………三一  
 馬場辰猪英國行の送別會……………三二  
 東伏見宮の祝文……………三二  
 男女同權論の先驅か……………三二  
 警察の岡ッ引と其女房……………三三  
 佛蘭西法學と英學の教授……………三三  
 林欽次の私塾に於て……………三三  
 官軍方探偵の横死……………三三

獄中にて首を刎ねらる……………三四  
 庸醫と賣藥を排斥の建白……………三四  
 病に死せずして藥に死す……………三五  
 共同墓地へ十字架の墓……………三五  
 眞宗信徒の撤去訴訟……………三六  
 無學の區長戸長……………三六  
 布達の意義を解せざる者……………三六  
 公議輿論を顧ざる政治家……………三六  
 内務卿大久保利通……………三六  
 自由民權といふ語……………三七  
 太政官の布令に出づ……………三七  
 帝國議會豫想圖の的中……………三七  
 公論新報の附録繪……………三八  
 西洋事情偽版一件……………三八  
 元著者福澤諭吉の告訴理由……………三九  
 僕々曉齋の醉興……………三九  
 程々狂醫時代と同一の放逸……………四〇  
 明治初年の人民と官吏……………四〇  
 制せられたる者制せんとす……………四〇  
 各地在村に郵便局設置……………四〇  
 五等より七等までの分局……………四〇  
 耶蘇教の蔓延を畏る……………四一  
 佛教徒と神道者との結合……………四一

耶蘇教書肆の開店……………四一  
 十字屋の準前身……………四二  
 變事利用の投機……………四二  
 政府要路者の射利……………四二  
 凡鳥道人結城贊……………四二  
 漢文「橋北十七名花譜」の著者……………四三  
 河竹新七の傳(假名垣魯文記述)……………四三  
 技藝名譽小傳の中……………四五  
 子守學校の創立……………四五  
 茨城縣猿島郡小山村……………四五  
 國會開設の聖詔取消請願……………四五  
 明治日報にも此論ありたり……………四六  
 野魔師の共立銀行……………四六  
 金庫には一文錢もなし……………四六  
 上下一心の解……………四六  
 兩極端の舉示例……………四七  
 京阪鐵道の起工……………四七  
 梅田のシテイション……………四七  
 賄所をマヒナヒドコロ……………四七  
 公然看板を掲ぐと見し支那人……………四七  
 火災保險會社の前驅……………四七  
 山師の事業か永續せず……………四八  
 おやまかチャンリン節……………四八

蕎麥屋の風鈴……………四八  
 傳書鳩利用の相場師……………四八  
 泉州堺の米商人……………四九  
 エルメレンスの碑文……………四九  
 大阪府病院雇教師たりし人……………四九  
 處刑後に裁判宣告の取消……………四九  
 管轄違ひの罪人……………五〇  
 政府が禁止せし俗謡……………五〇  
 タイ／＼がタイ／＼節……………五一  
 文明開化道中双六……………五一  
 振り出しが浦賀……………五一  
 東京新煙社の記……………五二  
 マツチ製造の開祖清水誠……………五六  
 自由民權と壓制官權の風……………五六  
 遊戲の政争問題化……………五七  
 横根勘宗といへる遊客……………五七  
 實は軍曹の偽名……………五七  
 吉原根津四宿の遊興費……………五七  
 私娼が四百文(四錢)時代……………五八  
 北垣國道の戀妻……………五八  
 學生中の馴染女……………五八  
 隱賣女取締規則……………五八  
 強制的に公娼たらしむ……………五八

杉田定一の改心……………六〇  
 福井縣令石黒務の書翰……………六二  
 師弟間の民事訴訟……………六二  
 信教上の衝突か……………六二  
 イカサマの高砂社……………六三  
 入社金詐取の山師……………六三  
 油繪師高橋由一……………六四  
 西京の岡本春暉等……………六四  
 外國人の名に擬せし藝人……………六四  
 手品遣ひの一曲……………六五  
 華族を武邊に導くの説……………六五  
 福澤諭吉先生の上書……………六九  
 北陸鐵道と眞宗信徒……………六九  
 兩本願寺の獎勵……………六九  
 静岡の民權家と藝妓……………六九  
 政府の壓迫が及ぼす情事……………七〇  
 私擬憲法の全文……………七〇  
 政府案に先だつこと數年……………七〇  
 刑法註釋と治罪法註釋……………七七  
 村田保非難一件……………八一  
 三菱商業學校設立の趣意……………八一  
 貧乏故の民權家といふ曲論……………八二  
 金を拾ひし新平民……………八二

落し主は薩人伊知地正治……………八三  
 美人は精鑄水……………八三  
 西南陣中の戲語……………八三  
 日本畫の凋落……………八三  
 過渡期の一時的現象……………八三  
 淫具形のカマボコ……………八三  
 違式註違條例に抵觸……………八三  
 天理教の毒牙……………八四  
 妖婆中山ミキ……………八四  
 横濱氷會社の發起人……………八四  
 不屈不撓の成功者……………八五  
 諷刺的奇文……………八五  
 三井組と小野組……………八六  
 舊會津藩士中根半七……………八六  
 時勢に反抗せし頑強人……………八六  
 明治名數集……………八七  
 御一新……………八七  
 親兵一萬……………八七  
 一使一藩三府三百二縣……………八八  
 一使一藩三府七十二縣……………九〇  
 一日程……………九一  
 二大政黨……………九一  
 梨園の二名優……………九二



流行二大料理店	九二	五ヶ條の御誓文	一〇〇	徹底したる軍國主義者	一一四
維新三大雄藩	九三	東京大川の五大橋	一〇〇	農村の合力米	一一四
明治三傑	九三	五刑名	一〇〇	苛斂誅求の片影	一一六
三院十省	九四	東京五大藥舖	一〇一	天皇陛下といふ語	一一六
三千萬の同胞	九四	吉原の五大樓	一〇一	明治前には絶えて無し	一一七
教部省の三教則	九五	帝國六法	一〇二	土地國有實行の風説	一一七
醫事の三雜誌	九五	東京六大法律學校	一〇二	古くて新しい事	一一八
言論壓制法起草の三人	九五	七曜日	一〇二	屍姦者の怪しい口實	一一八
立身の三事	九五	主戦論の七博士	一〇四	僧の慈心にて放免さる	一一九
私立三大校	九六	新政府の八局	一〇四	新舊隨筆	一一九
民権家三奇人	九六	現友社の八才子	一〇四	前島密の死後の光榮	一一九
壓制の三縣令	九七	東京八大家一覽	一〇五	玉乃世履の息子さん	一一九
狂詩三大家	九七	新内閣の十大臣	一〇五	福地源一郎の賭博好	一一九
書家の三舟	九七	日本現今十傑	一〇五	牢屋が刑務所	一一九
明治初期の三毒婦	九八	明治天皇御愛の十名馬	一〇六	微免除免案内	一一九
閨秀三名家	九八	條約十一ヶ國	一〇六	外骨の著書と穂積陳重先生	一一九
初期議會の三名物男	九八	向ヶ岡の十二勇	一〇七	寫真版挿繪	一一九
落語界の三人氣者	九八	大分縣の十五傑	一〇七	東京無雙當以長揃	一一九
東京の三評論雜誌	九八	東京府十五區六郡	一〇八	京橋と松田	一一九
三國干涉	九八	會津白虎隊の十六士	一〇九		
三教合同會議	九九	東京十七劇場	一〇九		
舊弊の三幅對	九九	東京十八公園	一一〇		
報知新聞の四天王	九九	蘆原將軍	一一一		

# 明治奇聞

## 第一篇

### ●自己を顧みよ

(本書發行の主旨)

### 廢姓外骨

現在の我國國民に、精神的の迷ひがあり、經濟的の苦しみがあるのは、抑も何に原因するのであらうか、それは皆歐化主義の崇りである、とは或人の論ずる所である、果してそんな迷ひがあり苦みがあるとすれば、それは西洋心酔の結果に違ひなからうが、その外にマダ確信を得ないで、迷ひがあり苦みがありはせぬか

泥古趨新は共に非とせねばならぬ事であるが、温故知新は識者の通則とする所ではないか

大正新時代の我國民よ、迷ふ勿れ苦む勿れ、自己を顧みて處決する處があらば、何にか迷はん、何にか苦しまんやである

と云ふと經世經國の大抱負でもありさうな所論らしいが、これはホンのコケ威しの前置きに過ぎない、そんな堅苦しい主張で本書を發行するのではない、讀んで面白く、聽いて可笑い事、新舊轉換の混沌期に於ける奇談珍聞を集めて、皆様のおなぐさみに供したいと云ふのが、職業的著述家としての希望である、迷ふ者は迷つて居ろ、苦む者は苦んで居ろ、それは此『明治奇聞』を讀まない崇りであると、予は思ふ事にする



## ●天子御調印の保證書要求

徳川幕府の領國攘夷主義で、耶蘇教を嚴禁し、同信者を壓殺せしのみか、外國より渡來の宣教師傳導師(パテレン、イルマン)を殺害した事實が無數であり、又幕末には其攘夷黨が外人を外道洋鬼毛唐人と罵つて殺害することが各地で行はれたのであつたが、其タ、リが明治の新政府へも及ぼしたと見るべき珍談がある、慶應四年(明治元年)二月発行の『中外新聞』第一號に左の一節が見えて居る、これは事實の報道に違ひないと認めてよろしい

「或人の話に京都より置かれたる伊勢某といふ兵庫奉行を以て外國人へ談判ありけるには此度徳川氏政權を返上ありし上は外國の條約も、王朝に於て新に結ばせらるべし云々外國人答て曰、王政復古の事は承知せり去ながら條約の儀は各國帝王の調印を致し候事故只今即時には決し難し各國申合の上本國帝王へ申遣はし其差圖を受けて決定すべき事勿論なるべし付ては先年以來日本に於て外國人の殺害せられたる事度々これ有り其外狼藉の所業に至りてはあげて數へがたし此度、王朝に於て政法改革の儀仰出され候はゞ先づ其手始めに、天子御調印の書付を出

し給ふべし其文言は是まで日本國內に於て外國人へ對し不法の働き或は故なく外國人を殺したる者ありと雖も今度新に政律を改正する上は日本全國に詔を下し敢て右様の所業を致させまじきとの證書なり此の如き證書を得て各國の帝王へ差送り其後改めて條約の事を談判に及ぶべし」と

當時外國公使が、これ位のことを云ふのは當然であるが、罪は徳川幕府が造つたものであるに、其責が明治の新政府へ及ぼしたのはヘンな事である、然し幕府を倒した新陳代謝の新政府が、新條約を締結せんとするに當つて、そんなことは此方に關係の無い事であると空囁くわけには行かず右にいへるが如き、天子様の詫狀らしい證書を出す事はしなかつたであらうが、新國民に外人迫害の暴舉は斷じてさせないとの誓約をしたのは無論である、此年の二月に京都の宮廷へ英佛等の各國公使を招いて、新政府の方針を告げたのも其爲めであつた

其時英國公使パークス氏を四條繩手で要撃せんとした兇漢林田某を現場で誅し、首謀者三枝翁、朱雀操の兩人を斬罪に處して、三條積に梟首したなどは、新政府當局者の苦慮を察し得られる

## ●今の巡查を邏卒と云つた

明治元年九月四日の太政官布達に、東京市中の取締を諸藩の隊長に命じて、それを邏卒取締隊と稱すとあるのが、此語の初めであるらしい、各藩の舊同心足輕の者を其邏卒にしたのである、明治四年十月に、西洋ポリスの編制法に倣ひ、東京府下取締として



邏卒三千人を置くと云ふ事があつた、最初は東京府に屬して居たが、司法省に移り、司法省の警保寮が内務省に移り、内務省が警視廳を置いて邏卒を管理せしむる事になつたのである、「邏卒」といふのは「巡邏する兵卒」の義であるが、明治五年に徴兵令を施して、軍隊を組織する事に成つたので、其義務的の兵卒と區別すべく、明治七年二月に邏卒を巡查と改稱したのである

然し邏卒といふ名稱は其後に於ても一般に使用され、又官廳の支配でない私設の番人をも邏卒と云つて居たのである

其邏卒は初め帶刀であつたが、後に徑の三尺棒を持つことになつたので、三尺棒と渾名されて居た

上掲の圖は「繪本川やなぎ」の、「泥棒は三尺棒に押へられ」といふ狂句の繪下の圖は、「高橋阿傳夜及譚」の挿繪である





## ●賄賂に貰つた珊瑚珠

明治二年七月八日発行の「明治新聞」に左の一節があつた、談はアマリ珍とするに足りないが、明治元年に発行した新聞十数種には、大概戊辰戦争の事か、外國新聞の翻譯記ばかりであつたに、こんな市井の談が載つて居たのを珍とするのである。

「芝居町役者澤村田之助妻は去年九月嫁入せしが、同所に於て其名を呼ぶ者なく珊瑚珠とのみあだ名せり、其故は嫁入の節錢五百兩と珊瑚珠の玉おびた敷持參せし故也とぞ、此婦人元淀藩稻葉老公の妾と成り、其後舊幕の旗下某五千石の家に嫁し、又去年如此、然るに田之助いよ／＼兩足を断ちきる故、又々離縁に及びしとなり。右の婦人何故にかく迄珊瑚珠をまた所持せしや、風聞には淀侯閣老たりし頃、内願賄賂の筋に珠を好むを名とせしものならんと云」

事の虚實は不詳であるが、政界要路の者が賄賂を取ること、は古今の通例であるから、これを事實と見て、賄賂に貰つた珊瑚珠だとすれば、幕府時代の悪事を、明治の初頭に於て公然と摘發された次第である。

## 日報社を拜む田舎者

「東京日日新聞」發行所日報社、銀座通り尾張町の角にあつて立派な洋館造りの二階建、入口に石の階段、上に「日報社」と書いた大額、正面の受付には守札でも賣つて居さうな親爺が腰掛け



て居た、東京の新聞化ぶりを見物に來た田舎者日報社とあるから日枝社同様の神社と思ひ、土下座で拜んだと云ふ笑話があつた、「東京開化狂畫名所」といふ月岡芳年の畫帖にも出て居る。

## ●京濱間通航の娼妓丸

「明治初年の頃は、東京横濱間に未だ汽車の便開けず、海上只小蒸汽船の往復ありしのみなるが、其頃同汽船中に、「娼妓丸」と號する船ありしといふ、蓋し客を乗せる船といへる意を取り

しものならん奇なる名稱といふべし

附記、去る明治十二年五月二日發行の、「讀賣新聞」雜報中に曰く

十年ほど前に、東京と

横濱の間を往復して居た娼妓丸は、其後利根川筋の往復をして居たが、おひ／＼蒸汽船が行はれて、好い船が出来ると隨つて、娼妓丸は年寄た故でもあるまいが、兎角船足が遅く、八文字では無い眞一文字に走る事が出来な



い處から、自然と寂れて新造の船に客を取られるゆゑ、此ごろ横濱の居留地六十九番館の小蒸汽船は、餘ほど丈夫にて船足も早いといふ事を聞込み、早速之を買取り近々に突出しになるといふ」(子の舊記)

大正十三年十一月二十九日發行「東京朝日新聞」に

「洋食が何時頃入つて來たかは確實でない、東京より横濱や長崎が早かつた事は當然だが、扨誰に聞いてもしつかりした事を知らぬ、明治六年頃、すでにしつかりした西洋料理を食はした築地の精養軒などは横濱東京間を往來したおいらん丸で、材料を運搬してゐたのを見れば、横濱はその頃すでに洋食が流行つてゐた」

吉原を歡樂の理想境として居た江戸時代の餘燼がマダ消えない頃であつたから、こんな「娼妓丸」などいふ不真面目の名を付けたのであらう、明治十年頃から二十年近い頃まで「オイラン酒」といふ瓶詰の銘酒が流行した事もあつた、同十一年十一月の「有喜世新聞」にも「オイラン酒より樽つけの方が徳」といふ狂句が出て居た、又「おいらん酒モー一本とあとをひき」といふ句もあつた、此「オイラン酒」といふ名なども、右の「おいらん丸」と同様の命名であつて、過渡時代の俗傾向を知るに足る一事であらう



## 過渡期の奇裁判 (二)

明治十四年頃までの裁判には奇なのが多い、明治新政府の法律といふのは、刑務局で翻譯の西洋法典と、徳川幕府の法制とを斟酌して俄か作り捏へたもの、又あゝでもない斯うでもないで出来た朝令暮改の雜律、それに據つて裁判したのであるから、其擬律と刑の量定とがゴタ／＼して居て、面白くもあり可笑くもある

明治五六年の『東京日日新聞』によつて抜記した數十件を、古法制専門の法學博士中田薫先生に乞ふて、法文の註解を加へて貰つたものを漸次續載する

### ○賈紫染粉街賣罪と托鉢施與罪

埼玉縣賈屬士族 鐵太郎父 新 健三

其方儀賈紫染粉ヲ取扱ヒ秋山治助外一人へ賈入右賣捌代金七拾圓取科詐欺財律ニ依リ除族ノ上徒罪二年申附ル

東京第一大區十二小區橋本町一丁目三番店借

豊前國小倉寺町妙法寺日修弟子 藤井 知光

其方儀教部布達ニ背キ松本重吉戸外ニ立經文ヲ唱へ布施賈請ル科違式律ニ依リ懲役十一月申付ル

同第六大區七小區本所緑町四丁目四番借店

松本重吉妻、くり

其方儀藤井知光戸外ニ立經文ヲ唱ル連布施與フル故ヲ以テ屹ト叱リ置ク

明治六年七月七日 東京 裁判所

(法文註解)新律綱領ニテ詐欺取財ノ准盜、七十兩以上(八十兩未満)從二年

明治四年四月二十五日輕科ノ者ヲ罰スル爲メ違式律ヲ定メ「重キハ答二十、輕キハ答一十、答ニ及バザルハ呵責」トス五年四月關日懲役法ニテ笞杖ヲ廢シテ其數丈クノ日數懲役ニ處ス答一十ハ懲役十日ナリ

明治五年十一月九日教部省布達第二十五號ニテ「自今僧侶托鉢之件禁候也」

「除族」といふのは、士族の籍を削除して平民に落す事、開刑律によつて、懲役六十日の處、士族に付除族の上放免すといふ判例もある

坊主の托鉢を全く禁止した時代のあつた事が、右の判例で知れる、又その施與罪に對して「屹と叱り」といふ言渡しが珍である、これは舊幕府の法制を襲用したのである(今回はこれだけであるが、次篇からは多く載せる)

## 明治狂句略解

明治十二年發行の『圓々珍聞』に出て居る狂句を抜いての略解

藤の蔓高い枝にもひツかゝり

蜻蛉の足が一本足りない紙幣の賈造をしたといふ大阪の藤田傳三郎が、當時の顯官參議井上馨と結托して居たことを云つたのであらう

士族の貧乏三尺棒に成り

邏卒といつた巡查、當時の巡查は帶劍でなく、檜の丸い三尺棒を抱えて居たのである「泥棒も檜の棒には辟易し」といふ類句もある

二等親だけに油も餘計減り

明治初期の法制には、妾を二等親としてあつた、油をこぼす行燈の「燈心」にかけたバレン句

内閣の病熱海の湯でなほし  
難問題の閑議を伊豆の熱海温泉で開い

「乳呑子が眼鏡かけてる此珍畫」

明治二十五年前後の頃東京で眼鏡が流行した其時日本通であつたフランスのピゴードといふ人が著はした「シヨツキング、オヤボン」といふ本に此畫が出て居る、明治二十八年の發行



た事、「熱海會議」とも稱した

松田けを東府に入れて味を出し

豆腐に松茸、太政官大書記官であつた松田道之といふ人が東京府知事になつた事を賞賛した句、事實聲望もあつた名知事

わしのいふ通りに支那とおそろしや魯國政府が滿蒙問題で支那政府へ強硬な談判をして居ると聞いて詠んだ句であらう、恐魯思想が作句者にもあつたことが知れる

遣り繰りの世帯は紙で建て

當時政府が財政困難で、紙幣を濫發したことを云つたもの、「藏」とは大藏省のことである

耶蘇宗の不思議も云はぬ世の開化

切支丹魔法使ひと呼ばれた基督教、信教自由の難有い開化で、布教傳導を許されて居るこの義、此一句は明治十年の「柳風狂句合」所載



## 娼妓の檢査忌避談

梅毒傳播の豫防策として明治新政府が娼妓の局部を醫者に檢査せしめる事にした當初には奇談があつた、予は先年雜誌「スコッフル」にも左の如く記したことがある

娼妓の梅毒檢査は明治四年九月に小菅千住驛（今の東京千住）の娼妓に施行したのが最初であつた、翌五年には各地の藝妓娼妓にも實施する事になつたが、大阪の賣女連は不服を唱へ、是非檢査を受けねばならぬのならば廢業させて呉れと迫る者が多かつたので、樓主は其筋に檢査猶豫の嘆願をするなどの騒ぎがあつた、其不服の原因は羞恥心が主であらうが、誰が言出すとなく「梅毒檢査など云つて、實は陰中から眞珠を採るのだ、眞珠を採られると長生きしない」との浮説が廊中の無智な賣女に傳つた爲めであつたさうな

『風雅新聞』第二十三號に風不揚波海底幽、眞珠可向此中求といふ梅毒院の詩句があるのも此浮説の義であらう

明治五年九月發行の『新聞雜誌』第六十一號に左の一節

「大阪南北兩新地ノ賣女梅毒檢査ノ儀兎角折合カネ府命仁惠ノ趣旨ニ悖ル者多シトゾ同府新町廓内越後町會議所

へ左ノ狂歌一首ヲ張附タル由  
繪ニ書タ枕草紙ヲ止ニシテ

生ヲ見タガル馬鹿ナ役人」

又明治七年六月發行の同雜誌には

「芳原（東京吉原）檢査ノ舉本月六日ヲ開業トシ醫員數名江戶町一丁目五勢樓ニ出張シ同街ノ娼妓十數名ヲ檢セリ諸樓ノ妓之ヲ嫌忌シ脱シテ家ニ歸ル者多シ後ニハ一點羞惡ノ心ナク輕々私處ヲ開テ却テ醫員ヲ蔑壓スルモノアルニ至レリト娼婦ノ厚顔ナル怪ムニ足ラズ抑此舉ヤ賤娼遊子ノ病毒ヲ除キ官家無量ノ功德ナルコトハ現ニ當日所檢ノ妓員百二十名中病院ニ送ラル、者八十名ニ過グルヲ以テ推知スベシ」

内務省衛生局第一報告抄録（法規分類大全所載）には此檢査院の事がある「梅毒病院ハ慶應三年九月幕府英國醫官ドクトル、ニユートンノ建議ニ依リテ始メテ之ヲ横濱ニ設立シ次テ長崎神戸ニ及ビニユートンヲシテ漸次巡回シテ三院ヲ督察セシム（中略）然レドモ檢査ノ舉ハ特ニ此三港ニ止マリテ未ダ自餘ノ地方ニ及バズ（東京は前記の如く明治七年）明治九年四月ニ至リ内務省ハ府縣市ニ達シ娼妓營業ヲ許スノ地ハ檢査ノ方法ヲ設ケシム」

## 穢多の娘を集めた遊女屋

今は水平社と云ふもの起りて、舊習の階級思想打破に努めつゝあるが、昔は輕侮蔑視して四民に伍するを許さず、法制の上に於ても、四民との通淫を禁じ婚嫁を禁じ、若し締結して以て、民籍に混じ民家に入ることがあれば、處罰されたのである、それで穢多の娘が遊女に成ることも出来なかつたが、明治五年穢多の稱を廢されて四民と同等に列せられて以來は、天下に「穢多」といふ特殊民は無くなり、随つて遊女勤めは無論、華族との結婚も自由に行ひ得るやうに成つたのである、然し一般民の舊習思想は失せないで、今に水平社員をして躍動せしめつゝあるのは、國家としても悲しむべき一事である

大槻如電翁曰く「明治六年頃、オレの家へ出入して居た者の中に、本郷の根津で女郎屋をして居た者があつた、或日來て云ふには、今は穢多といふ者が無い事になつたのであるから、私は數月前から關東各國の舊穢多村を廻つて、別嬪を撰り抜いて來ました、どうしてソナナ所へ着眼したかご申しますと、王政御維新のお蔭で四民同等に成つても、彼等の方がマダ舊弊で、四民に伍するのを名譽のやうに心

得て居る者が多いのですから、ヤスタ買ひ込み得られるに違ひないと思つて出かけました、果して然りて、お女郎に成つてもいいのですか喜び、普通ならば三年三百圓といふ位のシロモノが百圓ですみ、中には娘を賣らなくてもいゝ相當財産のある者までが、序でにウチの娘をも連れて行つて呉れど云ふのもあり、玉揃ひで三十名ほど連れて歸りました、旦那一度お遊びにおいで下すつてその別嬪を御覽なさいませんか、とのことであつたが、機會もなく見に行かなかつたけれど、他の人の話によると、いゝ子も居たさうだ」





# 慶應義塾創立の檄文

半年後ならば明治義塾

福澤諭吉、芝新錢座に塾を立て慶應義塾と號す閏四月三日工竣りて始めて塾をひらく今其塾記手に入りたる故に載す其塾則と其圖とに至りては他日手に入るときしるすべし 慶應四年閏四月十八日發行『内外新報』第十六號

慶應義塾記

今爰に會社を立て義塾を創め同志諸士相共に講究切磋し以て洋學に従事するや事とも私にあらず廣くこれを世に公にし士民を問はず苟も志あるものをして來學せしめんと欲するなり抑も洋學の由て興りし其始を尋るに昔享保の頃長崎の譯官某等和蘭通志の便を斗り其國の書を讀み習はん事を訴へしか速に允可を賜りぬ即ち我邦の横文字を讀み習るの始めなり其後寶曆明和の頃青木昆陽命を奉して其學を首唱し又前野蘭化桂川甫周杉田鶴齋等起り專精して以て和蘭の學に志し相共に切磋し各得る所ありと雖も洋學草昧の世なれば書籍甚乏しく且つ之を學ぶに師友なければ遠く長崎の譯官に就て其疑はしきを叩き偶々和蘭人に逢は其實を質せり蓋此人々孰れも英邁卓越の士なれば只管自我作古の業に

然らば即ち吾黨今日の盛際に遇ふも古人の賜に非ざる事を得んや抑洋學の以て洋學たる所や天然に胚胎し物理を格致し人道を訓誨し身世を營求するの業にして眞實無妄細大備具せざるはなく人として學ばざる可からざるの要務なれば之を天眞の學と謂て可ならんか吾黨此學に従事するや茲に年ありといへども僅かに一班を窺ふのみにて百科浩漭常に望洋の嘆を免れず實に一大事業と稱すべし然れども難を見てなさざるは丈夫の志にあらず益あるを知つて興さざるは報國の義なきに似たり蓋し此學を世に擴めんには學校の規律を彼に取り生徒を教導するを先務とす仍て吾黨の士相與に謀り私かに彼の共立學校の制に倣ひ一小區の學舎を設け之を創立の年號に取て假りに慶應義塾と名く今茲四月某日土木の功を竣め新たに舎の規律勸戒を立てり冀くは吾黨の士千里笈を擔ふて此に集り力を育し智を養ひ進退必す禮を守り交際必ず誼を重じ以て他日世に濟すものあらば亦國家の爲に小補なきにあらず且又後來此舉に倣ひ益々其結構を大にし益々其會社を盛んにし以て後來の吾曹を視る事猶吾曹の先哲を慕ふが如きを得ば豈に亦一大快事ならずや嗚呼吾黨の士協同勉勵して其功を奏せよ

慶應四年戊辰四月

慶應義塾會社

のみ心を委ね日夜研精し寢食を忘るゝに至れり或は傳ふ蘭化翁長崎に往きて和蘭語七百餘言を學び得たり是に由て古人力を用ゆるの切なると其學の難きとを察すべし其後大槻玄澤宇田川槐園等繼起し降て天保弘化の際に至り宇田川棗齋父子坪井信道箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方供庵等接踵輩出せり是際や讀書譯文の法漸く開け諸家繙譯の書陸續世に出ると雖も概ね和蘭書籍に止りて旁ら其究理天文地理化學等の數科に及ぶのみ故に當時此學を唱して蘭學といへり蓋此時と雖も通商の國は和蘭一州に限り其來舶するや唯西陲の一長崎のみなれば尙を書籍の乏しきに論なく惣て修學の道甚だ便ならざれば未だ隔靴の憾を免れず然るに嘉永の末亞美理謁人我に渡來し始め和親貿易の盟約を結び又其好を英佛魯普等に通せしより我邦の形勢遂に一變し世の士君子皆彼國の事情に通ずるの要務たるを知り因て百般の學術一時に興り各其學を首唱し生徒を教育し此に至りて始て洋學の名起れり是豈文學の一大進歩ならずや願ふに一事一運の將に開かんとするや進むに必ず漸を以てす譬へば猶樓閣に上るに階級あるが如し乃ち天保弘化の間蘭學の行はれしは寶曆明和の諸哲これが階をなし方今洋學の盛んなるは各國の通好に因ると雖も實に天保弘化の諸公之が次階を成せり

## 明治初期の新言語

(一)

徳川時代の言語で、明治初期に廢絶したのが多くあり、又明治初期の言語で、いつしか廢絶に歸したのもある、前者は別に列挙するが、後者を思出のまゝ順序なく記して見る

▲陸蒸氣 今の「汽車」である、幕末には「火輪船」に對して「火輪車」と云ひ、蒸氣船に對して「蒸氣車」とも云つた、開化都々一「戀の重荷を車に乗せて胸で火を焚く陸蒸氣」

▲書籍院 今の「圖書館」である、明治五年に初めて東京湯島の聖堂内に出來、次で京都にも出來たが、その頃から七八年間は書籍館と云つて居た

▲摺附木 今の「マツチ」である、明治初年には舶來品ばかりであつて「亞米利加附木」又は「唐附木」とも稱して居た日本で製造を初めたのは七年頃である

▲ジャンギリ 今の「散髪」である、「散切」と字に書く、散らし切りの義であらう、「ジャンギリ」あたきを叩いて見れば、文明開化の音がする」といふ唄もあつた

▲フラフ 今の「國旗」である、「日の丸の旗」とも云つた又一般の旗にも通用した、これは英語の「フラッグ」の轉訛であらう



# 明治舌禍史料

(一)

緒言

明治七年の俳書『象の鼻』に「禍の始めを聞けば人の口」といふ句がある、「口は禍の門」と云ふ俚諺と同じで、此口即ち舌頭のために罪を作つて刑罰に處せられた者が少くない。毆打殺傷の罪惡も十中の九までは喧嘩口論が原因である、我國の歴史傳記に就て見ても、舌が禍のモトになつた事實が多い、戦亂争鬭の端を開いたなどは除いて、口のために國法の制裁を受けた者だけを調べて見ても、何百といふ數であらう、馬場文耕が江戸町内引廻しの上獄門にかけられたのも「森の雫」の一件だけなれば、アンナ極刑に處せられはしない、奉行に對して云つた言葉が悪かつた爲めである。明治の代になつても、上官罵詈雑言とか官吏侮辱罪とかに擬せられて刑を受けた者が少くない。

「巡查だまして免職させて車ひかせてワシが乗る」

といふ唄をうたつて、重禁錮二月三月の刑に處せられた者が、予の知つて居るのや、新聞紙上に載つて居るのを合せると五件ほどある、又近頃の事件として傳へられる、小僧判事一件や、低能兒の化石一件なども、皆舌禍である。

然し、予が『明治舌禍史』を編纂して見たいと思つて居るのは、そんな私情の發露に因つた事、材料を集めるのでなく、自己の思想を公開の席、即ち演說會の壇上で饒舌つたことが、國法に擬せられて刑罰を受くるに至つた事件、少くとも明治の文化史料と云つてもよい民權論史の材料を集めつゝあるのである。

そして今日迄集めた事の中、マダ完全でないのが多い、其言論の要旨は明瞭であつても、判決の結果が不明瞭であるのが過半を占めて居る、裁判言渡書の類を所持の御方があれば、一時借覽させて下さい。

さて明治の舌禍史料中、隨一の大事件と云つてよいのは、前島豊太郎が静岡での演說であらう、同人が老子の語を引き、國を盗む者は王、財を盗む者は賊である云々の演說をした爲め、禁獄五年罰金八百圓、會主の荒川高俊が禁獄三年罰金五百圓の刑を受けた一件。

これなども、當時の新聞紙上に略記されたのを見たのと、或人より話を聞いたゞけで、マダ裁判言渡書を見ないから委細を知るに由なしである。

次篇から、其原因結果の明瞭な確實の事だけを撰り抜いて徐々に記述するツモリです。

# 帝國議會初の名物男

但し 外貌の奇



赤服の粟谷品三  
結髮の芳野世經

明治二十四年一月出版の楊齋延一畫『帝國議會衆議院之圖』といふ大版三枚續きの彩色繪がある、同二十三年十二月初期開會の議場全景で、上部に議員三百の氏名を府縣別に記入し、議長中島信行の代理として副議長津田真道が議案らしいものを讀んで居る所である、其三百頭顱の中に、赤服を着した者、長髮の者、結髮の者を描いてある。

此赤服の男は、大阪府大阪西區から選出された粟谷品三といふ銃砲火藥商店の主人で、當時の官權黨員であつた、學識も技量もない一商人に過ぎなかつた者だが、「我は吏黨の親玉である」と議場で叫んだのだ、此初期の閉會頃に特製の赤い洋服を着て出席したのとて名を揚げた。

長髮の男は、東京淺草から吉原妓樓主人連の運動で當選した當時有名な辯護士高梨哲四郎(須藤時一郎の實弟)である、後には頭髮を三尺餘に延ばして尻の邊まで垂れて居た、其長髮を毎朝鷄卵三個で洗つて居ると聞いた事もあつた。

結髮の男は、これも東京の小石川を根據として當選した有名な儒者芳野世經である、一時小石川區長をも勤めて居たが、明治五年斷髮令が出て、市民は漸次散髮になつたにも拘らず、頑然舊式のチョン髷で居たので名高かつた保守家は、此人と漢法醫者の淺田宗伯とであつた。



# 東京大學生徒暴行退學一件

後に名士となつた學生が多い

明治十六年十一月二日、東京大學(今の帝大)の學生百四十名が、一時に退學の處分を受けた騒ぎがあつた、その起りは、前月二十七日に卒業式があつて、北里柴三郎、伊藤悌二、片山清太郎、穂積八束、三宅雄二郎、坪内雄藏、斯波淳六郎、磯部醇、關直彦等の諸名士も此日卒業したのであつたが、他の學生連は其式場參觀にも列せず、秋季運動會と稱して上野公園内に集り、それから日暮里の原で四斗樽數挺のかまみを抜いて各々牛飲放歌し、夕刻の頃一同打揃つて大學の寄宿舎に歸り、賄方呼び「サー飯だ、早く出せ」と奴鳴つたが、賄方は「今日は午後の運動會だといふのだから、夕飯はいるまい」と思つて、少しも準備してなかつたので、酒氣を帯びた學生一同は、それを機として亂暴を働き、ガラス窓に石を投じ、ハメ板を蹴破り、机を折り、額を踏潰すなど、多勢で狼藉の限りを盡したのであつた、それで大學幹部の連中は、數日凝議の上、終に百四十七名を一時に退學せしめたのである

時の巷説には賄征伐だと云つて居たが、同十一月五日發行の『郵便報知新聞』には「何か常に不平を抱きしにや」とあるのみ、『讀賣新聞』には「卒業せし者と來客へは酒肴の馳走ありしが、餘の生徒には菓子一つ與へざりしとかいふより、平生の不平苦情が一時に發し」とある、當時の官權御用新聞たりし『東京日日新聞』には大學側の辯護らしく「一時の酔と、卒業式の夜間たりしを晝間に改めし事、寄宿舎の通路多かりしを板圍ひして少くせし事等に不平を抱き」どの旨を記してあるが、穂積陳重先生のお話によると、常々幹部の所置に憤懣を懷いて居たのが勃發したのであるらしい、それから文部省の退學處分令後に左の布達があつた

丙第八十一號 郡區役所 戶長役場 學務委員  
別記鳥取縣士族奥田義人外百四十六名今般東京大學並ニ同豫備門ニ於テ不都合ノ所爲有之退學セシ候處右ハ自今文部省直轄官立學校及ビ公立私立ノ學校ヘ入學禁止成候ニ付テハ其郡區内公私立ノ學校ヘ入學セシメザル様取計フベシ此旨相達シ候事

明治十六年十一月二十四日 東京府知事 芳川顯正

右の「別記」といへるものを見るに、退學生百四十七名を列記してある、其中には、後に大審院判檢事に成つた人、文

- 部大臣に成つた人(齋藤徳五郎とあるは後の中橋徳五郎)、東京市長に成つた人(奥田義人)、銀行會社の重役、著名の辯護士、役人、新聞記者、著名の學者博士が少くない
- 鳥取縣士族 奥田義人<sup>三</sup> 長崎縣士族 莊清次郎<sup>三</sup>
  - 岡山縣士族 平沼駿一郎<sup>八</sup> 三重縣平民 日置益三<sup>三</sup>
  - 千葉縣平民 平山銚太郎<sup>二</sup> 東京府士族 柿崎欽吾<sup>二</sup>
  - 愛知縣平民 棚橋慶七<sup>三</sup> 鳥根縣士族 山口銳之助<sup>二</sup>
  - 愛知縣士族 堀銀之丞<sup>三</sup> 東京府平民 牧野清利<sup>三</sup>
  - 新潟縣士族 近藤虎五郎<sup>九</sup> 鹿島縣士族 山田直矢<sup>三</sup>
  - 愛知縣士族 渡邊芳太郎<sup>九</sup> 石川縣士族 小幡文三郎<sup>三</sup>
  - 東京府平民 土井助三郎<sup>七</sup> 静岡縣士族 神保小虎<sup>七</sup>
  - 福岡縣平民 添田壽一<sup>三</sup> 愛知縣士族 徳永滿之<sup>三</sup>
  - 東京府士族 大庭寛一<sup>二</sup> 長崎縣士族 稻垣滿次郎<sup>三</sup>
  - 鳥根縣平民 松本愛重<sup>三</sup> 熊本縣士族 池邊義象<sup>三</sup>
  - 新潟縣平民 萩野由之<sup>三</sup> 東京府平民 關根正直<sup>三</sup>
  - 宮城縣平民 佐藤定介<sup>三</sup> 岡山縣士族 有森新吉<sup>三</sup>
  - 岡山縣平民 平田謙衛<sup>三</sup> 長野縣士族 小松謙次郎<sup>三</sup>
  - 大阪府平民 有賀長文<sup>九</sup> 東京府士族 木村駿吉<sup>八</sup>
  - 鳥根縣士族 志立鎮次郎<sup>九</sup> 石川縣士族 齋藤徳五郎<sup>二</sup>
  - 兵庫縣士族 三上參次<sup>九</sup> 佐賀縣士族 神崎東藏<sup>八</sup>

- 茨城縣士族 朝比奈知泉<sup>三</sup> 三重縣士族 高槻純之助<sup>三</sup>
  - 岐阜縣士族 常松英吉<sup>三</sup> 秋田縣士族 中田錦吉<sup>三</sup>
  - 愛知縣士族 廣瀬吉郎<sup>九</sup> 岐阜縣士族 渡邊董之助<sup>九</sup>
  - 山口縣士族 中井喜太郎<sup>三</sup> 鳥取縣士族 藤田虎力<sup>八</sup>
  - 鹿島縣士族 松方幸次郎<sup>九</sup> 高知縣士族 木村楠彌太<sup>九</sup>
  - 愛媛縣士族 野田藤馬<sup>七</sup> 山口縣士族 柴田家門<sup>三</sup>
- 是等の人々が、當時ランブを壊したり、食堂で小便するなどの亂暴をした仲間であるかと思ふと、可笑くもあるが、其少壯氣概が他日の成功をなさしめたのであらう
- さて前へ返つて、退學處分は相當であるにしても、其者をして全國何處の學校へも入學せしめてはならぬぞとの布達は、アマリに人權を無視した處置であるとして、舊學生一同の不滿は勿論、民權家尾崎行雄等は、大に其不當沒理を痛撃した、然しこれは親の心子知らず、他人知らずで、此入學禁止布達は、其亂暴行爲は默過すべからずで處分を加へるが、有爲の青年共、他日再び復校せしめんとの下心、他の學校へ入學した者を取戻すといふ事はよくない、それよりか一時入學禁止の布達をして置いてといふ主意であつたそれで其後間もなく、一同の謹慎に免じてといふことで、芽出度復校せしめたのである



## ●明治五年には十二月なし

太陰曆にしても太陽曆にしても、一年の末に十二月といふ月があるものだけに、明治五年には其十二月が無かつた、一年が十一ヶ月であつたといふ事は、日本開曆以來未曾有の珍事である、それはどうしてか云ふに、明治五年十一月二十三日の太政官布告によつて生じたものである

「今般改曆ニ付テハ本年十二月朔日二日ノ兩日ヲ今十一月三十日三十一日ト定ム」

此年舊來の太陰曆を太陽曆に改めたので、舊曆の十二月三日を明治六年一月一日とすと、前に布令をしたが、それで十二月は朔日と二日の兩日に成つて了ふのである、タツタ兩日でも十二月として置けばよいのに、それを十一月限りとして、陰曆の二十九日までしかない十一月に、陽曆の十一月にもない三十一日まで延長したのである

どうして斯様な事にしたかと云ふに、これはタツタ兩日でも、十二月といふ月がある事にすると、明治新政府の役人たる月給取全體へ一ヶ月分の給料を拂渡さねばならぬのでそれに驚いて俄に右の布令を出したのである、結局當時の役人は無給料で二日間働かされた事になつたツケさ

此第二の繪は、明治十六年五月の『東京繪入新聞』に、數年前の事として出した、殺人犯の女を邏卒が護送する時の有様で、これには『軍鶏籠』と書いてある、飼鶏を入れる籠に似て居るからであらうが、同じ年の『繪入自由新聞』には、小説の挿繪に此下の圖の如くムシロのやうな物で編んである、一

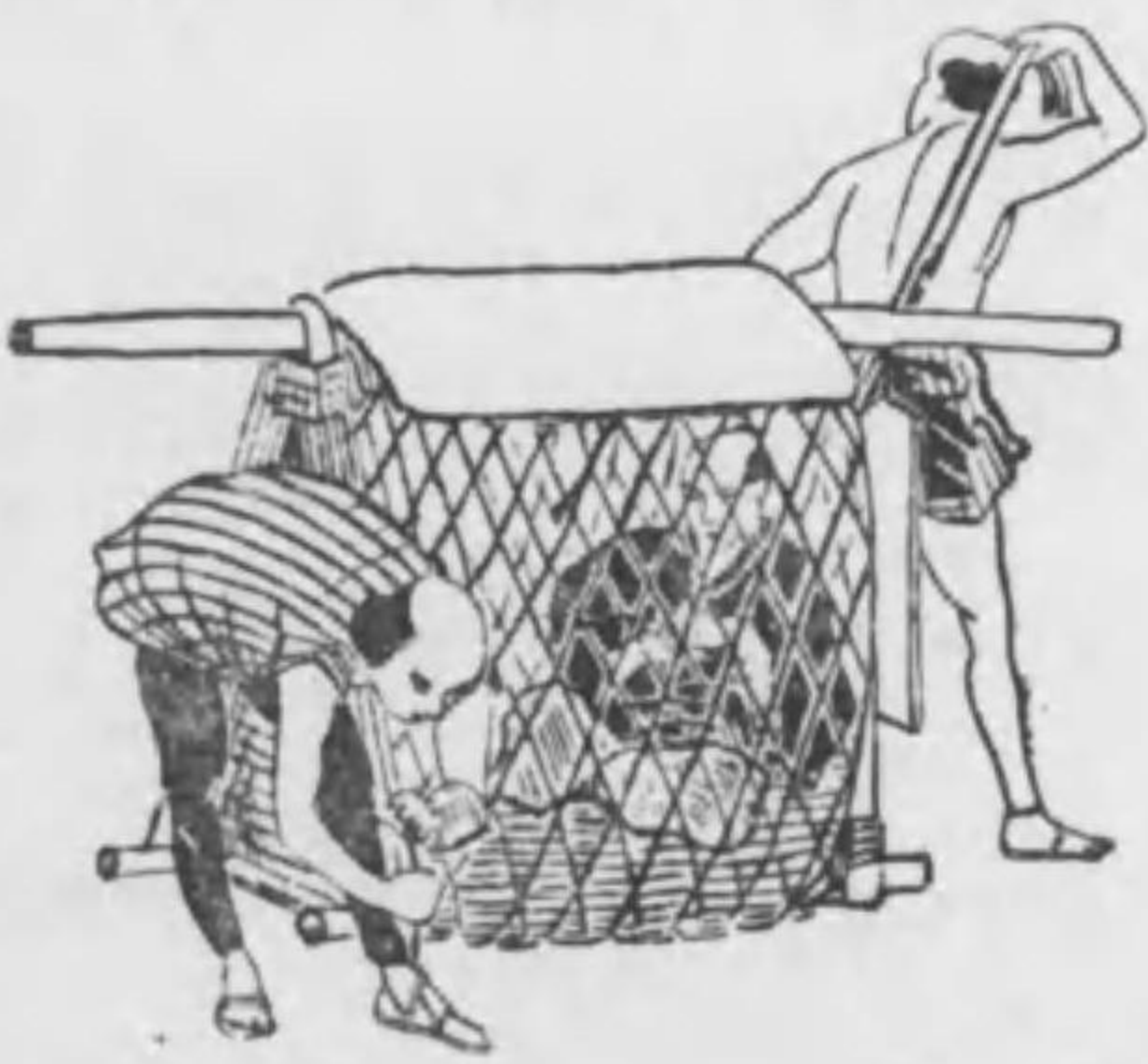


定した形式では無かつたらしい、そして籠の外で母親が泣き、ムシロ窓から首を出した顔を見て、妻子や老父が泣くなど、人情當然の悲惨な實演もあつたらしい

## 罪人押送の胴丸籠

現今、罪人を押送するのは汽車か徒歩傳遞であるが、昔は「胴丸籠」といふに入れて押送したのである、それで「モッコ」に乗るとも胴丸籠に乗るな」といふ俚語があつた、其意義は、零落して乞食の病人同様、モッコ(登)に乗せられるやうな境遇の者になることも、大罪を犯す勿れとの事である

此胴丸籠はいつ頃まで行はれたものか未詳であるが、明治十四五年頃まではあつたらしい、右の繪は、外國人が維新前後の日本風俗を描いた本の中にあつたもので、士分の國事犯人らしい、これは胴丸でなく山籠に網を張つた物、





## ●明治六年月の定期發行者

雜誌體の新聞紙といふものは幕末にもあつたが、日刊新聞は明治五年からで、各地に續出した其日刊と月刊週刊隔日刊とを混記した「文部省報告」に左の如くある

明治元年新雜誌ノ發行アリシヨリ今明治六年ニ至ル迄各種ノ新聞概數七十七類ニ至ル以テ本邦開化ノ度ヲ觀ルニ足ル因テ左ニ其目錄ヲ掲載ス

中外新聞 影響新聞 遠近新聞 モシホグサ 内外新報  
 明治新聞 天理可樂怖 六合新聞 江湖新聞 金港雜報  
 日新真事誌 日要新聞 東京日日新聞 新聞雜誌  
 内外各種新聞要錄 新聞摘要 京都新聞 新聞輯錄  
 各國新聞 廣島新聞 報知新聞 愛知新聞 愛知週報  
 神戸新聞 大阪新聞 撮要新聞 嶽中新聞 日登新聞  
 海外新聞 博聞新誌 日新記聞 東京每日物價表  
 教義新聞 報告新聞 米子新聞 茨城新聞 公文通誌  
 三重新聞 信飛新聞 假名書新聞 足柄新聞 埼玉新聞  
 長崎新聞 木更津新聞 福島新聞 翻譯新聞誌 北港新聞  
 評論新聞 新聞誌 四十八字新聞誌 度會新聞 マイニチ  
 ヒラガナシンブンシ 新聞心得草 靜岡新聞 内外日誌

東京新報 石川新聞 和歌山新聞 カナヅケヲフレガキ  
 島根新聞 徳島新聞 山口縣新聞 小田縣新聞 日新異聞  
 横濱毎日新聞 滋賀新聞 琵琶湖新聞 甲府新聞  
 若松新聞 宮城新聞 信陽新報 岐阜新聞 新聞抄譯  
 以下未刻 山形新聞 東北新聞 磐前新聞 京都新聞  
 療病院新報 博覽新聞 以上七十七種

## ●新聞代價催促の社説

明治十七年七月十六日發行の「輸入自由新聞」に「新聞代價催促の社説」と題して左の一節があつた

本月三日の鹿兒島新聞は其社説欄内に看客諸君が前金の約に背き新聞代價を拂ひ込み賜はらぬゆゑ會計上大困難を來し甚だ迷惑するから速かに拂つて呉ると云へる旨意を敷衍して一篇の催促文を掲げられたり社説にて新聞代價催促の直訴に及びたる新案は是が嚆矢ならんか左るにても此困難は都鄙一般の事なるべし

分業分擔の境界が劃然と整頓して、編輯部と營業部とが互に鎚を削つて居るやうな今の大新聞社では、夢想にもない事であらう、これを主筆の無權威と見るのは時代を知らぬ言である

## ●英人重井鐵之助

明治と改元したのは慶應四年の九月八日であるが、其慶應四年の閏四月二十八日に發行した『横濱新報漢語草』の第七編に「英人重井鐵之助」のごろ新聞紙を出したりと聞けりいまだ見ずといへども定めて奇談珍説あるべし」と出て居たので、慶長元和の頃、英人ウヰリアム、アダムスが三浦安針と稱した例もあり、近きは明治の中期に英人ラフカヂオ、ハーンが小泉八雲と稱して居たので、英人重井鐵之助とは何者ですかと、維新通として日本第一の尾佐竹雨花先生に質問したので、其先生の返書によつて明瞭した

「重井鐵之助はアイランドの生れで、長崎に來り日本語を能くし、日本服を着して居つた、本名パウンドである、パウンドは重いから重井鐵之助と名付けた、高杉晋作伊藤俊輔等が馬關へ連れて來たのである」

右の重井鐵之助が發行した新聞は何といふ題號であるか、又如何なる事を書いたものであるか知らない、日本新聞歴史の資料を熱心に蒐集されて居る小野秀雄先生などもマダ見たことが無いとの事である、又吉野作造先生も是非手に入れて見たいと云つて居られた

## ●四字漢語の時代

明治の初期は四字漢語の時代であつた、官衙の布告布達でも、民間の新聞雜誌でも、好んで四字漢語を用いた、法律の語などにも、それが多かつた、と雨花先生のおはなしを承り、それを調べて見て、成程と領いた

尊王攘夷 開港佐幕 公武合體 大義名分  
 王政復古 大政奉還 明治一新 廢藩置縣  
 文明開化 自由平等 民選議員 君民同治  
 信教自由 神佛混淆 舊弊頑固 因循姑息  
 肉食妻帶 利用厚生 權利義務 公明正大  
 人才登用 不羈獨立 新政厚德 民權自由  
 三權分立 朝令暮改

など一々挙げればマダ澤山ある、又法律語も舊刑法には四字漢語が多かつた

有心故造(故意) 期滿免除(時効) 數罪俱發(併合罪) 再犯加重(累犯) 毆打創傷(傷害) 家資分散(破産) これも算へ立てればマダ十數語ある



### 人と豚との合ノ子

「熊谷縣下前橋大渡町養豚會社茂木一郎邸内ニ於テ昨年八月十七日午前十時所畜ノ一豚此奇兒ヲ産セリ時ニ貧窶ナル養豚者一名アリテ之ヲ日撃スルヤ否大ニ慚色ヲ生シ即夜遁走セリト想フニ此者密ニ私通シテ斯ル變態ヲ生セシモノナランカ茂木氏博覽會ニ出シ検査ヲ受タリト云此頃前橋ノ住里見氏  
岩手縣  
下盛岡  
ノ住星  
川氏ト  
相謀リ



之ヲ寫眞ニ上セテ弊社ニ贈レリ因テ之ヲ略圖シ人畜交感ノ奇異ヲ江湖ニ示ス」

とは明治七年八月六日發行の『新聞雜誌』に出て居る怪しい一奇聞である、「件」といふ獸は人と牛との相姦によつて生れるものだと云ひ、八犬傳の伏姫は人と犬との相姦によつて生れたものだと云ふのは妄誕小説である、生理學者の説によれば、人獸は生殖不可能だとされて居る

### 東京下谷の鼠横町

明治五年五月發行の『新聞雜誌』第四十六號に左の一節があつた、當時新聞や雜誌には、記事の始めに標題が無い

「墮胎ハ野蠻ノ陋習ニシテ人民ノ生殖ヲ妨ケレハ從來種々ノ法ヲ設ケ之ヲ禁止スト雖モ其風未タ除カズ府下下谷白鼠横丁ト云ヘル處アリ其町角ニ鼠ノ看板ヲカ、グ故ニ右ノ町名ヲ唱フ此看板ハ墮胎ノ爲メニ設ケシモノニテ其屋中幾間ニモ分チ恰モ旅籠屋ノ如シ後家處女等ノ娘メルモノヲ竊ニ留メ置キ此中ニテ墮胎セシメ之ヲ以テ業トナセル由之等ノ處アルヲ以テ墮胎ノ風日ニ盛ニ淫行ノ徒顧慮スル所ナシ府下ニハ諸處ニ是類多シト聞ケリ又兩國ニ四目屋ト稱スルモノ公然看板ヲ掲テ男女ノ淫器ヲ賣レリ此等ハ御維新ノ世ニアルマシキコトナリト或人語レリ  
徳川幕府時代には人口の増加を防ぐ政策として、墮胎を默許して居たので、各地に「まびき」といふ事が行はれ、又古柳句に所謂「仲條」が經水早流しなどいふ看板を掲げて公然墮胎を營業にする者もあつたので、其亞流が維新後にも存在して居たのであらうが、戸外に白鼠の繪を描いた看板を掲げて墮胎の標目にして居たといふ事は不可解である

### 外國人の富籤興行

射倖心を挑發する富籤興行は賭博行為として、徳川幕府時代にも一定寺院の外では禁制であつたが、明治元年東京に築地居留地を開いて、諸外國人に居留を許せし以來、新殖民地に無頼の徒が押かけ行く例の如く、上海あたりには居た劣等の諸外國人が我も、と東京横濱に多く流れ込んで来て、無錢飲食をしたり、車の乗逃げなどする惡漢が、明治六七年頃まで絶えなかつた、又其徒の中には、兎を輸入して流行をあふり、一匹を三百圓五百圓の高價に賣つて暴利を占めた者もあつたが、築地十七番館に居たタムスンといふ英人は、本國から羅紗の反物を取寄せて、富籤式の手段で賣出し、札一枚の價を一分(二十五錢)として、一番當りには羅紗五十反を渡すとの報條を撒いたので、慾深い愚民共はそれに釣られて金を捲上げられたが、治外法權を有しない日本の政府は内國人が興行するのではないから禁止することも出来ない、それに乘じて無頼外人連は様々な品物をかけて彼方此方で富籤類の興行をした、それは明治六年九月頃の事であつたが、其續出に愕いた日本の政府は外國領事に交渉して總てを止めさせたのであつた

其時の富札に左の如きものがある、厚い日本紙に摺つて印を押したり書入をしたもの、ジョージは何をかけたのか不詳であるが、日本人の惡漢も加つて居たらしい

價金壹朱也

十月五日開

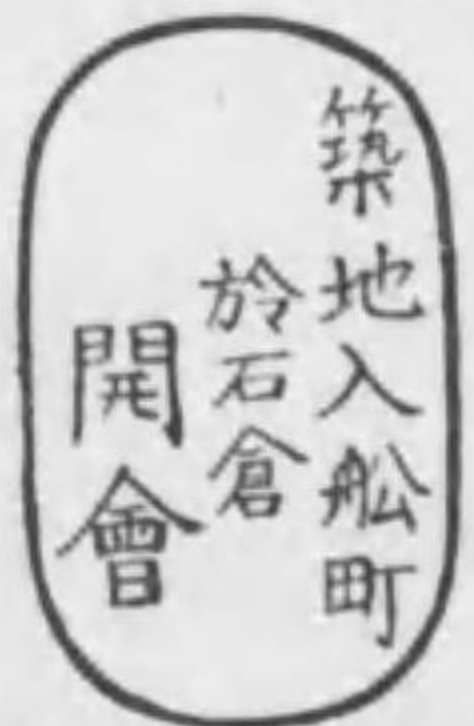
エキリス三番

ジョージ

は

開會

印の面裏



Geo. MARS



## ●郵便ハガキの始り

今の若い人達は、郵便ハガキを只便利なものと思ふばかりで、其來歴などは知るまいが、これも西洋文物の模倣で、明治の新政政府が明治六年の末に初めて制定した事である、左の布告文を見ても、其時代の幼稚さ加減を察し得られ、又當局者の苦心をも窺知し得るであらう

太政官布告 第三百八十九號

當明治六年十二月一日ヨリ郵便ハガキ紙並封書發行候條別紙規則ノ通可ニ相心得一此旨布告候事

但ハガキ紙封書共郵便切手同段ノモノニ付若シ是ニ就テ法ヲ犯ス時ハ郵便犯罪罰則ニ照シ處分候事

郵便ハガキ并封書發行規則

一郵便ハガキ紙ハ他見ヲ不憚又上封ニモ及バザル文通ヲ低稅ニテ往復シ得ベキ便利ノ爲メ發行候儀ニテ一市内往復ニ用ユル分ハ半錢全國ヲ通ジテ郵便所或ハ取扱所有之地へ往復ノ分ハ一錢ノ郵便切手ヲ印刷シタル葉紙左ノ雛形ノ通ニ候事 (雛形省略)

一然共郵便役所或ハ取扱所無之在町ニ相違候分ハ通常ノ信書ノ如ク一錢ノ増郵便切手ヲ張付可申若シ張付無之節ハ

先方ヨリ一倍ノ増稅爲拂可申事

一此ハガキ紙ハ東京大阪横濱神戸長崎函館右三府四港郵便役所ニ於テ百枚以上ヲ一度ニ買フ者ハ五分減二百枚以上ハ一割減ニテ買ヒ得ベキ事

一此ハガキ紙ノ面ニ郵便切手等ノ模様有之方ニ先方ノ住所姓名ヲ記スベシ且郵便切手ノ模様へ少シモ墨ノ附カザル様ニ心ヲ用ユベシ若シ聊ニテモ墨ノ跡ナド有之時ハ繼立不致廢紙ト可致事

郵便封書

一郵便切手一錢二錢四錢六錢ノ模様ヲ摺出シタル書狀囊ヲ左ノ割合ニテ賣候事 (以下省略)

## ●途上にて放屁の罰金七錢

明治六年二月、吉原京町喜勢長屋局見世の遣手婆キヨが、龜井戸天神卯詣りの途中、押上の土堤で思はず放屁したのを運卒に捕へられて罰金七錢に處せられたと云ふ事が、當時の新聞に出て居たが、故意に人を侮蔑する爲め面前で放屁した場合は格別、誤つての放屁を罰する條文は無い、モットモ不應爲律といふ「爲すべからざる事をした」との罰はあるが、放屁を不應爲律に擬するのも無理であらう

## ●囚人替者の按摩出稼

今は囚人に二三分間の面會をするだけの事でも容易でないのに、維新後には斯んな可笑い事があつたものかと、スゴブル感したのは、明治十年八月二十一日發行の『郵便報知新聞』に見えた左の一事である

「市谷の囚獄舎には三名の盲人が入獄せしが、昨今出稼を免され、日々近邊を歩行キ按摩治療を致し升が、衣類は矢張お仕着せにて、淺黄木綿の筒袖單物に赤木綿の帯をひめ、清潔なれば、汗の臭なく、獄丁一人附添ひ引手をして療治する家まで送り届け、時を定めて再び迎に來り、護衛して歸るよし、尤も此の療治料は一時間僅に一錢の極めなりと、夫ゆゑ殊の外流行するが、夫が爲め本職の按摩は大分暇に成り、口が干上るとて他町へ引越すものもありと、市ヶ谷邊の時」

當時の監獄則では、之は外役の一つと見たのであらうが、看守なしで人家に居り得られたのは、實に寛大の制度と見ねばならぬ、此頃懲役人の外役は總て寛大であつたものか、明治八年二月、山形縣から司法省へ伺出たのに斯んな事もある、明治十年發行の『皇朝律例彙纂』卷六に

「懲役人外役向途中、刺烹店ニ立入り、酒色ヲ喫シ或ハ娼婦處女等ニ姦通スルトキハ、懲役人ハ棒鎖、酒食ヲ喫セシムル者、又ハ相與ニ和スルノ娼婦處女等ハ情ヲ量リ不應爲ノ輕重ニ問ヒ、例ニ依リ收贖可然哉」

と伺出たに對し、司法省は「懲役人ハ不應爲輕重ニ問ス、酒食ヲ喫セシムル者、其他ハ伺ノ通り、收贖々罪(罰金)ニ可處ト雖モ、又情ヲ量リ減等スベシ、但シ懲役人タルヲ知ラザレバ不問ニ置ク」と指令したとある

これは囚人が逃走の上でした事でないのは「外役向途中」の語で明白であるから、事實こんな懲役人があつて、其處分に迷ふたので、伺出たのであらうが、懲役人が茶屋へ行つて酒食をしたり、剩へ淫賣婦を買つて遊ぶことが出来るのは、看守人が附かずに、一人ボツチに放し置くからであるこれは前記の盲按摩が出稼中、酒を呑んだり、女に戯れなどしたと云ふやうな場合の外役であらう

何にしても、ノンキな時代があつたものである、斯んな珍談は古來の數多い戯作物にもない、時代の研究といふ事は實に面白い、これにつけても、新聞を讀み捨てにせず、一々保存して居て呉れた無名の人々に、我々は感謝せねばならぬのである



### ●戯作者萬亭應賀

幕末から明治十年頃までの間、東京に戯作者として有名な萬亭應賀といふ者があつた、本氏名は服部孝三郎といつたが、明治七年四月に本名を應賀に改めて服部應賀とも稱した、江戸末期の小説家鶴亭、秀賀の門人であつたらしい、明治前に『縁組大福帳』などいふ草雙紙の類を數種書いて居るいづれも平凡なものばかりで評判にも成らなかつたが、明治五六年の頃、文明開化といふ事の流行に乗じて、其あて込みらしい『聖人肝潰志』だの『豊稔五穀祭』などいふ戯作物を出したのが、俗衆に歡迎されて、明治七八年頃に薄ッペラな冊子(大概七八枚位)を矢繼早に數多く出して居る

- |        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 知恵の秤   | 新世鬼美談語  | 當世利口娘  |
| 近世あきれ墓 | 權兵衛種蒔論  | 洋學舌切雀  |
| 馬鹿の大妙藥 | 太郎兵衛水掛論 | 天上大珍事  |
| みそ摺男   | 孫兵衛活計論  | 善惡出入帳  |
| 童女早學文  | 騷人びつくり箱 | 放言深山鳥  |
| 日本大國柱  | 東京花毛拔   | 市の虎狩   |
| 日本魂    | 金庫三代記   | ニヤアチウ談 |
| 五幣かつぎ  | 青樓半化通   | 諸葛畑水練  |

此外にもマダあるらしい、斯んなに澤山出したのを見て、如何にそれが多く賣れたかを察するに足るであらうさて其内容を見ると、いづれもクダラヌ駄洒落式の事ばかりで、これは奇抜だといふ程のものはないらしい、然しソナナものが多く賣れたといふのは、世間に低級な俗物共が多いからである、先頃明治文化研究會の席上で、談偶々此事に及んで、予が「萬亭應賀の後、明治二十年前後には滑稽演說會といふ駄洒落物を多く出した瘦々亭骨皮道人(西森武城)といふ男が



いさ山ら谷こそんき

あつて俗衆に歡迎されて居た、いつの時代にもソナナ作者は絶えないもので、今は奥野他見男ありけりですネー」と云つたので、一席の洪笑を博し、同席の小野秀雄先生などは「あなたの皮肉にかゝつては堪りませんネ」の御挨拶もあつたが、さて其後萬亭應賀の戯作『近世あきれ墓』を見ると、其表紙に「高い山から谷底見れば」と記入してある右の繪が出



自異いけり人

ものであらうと、前日の皮肉談を思ひ出して、獨笑を禁じ得なかつたさてその駄洒落中の傑作を一つ紹介しやう、同人の作で惺々曉齋の挿畫ある『孫兵衛活計論』といふに「學問を鼻にかける人」として右の如き狂畫が出て居る、洋學を鼻にかけ

### ●東京新橋の極内省

て居るのは、當時の洋學者が高慢であつた事實を諷したもので、明治七年の『新聞雜誌』にも「蟹文字ヲ少シク覺エタリトテ、最早五大洲ヲ手ニ入レタル如ク思ヒ、眞ニ他國ノ富強ヲ致ス所以ノ根本ヲ窮メズ、只通辯ガ出來ルトカ、翻譯ガ出來ルトカ云ヘバ、皆月給取ニ成リ、馬車ニ乗り、或ハ金銀ノ時計ヲカケ、或ハ石室ヲ造リ、或ハ妾ヲ置キ、贅澤ヲ極メ、人ヲ視ルコト土芥ノ如ク威光ヲ振フ」とあるなど、世評にも其高慢を憎んで居たのを、此戲畫にしたのであるから、當時の俗衆もナルホドと感心して見たであらう、尙參考に成る事を發見したらば、今後の紙上にも引用する

明治の新政府は今の内閣を太政官、左院、又は正院と稱したが、追々内務省だの文部省だの大藏省だのいふのが出來たのにマネタものか、新橋の藝妓を揚げる茶屋を妓院と稱して居たのを、密淫賣にかけて極内省と稱した者もあつたらしい、明治七年發行の服部誠一著『東京新繁昌記』に「近來改稱妓樓謂極内省」とある



## 娘を賣る形式

古い狂句に「つゞれから絹布へうつる孝行さ」、「食ひかねる親に娘が飯を盛り」、「孝行に賣られ不孝に受出され」などいふのがあつても、娼妓に成るのは、親孝行のためばかりではないが、いづれにしても形式は親が病氣で薬代にも困るので、勤め奉公させますといふのでなくば許されなかつたらしい、東京下谷金杉上町の町役所から出た古い控帳に左の如き明治四五年の願書があつた

記

一私實女子當未十五歳に成り候せんと申者今般私病氣に付薬料其他相嵩候に付無據家内者勿論親類相談之上新吉原江戸町壹丁目三十四番借地遊女屋五頭金之助方え當未年より十二ヶ年季遊女奉公差出し申處實正に御座候尤せん身分に付他より彼是申もの無之候得共萬一故障申出候者有之候はゞ私共罷出申扱聊御迷惑相掛申間敷候爲後日一札仍如件

辛未十月廿四日

金杉上町拾五番借店

川台茂之丞

記

一私實女子當未十七歳に相成候すと申もの此度私儀病氣に付薬用手當其外に差支候間無據妻並に親類一同相談の上甲州山梨郡府中新柳町遊女屋小澤増兵衛方え當未十一月より來る寅年十一月迄七ヶ年遊女奉公に差出申候尤何方よりも聊故障之筋無之候得共向後彼是申もの有之候はゞ我等罷出御迷惑相掛申間敷候間何卒寄留送籍御差許相成候様御取計被成可被下以上

明治四年辛未十一月廿六日

下谷金杉上町六十四番地

森田勘次郎

記

一私先妻はな連子きくと申當申拾六歳に相成候もの此度私儀病氣薬用手當其外差支候間無據親類一同相談之上第五大區拾七小區千住宿南組七拾二番借地旅籠屋宇治彌助方え飯盛奉公當申八月より六ヶ年三ヶ月の間差出申候尤此儀に付何方よりも聊故障の筋無之候得共萬一彼是申もの有之候はゞ我等共罷出聊御迷惑相掛申間敷候間何卒送籍相成候様御取計可被下候爲後日仍如件

壬申八月十八日

下谷金杉上町五拾八番借店

大田金之助

六拾四番借店

駒崎清次郎

## 孔方の明治通寶

明治三十年七月發行、予の舊著『骨董雜誌』第二編第四號に珍物貫ひのお禮として左の如く掲出した事がある

此「明治通寶」は眞鍮錢にして明治三年銀座に於て試鑄したるもの、同座の小役人たりし某より直接貫ひ受けしといへる岡安古遊氏より編者に寄せられしものなり、其語る所を聞くに、該錢は試鑄後、衆評是ならずして終に見合せとなり、同四年「百文」とある一錢銅貨を鑄造するに至りしなりといふ（翌々六年よりは錢文改まり今の「一錢」となる）是は古錢といふにはあらずと雖も、斯る由緒あるにより、二三の古錢家予に割譲を迫れども、予は元被贈品の事なれば其乞に應せずして所有せり、小磯前雪窓翁該錢を見て



「此様な錢が若し通用して今日まであつたならば、支那との戦争は負けたであらう」

貨幣は其世の盛衰治亂を徴すべき物、其言劃切なる哉當時これを讀んだ神田の古錢商店主人某が予の宅に來て「守田實丹の御主人が、貴殿御所持の「明治通寶」を是非御割愛願つて來いとの仰せで參上いたしました、幸に御割愛下さるならば、失禮ながら御禮に五圓差上げることとでございます、何卒御譲りを」

との言であつた、明治初期に於ける古錢蒐集家として著名であつたのは、朝野新聞社長に成つて居た文壇の驍將成島柳北で「明治新撰泉譜」といふ古錢史の名著をも出して居るが、其後實丹本舖の守田治兵衛が、金力に任せて古錢を蒐集したので、當時古錢番附の張出し大關であつた、其人が熱望するのならば、割愛してよいと思つたので

「貫ひ物を賣りはしませぬが、日本一の愛錢家守田實丹翁が熱望だとすれば、此明治通寶も世に浮び出る仕合せですから、實丹翁の手書で、熱望の旨を手紙に認めたものを持つて來て下されば、潔く進呈いたします」

と答へた、其後其手紙を持つて來ないので、古錢商人の常套手段たる甘言詐謀の買出策であつた事が知れた



## ●東京の京の字

明治元年七月の詔書に「自今江戸を稱して東京とせん」とあるは、江戸を東の京とすといふことだけで「江戸の稱を廢して東京と改む」の義にはあらず、然るに江戸の稱を廢して東京といふは間違ひなりとの論が、明治八年の『洋々社談』を始め、明治十七年一月の『東京繪入新聞』にも出、又明治二十三年の『江戸會誌』に其評論も出て居るが、要は屁理屈説で、江戸を東の京とするといふだけでなく、改稱の義であることは、其詔書を取扱つた政府が「東京」と稱して居るのだから、改稱と見るのが至當である。

さて江戸を東京と改稱したので、昔の京(山城の平安城)を西の京として「西京」と稱して居たが、其西京といひ東京といふ字を、明治十四五年頃迄は、西京の京は「京」であつたが、東京の京は「京」の字に書いて居た、明治五年に發行した『東京日日新聞』などは、今に福地源一郎(櫻痴)が書いた題號のまま、京の字の中に一を入れた字である(東京朝日新聞もそのマネ)、これは支那でも書く字であるが、日本でそれを區別して書いたのは、東京には「一」とする御方(天皇陛下)が居らせられるからだとの俗説があつた。

## ●人造富士山と岩谷商店

江戸時代には淺草寺内を始め、駒込の眞光寺内、深川の永代寺内、下谷の小野照神社内等に、石で築いた人造富士山があつたが、漸次廢棄されて無くなつた、明治三十年の頃であつたと記憶する、淺草公園内に木造の富士山が出来、くる／＼廻つて登ると、東京市中が一望に見えた、それが三四年経つて潰れた跡へ、去年大震災の時まであつた十二階が出来たのである。

明治十四五年の頃、鹿兒島から岩谷松平といふ山師男が東京へ出て来て、銀座二丁目へ商店を設け、薩摩カヌリや薩摩煙草等を賣つて居たが、後には自ら名づけた「天狗煙草」といふを賣出し、初めは店の軒頭へ「勿驚煙草税金タツタ五萬圓」と大書し、それを後には三十萬圓、五十萬圓、百萬圓、二百萬圓、三百萬圓と漸次大袈裟に大書して居たが明治三十七年に煙草が官營の專賣に成つて「天狗煙草」と消滅し、其大看板を引下げるに至り、漸次商店もサビレて、いつの間にか閉店したが、松平は全盛時代に妾五六人を抱え置き、毎夜交代に廻つて、何十名といふ子を産ませたさうである。

浅草公園内の人造富士山



銀座の山師商店岩谷松平





東京築地の新島遊廓



第一國畫師 大錦繪六枚の第一葉  
明治二年版

●東京の新島遊廓

我國に於ける娼娼制度實行の極最初であつた京島原の名を取つて、東京築地に新島原といふ遊廓を、明治元年十一月に開き、廓内數丁の妓樓に千名近い娼妓を置いた、これは同年初めて居住を許した築地居留地の諸外國人に、長崎の丸山遊廓に於ける格の便宜を與へる爲めであつたが、後に外國人の爲め其近所へ遊廓を置くのは非文明の陋策だとの攻撃があつて、明治四年七月に遊廓全部を取拂つて了つた(その跡を新富町と改稱した)新島原といふ名は滿三が繼續しなかつたのである

開廓當初に妓樓で配付した告條(廣告)を近頃手に入れたから、其全文を左に記す

告條

秋冷の砌益々御壯健本賀候、隨て當所の儀はかけまくも彼所に一廓の地を賜ひ、新島原と名號つゝ、柳櫻をこき交し、都ぞ春の錦繪を、東京へ寫す京女筋、張と意氣地は土地がらにて、衣裳は遠い長崎を、たどへに引にも及ばずして、各國競ふ海外もやう、されどもホテルの屋の棟ほど、高いと噂立つが弓、矢を射る風説かしましてけれ

ど、中々以て其やうに、無益の寶を投げうち玉はで、手軽く遊べる工風を凝す、左の三樓の主人に代りて、此披露申すも只管に、土地繁昌を專一と、世間の嘘説を打消して、彼の奥州が挑灯ならねど、てれんいつはり内證より、美酒と佳肴を呈上いたし、御もてなしさへ細やかに君が姿の柳腰、ほそく長きを偏に願ひ、夜るの物さへ垢程も、穢れし品を用ひねば、枕の紙の取かへ引かへ、御運びを希ふになん

築地の漁夫 鐵子述



晝夜揚代  
金壹兩二分  
晝金三分  
夜金三分

座附御吸物ニタ通三ツ  
物臺一枚 極上酒呈上  
垂にて御もてなし仕候

東京新島原

三川屋

御關門外  
御武家様方御待合茶屋

品川屋

來る九月十六日より

中萬字屋

右の「九月」とあるのは、明治二年のことか、三年のことか未詳である



## ●自宅禁錮の珍問題

明治初年には、裁判所で禁錮何月とか何年とかに處すと云渡しても、其禁錮は監獄へ入れるのでなく、昔の閉門處分同様、自宅に禁錮を命じたのである。

改定律例第十三條、凡禁錮ハ一室内ニ鎖錮セシメ外人ニ接見通信スルコトヲ聽サズ、若シ疾病アレバ醫ヲ延キ、及ビ近隣火ヲ失シ邸宅ニ延燒セントスル時ハ防救邊移スルコトヲ聽ス

との法制であつた、其禁錮に處せられた人の話を聴くに、役人が来て「今日から禁錮の刑を執行する事になつたが、どの座敷にするか」とのたづね、「此八疊にいたします」と答へれば「然らば此座敷より外へ出てはならぬぞ」と言渡して立去り、其後時々役人が玄關へ来て「居ますか」ときけば「ハイ居ます」といへばよいので、夜間はコソソリ出かけて、茶屋へ行き、藝妓を揚げて遊んだものですとの事氣樂な禁錮であつたらしい、懲役(破廉恥罪)は無論監獄へ收容したのであるが、禁錮は國事上の犯罪、又は士族優遇の罰刑に用ゐたのであつた、其罰刑が明治七年六月二十日の太政官布令で「禁錮ヲ禁獄ニ改ム」となつても、監獄へ禁

錮するのでなく、ヤハリ自宅禁錮の者もあつたが、明治十一年四月十六日の内務省布達で

「罰刑禁獄人ノ儀、明治七年司法省第十六號達ニ依リ自宅ニ差置候向モ有之候處、自今禁獄處刑ノ者ハ在來ノ監獄内ヲ區分シ入監可取計候、此旨達候事」

で、自宅禁錮の制は廢止になつた

此自宅禁錮の事につき珍問題がある、明治九年一月發行の『評論新聞』第六十三號に「報知曙新聞社ノ編輯長ハ各禁獄罰金ノ二罪ヲ科セラレ殊ニ報知ノ藤田君ハ腰縛サレテ東京府廳へ引渡サレシ話並ニ評」と題した記事がある、長文ではあるが、自宅禁錮談の外、當時の事情を知り、又評論新聞記者連の思想が比較的熱烈であつた事を知るに足るものであるから、左に其全文を轉載する

本件の起りは、壓制知事として當時最も有名であつた福島縣令三島通庸(後に警視總監にもなつた人)が、其管内の茶屋で遊び、娼妓を揚げて同衾し、玉代五十錢位のものに十圓の纏頭を遣つたといふ福島よりの通信を『郵便報知新聞』と『東京曙新聞』との兩社が其紙上に掲出したので、通庸の告訴によつて兩社の編輯長が「讒謗律」に擬せられたのである、そして各禁獄の刑であるに、曙社の

長谷川義孝は士族であつたがため、罰刑に據つて自宅禁錮で済み、報知社の藤田茂吉は平民なるがため、腰縛で監獄へ送られたと云ふ差別扱ひに就ての評論である此『評論新聞』といふのは、明治八年三月第一號を發行して、毎號政府攻撃の激論を掲出し、晩年文部大臣にも成つた小松原英太郎が「壓制政府は顛覆すべきの論」の評で禁獄二ヶ年に處せられたのも此月刊新聞である、其後にも不相變激論を續出したので、有爲の社員數名は悉く獄に投せられ、終には執筆する者もなくなつて、明治九年七月發行の第九號で廢刊した

我カ同業記者タル報知新聞編輯長藤田茂吉君曙新聞編輯長代理長谷川義孝君ハ三島縣令ノ娼妓ニ戯レ十圓ノ纏頭ヲ投セシ云々ノ投書ヲ掲載セルヲ以テ各々禁獄一ヶ月罰金二百圓ノ罪科ニ處セラレ藤田君ハ其平民タルヲ以テ纏縛ノ辱メヲ蒙リタリト

小松原英太郎曰ク人ヲシテ奇抜ナラシメ勇偉ナラシムルモノハ夫レ只讒謗律新聞條例乎抑モ律例ノ發令爾來新聞記者トナリテ言論上ニ罪ヲ得シモノ、動作ヲ察スルニ其法廷ニ引カル、ノ前ヤ謹勅柔惰ニシテ嘗テ硬言ヲ吐キ抗論ヲ唱フルノ氣象ナキカ如キモノモ一旦法場ニ臨ミ徒ラ

ニ言論ノ末ヲ以テ嚴罰ヲ科セラル、ニ及テハ精神ノ力頓ニ旺盛ニシテ其言辭文章ニ發スル所悉ク勇偉奇抜人ヲシテ驚服セシムル者ニ非ルハナシ呼律例ノ人心ヲ作興スルノ効ハ實ニ大ナリト謂フヘキ也今ヤ藤田君ハ編輯ノ疎漏ナルニヨリテ讒謗ノ律ニ抵觸シ罰金二百圓禁獄一月ノ二罪ヲ科セラレ腰縛サレテ東京府廳マテ引カレタリシ初メ同氏ノ訴ヘラレテ法場ニ鞠問ヲ受タル既ニ再ニ及フヤ平生ノ謹勅ハ忽チ變シテ奇抜トナリ勇偉トナリ精神ノ溢レテ言辭文章ニ發スルモノ悉ク悲憤慷慨ナラサルハナシ同氏ノ去歲末ニ三田ノ演舌曾ニ臨ムヤ大イニ激烈ノ論ヲ發シテ一坐ヲ驚シタリト聞ケリ且ツ同氏ノ町用預ケトナリシ爾來ニ於テ記ス所ノ報知社論ヲ見ルニ悲憤ノ氣ハ自ラ言辭ノ間ニ溢レテ慨痛ノ氣ハ滿文ノ面ニ顯ハル、モノアリマタ其胸中ノ物ヲ觀ルニ足レリ然ルニ今又禁獄罰金ノ二嚴罰ヲ科セラレ腰縛サレテ東京府廳ニ引カレハ其奇抜勇偉ノ氣象ハ果シテ幾層倍ノ旺盛ヲ致スニ至ルヤ知ルヘカラサルナリ

熟々顧ミテ戊辰前ノ事ヲ追觀スルニ其當時慷慨氣節ノ士多クシテ甲東ニ斃レテ乙酉ニ起リ死者首ヲ刑場ニ梟セラレテ生者更ラニ激昂ノ氣ヲ發シ其幕府ノ法網ニ罹リテ水



火ノ厄ヲ踏ムモノ愈々多クシテ天下ノ志氣ハ愈々振ヒ志氣愈々振フテ激昂ノ氣節ハ愈々興リ竟ニ戊辰ノ革命ヲ馴致シ一舉シテ能ク舊幕ヲ倒シ以テ今日ノ盛運ヲ開クニ至リシ也而シテ其戊辰前ニ於テ氣節ノ此ノ如キノ強盛ヲ致スモノハ豈ニ舊幕ノ嚴法嚴罰ノ激生發起セシムルモノニ非ラサラムヤ今ヤ讒謗肆新聞條例ノ如キハ舊幕時ノ嚴法嚴罰ト全ク其趣キヲ異ニシ與ニ相比較シ論スヘキニアラストイヘトモ人民ノ精神ヲシテ大ヒニ作興セシムルアルノ點ニ至テハ殆ント其趣キヲ同フスルモノアレハ律例モマタ其將來ニ於テ如何ナル盛運ヲ開キ來ルモ亦タ未タ測ルヘカラスアル也吁嚴法嚴罰ノ功績ハ豈ニ壯大ト謂ハサルヘケンヤ

山脇親曰ク夫レ藤田君ノ罪タルヤ我輩ノ辨知スル能ハサル○〇ヲ以テ無名者ヲ論辯セシ投書ヲ掲載セルヲ三島縣令ハ自ら我レナリトト告セラレシヲ以テ罪セラレシハ我輩ノ如何トモ明言スル能ハサル所ナリ故ニ今之ヲ論辯セシテ唯其纏繼ノ辱メヲ受クルノ一段ニ至テハ我輩ノ解知スル能サル所アリ其纏ヲ掛ルニ先ツテ其士族タルヤ平民タルヤヲ尋問セシハ士族タレハ纏ヲ掛ル能ハス平民タレハ纏ヲ掛ルノ至當ナルヲ以テナルカ然レトモ朝野新聞

記者カ論スル如ク新聞條例讒謗肆中ニ士族平民ノ區別ヲ付ケサレハ必ス士族平民ノ別ヲ論セス之ヲ同一視スルナラン然ルニ今藤田君ノ士族タルヤ平民タルヤヲ尋問シ平民タルヤ答ヘシ後纏ヲ掛ケシハ平民ト士族トノ別ヲ爲シ士族タルハ之ニ纏ヲ掛ル能ハス平民タラハ之ニ纏ヲ掛ル可キノ別ヲ爲セシナランカ然ラハ今我輩ハ條例ト裁判所ニ行フ所ト大ニ齟齬セシナラント臆測セルナリ若シ條例ト齟齬セシテ平民タラハ之ニ纏ヲ掛ルトセハ何ソ先キニ成島柳北君ニ纏繼ノ辱メナクシテ獨リ藤田君ニ纏繼ノ辱アルヤ我輩カ疑問スル所也然トモ賢明政府ノ爲ス所ニシテ豈誤謬アラントモ智者ノ一失ニシテ萬一裁判所ニ行フ所ヲ是トシ條例ヲ非トセハ速ニ條例ヲ改正シテ新聞記者及ヒ投書家ニ謝スヘシ亦裁判所ニ行フ所ヲ非トセハ之ヲ藤田君ニ謝スヘシ決シテ曖昧ヲ以テスヘカラスアル也噫藤田君ハ姦淫セルニモアラス盜賊ヲナセシニモ非スシテ纏繼ノ辱ヲ受ケシハ藤田君ノ恥ノミナラス實ニ祖先ノ恥ニシテ祖先ヲシテ口アラシムレハ必藤田君ヲ不孝ノ子ト言ハン然レトモ人ノ所業タル今日ヲ以テ論スヘカラス人智上進ノ後日ニ至テハ或ハ君ヲ是トスルモノアルモ知ルヘカラス今日ニ在テハ唯皇天皇土ノ知ルアルノミ藤田

君ヨ宜ク恥ヲ忍ヒ益々賢明政府ヲ翼賛シ開明ノ上進ヲ助ルアレ其罪戻ヲ忘レテ政府ヲ怨望スルハ我輩ノ取ラサル所ナリ慎メヨヤ々々々々

田中直哉曰ク予聞クコトアリ君臣ヲ視ルコト土芥ノ如クナレハ臣君ヲ見ルコト寇讎ノ如シト以爲ク是レ通例人情ヲ臆測シテ以テ此ノ語ヲナセシノミ臣子タルモノハ豈ニ悉ク此ノ如クナランヤ然レトモ喜怒哀樂ハ人情ノ免レサル所其情ノ感スルニヨリテ其身ヲ忘レ以テ羞辱ヲ千載ニ傳フルモノアリ而シテ憤怒ノ情ノ如キハ尤モ意外ニ出ツルモノナリ彼ノ婦人女子ノ身ヲ東橋ニ投シ槍父治郎ノ及ヲ艶娘ニ加ヘ自ら屠腹スルカ如キモ亦タ此情ニ感覺サレテ以テ然ルニアラスヤ

今ヤ報知略ノ編輯長藤田長谷川ノ兩君ハ三島縣令ノ藝娼纏頭云々ノ投書ヲ掲載スルニヨツテ禁獄罰金ノ公判ヲ受ケタリト聞キ我輩ハ以爲ク我賢明政府ノ賢明官吏ハ新聞記者ノ律例ニ抵觸スル毎ニ之ニ課スルニ禁獄罰金ノ嚴罰ヲ以テセリ實ニ公平至當ナル措置ト云ハサルヲ得スト雖モ記者ハ誰カ七情ノ感通ナカラムヤ其情ノ進ル所萬ニ一モ我政府ヲ怨恨シ他日之ヲ顛覆シテ以テ我々ヲ困難セシメタル官吏ノ首ヲ誠シ其皮ニ寢ネント悲憤ノ聲慷慨ノ意

氣遣々トシテ今日ヲ過キ或ハ大臣參議ノ參朝ヲ待ツテ之ヲ暴擊セント企ツルモノナシト云ヘカラス(無カツタラ御免)故ニ我政府ノ諸公ニ質サントス若シ我輩ノ妄測ヲシテ其實ヲ得テ以テ益々不平不滿ノ激徒ヲ今日ニ増加スル者トセハ他日如何シテ其激徒ヲ鎮壓セントスルヤ豫メ之ヲ聞カント欲スル也

然レトモ我輩ハ決シテ今日ノ記者ヲ罰スルヲ以テ不當トナシ犯罪者ヲ曲庇スルノ念アルニアラス只恐ル新聞記者ナル者悉ク温良恭謙讓ノ君子ニアラスシテ他日我政府ヲ顛覆シ我官吏ヲ要撃スルニ至ランコトヲ憂ヘテ以テ之ヲ痛論スルノミ乞フ檢點審問ヲ爲スノ官吏之ヲ誤マルコトナカレ (以上)

一方は自宅禁錮であるに、平民の藤田茂吉を腰縛の上、獄に投じた事實に憤激し、新聞記者を遇することの苛酷なるを怒つて、斯く評論したのである「大臣參議ノ參朝ヲ待ツテ之ヲ暴擊セント企ツルモノナシト云ヘカラス(無カツタラ御免)」とあるが、原因は少し違ふにしても、島田一郎等が内務卿大久保利通を參朝の歸路、紀尾井坂に要撃したなどの事件が生じたので「あつたから御免に及ばない」事になつて居る



# 私刑的梟首の流行

王政復古、大政返還の事に決定しては居たれど、徳川時代の年號マダ存せし「慶應」四年、明治と改元されしは九月八日である、人心は幕府を離れざるもあり、新政府を歓迎するもあり、天下は新舊混淆、紛亂騷擾の際とて、官軍と幕軍との戦闘は止まず、互に一大事として身命の奪ひ合ひ、其隙に乗じて掠奪を企つる者、殺戮を敢てする者、無法律無警察の状態であつたも無理ならずと察せられる

「きのふ生捕たる土州の參謀、並に彦根壬生の陳代の首を斬りて獄門にかけたりける  
三百年來、徳川家の恩澤を蒙りながら、敵對いたし候



者につき梟首に行ふものなり」

同じ慶應四年四月二十日發行の「遠近新聞」第五號に

「京橋東側の欄干に有之候梟首の捨札並に圖

此者儀今晚町家押入候に付見當候間梟首に行ふ者也

閏四月二十日」

又同じ慶應四年五月發行の「よ吹く風」第二號に

「筋違見附東側らんかんに結付有之候梟首の捨札並に略圖、五月六日朝見當り

隊差圖役 河三郎太郎預り兵 與 四 郎

右之者神田竪大工町邊及亂妨町人門兵衛え疵付候段不届に付合斬首もの也、五月」



斯く私刑的梟首の兇行があつたのは、東京や横濱などばかりではない、各地各藩に於ても盛んに行はれ、特に京都では前年來此兇行が頻出したので、慶應四年の正月

「近來所々に於て暗殺せられ候内には、罪狀相認め死骸に添へ有之候も少からず、何れも陰惡陰謀相憤り候ての所業に可有之候へども、全體不埒の者共は、篤と吟味の上、刑典を以て嚴重の御裁斷被仰付候事に付、大政御一新の折柄、猶又御爲筋を心掛け、公然と可申出の所、其儀なく私に殺害いたし候は、朝廷を渾らざる仕方に付、右等の者有之に於ては、吟味の上、屹と嚴刑に處せらるべく候、心得違無之様可致事

正月(二十一日)

參與 役所」

此訓戒をも無視して兇行は止まず、同年十月十三日、京都を御出發ありし車駕が東京に御着あり、舊江戸城を東京城と改稱されて遷座ましますに至り、ヤ、人心も歸着して、鎮靜するに至つたのである

此梟首流行の事は、明治七年發行の「近世年代實記」といへる繪本に、何等の説明なしで、下の如く圖してある  
いづれも捨札を添へて罪狀を記すことと同じ式なるに據

て察するに、私情私憤のために個人が個人を殺せし例とは異り、世間のために害を除くとか、國家安定の妨げになる悪者を誅すとしての殺戮であつたらしい



「報國義士」など書けるを見ても、世間へのみせしめ、今日の新語でいへば、主義主張の宣傳に梟首したのである



# ●舊聞雜記

(一)

予は二十歳の頃より好んで雑誌を發行し、今までに二十幾種出したが、其中へ古い新聞の話を書いた事が少くない、先づ最初は、明治三十年一月發行の『骨董雜誌』第三號、次は明治三十七年十一月の『滑稽新聞』第八十四號、次は大正三年三月の月刊『不二』雜誌第九號、次は大正五年十月發行の『スコップル』第一より第四號までの毎號に載せた

『骨董雜誌』には

「現今(明治三十年)日本全國に於て發行する新聞紙の數は實に百四十餘種の多きあり、然れども茲に二十五ヶ年以上持續し來りしものは、僅に毎日新聞、東京日日新聞、報知新聞の三種に過ぎず、就中毎日新聞最も古しといへども、舊横濱毎日新聞より東京横濱毎日新聞に變じ、後ち又今の毎日新聞と成りたるものなり(此後東京毎日新聞と改題)報知新聞は舊郵便報知新聞にして創刊は東京日日新聞に後れたること四月なり、獨り東京日日新聞は明治五年二月十一日の創刊にして、其名稱も今尙依然たる老新聞なり、其號を重ねること七千五百六十餘

## ○古い新聞

(明治三十七年末發行滑稽新聞第八十四號)

滑稽記者は古い新聞を少し集めて居るが、其概目を擧げれば左の如しである

中外新聞	慶應四年五月(明治元年)	第三十八、九號
横濱新報	明治二年八月發行	第三十八號
京都新報	明治四年六月	第四號外數葉
東京日日新聞	明治五年二月	第一號より四十號迄
横濱毎日新聞	明治五年七月	第五百十三號
日新眞事誌	明治五年十月	第百六十九號
郵便報知新聞	明治六年七月	第九十三、五、六號

此外に明治六年後の新聞は二三十葉あり

右はいづれも幼稚で無邪氣なものばかり、今日の新聞紙と較べものにもならない、木版摺のものもあれば木字活版もあり、定價一匁五分とか、定價一枚百四十文、一ヶ月分銀二十目、引札廣告料一行一度出版一匁、など記してある古い新聞を見れば一種の興味もあるが、又社會進歩の實狀を察知することも出来る

何故斯る古新聞の詮鑿を始めたかと云ふに、予の莫逆村尾肅堂氏が近々「大阪日報」と云ふを發行する由を聞いて、明

編者少より好んで古新聞を集め、明治元年の頃より六七年迄の間に於て發行せし諸新聞は、大抵二三葉乃至五六ヶ月分を所有せり、今其内より東京日日新聞の初號全紙を別紙寫眞版として茲に掲ぐ、用紙は大判の美濃紙一枚にして文字は木版彫刻なり(第二號よりは木字活版を用ゆ)其定價一枚百四十文、一ヶ月銀二十目、廣告料一行一匁とあり、古新聞中の奇古なるものと云ふへし

明治十四五年の頃より政府の機關新聞として世に知られ後には「半官報」の綽名をも受けしが、昨年の秋頃より政海の局面一變して、伊板黨の躍起新聞など反對派より罵呼せられ、誹詐とか毒筆とか種々やかましき評は聞けど、少より政海の事には頓と構はぬ編者、其熟れが是なるを知らず、兎に角茲に掲ぐるは生れたまゝの新聞にして、論説もなければ漫録もなく、誠に幼稚孱弱無邪氣なるものなれば、其罪の無い所を賞美せらるべし

斯んな附書で『東京日日新聞』の初號全紙を寫眞版にして挿入したのである

次の『滑稽新聞』以下に載せた事は其原文のまゝを左に抜載  
其一粒撰りの抜載記事、お讀みになれば、何等か得る所のあることは保證します

治九年の春頃、初號を發行したものに、大阪日報と云ふのがあつた事を想ひ出したので、それを同氏の參考に供した  
いと、筐底を探つた序でに、彼を拾ひ讀して、聊か感じた事もあつたから、滑稽新聞の讀者に、古い新聞の滑稽記事として紹介するも亦奇ならんかと、茲に其數節を轉載するのである

▲慶應四年五月二十日發行の「中外新聞」に

○遠近新聞十八號に土耳其人二人會津へ往きたる云々と記せしは傳聞の誤なり、宇瀨生人兩人越後より上陸し元込の施條銃を奪く會津へ賣込且傳習を成す由實説なり別に魯西亞と會津と假條約を結びしと云ふ説盛行はるれども是は未だ憶ならず

▲「横濱新報」と云ふはウエンリットと云へる外人の發行であつたが、明治二年の九月に發行した第二十九篇に、空中飛行器の事を記し、其末に

日本國有意の諸君は此の如き至妙の發明を志念し大に驚嘆してこれに倣ふ事を望ん事を要す日本人この器械に乗り内部を飛行せんに拂曉に東京より飛行して長崎を巡覽し日暮に無滞東京に歸る事を得べし

▲明治四年九月發行の「京都新聞」(京都新報改題)第八號に



○洋服ハ常ニ簡便ナルヨリ人皆之ヲ好ミ終ニ日用ニ供スルニ至レリ然ルニ仕裁屋ハアレトモ洗濯ヲ業トスル人アルヲ聞カス今若シ此業ニ心アラン人ハ當地ニ於テ洋服洗濯ノ店ヲ開キ四方ノ洗張ヲ引受ナハ意外ノ福社ヲ得テ日増繁昌ニ至リスヘシ唯糊ノコシラヘ方ト火ノシノ仕様ト洗方ノミナレハ不日ニシテ上手ニナルヘシト聞ケリ

▲明治八年十月三十一日發行「讀賣新聞」第二百三十六號に  
○東海道川崎在では陽莖が所拂ひをくつたと申たら何の事だか分りますまい是は金山大明神といふ陽莖の形ちを祭つた金精同様の宮があつて信心するものが追々出来るので宮を取毀されて陽莖の神の行所が有まいといふが元よりそんなノツペラボウの神は有ませんがまだ可笑のは武州所澤では山吉といふ馬士の女房が祟られたといふので蛇を道祖神と申て祭り此せつは大そう繁昌して宮を建てるの幟を立てると騒いで居ると是も今に所拂ひに成りまじやうヤハリ馬かたの女房から起つた巨蛇だから

▲明治九年五月十五日發行の「大阪日報」第七十二號に  
○是詩は朝野新聞の前編輯長末廣重恭君が東京警視廳の獄中において愛媛縣にて禁獄中の艸間時福君と弊社前の編輯長關新吾とが夫々の地方にて同じく獄に下るを聞て

作られたのじやと同じ禁獄人なる中島勝義君が出獄の節 娑婆へ歸りて咄されたと或人が弊社へ寄せられました 毎憶故人憶舊遊。絃歌曾醉水南樓。回思往事都如夢。各地同爲獄裡囚。 是等の數記事を見ても、今昔の感起す者があるであらう 古い新聞を保存するのも徒事にはあらずと知り給へ

### ◎明治五年三月 大阪新聞 第一號

(大正三年三月發行月刊「不二」雜誌所載)

文明の利器と稱さるゝ新聞紙、今は我日本全國に數百の多種ありて、中には文明の兇器たるもあれど、其濫觴は文久二年正月江戸に於て發行せし幼稚無邪氣の「バタバヤ新聞」なりとす、されど其記事は諸外國の事情を譯出せることのみ、未だ以て我國の時事を報道する新聞紙とは云ふ可らざるものなりき、大阪にても其後慶應四年(明治元年)四月初めて「内外新聞」と題せし週刊新聞の發行ありたれども、是亦外國新聞の譯出記事と我國維新騒動の戰報に過ぎずして市井の雜事を報道する純粹の新聞紙にてはあらざりき、大阪に於ける新聞社の元祖と見るべきは、明治壬申五年三月

發行の「大阪新聞」なるべし、其初號に記せる緒言にも

○今也新聞紙ノ世ニ盛ニ行ハレテ村老漁翁モ耳ヲ傾ケテ新説奇事ヲ聞キ知識ヲ研キ富國ノ基經世ノ益ヲ聞カンコトヲ樂ム然ルニ當時三府ノ中ヒトリ我浪華ノミ未ダ此舉アラザルヲ歎キ今回 官許ヲ請此新聞紙ヲ刊行スルハ偏ニ四方ノ望ニ達シ日新聞化ノ盛世ニ負カザルノ微意ニヨルモノナリ云々

とあるにても知らる、其體裁は木版彫刻の手摺にて半紙十葉綴とし、挿畫も廣告もなき質素のものなり、毎月二三回の發行にて一部定價三錢五厘、發行所は大阪本町四丁目書籍會社、記者は島崎高と云へる人にて長堀橋筋三丁目に住し、其自宅に

#### 「大阪新聞撰集所 青湖堂」

の看板を掲げて投書受付所となせり、此島氏は大阪に於ける新聞記者の祖なるべし 今其第一號以下に掲出せる記事數項を左に摘録して、日新聞化の盛世に入れりと自稱せし當時の尙幼稚なりし事を知らしむると共に、其趣味の流露する所あるを紹介す

#### ▲新造の汽船

○西京物産引立會社中ヨリ兼テ普魯西人カ、ル、レイマ

ンへ注文セシ傳便船ベルリン艦俗ニ西京丸着津シタリ長十七間餘巾三間是ヲ大阪川口ニ浮ベテ神戸下ノ關其他國々へ出船セント也其迅速ナル二字間日本十二里ヲ疾行スト云 出帆所川口富島町 此れを現今のデゴマ新聞紙に報道せしむれば 濼々と煙を揚て瀬戸内海を疾走す

#### ▲通運會社設立の出願

○大阪ハ驛場ニアラズト雖東海道五十三所ニ慣ヒ此度陸運會所取建ノ儀願出ルモノ有シヨシ細採用ナラハ人馬繼立自由ニシテ旅客ノ幸其知ルヘキナリ

#### ▲脱檻囚の假髮

○往日松島ノ往還ニテ四區ノ邏卒(巡查)ニ捕ヘラレシ賊ニ一笑話アリ邏卒此賊ヲ引倒サント髮ノタブサヲ掴テエイヤト曳クニ賊ハ中國ノ徒刑場ヲ脱セシモノトカニテ附髮セシコトナレバフット計リ引拔シテ彼ノ三保ノ谷ガタメシニハアラズトテ或人狂歌ニ



附髪はもろくも扱て盗人の

首の力をためす間もなし

結髪時代に早囚徒の髪を短薙せしこと此記事にて知らる

▲開化ノ散髪

○當地モ日々ニ開化シテ豪商ノ内其主人ハ素ヨリ番頭手代小者下人ヲ論セス一家ノ男子悉ク散髪ニ成リタルアリ其外市人散髪シテ愉快ヲ稱スルモノ又少カラズ開化の卒先者と舊弊の因襲家と相衝突せし時代なりしこと察せらる

▲京阪鐵道

○當地ヨリ京都迄鐵道建築仰出サレタリ此御盛舉落成セハ衆庶ノ便宜ハ勿論隨ツテ大阪ノ繁榮尙一層ノ盛大ヲ増スヘシ

噂に聞きし東京横濱間の陸蒸氣、を當地に於て現實に見るの近き報、期待の歡喜推知するに餘りあり

▲新遊廓の松島

○浪華ノ西方松島ニ新廓開ケテ舊冬廢セラレ、ノ遊里二十餘ヶ所ノ者共追々愛ニ引移レリ南北其他新町堀江ナドハ歴然タリト雖數人ノ娼妓ヲ松島ニ分配セントノ結構アル由中ノ町通りハ長二百間道幅六間半中央ニ四季ノ草木

ヲ植テ壯觀花美ノ一廓トナレリ

▲大阪市内町名ノ改稱

○大阪市街ヲ此度四大區七十九小區ニ區分シ從來ノ町名ヲ廢シ南北ノ街ヲ何筋東西ノ街ヲ何通ト唱へ總テ町名ハ何丁目ト改メラレ區町ノ境界毎ニ標ヲ掲グラレタリ從來ノ町名ハ紛亂錯雜ニシテ市中ノモノスラ氣憶シ難カリシモ向後ハ遠國書翰ノ届方來訪ノ客等ニ便ナルコト知ルベキナリ

現在の町名は此時の改稱なるべし

▲女乞食の醜狀

○何國ノ者ニヤ有ケン當春難波新地ニテ一ツノ屋形車ヲヒキ夜ハ其内ニ臥ス小兒ヲ一人連レ世ノ人竹二郎トカ異名ヲ喚ブ女アリ此者路傍ニアリテ手ニハ鼓ヲ鳴ラシ唱歌ス且ツ見物群集ニ及ベバ陰部ヲ出シ見セテ何カ懺悔スカクノ如クシテ投錢ヲ乞フコト兩月計リ其擲錢數十金ニ及ブ是ヲ納メ猶近國ヨリ鬻弄物ニ談スル者有テ連レ歸レリトイフ

宜ナル哉壯夫ノ淫情ニ放心シ數千ノ財ヲ投シテ失産破家ノ禍ヲ致ス斯ル路傍ニヲイテ遙ニチラト其陰部ヲ見ルサへ惜マス錢ヲ投スル人情怪シムベシ又憤シム可シ

官憲の遷卒これを咎めざりしとすれば、これ猥褻風俗史の追補材料たり

▲極樂の閻魔堂

○松島廓内ニ驅魔院アルヲ諸街ノ遊女等名ツケテ極樂ノ閻魔堂ト稱スルトカヤ嚮ノ頃ヨリ検査ヲ嫌フ者共大ニ混雜シ遊女屋仲間ハ之レニ當惑シ検査猶豫ノ願ヲ數々出セ共官ニテ開届ケナク終ニ遊女ヲ三等ニ分チテ女郎、藝者座着女トナシ女郎ト藝者ハ色ヲ賣ル者故是非検査ヲ請ケ座着女ハ色ヲ賣ラザル者故検査ナシト云フサレ共座着女竊ニ色ヲ賣ルトキハ其組中連座ノ法ヲ以テ賣女トナスノ定メトナリシ由

此時の藝者は後に云ふ二枚鑑札か、又座着女とは今の仲居(酌婦)なるべし

▲新奇の姓

○方今何國トモ家號廢セラレ苗字トナル姓ニ一笑話アリ或近國ニ一在街アリ是迄ノ家號廢セラレ姓ヲ名乗ル可シト里長ヨリ申達セシニ相應ノ身分ノ者ハ原來ヨリ姓名有之ト雖モ小前末々ノ者ハ姓モ無ク又新タニ姓ヲツケンニ文字知ラズ皆々里長へ參リ可然苗字御ツケ降サレト申參ル里長モ始メハ韻鏡ナドヲ以テ名附シニ追々多人數トナ

リ殆ンド困ジハテ後々ハ其者ノ業體ヲ尋ネ夫ニ應ジテ姓名ヲ依テ勝木ト附ル一人ハ又木挽ナリト云依テ大割ト名ヅク一人雪駄ヲ賣ル依テ浦川ト名ヅケシトゾ

これに類せし新姓ノ奇談各地に多かりし此「大阪新聞」は何年項迄刊せしものなるかは未詳なれども、記者の所藏は一號より六十六號までなり、其中には奇談珍説多しといへども、今は以上の抜載に止む

●女異人と結婚の日本人

「宮崎縣の士族三浦十郎といへる者セルマンにてタレーセンツゲルストマイエルといへる婦人と偕老の契りを爲し、十郎歸國するに及んで遠く波浪を冒して我國に來たれる事其貞操實に感すべきなり、此婦人はセルマンにて相應の者の娘なる由、五ヶ國の語に通じ且裁縫の技にも巧みなり」など明治七年一月の「東京日日新聞」に見えて居たが、同二月三日の紙上に左の如く追録してあつた

我前號ニ屢々掲載シタル日耳曼ノ女ヲ娶リシ三浦十郎ハ去廿七日ノ夕築地居留美國ノ法教師ダビッド、タムソンノ方ニ至リ婚姻ノ式ヲ行ヘリ皇國中外國ノ婦人ヲ妻トシ歐羅巴風ノ式ヲ以テ婚姻ヲ爲セシハ此人ヲ以テ始トス



### 本書の由來と訛言

●明治文化研究會 去月、吉野井上兩氏の主唱で明治文化研究會といふのを組織したいとの相談を受けた、吉野先生の恩顧に與る者、井上氏とは多年の關係ある身、不賛成な事でも賛成せねばならぬ間柄、シカモ、明治初期の事物研究に興味を有する予「それは好い思付きです、是非やりますせう」と力留を入れて早速の仲間入り、其後左の印刷物を頒布して諸名士にも賛同を求めつゝあり、既に快諾を得たのが二十有餘の大家ぞろひ

『明治文化研究會』の創立に就て

目的 明治初期以來の社會萬般の事相を研究し、之れを我が國民史の資料として發表すること

事業 機關雜誌を發行し時々講演會及び展覽會を開催すること

雜誌 題名『新舊時代』、毎月一回發行、内容菊判約六十頁（發行所 東京新橋明治文化研究會）

第一號は大正十四年二月十一日發行  
發起人（編輯同人） イロハ順  
石井研堂 石川巖

井上和雄 尾佐竹 猛  
小野秀雄 吉野作造  
（廢姓）外骨 藤井甚太郎

此雜誌『新舊時代』には、發起人八名が毎號各一文を書き、外に賛成大家の寄稿を載せる筈である

露骨に表白をすると、此會が『明治奇聞』發行の動機です、『新舊時代』は會の機關雜誌として權威ある物が出来てあらうが、奇談珍聞を集めた興味本位の俗書を例の外骨式でやれば、會の主旨を宣傳し得る事にもならうとて、後の雁が先に立つやうな次第である

●古柳句研究の附録 此『明治奇聞』には、『變態知識』のナゴリとして、篇末の一二葉に古柳句研究の記事を載せるツモリで、其豫報をして置いたが、此第一篇は、『猥褻と科學』の著述が意外に手間取れた爲め、去る十六日から五日間に編輯せねばならぬ事に成り、去月來材料の蒐集はしてあつたが、少し面倒な記事、尙取調べを要するやうな材料は二篇以下に廻し、何でもよい早く／＼で、取急いでヤツト終了とした始末、推敲や穿鑿をせねばならぬ古柳句の原稿を書くヒマがなかつたので、豫報に背いたが、次號からの事にしました（大正十三年十二月二十日執筆了）

# 明治奇聞

## 第二篇

### 維新中の維新

徳川幕府といふ大勢力の大傳統を破壊したのは、政權爭奪の一大演劇であつたにしても、舊弊未開の幕を切り落したのには、所謂明治維新の元勳として薩長土の志士に感謝せねばならぬ所である、此藩閥を倒して新政府を組織した連中が、徳川時代の舊制を其まゝに、明治四年まで各藩を存置して、舊藩主を其領地の知事たらしめて居たのは、何故であらうかこれは急激の大變化は愚民統治の上に動亂を起す惧れがありとした爲めで、此時機の到來を計つて廢藩置縣を斷行したのであらう、それで「廢藩置縣は維新中の維新なり」といふ語があつた、ナルホド廢藩置縣は施政上に便宜であつたに違ひなからうが、それが爲めに同五年から諸種の改革、新文明の建設に着手し得て、學校を起し、書籍館を開き、新貨幣の發行、國立銀行の許可、郵便電信の設置、汽車鐵道の敷設、太陽曆の實施、徴兵令、斷髮令、氏名制、僧徒制、穢多稱廢止、其外監獄の改良、農工獎勵法などの新制が布かれたのではない、これは混亂期を過ぎてヤ、整頓期に達したが爲め、四年間に準備した新制を廢藩置縣と共に斷行して、維新中の維新を建設し得たものと見るのが正當であらう



# ●社會主義的の論文

富の壓制などいふ社會主義の論は、明治三十年後に起つたのであるが。明治七年二月發行の『民間雜誌』第一編に載つて居る慶應義塾の創立者福澤諭吉の一文は、後の社會主義者が唱へた極端な論に似て居ると思ふ

農ニ告ルノ文

福澤諭吉 記

憐、ムヘシ田舎ノ小百姓婆ノ地獄ニ陥リテ五反ノ田地ハ一人ニテ耕シ八人ノ子供ハ夫婦ニテ養ヒ米ヲ作レトモ米ヲ喰ハス蠶ヲ養ヘトモ絹ヲ着ズ嚴寒ノ風ニ吹カレ炎暑ノ日ニ照サレ額ニ汗シテ作出シタル其米ハ鷲、ヨリ猛、キ役人ニ掠、メラレ跡ニ殘ルモノハ僅ニ糶糠ノミ扱其米ノ行衛ヲ尋レバ二度モ三度モ相場師ノ手ニ掛リテ行付ク先ハ遙ニ東京、西洋作リ石室ト爲リ英吉利風ノ鐵橋ト爲リ船ト爲リ鐵砲ト爲リ馬車ト爲リ洋服トナリ甚シキハ酒食ノ本手ト爲リテ藝、妓、ノ花、妾、ノ給、金、其外何事ニ用ヒラル、モ計ル可ラズ又一方ニハ華、士、族、二百萬人ノ居候ヲ引、受、ケ、其飯米モ二百萬石ニ下ラズ厄、介、ト云、ハン、喰、ヒ、ツ、ブ、シ、ト云、ハン、十、露、盤、ノ、玉、ニ、掛、ラ、ス、話、ナ、リ、梅、雨、ノ、ト、キ、ニ、苗、ヲ、植、付、ケ、秋、ノ、終、ニ、コ、レ、ヲ、取、込、ム、マ、デ、ノ、其、間、ハ、大、風、ヲ、恐、レ、長、雨、ヲ、患

非、ス、役、人、ノ、門、モ、金、持、ノ、門、モ、開、放、シ、テ、誰、ニ、テ、モ、其、仲、間、ニ、這、入、リ、更、ニ、差、支、ア、ル、コ、ト、ナ、シ、今、日、ノ、土、百、姓、モ、明、日、ハ、參、議、ト、爲、ル、可、シ、去、年、ノ、太、輔、今、年、ハ、町、人、ナ、リ、貴、賤、ハ、廻、リ、持、チ、貧、富、ハ、爲、番、而、白、キ、世、ノ、中、ニ、ア、ラ、ス、ヤ、石、室、ニ、住、居、シ、テ、馬、車、ニ、乗、リ、タ、ク、バ、智、惠、分、別、ヲ、出、シ、テ、錢、ヲ、取、ル、可、シ、富、貴、ノ、門、ニ、門、ハ、ナ、キ、モ、ノ、ゾ、門、モ、ナ、キ、其、門、ヘ、這、入、ル、コ、ト、ヲ、得、サ、ル、者、ハ、必、ス、手、前、ニ、無、學、文、盲、ト、云、フ、門、ア、リ、テ、自、カ、ラ、貧、乏、ノ、門、ヲ、鎖、シ、自、分、ノ、勝、手、ニ、テ、婆、婆、ノ、地、獄、ニ、安、ン、ス、ル、ナ、リ、若、シ、モ、コ、ノ、地、獄、ヲ、地、獄、ト、思、ハ、一、日、モ、早、ク、無、學、文、盲、ノ、門、ヲ、破、ル、可、キ、モ、ノ、ナ、リ、(以上全文)

此一文の前半は純然たる社會主義的の批難論である、大廈高樓を建築する大工は常に裏町の陋屋に住んで居る、自動車を作る職工は自動車に乗れない哀れな者である、など云つて、私有財産制度を否認したり、無政府論を叫んだりした社會主義者の論と同一主旨のヒガミ觀察ではないか然し福澤諭吉はソナナ危険思想の所有者でないから、後の一半に於て、斯様な權勢を有する者に成れ、成りたくば金を儲けよ學問を研ぎ上げろとの結論にしてあるので、法律上の罰を受けなかつたのであらうが、當時前半を通讀した役人は政府顛覆論以上に感じたであらう

ヒ稻ヲ見ルコト子ノ如ク蝗ヲ惡ムコト敵ノ如ク秋ノ夜ニ老若男女群ヲ成シ松明トモシテ敵ヲ逐フモ唯一穂ノ米ヲ失ハザランガタメナリ然ルニ其穂ヲ取上ケ米トナシテ倭ニ作ルヤイナヤ大風ニ卷カル、ガ如ク倭ハ飛テ行衛モ知レズ華士族ハ蝗ノ長ニシテ白米ヲ喰ヒ青穂ノ汁ヲ吸ハズシテ伊丹ノ銘酒ヲ飲ミ田舎ノ風ニ吹カレシコトモナク米ノナル木ヲ見シコトモナク松明モテ逐ハレザルノミカ大廈高樓ニ住居シテ無事安樂ニ此世ヲ渡レバ地獄ノ仕途ニテ極樂ノ世帯ヲ持ツモノト云フ可シ

右ノ如ク議論ヲスレバ日本ノ百姓ハ世界第一ノ不幸者ノヤウニ見ユレトモ亦決シテ然ラサルノ理アリ凡ソ世ノ中ノ物事ニ此處ト彼處ト界ヲ立テ、此内ニハ入ルコトヲ許サスト掟ノ定ルトキハ人情必ス其内ニ這入タクシテ其内ノ有様ヲ羨シク思フモノナレトモ其界ナクシテ出入勝手次第トアレハ其入ルト入ラサルトハ主人ノ關ル所ニ非ス唯客ノ心任セナリ今日日本ニテ貴賤上下ノ差別アルヤウナレトモコハ唯舊キ惡風ノヲモカゲノミニテ其實ハ政府ノ命ニテ四民ノ別ヲ立テ人種ヲ分チタルコトナシ百姓ニ命シテ必ス百姓タラシムルニ非ス士族ニ命シテ必ス役人タラシムルニ非ス貧人モ富人モ政府ノ命ニ由テ貧富タルニ

# ●尻の暖つた政府の壓制

慶應三年十二月、太政官布告として御出しになつたといふ「内外新報前記」第一號(慶應四年閏四月十三日發行)所載中一舊弊御一洗に付言語之路被洞開見込有之向は異議を抱かず忌憚なく可被致献言且人材登庸第一御專務に候故心當りの仁有之候はゞ早々可有言上候事

一近來物價格外騰貴如何ともすべからざる勢ひ富は益々富を累ね貧は益々窘急に至り候趣舉竟政令不正より所致民は王者の大寶百事御一新の折柄旁被惱 宸衷候智謀遠識救弊の策有之候はゞ無誰彼可申出候事

斯く新政府の發端に於て上書建白を獎勵されたので、各地の有志識者は忌憚なく意見を開陳して、改革進取の策を献言し、新政府としては參考に成り、又採用した事も少くなかつたのである、然るに後には施政攻撃の痛手を受ける事が多く、それを新聞紙上に記載されるのでタマリカネ、明治八年六月改正の「新聞紙條例」第十六條に如左制定した院省使廳ノ許可ヲ經ズシテ上書建白ヲ載スルコトヲ得ズ 犯ス者ハ罰前條ニ同ジ(禁獄一年以下罰金五百圓以下) 政府といふ者も自分勝手なものにぞありける



## ●罪人としの島津三郎久光

明治四年十月に第一號を發行した「萬國新聞」といふのは、外字新聞の翻譯記事ばかりを載せた四六版十六頁、全文四號字の小形冊子であるが、其十二月に發行した第十二號に「ジャパンヘラルド新聞」第二千五百八號

明治四年辛未十一月三日横濱刊行

○薩摩の島津三郎は東海道にてリチャルドソン及び同行の者を襲ひ且つ鹿兒島の戦争を起したる者にして我輩の讐敵なり此者終に政府より位階を賜はりて賞與され當國在留の外國人の前には引出されずして却て幸に十萬石を受領すと云

此島津三郎とは明治の元勳として有名な島津久光のことで久光が文久二年八月生麥で英人を殺し、又同三年七月鹿兒島で英艦を砲撃した事を云つたものである、修史局編纂の「明治史要」四年九月十日の條に

「島津久光積年ノ功勞ヲ賞シ籍ヲ分テ華族ニ班シ賞典祿五萬石ヲ以テ家祿ト爲ス」

此賞與された事に就て、外人がイヤミを並べたのである、我々外國人へ引渡すべき罪人だとケナシた所が面白い

## ●顔へ紙を貼て自殺

明治十年一月五日發行の「讀賣新聞」第五百八十五號に左の記事がある

「英國のタモスベイカといふ人は今まで三菱會社に雇はれて居ましたが女と酒が好なので借金も嵩み困つて居る所へ三菱會社より暇が出たので其日／＼にも差迫つたゆゑ豫て懸念にする横濱尾上町の三木新吉の家へ来て少し座敷をかして寝かしてくれろといふとき折あしく新吉夫婦は留守にて妹のおぶが知らない人でもないから座敷へあけて抱巻を出し屏風をたて、おぶは針仕事をして居ると座敷で銃炮の音がしたのでイヤと見返る屏風の中でタモスベイカは七顛八倒の苦しみよく／＼見れば銃炮腹これは大變とおのぶは外へ飛出す所へ新吉が歸つて来て直に其筋へお届けをいたし検屍も来て見るとタモスベイカは顔へ紙をはつて口へ一發と横腹へも一發自分でうちこんだので血に染つて死んで居りましたが開化／＼といふ文明國の中にもこんな不了簡な人もあります」

顔へ紙を貼て自殺するのは、英國の風習か否かは知らないが、イヤナ死顔を多數人に見せまいとする用意であらう

## ●舊令の國家賠償法

近頃政府案として「冤罪者賠償法」といふ法律案を帝國議會へ提出するとの報道が諸新聞に出たのを見たが、これは大場茂馬博士等が十數年前から唱道した事であつて、今日まで捨置くべき法案ではない、冤罪者に對する國家の賠償法は泰西に於ても既に實施して居る事であるに、我國では官尊民卑の舊思想で今に延引して居るのである、此法律が早く制定されて居たならば、予の一身なども當然國家の賠償を受くべき珍事件が往年あつたのである、確定の既決因に對し「お前は無罪の者だと大審院より通知があつたから歸れ」とばかりで、一言の詫びもなく、一錢の償ひもせず放免された者は予一人ではない、と常々憤慨の念は失せないのであるが、近頃古雜誌を披閱中、偶々發見して感興の生じた一事があつた、それは明治七年十一月、太政官布告第百二十七號である

「探索上ニテ捕ニ就キ及ヒ裁判官ノ呼出ヲ受テ無罪ニ歸スル者並ニ人違又ハ官吏ノ其人ノ誤寫スル等ニテ呼出サレタル者往返旅費ハ本年七月第七十八號布告ニ準シ官費給與候條此旨布告候事」

これは旅費一日五十錢、拘留手當一日三十錢といふ些少の賠償であるが、些少にしても、國家が其冤罪者に對して、謝意を表する事であるから、金錢の多寡に拘らず其本人の慰安にも成つたであらうに、此法令を何時の間にか廢止して了つて、其後は無理なアキラメをさせる野蠻式の壓制で押し通す事に成り、それが今日まで續いて居るのである、明治維新當初の役人は、雇ひ外國人などの意見を受け入れて、右の如き布告を出したのであらうが、一方に西洋心酔の弊はあつたにしても、當時の役人は今日の役人よりも頭腦がゾツト進歩した者で、所謂文明開化のお役人様であつたらしい

## ●太政官の何日 徳川の何日

太陽曆は明治六年一月から實施されたのであるに、田舎では其新曆を用ひず依然舊曆になすんで居たが、伊勢地方では新舊併用で、新曆の日を「太政官の何日」といひ、舊曆を「徳川の何日」と呼んで居たとの事が、明治七年六月十六日發行の「新聞雜誌」所載の三重縣通信に出て居る

「新舊曆混シテ一定セズ、之ヲ呼テ太政官ノ何日、徳川ノ何日ト云フ」



# 過渡期の奇裁判 (三)

法學博士中田薫先生法文註解

▲偽名で扶持を受けて居た罪

東京第三大區十小區四ツ谷左門町一番地

東京府貫屬士族 斧三郎事

秋田庫次郎

其方儀倅當主庫次郎儀去戊辰七月中病死致ス節其實ヲ以テ御扶助可相願所騷擾ノ際當主無之ヲハ不相成儀ト心得違致シ其方儀右庫次郎ト相偽御扶助受罷在科上書詐不以實律附例ニ依リ閉門八十日申付ル

明治六年七月五日

(法文註解)本文ニ上書詐不以實律附例ニ依リ閉門八十日申付ルトアリ此附例ト云フハ新律綱領詐偽律對詔上書不以實條ニ「奏事上書ニ詐ヲ實ヲ以テセザル者ハ徒二年」トアル條ヲ改正セル新律例ナランモ今其原文ヲ發見スルコト能ハス然レドモ改定律例第二百四十七條(對詔上書詐不以實條例)ニ「凡對詔及ビ奏事上書ヲ除ク外上ニ告ルニ詐ヲ實ヲ以テセザル者ハ懲役一年事情輕キモノハ懲役八十日」トアル

文ヲ以テ推ストキハ彼ノ附例ノ文ハ「凡對詔及ビ奏事上書ヲ除ク外上ニ告ルニ詐ヲ實ヲ以テセザル者ハ徒一年事情輕キ者ハ杖八十」トアリシナラン從テ士族閏刑律ニ依リ杖八十ハ閉門八十日トナル

(改定律令ニハ閉門ノ閏刑ハ停廢サル)

「奏事上書ニ詐ヲ實ヲ以テセザル者ハ徒二年

(編者曰)自宅で謹慎せしめる閉門といふ刑は、徳川幕府の舊制で、武士に對する罰であつたが、其刑罰を明治の新政府が襲用して居たのは、士族といふ階級を重んずる舊想の因習を脱しなかつたからである

▲大聲を發した者から罰金を詐取した罪

筑摩縣貫屬士族藤井市九郎養子

當時東京第一大區小十四區番人小頭副役心得

藤井義齋事 藤井 喜助

當二十三年九ヶ月

其方儀井口大次郎外一人於道路大聲ヲ發スルヲ捕ヘ違式ノ旨申聞贖罪金ト稱シ金壹圓貪リ取縱放スル科枉法律ヲ以テ論ジ除族申付ル

明治六年七月八日

此者は壬申十一月中長谷川町菅沼甚兵衛同居の名義にて

▲徽章附の鎮臺兵服を賣らんとした罪

東京第六大區小六區本所相生町三丁目二番地

借店 商 寺倉惣兵衛

當卅二年八ヶ月

一自分儀古道具渡世罷在候處當六月十日鎮臺十四番大隊ヨリ古服入札御拂下ケニ相成リ吳服町肉倉吉兵衛銀座四丁目北島榮吉兩人へ落札相成リ候分ヨリ自分貴受候處右兩人ヨリ御徽章ハ悉皆取外シ返上可致旨申聞ラレ候ヲ忘却致シ何心ナク店前ニ釣置キ候處邏卒衆ニ被見答候事

右之通相違不申上候以上

寺倉惣兵衛

申 渡

其方儀鎮臺兵徽章有之服御拂下ケ相成分買取ナラハ徽章

取外ス可ク處共儘店ニ差置科違式律ニ依リ右徽章ハ取上

懲役一十日ノ贖罪金七十五錢申付ル

(法文註解)前記違式律「輕キハ答一十」懲役法ニテ懲役十日ニ當ルモ明治六年二月十八日改正贖罪收贖例圖ニ「凡贖ハ平民過誤失錯直累其他不幸ニ出テ事情憫諒ス可クシテの決シ難キ者ハ例圖ニ照シテ贖罪ス」トアリ同例圖ニ依レバ答一十ノ贖罪ハ三分ナリ即七十五錢

番人と成たり當二月廿六日の夜人形町通りにて往來人の大聲を發する者を捕へ直ちに詰所へ連れ行其長へも不申聞贖罪金として金一圓取立て自儘に放ち遣りしが露顯せしとぞお供狀の略なり

(法文註解)番人小頭副役心得ハ明治五年十月十九日東京番人規則ニ依リ書カレタルモノナラン(規則ニハ小頭アレド副役心得ハナシ新律綱領受贖律ニ依ルニ枉法ノ刑ハ一兩以下杖六十、明治六年二月八日改正士族閏刑破廉恥罪ニテ答杖ニ該ル者除族

(編者曰)尻を打たれる筈のところ、士族であるが故に除族として放免されたのである、除族とは前にも云つた如く士族の籍を削つて平民に下すといふ事である、此當時三人連で根津の貸座敷へ遊びに行き、娼妓を揚げて遊興した代金五圓ばかりの處、金が不足で内金二圓だけ渡し置き、殘金の調達に附馬をつれて迂路ついた果、其附馬をまいて逃げたのを捕はれ、二人は平民であつたので、「無代ニテ遊興スル者竊盜ニ準ジテ論ジ懲役六十日」を言渡され、一人は士族なるが故に「除族」で済んだ實例もあつた、士族の籍が償罪の代りになつたと云ふ事もヤハリ階級を重んじた餘弊である



## 首の無い西郷隆盛の屍體

城山落城の時、西郷隆盛はウマク逃げて何處かに隠れて居るとか、後年露西亞から歸つて來るとか、妄誕の不死説が行はれたのは何故であるかと云ふに、それは隆盛の屍體に首が無かつたと云ふ事に基いたのである

明治十年九月二十九日發行の『郵便報知新聞』千四百五號に「○賊將西郷隆盛が最期の有様なりとて世間に語るを聞くに、二十四日には爽味より各旅團の兵大擧して城山に攻め登り、進んでは壘を抜き直に賊將の旗下まで押し詰り、東伏見少將が引率の隊中安村某が早くも西郷を認め衆に抽んで馳せ寄り飛び掛つて既に組伏せんとする折り、命知らずの私學校生徒四五名折り重なりて支へしかば、其間に西郷は木蔭を潜りて逃げ去り、安村は少しく傷を負ひしとぞ（西郷に傷つけられしか、或は私學校生徒に切られしか定かならず）此の時味方の士卒も追々馳せ集り、夫れと聞くより遠くは行くまじと勇みに勇んで逐ひ行くこといまだ數歩ならぬ道端に首なき死骸の横たはりあるを氣を留め能く見るに首級はなけれど正しく今安村が組みし西郷に衣服から支體の恰好相違なければ、

ば、必定生徒が救ひ出すべき路なきより首打ち刎ね持去りしならんと云ふ言葉に、一同虜とせざりしを本意なく思ひ、引返して注進に及びしとぞ、又西郷を討取りしとの報知が各營に達せし時、之を聞く諸將校は、雀躍して喜ぶならんと思の外、暫くは悵然として辭なかりし由又明治十二年出版の『近世太平記』第四編下に左の如くある

「鹿兒島縣布達 本日午前第四時、官軍鹿兒島城へ攻撃相成候處、賊魁西郷隆盛、桐野利秋其他打取或ハ致降服候條一同安堵可致此旨布達候事

明治十年九月二十四日

諸團の將校方は城山に至り賊徒の首級死屍を實檢せられけり、先西郷隆盛の出立は淺黄縞の單衣に紺の脚絆足袋を穿ち、首なくして劍所は右の太腿より左腸骨部に貫通たる銃劍、右足骨部に舊刀劍、陰囊水腫せり、始め首を刎ねて持去りし賊は土を穿て首を埋め自殺して果ければ少時は首の所在を失しが、頓て見出し掘取たり」

斯くても、初め首の無かつた事が、似よりの替玉であると風説を生じたのである、予も幼時そんなに聞いた又同徒池邊吉十郎の始末書中にも「真ノ西郷ハ全ク遁レテ未ダ死セザリシトノ風説ヲ聞キ……」とある

## 明治狂句略解

明治十二年出版の『開化家内喜多留』や狂句合、同年の雜誌『俳諧大熊手』、『月とスッポンチ』などに出て居る句を抜いて略註を附ける

竊理の絲引竹筒の傳信機  
今でも子供の玩弄物にある電話筒、此頃に早行はれて居たものと知れる  
中足の足袋はゴムにて出来上り  
防瘡袋とも稱して居た舶來のルーデサツクを云つた句  
筆もよく立つ造化機論の翻譯

西洋生理解剖書の翻譯本「子澤山造化機論をけなし付け」の句もある  
太政官日誌へも載る孝の徳  
「老の腰撫る姿を孝の文字」忠孝主義の時代、孝行の者へ褒美金を遣つた  
吟香の新聞もまた目の藥  
「精錫水 本舖の主人岸田は東京日々新

聞の記者であつた  
巡查の非番兩手にて鼻をかみ

左の脇に三尺棒を抱え込んで居たので  
片手は使へなかつた  
尻早の鍋町鬻が行はれ  
夫婦中よくてこわれる鍋町鬻  
下女の鍋町鬻は書生の伸ばす髭



此明治十二年頃、東京で鍋町鬻といふのが大流行であつた、神田鍋町の藤白屋といふ化粧品店で賣り出した丸鬻の形を入れて結つた鬻であるが、此年の末「藝術叢誌」には流行衰微の意味で、「此節少しだれ口に成り」と記してある

これから以下は、明治十九年二月出版の『風梳集』に出て居る句である

末廣は朝野新聞の要  
鐵腸居士末廣重恭が論説記者として重を爲して居るとの事  
鳩山の智は法律に高い胸  
法律學者、代言人として著名であつた  
鳩山和夫は鳩胸でないとの駄洒落  
矢野氏の演説改進の主義が的  
改進黨の重鎮であつた龍溪居士矢野文雄を弓に擬した句  
法の種藪直しする北島  
印度から歸つた北島道龍が宗教改良の演説をなして居た事  
松林講談霜枯れは無き聴衆  
講談師松林伯圓が出る寄席はいづれも  
大入大繁昌であつた  
天津に藤と李の花競べ

前年の朝鮮事件で伊藤博文が李鴻章と交渉した「天津條約」の事



# ●輕氣球の風船

明治四十一年一月發行の石井研堂子著「明治事物起原」に風船の始と題して左の如く記載してある

「本邦に於て始めて風船を使用せしは、明治十年西南戦争の時に起る、是より先き、明治八年春、舊開成學校作製學教場に於て、理學教師市川盛三郎氏が、赤ゴムの小球に水素ガスを満たして飛揚せしを始として、生徒等之を製作し九年の頃より諸縁日或は途上に於て小兒の玩具に賣り出せるが大に好評を得たりければ、當時市中至る處に之を商へり、同十年、賊兵熊本城の四面を圍みし時、海軍兵學校馬場新八氏(米澤の人)、輕氣球を作りしことあるを聞き、陸軍省より依頼す、因て、同年五月廿三日、技術課麻生氏、機關士副馬場氏主となり、築地海軍省練兵場にて、輕氣球乘を實驗せり、氣球は、長九間幅五間周圍十七間にて、奉書細百二十反ミシン縫にしたるをゴムにて塗り上げ、瓦斯は金杉の瓦斯局より六百五十間の管にて導き、蒸氣ぼんぶにて送り込みし其量一萬五千立方尺なり  
さて、船底には大綱を附着したれば、馬場氏、一千二百尺の高距に達し、號圖の赤旗を振るを以て、下より綱を引て

明治十年五月二十一日、築地海軍省前の原で初めて揚げた風船の事は當時の諸新聞に出て居り、中には圖をも挿入してある(前掲「明治事物起原」の記事とは少々相違して居る)此風船は外國人の手を借らず日本人の手で初めて出来たものであるから、見物人も山の様に出たとあつて、此外に外國人が飛揚した事もあつたらしく記してある



嘉永六年「アメリカより大日本へ献上貢物品々」といふ一枚摺物の中に「理固古突、悉吉不之圖」長サ二丈袋の大サ方一丈帆柱長サ四丈帆柱は鐵の張ぬきなり」と記して、右の如き圖を入れてある  
風船でなく飛行船らしい物であるが、當時真に此献上があつたものか、又は畫工の繪空事であるか、それは判らない

下したり、其より輕氣球のみ飛揚せしに、五六千尺の高所に達し、東南の方一里半許の堀江といふ村に落ちぬ、此處は、漁夫のみ住居する村落なれば、其何物たるを知らず、其驚駭一方ならず、風の神過ちて袋を落したるならんといひ、或はラツキヨウの化物なりとさわざ、皆々權を以て之を亂打せしに、フハ〜と飛行くを、追廻し打擲くより、袋破れて水素瓦斯散出し、其臭氣甚しければ又驚き、是れ正に妖怪の惡氣を吐出せるならんと逃出せしもの多し、此氣を嗅たる者兩三人斗り、面色變り氣病を發し、二三日間病めりといふ、熊本にて、之を實用したりしや否、未だ考へざれどもこれ本邦實用的輕氣球の嚆矢なり

明治三十三年、英人スベンサー氏、横濱にて風船乘を興行し、十一月十二日、東京に上りて天覽に供し、同廿四日、上野博物館内の廣場にて興行し、縦覽せしむ、入場料は、上等一圓、中等五十錢、下等二十錢の定めなりし  
風船に空の窮理を思へども  
人の命の惜くもあるかな(童歌百人一首)  
風船 (夢處)  
西人技術亦奇哉、舟在青空儘溯徊、見得謫山詩句是、孤帆眞個日邊來」

# ●明治初期の新言語 (二)

- ▲權妻 カリのツマ、妾の一名、戸籍に入れて二等親の格であつた、權令、權參事、權大屬、權大警視、權判事などいふ官名に擬した新語である
- ▲かめ 洋犬のこと、新聞雑誌にも「洋犬」と書いた、西洋人が飼犬を連れて散歩の際、カム〜(來れ〜)と云つたのを、洋犬の名と誤解したのが起り
- ▲たむろ 遷卒の屯所と云つて居た「屯」の訓で「たむろ」と云ひ、警察署を「たむろ」と呼び、屯所に棄兒が泣いて世帯じみ」といふ十二年頃の狂句もある、「屯」は「集る」の義
- ▲開化鍋 牛肉鍋のこと、舊弊人は忌んで食はなかつたからの稱呼である、正坐を要せず安坐して食し得るので、「あぐら鍋」とも云つた
- ▲ドンタク 休日又は日曜日のこと、これは和蘭陀語の「ゾンタハ」即ち日曜日を「ゾンタグ」と誤つて發音し、それが又「ドンタク」と轉訛し、土曜日を半ドンとも云つた
- ▲テレグラフ 英語の「テレグラフ」を少し訛つた電信機の事である、「新聞都々」までにも「海山隔て、暮して居ても心は切れないテレグラフ」



# 明治舌禍史料

(二)

▲太政大臣三條實美を侮辱  
明治十七年五月二日發行の「輸入自由新聞」に「處刑」と題した左の記事が載つて居る

「石川縣士族關屋某は去月三十日同縣金澤下新町人寄席に於て聞きし政談演說會に出席し、物皆有原因」といへる題にて演說中「天下には人にして猫と呼べる、あり鮫と云はる、あり犬と呼ばれ狸と云はる、あり猪と云ふは此處に(として鼻下の髯を捻る形容を爲して)長き髯を生して其都合の宜しき方に尾を掉り廻はし始終ぬらくらして實に捕らまひ所も無き人のことを指すなり又人を狸と云ふは人にして人を誤魔化す者を云ひ猫や犬よりも憎き者なり、而して今余が最も憎くしと云ふ者は親狸なり維新前の狸は有る者を無しと云ひ又云ひしことを云はないと虚言を吐く位に止りしかど近年の狸は何年の何月何日迄に斯々すると確かな書いたものもあるに既に其時に至れば一向知らざる者の如く人を誤魔化し明治五六年頃と言し所は今日早や變り云々と論ぜしところ右明治五六年頃云々とは明治六年第二百七十二號布告地租改正條例を指し親狸云々の語を以て公然三

條太政大臣を侮辱したるものと認定せられ去月二十一日金澤輕罪裁判所に於て二ヶ月の重禁錮に處し罰金十圓を附加する旨申渡されたり」

これは舊刑法の官吏侮辱罪に問擬されたのである

▲魯國虚無黨云々の政談演說

明治十三年七月發行の「官令全報」附録「都鄙日乗」中「岡山縣實行社員平野彌太郎氏ハ去ル十四日神戸裁判所岡山支廳ニ於テ左ノ通り申シ渡サレタリ  
其方儀明治十三年五月二十二日岡山區富田町ニ於テ警察官ノ認可ヲ得ズ ○○○トイヘドモ天ヨリ之ヲ見レバ均シク是レ人ナリ左スレバ我日本政府ハ如何ナル會計ヲナスヤ得テ知ル可ラズト雖モ ○○○ニノミ獨リ國事ヲ委ネ置テハ相成ラズ故ヘニ日本人民各奮發シテ國權ヲ張リ魯國ノ虚無黨ニ倣フベキ旨ノ政治ニ關スル事項ヲ演說スル科集會條例第一條及第十條ニ照シ罰金五圓申付ル」

此時の演說會主島村左文呂といふ人も同く罰金五圓に處せられたと同誌に出て居る、これは無届で政談演說をなせりとの科で罰せられたのであるが、論旨も不穩であるに、重き刑罰を受けなかつたのは、如何なる理由か甚だ不思議である

# 大槻如電翁と今泉雄作先生

大槻馨溪先生の長男であつて又大槻文彦先生の實兄たる大槻如電(舊名修二)翁、今年八十一歳の高齢であるが、曾て予に「オレも新聞記者に成つた事があるよ」との談、其性格不似合の突飛な談に驚いて予は「へー、アナタが新聞記者……それは何時頃の事で、何新聞でしたか」と問へば

「明治十年の事であつたよ、朝野新聞社長の成島柳北が記者に成れと云ふから成るツモリで承諾したが、タツタ一日出社した限りで止めたよ、あんなウルサイものに成るものぢやない」

これと事は違ふが、予が往年「骨董協會雜誌」を發行して居た時代、薰陶も受け賛助も受けて居た今泉雄作先生、京都美術工藝學校長にも成り、後には帝室博物館の美術部長にも成つて居られ、今は根岸の里で樂隱居の身であるが、此今泉先生が新聞記者であつた事は近頃まで知らなかつた去月購入した古新聞中に「眞新聞」といふのがあり、明治九年一月二十二日の創刊で、隔日發兌、一枚八厘一ヶ月十八錢の傍訓付小新聞(同年二月十九日より毎日刊行)を見ると「東京淺草東仲町五番地字廣小路、眞新聞本局、活版所鳴

盛社、社長長坂信近、編輯長兼出版人今泉雄作」とある、美術學者考古學者として著名な今泉先生が、五十年の昔、大槻如電翁の所謂ウルサイ新聞記者共の編輯長を勤めて居られた事は、恐らく先生の名を知る人で「サツカネー」と云はぬ者はあるまい

其「眞新聞」の第十六號(明治九年二月二十一日發行)の投書欄内に載つて居る一節を左に披記す  
○眞に今泉先生、大層な御勉強で、隔日發兌も早や各日に成り、日に増し御繁昌の段お悦び申上ます、併し餘り御勉強だと病氣に成りますから、間には御愉快も好いぢやア有りませんか、僕がああ古めかしい夕暮と我物の替唄で一ツお合ひを

「淺草に開業したる鳴盛社、日々に新聞廣小路、追々かぶが殖えるぞへ、アレ鈴が鳴る、配達か、早く見たいぢやないかいなア」

「我業と思へば苦し新聞社、律の重荷を肩にかけ、發兌行けば色々の、雜誌投書告げ來たる、書く身につらさ編輯は、實に察して居るわいなア」(數寄屋町小林)

此「眞新聞」の事を「日本新聞歴史」に「八年二月一日發刊、十年二月廢刊」と記せる創刊の年月は誤りである



### 金拾圓の金は金毘羅の金

明治五年七月に山梨縣甲府で初めて發行した「**嶽中新聞**」は翌八月に第二號を發行し、其月縣下の農民が納税を拒んで紛擾を起し東京から鎮臺兵を派遣するなどの騒動があつたので、九月は休刊したが、其十月に發行した第三號中に左の一奇聞がある

「**信州高島堀田松藏ナル者會社(新聞社)**ニ來リ語テ曰ク余カ知己豆州那賀郡松崎ノ商鈴木熊藏ノ話ニ同村寡婦多喜ト云フ者神棚ニ十圓札一枚ヲ祀レリ其故ヲ問ヘバ曰ク頃日海邊へ出シニ波打際ニ一箇ノ油紙包アリ拆キ見レハ金毘羅ノ御札ナリ凡五六十枚モ有シナラン多數ノ御札ヲ殘ラズ携へ來テ若シ龜末ニナラバ勿體ナシト思ヒ内分クテ一枚ヲ戴キタル是ナリ其餘ハ三拜シテ海ニ投セリト答ヘシトゾ憫笑スヘシ」

これは明治の新政府が獨逸國へ頼んで製造した新紙幣の十圓札は、所謂「**縦札**」で札の中央に「**金拾圓**」とあり、左右に鳳凰、下部に龍の模様があつたので、舊幕府時代からの藩札より外の物を見なかつた文盲の老婆が、其新紙幣を金毘羅大権現の守札と誤認したといふ珍談である

### 監獄へ逆戻り

明治十八年八月十一日發行の「**朝野新聞**」第三千五百三十二號に左の一記事がある

「**本所荒井町の大工職井口兼吉の妻マツ(五十一)**は諸所の神社佛閣へ忍び入り賽銭を盗み歩くことの其筋の耳に入り先比捕縛されて重禁錮三月監視六月に處せられたるを正直者の夫兼吉は世間へ對し恥かしいとてクヨクヨ言ひ居りしが竟に發狂して間もなく縊死したるがマツは此程満期放免となり監視執行の爲め一昨日吾妻橋警察署へ送られしに夫が死したれば家には引取る者なく親戚もマツの悪事を忌み居れば孰れも引取らぬに詮方なく再び**監獄**へ送り返されしと」

今の若い人は此事を不可解とするであらうが、これは當時の治罪法に據つた法定事實である、舊刑法には「**監視**」といふ附加刑があつて、本刑の満期放免後、六ヶ月以上警察吏の監視を受けねばならず、其期間は無斷旅行も出來ず、夜遊びにも出られないのであつた、其監視には引取人を要し引取人の無い者は、監獄で其期間だけ青い服を着て勞役に就かねばならぬ規定であつたからである

予は幼少の頃から新聞雜誌を好いて、明治十九年(二十歳の時)までに、明治初年以來日本全國で發行した雜誌の第一號ばかりを五百冊ほど買集めて居た事があつた、それを親族へ預けて置いたが、惜い事には誰にか奪られて無くなつた

### 最小の雑誌

#### 法律學術問題雜誌

明治十八年十月三日第一號

#### 法律問答

##### ○刑事問題

清陽子稿

一婦人甲ナルモノアリ其夫乙ノ病癡ニ臥シ起居自由ナラサルヲ幸ヒトシ窃ニ其以前親愛スル所ノ破落戸丙ナルモノヲ呼入レ夫ヲ詐ルニ己レカ弟ナルヲ以テシ之レト森通シ日夜色ニ耽リ醜聲遠近ニ聞ユ後乙之レヲ聞知リ心大ニ憤リタレハ其身體ノ自由ナラサルヲ以テ未ダ之ヲ口ニ發セス然レハ森夫森婦ハ之ヲ悟リ後日ノ妨害タルベキヲ察シ之ヲ亡モノトセント欲

毎月三回發兌

其時此「**法律學術問題雜誌**」だけは、最小の珍物(原寸)であるから、特別に手箱へ收めてあつたので現存して居る(昨年吉野作造先生へ贈呈した)四六半截の十六頁で定價一部金二錢、發行所は東京神田今川小路二丁目一番地の**法學雜誌家**

といふので、持主兼編輯人は月崎金藏印刷人は月崎與兵衛といふ署名である法律雜誌家の「**家**」の字が面白い内容は「**刑事問題**」の次ぎに「**民事**」の損害賠償請求の訴といふ假設問題があつて、讀者の答案を待つと記し、次ぎには「**法律雜談**」といふ欄を設けて

「**維新**以還茲ニ十有八年日尙ホ淺シト雖トモ凡百ノ制度憲章皆ナ盡ク舉リ大ニ舊幕ノ弊政ヲ革メ面目都テ新ヲ呈ス中ニ就キ刑法ノ如キハ中外人ノ頗ル完全ヲ以テ贊稱スル所ニシテ吾人々民ノ幸福ヲ享ル其幾干ナルヲ知ラス」云々

と前提して、舊時代の苛法に比すべくもないと褒め、次ぎに享保時代の白子屋お熊等に係る裁決書を載せてある、時計の十分間位で全部を通讀し得られるもの、當時第二號は販賣店へ出なかつた、第一號限りで廢刊したらしい



# 八幡不知の大流行

かくれ杉、八重禪、八陣

延享三年の「本朝俗語志」二の巻に「八幡不知」と題して左の如く記してある

「下總國葛飾郡八幡に方十間ばかりの森あり、かりそめに垣を結びたり、此森へ入りたる人は再び出ざる也、八幡の八幡知らずといふ」

此奇怪な俗説に據つて種々の小説にも八幡不知の事が捏造されたので、八幡の八幡知らずは事實であつたかの如く顯著に成つて居る、更に又此八幡の森に擬したものとして、迷宮式の一廓内に藪を構造し、入場料を取つて其の藪に入らしめ、藪から無事に出て来た者には賞品を呈するといふ興行事が江戸時代に行はれたが、その興行が東京時代に復活して明治十年頃には各地で大流行であつた、同年四月十日發行の「讀賣新聞」に一奇談が出て居る

「大阪難波新地へ出来た八幡不知の藪の中で今月八日に廿四五の大の男が大聲を揚げて助けて呉れ〜と泣ながらわめくゆゑ何事かと居合せた客も木戸番も騙て来て如何いふ事だと聞くと其男は涙をばらひ不佞ことは鳥根縣

貫ひなどしたのである、其中の二葉を左に

運道奇回 一名八重たすき

これは杉苗の植ごみに。運道奇回の曲直は。禪にあやどる生垣を、御這入あつて中央へ。出る道さへ八重ひとへ。はなの色香にあらねども。迷へばまよふ八大地獄。悟れば定慧の八正道。八門通甲八陣の。そなへも八幡の藪しらず。御なぐさみと運動を。豫て御はこび下さるやう。主人と、もに冀ふになん

十月十五日びらき

向島三圍堤下 柏家 園中

右の梅素とは文雅の士として當時有名であつた宮城玄魚の號である、左の竹柴金作は狂言作者として是亦當時世間の名を知られて居た人である

端唄やへたすき

竹柴金作述

三下り「八重禪、かけし誓に三圍へ、柏手ならで柏家が、おもひ月夜のかくれ杉、直な心を横道へ、曲るもすねた松のうち」

本調子「真似て見たさの雛がたが、勝利と成りし佐久間町あき葉のはらへ八陣は、是ぞ孔明名も高く、若松めぐり淺草へ、ふえてます〜運動の、流行も智慧のちかみちを、おしへの端じやないかいな」

下出雲國第十八區大原郡養賀村住野々村三益と申す醫者でござるが薬品買入のため今般初めて登坂仕まつり江戸堀上通り出雲屋永助方に止宿罷在り今日は閑隙ゆゑ運動かた〜當藪中へはいり彼是二時十二分間ほどに相成れど何分出る道もなく右へ行き當り左へ行き當り當惑の餘り最早ふたゝび歸國もならぬと思はず聲を發した事件面目次第もござらぬといつたので集まつた人も餘りの事に可笑さを堪らへされず皆一同に吹出したからマゴ〜先生も大きに恥て歸つたといひますが藪の中で迷ふ位では大かた藪に縁のある先生でありましやうが東京でも「かくれ杉」また「八重禪」などといろ〜な藪ができてまよふ人が深山あります」

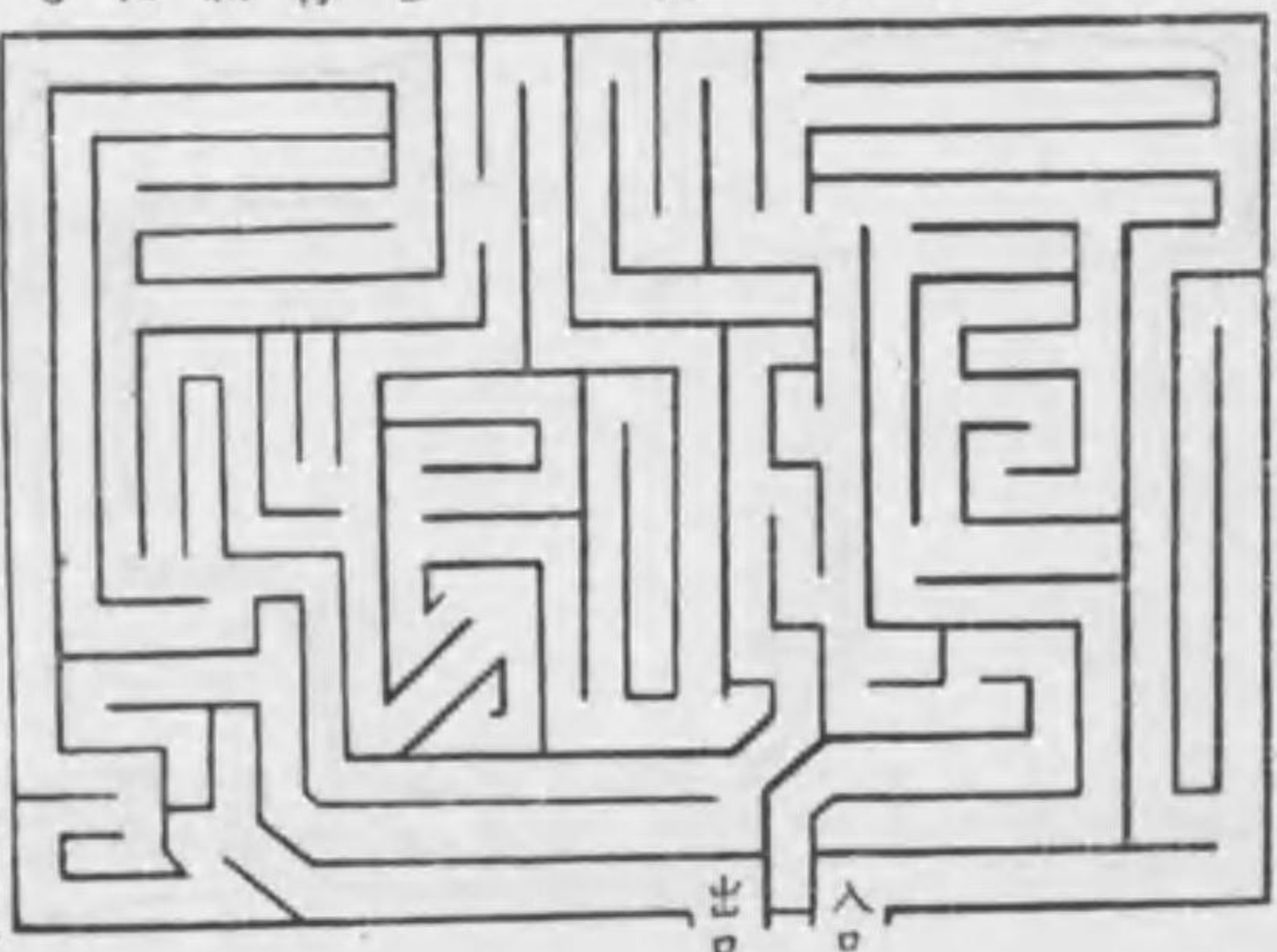
又その翌々日の同新聞に掲載した「大阪の景況」中に「流行するのは八幡不知、かくれ杉、八陣と種々の名をつけたまごつき道にて、是は六十五ヶ所もあります」とあるので、其大流行であつた事が知れる

又東京でも此八幡不知の興行が盛んであつた事は、前の抜記中にも見えて居るが、當時市内各方面の空地で行はれたらしい、そして其報條(チラシ引札廣告)には、互に競つて意匠を凝らし、或は當時名高い文士戯作者等に筆を執つて

尙又此八幡不知の興行が盛んであつた際、其流行につれて迷宮(此圖の如き舶來のマゴツキ道)の版摺物までが流行したのである、明治九年の初冬頃、「八重禪」とか「八陣」とか題せし袋入りの一枚摺が幾種類も出来た、又其迷宮の流行が一轉して野馬臺詩の如き戯作物も流行した斯かる流行が流行を生じて終には

俳諧八重禪

といふ事も流行した、それは八重禪の形式に字を列ねて、縦に讀み横に讀み斜に讀みても句意の通ずるやうにしたもので、四隅の四字は各三句の頭尾に通じ、中央の一字は四句の中間字として四度讀まれる兒戯的の苦作である。





# ●轉載專門の新聞雜誌

## 新聞の輿論日報と雜誌の日本大家論集

明治十八年五月二十三日の内務省達甲第十七號として左の如き新制定を發布した

「新聞紙ニシテ他ノ新聞紙(歐文新聞ヲ除ク)ニ掲載スル論說ヲ十日以内ニ其新聞紙ニ轉載スルトキハ必ス原新聞紙ノ持主又ハ社主ノ承諾ヲ要セシメ候條現ニ發行ノ新聞紙ハ直チニ、向後發行セントスルモノハ出願ノ際其旨持主又ハ社主へ相達シ左ノ書式ニ準シ受書ヲ徵シ……」

法律法令は社會の必要に應じて制定されるものである、こゝな新布達が出たのは何故であるかと云ふに

これは此年四月、新橋竹川町に『輿論日報』といふ日刊新聞が出来て、其記事は官令もなく雜報もなく、全紙四頁に東京諸新聞の論說(社説)の全文を無断に轉載して、其日の午後に發行したのであるが、其爲め諸新聞社は日々印刷部數が減少するので、各社申合せて内務省に迫り、何とか禁止法を制定して貰ひたいと情願した結果、内務省は諸新聞社を保護すべく、急に右の布達を發したのである

今日の人々は「新聞の論說だけを丸拔きに轉載されたとして

紙數に影響するやうな事はあるまい」と思ふであらうが、此時の社會趨勢は今日と違ひ、理論を聽いて實行に進まうといふ時代で、新聞紙の論說は紙中の重を爲して居たのである、今日の新聞讀者中社説を讀む者は百人に一人位であらうが、此時の讀者は十人が九人までは社説を讀んで感動して居たのである、随つて右の如き破廉恥日報も出来、又其各社の紙數に影響したのも當然であらう

これに同じ破廉恥雜誌が此後現出して雜誌界に大恐慌を與へた一事がある、それは現博文館主人の實父大橋佐平が、明治二十年の春、越後長岡から夜逃げして上京し、本郷春木町の下宿屋に泊つて居て案出した『日本大家論集』といふ月刊雜誌である、これは自分で書く記事は一行もなく、全篇悉く他社雜誌の學說を無断で轉載し、シカモ紙數を多くして廉價に發賣したので、雜誌界に前例のない好景氣であつた、それは其答『東京學士會院雜誌』などは、毎號博士連二人の講演筆記二篇だけを載せたもので、定價は十五錢であつたが、其全文を丸拔きにした(残るは表紙の四頁だけ)其大家論集を定價十錢で買へば、外に諸雜誌の論說をも滿載してあるので、貧乏書生などは徳義の觀念もなく、只廉價なればよしとして、誰も會院雜誌を買はなく成つた

大橋佐平は此敗德雜誌の成功に乗じて、更に『日本の女學』及『日本の教學』といふ月刊雜誌を發行して、同く他社雜誌の女子教育論と宗教論を轉載したが、終に東京の學術諸雜誌社が聯合して内務省に迫り、何とか制裁法を設けて呉れと交渉した結果、明治二十年十二月二十八日公布の勅令第七十七號「版權條例」に據つて、學術雜誌に版權登錄を許す事にしたので、各社はいづれも其版權を所有し得られる事に成つたが、大橋佐平は其爲め事業に頓挫を來たして廢刊すべき所、それ迄の間に多く儲けて居たので、今度は金を拂つて原稿を買入れる事にし、同じ題號で續刊して居たが前の如き利益を得られず間もなく廢刊し、廉賣の單行本を主として自家出版書の廣告的雜誌を發行し、それが當つて出版界未曾有の大成功を遂げたのであるが、其基礎は下宿屋の二階で發行した右の『日本大家論集』である

# ●法律外の泥棒雜誌

當時、山縣悌三郎が社主で、中川重麗(草間時福の兄)が主筆で發行して居た『學海の指針』といふ教育雜誌があつた、

これも其論說を大橋佐平に丸拔きにされて居たので、其誌上に『日本大家論集』を「法律外の泥棒雜誌なり」と掲出し

て佐平を罵つて居た當時の一珍談を思ひ出した

明治二十年の春頃から、東京上野不忍辨天境内の長蛇亭で教育雜誌記者懇親會といふのを隔月に開催し、前記の山縣中川兩氏などが主で、教育時論、教育報知、教師の友、少年團等の記者連、「いらつめ」の山田美妙齊なども來て居て、當時二十一歳の予は「頓智協會雜誌」といふを編輯兼發行して居たので、山縣氏から智育雜誌の記者として加入せよとの勧誘を受け、毎會出席し幹事に推薦されて居たが、九月頃の定會に、招きもしない大橋佐平が『日本大家論集』の記者として推しかけに出席し「アンの雑誌は印刷費がイクラかゝりますか、毎月イクラ位儲かりますか」など打算的の事ばかりを尋ね廻るのが癪に障つたので、酒氣を帯びた血氣の予は先輩の二三に對し、「アノ法律外の泥棒雜誌を發行して居る大橋佐平が記者懇親會に出席するのは不埒である、泥棒雜誌に記者は無い筈、今後再び出席しないやう佐平罵倒の演説をやらうと思ひますが如何」と賛否を求めたので、幹部連數名が別室に行つて協議した上、其代表者として温厚な中川重麗子が予に「其御意見は痛切の快事です、我々教育家としては面罵に賛成し難いから、それは止め下さい」との返答で予は黙する事にした



# 大阪木津川の千代崎橋

明治五年七月發行の『大阪新聞』に左の記事が出て、終りに下の繪を加へてある

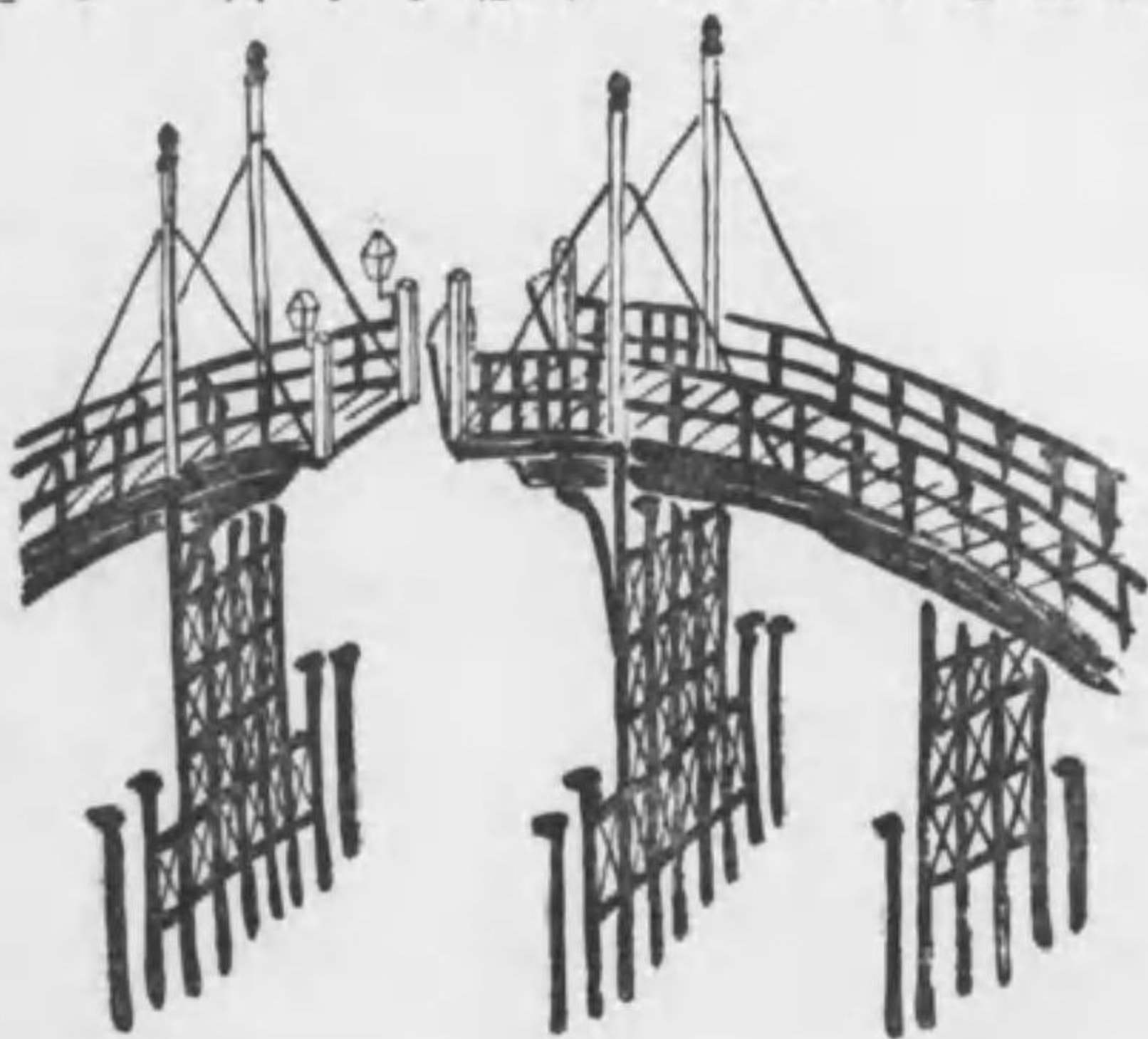
木津川筋堀江ヨリ松島ニ渡ル所ニ中央自在ニ開闔シ大小ノ船舶帆柱ヲ立テナガラ通行自由ナル新橋出來千代崎バシト名付ラレ常月廿日知參事衆渡リ初メ相濟タリ外國ニテハ此等ノ橋ハ數多キ事ナレ共

本邦ニテハ未タ此舉アルヲ聞ズ當地木津川ノ如キハ萬船蟻集ノ川筋ナレバ橋有テハ舟行ノ難儀トナリ又如從前舟渡ニテハ道頓ボリ難波新地其外川東ノモノ大ニ不便利ナリ今此名橋ヲ設ケラレ水陸ノ便一舉兩全トナリシハ世ノ開クルニ隨ヒ橋亦隨テ開ケ橋ノ開クルニ付テ人民ノ便利一ト方ナラザレバ道々頑固ノ風習モマタ次第ニ開ケルコトニナルベシト街説大ニ高シ願バ蔡襄カ萬安橋ヲ架セシ時紀功ノ大碑ヲ起セシタメシニナラヒ高碑ヲ橋側ニ立テ萬世ニ光耀アラシ事望ム所ナリ

橋長三十三間 橋幅二丈一尺  
欄干高三尺六寸 橋臺一丈八尺  
ソリ九尺五寸 中央開六尺五寸

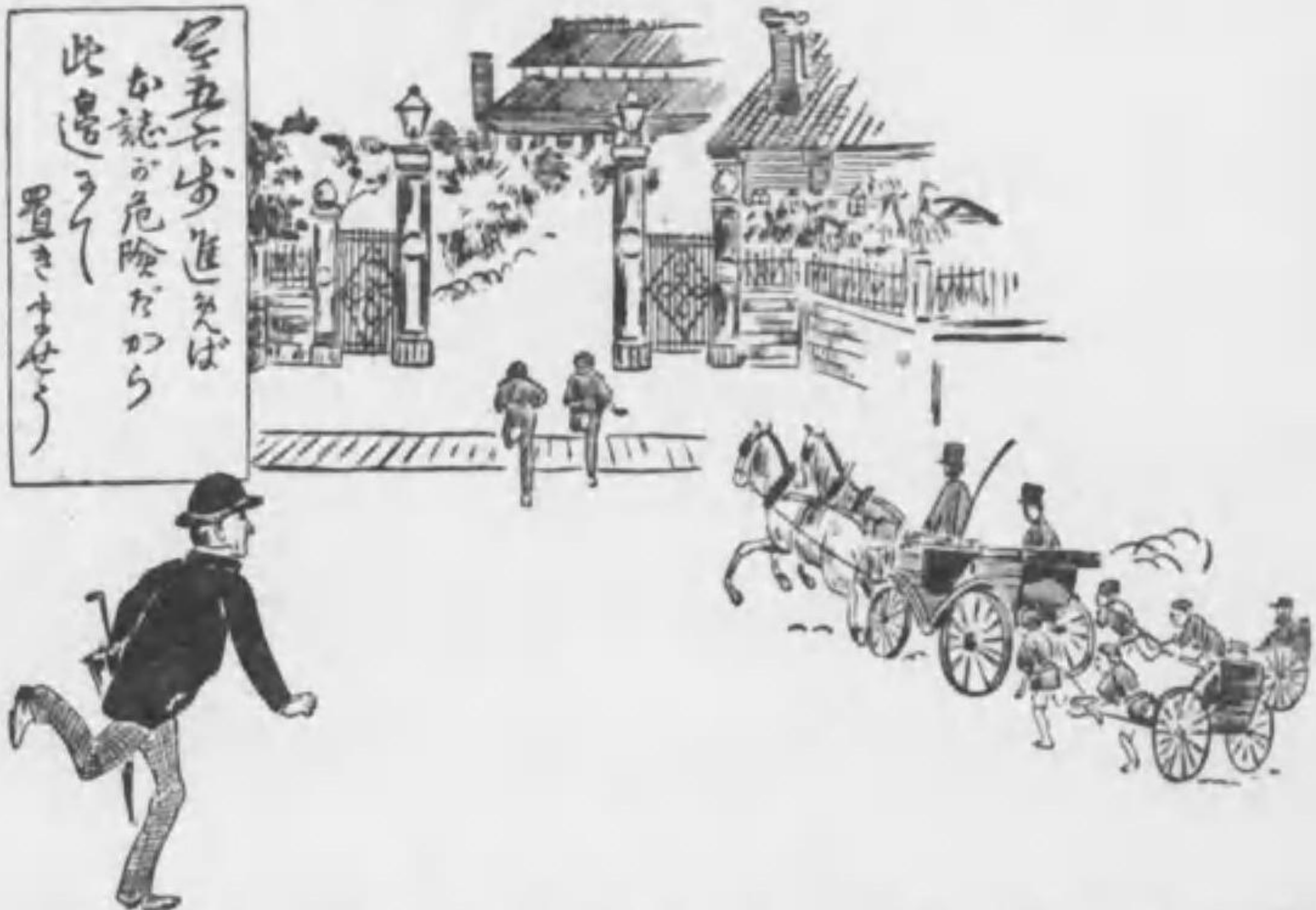
以上が其全文である、此繪は横斷の所が不明瞭で、人が橋を渡る掛け板などは見えないが、要するに人が通行する時には普通の橋であるが、船が通る時には六尺の開きがあつて、丈の長い帆橋を立

てたま、通過し得られるのである  
東京市内に此式の橋は無いが、市外赤羽の北方、岩淵町から川口町へ渡る荒川の船橋は、此式で船の上り下りを妨げないやうにして、一人の番人が其開閉をやつて居たのを先年魚釣りに行つた時見た事がある



# 一大危機

外務省前門の大隈重信と來島恒喜



明治二十二年十月十八日、時の政府が諸外國との間に條約改正を締結せんとし、其條目中、外國人に日本の土地所有權を許し、又外國人に係る裁判には外國人の陪審判事を列せしめるとの事があると聽いた國民、そは亡國の端なり、國辱なりと叫んで輿論の轟々たりし際、その衝に當つた外務大臣大隈重信は、民衆の叫ぶ反對の聲を無視して、いよ／＼其改正を斷行せんとするに近づいた日、久留米の志士來島恒喜といへるが、犠牲献身的の暴舉に出づべく、大隈重信が内閣會議を了つて外務省の門に入らんとする刹那、爆彈一擲、自己は其場に自殺して死んだが、上の繪はその「今や」といふ所を描いたものである  
此繪は同年十月末の滑稽雜誌に出たもので小林清親の筆である、「今五六歩進めば本誌が危険」とあるのは、發賣禁止を恐るとの義に解すべしであらう  
此暴舉で大隈重信は爆彈のため片足を失ふに過ぎなかつたが、これがモトで條約改正は中止に成り、重信は「ピッコ伯」「隻脚侯」の名を博して、永く政治的意義ある記念の片足を引づつて居た  
來島恒喜の屍體は谷中墓地内の東南部に葬られて、丈餘の墓碑は通路に而し、爾來香華の絶えた日はない



## ●夕刊新聞と外人新聞

大日本文明協會で去月發行した『明治文化發祥記念誌』といふ冊子に新聞界の元老矢野文雄先生の「新聞の創刊時代と創業時代」といふ一篇が出て居る、其中に

「夕刊の初」吾輩は歐洲で夕刊新聞を見て、それが非常に便利なるものである事を感じた、夫れ故明治十九年歸朝後、報知社から夕刊を出して見た、處が當時の人々はそれを歓迎しない、當時は夕方夕刊を見るよりも、朝々一所にユツクリ見た方が善いと云ふ風であつた、當時は未だ人の心がユツタリして居たからであらうと思ふ加之、先づ編輯の記者から苦状が出た、毎日朝晩二回の編輯ではやりきれぬと云ふのであつた、また同様の苦状が配達人からも出て、遂々二三ヶ月で止めて終つた」

此「夕刊の初」といふのは、朝刊新聞を發行して居る社で夕刊新聞を發行したのは、報知新聞社が初めてであるといふ事でないならぬ、これより前、明治十七年九月二十五日、東京で毎夕社と稱し、日刊の「今日新聞」といふのを發行した例がある

夕方に鈴をチリン／＼と鳴らして威勢よく「毎夕社ア今日

人タル者ハ内國人ニ限ルヘシ」と制定されたので、自然廢刊せざるを得ないで廢刊したのである

外國人が日本字の新聞を發行したのは、此前明治一二年の頃、横濱でウエンリットといふ人が月刊の「横濱新報」を發行した例もあるが、ブラツクが日刊の「日新眞事誌」を發行したのは明治四年五月頃で、「左院御用」といふ諸官省の布達を掲載する特待を受けて居たが、ブラツクに雇はれて居た日本人の記者達が追々民権論を主張し、政府攻撃の議論や記事を出すので、諸新聞の過激思想を抑壓すべく新聞紙條例の改正や新たに議院律を制定しても「本局、銀座四丁目九番地貌刺屈社、編輯印行頭取貌刺屈」といふのでは、治外法權で制裁を加へる事もできない故、前記の如く邦文新聞の社主編輯人は日本人に限ると規定したのである

ブラツクが社主兼編輯長であつても、其記事の大部分が日本人の筆に成つて居た事は、一二葉を披見しても明瞭であつた、特に日本人ならでは書き得ない滑稽的散文などを毎號掲出して居たのである、其一例「因循づくし」

民選議院ノマダ極ラヌは 政府ノ因循

地租改正ノマダ極ラヌは 令參ノ因循

樺太境界ノマダ極ラヌは 開拓使の因循

新聞」と叫んで一枚一錢に賣つて居たのである尙これよりも早い夕刊新聞があつた、明治十年十一月十三日の東京諸新聞に左の如き廣告があり、又其後の諸新聞に發行せる由の報道も出て居る

○東京毎夕新聞 毎夕發行 一枚一錢一ヶ月二十錢

西洋のエブニングニュースに倣ひ御布達諸相場面白き話し

とも其日に聞込たる事を記載して毎夕配達仕候間御愛讀

奉希上候也 東京銀座四丁目一番地 日昌社

第一號は同月十二日の發行である、主筆者は轉々堂主人と號し、後に三世の柳亭種彦になつた高島藍泉といふ人であつた、翌日の「讀賣新聞」に「昨日は日昌社の毎夕新聞の第一號が出版に成り夜る配達に成りました」と珍らし氣に記してあるのを見ると、これが我國に於ける夕刊新聞の元祖であらうが、夕刊新聞としては永續しないで、三ヶ月後の翌十一年二月朝刊になつて「眞砂新聞」と改題し、十二年十月二月六日更に「都新聞」と改題した

又同じ矢野先生の記に、英人ブラツクの日刊新聞「日新眞事誌」が、東京諸新聞との「競走に堪へ兼ねて遂に廢刊した」とあるのは誤であらう、これは明治八年六月に新聞紙條例の改正があつて、其第五條に「持主若クハ社主及編輯

## ●萬橋のヘラク踊

明治十年後の落語家は、何か特殊の藝を演じて名を賣らうとしたのである、圓遊のステ、コ、圓太郎の嗽吹きなど好評を博した中に、三遊亭萬橋といふ者があり「ヘラク踊り」と云ふを案出して、満都の聽客を酔はしめた



明治十三年四月發行の「風雅新誌」第八十三號に、漢文で榎盆子(關謙之)の「萬橋坊主傳」を載せて詳記してある、其要點は赤手拭を冠り赤地の扇子を持つて「太鼓が鳴つたら賑やかだんべー、本當にさうなら濟まないヨ、こらしやうのどツこいしやう、ヘラ／＼ヘラ、ヘラヘッタラ、ヘラ／＼」など云つて踊つた、此繪は吉原の遊客が其萬橋の眞似をして居るのである



# 女民権家岸田俊子

明治十二年十月改正の『明治官員録』を見ると宮内省の條に  
 女官 十五等出仕 京都平民茂兵衛長女 岸田俊子

とある、之を見て此俊子の事を思ひ出した、俊子は此女官を辭して女民権家と呼ばれる前代未聞の名を博した女で、湘烟女史と號して居た、過激な自由民権論を唱へたのではなく、國民の舊思想打破と、女權擴張として女子教育の必要を論じたのであつた、明治十六年の頃二三の女辯士を引連れ、關西各地を巡つて學術演說會を開いた、女が演說するのは珍らしいとの評判で、各地到る所聴衆滿員の盛況を極めたが、俊子は當時二十一歳の成熟期でチョット美人なので、其婉説を聽いて戀情を起した青年男子が多くあり、嫁に貰ひたい、婿に成りたいと申込んだ者が算へきれぬ程あつたさうな、俊子はソナ浮いた結婚交渉などには應ぜず、妾には理想がありませんとばかりで、次から次へと演說に廻つたのである、そして其頃京都の書肆駈々堂で出版した『函入娘』といふ俊子の演說筆記などは、飛ぶやうに賣れたといふ

あつた事につき、當時の『開花新聞』に「近頃關西で流行する婦女演說會は、其説の可否信偽は姑く措き、珍らしい物食ひの野次馬澤山で、婀娜たる艶顔だか黒面だか知らないが、其女辯士のお顔拜見と押しかける者が多いゆゑ何處で開會しても木戸留の大入大繁昌」云々とある

明治十六年十月十二日の夜、滋賀縣大津の四宮劇場で開いた演說で、官吏を侮辱したとて、其夜警察署に拘引され、監獄へ入れられた事もあつたが、其事は『明治舌禍史料』の條に載せる

俊子は其後中島信行といふ人に嫁して、明治三十四年五月二十五日に三十九歳で病死した、中島信行は神奈川縣令や元老院議員を勤め、後には東京府知事や特命全權公使に任ぜられ、男爵として貴族院議員にも成つたが、信行は其中間に元老院議員を罷めて一時民権黨に加はり、明治十四年の末、自由黨の結社があつて板垣退助が總理になつた際、副總理に選ばれ、初期の帝國議會には議長にも選ばれた人であるが、俊子が信行と結婚したのは、信行が其民衆運動に加はつて居た明治十七八年の頃であらう、夫信行は明治三十二年に五十四歳で歿したので、俊子は未亡人として湘南の別荘で肺病に悩みつ、「湘烟日記」を残して果てた

# 畫體裸の來舶たれさ刊公に初最

今は繪畫展覽會を始め、商店の裝飾にも新聞の廣告にも、裸體畫は鼻を突くほどあるが、明治初年には西洋の文物を盛んに輸入したり、盛んに模倣した時代であつたに、裸體畫は野蠻的醜陋のものとして、こればかりは一般に拒否して居たのである、然るに明治二十二年二月發行の『美術園』第一號に此



繪が載つた、此前後他の雜誌にも出たが、裸體畫神聖論などを唱へて、警視當局の無理解や道學者の因習を攻撃したのは明治三十四年後の事である、右の繪は和洋木版の彫刻師として當時有名な秀明堂主人杉崎歸四之助といふ新進家が、舊習打破と共に自己の技量を示すべく掲出したのである



## ● 墮落美人の千阪光子

羽前米澤藩の出身で、石川縣令に成つたり岡山縣知事として名を知られ、後には宮内省に轉じて、府香間祇侯の閑職に就き、貴族院議員にも列した千阪高雅といふ人があつた、此人の娘に光子といふ美人があつて、貴族の令嬢にも似ず、男狂ひをしたり、料理茶屋で無銭飲食をしたり、果は馬車で吳服屋に乘附け、千圓程の反物を詐取するなどの亂行が積つて、終には入獄する事に成り、出獄後も實家の監禁を脱して不相變放縱を極めて居たり、其明治三十一二年の頃、新聞を讀む者で千阪光子の墮落美人たる事を知らない者は無く、「千阪光子の傳」といふ際物出版などもあつた程で、絶えず諸新聞紙上を賑はして居た當時、予はオセツカイにも父の千阪高雅に一通の手紙を送

● 千阪高雅の傳  
● 千阪高雅の傳

● 千阪高雅の傳

● 千阪高雅の傳

房が悪いのです」

との事である、世間の破鏡婦人に亂倫汚行の墮落者が多いのは、主として心理的變化か性慾的通則に原因するのであるが、光子の狂的放縱が果して微毒性のヒステリーに原因するの否かは不詳とするも、親としてシカ判定して居るのは無理もない事であるとの同情が起つた

右の北島治房といふのは、大審院判事を勤めて居た人で、南朝の忠臣「神皇正統記」の著者として有名な北島親房の後裔で男爵にも叙せられた華族である、古い「驢尾團子」といふ滑稽の雑誌に「無いやうであるもの」づくしを列記した中に「華族の梅毒」といふ一節があつた、時代は違ふが此治房の事なども其歸納の一資料である

さて右の光子は、山形縣下の實家に送られて監禁される身と成つたが、折々逃出して「米澤新聞」のタネになつて居ると聞いたのみで、其後の消息は絶えたが、高雅翁も歿去して既に十數年を過ぎた今日、光子が尙存命で居るとしても今は五十歳以上のお婆さんで、往にし昔を偲びつゝ、珠數をつまぐつて居るであらう

こんな事を記したので、明治三十二年の頃、岡田某が發行した「千阪光子の傳」といふのを見たい氣になつた

つて「名門の貴家に光子嬢の如き墮落者があるのは實に氣の毒で、御衷情もお察しするが、内地に置くのは恥の上塗である、イツツ米國へでも放逐してはどうです」との旨を通告した、ところが、高雅翁から返信が来て「御想像と事實とは違ふ、子を見ること親に若かず、委細はお目にかゝつてお咄しする、貴著の「骨董雜誌」も讀んで居ます、御來訪下さい」との事に、予は麻布市兵衛町へ行つて高雅翁に面會した、立派な邸宅の廣々とした座敷、白髯の翁と對坐しての交談、其翁の辯解談中、今に忘れないのは光子の經歷を語つた内

「アレが十八歳の頃、北島治房がワタシの家へ時々出入して居たが、或日光子が治房を玄關へ送り出して挨拶をした事があつた、其時治房が光子を見染めて、光子を嫁に呉れ、是非貰ひたいと人橋かけて望むから、彼に違つたのである、然るに最初は光子を愛して居たが、後には藝妓買ひに耽つて光子を虐待するから、遂に離縁させて家へ引取つたのである、ところが、光子が何時の間にか治房が藝妓から受けて居た微毒をうつされて居たので、それが原因で狂的のヒステリーに罹つたのである、ワタシは親としてアンナ不良性を生み付けはしない、全く治

## ● 銅像に燕の巢

森鷗外が編纂主任であつた文藝雜誌「めざまし草」は明治二十九年一月の創刊であるが、其巻四の裏表紙に左の如き繪が出て居る（原畫は石版印刷で淡彩色入である）



何等の説明もなく、畫題もないものであるが、これは九段坂上に在る大村益二郎の銅像で、此年の春、燕が銅像の眼の所へ巢を造つたといふので、評判になつて居た事を描いたのである



文 化 の 天 使



北亞墨利加  
共和政治  
上官眞像之寫

欽差全權四王使  
海軍水師提督

王城大御  
幸盛須達  
四年五百里  
嘉永十八日  
日守二渡来

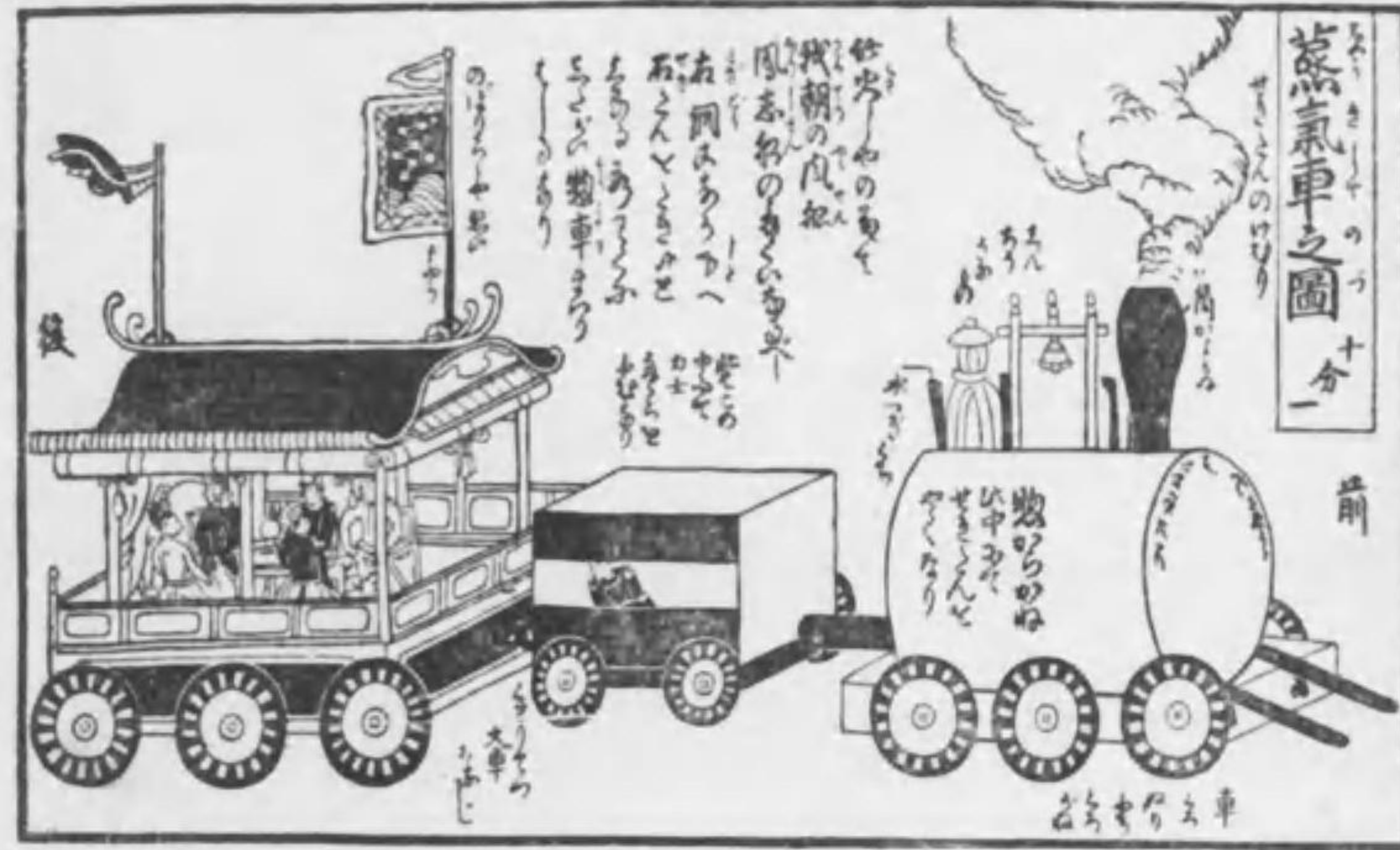
小川本牧橋濱  
上陸惠刺之者

嘉永十八日  
日守二渡来

筆彩入一枚摺

北亞墨利加合衆國より徳川幕府へ献上

蒸氣車模圖



蒸氣車之圖

嘉永六年、米國より使節としてペルリーが相州浦賀へ来た時、お土産として種々の物を幕府へ献上した中に、蒸氣車の模型があつたので、嘉永七年(安政元年)の一枚摺物に上の如き圖がある、これは其模型を實寫したのではなく、畫者が想像して描いたらしいが、頗る奇體なものである





# 東京日々新聞



本橋街の逸民  
轉々堂主人

## 錦繪新聞の流行

江戸時代の名物であつた錦繪も、東京時代に成つては西洋式の印刷畫に壓倒されて衰運に歸したが、これを開明の新聞と調和させて回復しようと案出した者があつて、明治七八年頃に錦繪新聞といふものが數百枚出版に成つた。その題には「東京日々新聞」とか「郵便報知新聞」とか大書し傍らに第六百八十七號とか第四百五十二號とかあるので、彩色繪としての新聞が、そんなに號を重ねて居たやうに見えるが、實は其號數の新聞紙上にあつた記事を略記して、月岡芳年や落合芳幾筆の錦繪を加へたものである。此流行が大阪に波及して、明治八年に大阪で出版した錦繪新聞が數百枚ある、此方は一枚繪として一號より二號三號と號を追ひ、題名も「大阪錦繪新聞」とか

大阪錦繪日々新聞 諸國日々新聞 新聞圖會などいふもので、各地の新聞を種にして、いづれも大錦繪半截の小形物で出版した、繪は笹木芳瀧、長谷川小信、鈴木雷齋、後藤芳景、茂廣等の筆である。此流行は數年止まないで、東京に於ても種々の錦繪新聞が出た、それに付明治十二年三月二十日發行の「東京曙新聞」

第千六百三十二號に左の如き記事も出て居る  
「芝三島町二番地松村重は假名讀新聞と題し、同新聞雜報中にある醫師某が強姦する體を錦繪に板彫したるは、圖畫の淫行に涉るを以て、内務省圖書局より昨日發賣を禁止されたり」



又明治十年六月二十九日發行の「讀賣新聞」第七百卅二號に「大阪にて近々錦繪旭新聞といふが出版になるといふ」とあるのを見て、大阪に於ても錦繪新聞の流行が數年止まなかつた事を察するに足る



## ●明治小説家總まくり

明治二十四年十一月發行の『新滑稽』といふ雑誌の第一號に左の「小説通」と題する奇文が出て居る、筆者の茶毘山人とは、東京朝日新聞の記者などであつた三戸政親の戯號である、短篇小説式に書いたもので、本書の題材としては長文に失するの煩はあるが、當時の小説家總まくりと見るべき傑作であらう

雲庭簾村、森田思軒、宮崎三昧、石橋忍月、尾崎紅葉、末松青萍、山田美妙、石橋思案、江見水蔭、原抱一庵、須藤南翠、樋口一葉、長谷川瑛瑛の屋、巖谷小波、廣津柳浪、大橋乙羽、幸田露伴等の小説を簡潔に批評した所は一雙眼を有した小説通者でなくば書けない事である（何故か坪内春の屋大人の名を逸して居るのは遺憾）

### ○小説通

茶毘山人 戲著

頃は霜月風は寒く花は咲かず何の風情もなきに粹がり二人連、散策は今に限るとずつと澄して鼻水の凍るをも知らず通士の遊びはまた格別と風をかへて墓めぐりといふ御趣向眞先に春日局の墓に詣で似もせぬ團洲の身振をなし、上野山内なる坊太郎の墓趾を尋ねて天王寺に到り、西野、來島

は俗でグスと見向もせずお傳の墓を指して梅幸が好かつたねと鼻動かし、面白くもなき御幸の松をさがしてア、良い松だとやたらに褒め、ヲイどつかで休ふか、コート雲庭は旅行で森田は出版社たろふし、三昧もい、が亡妻の愚痴を聞くのが感心しないと飽まで利いた風、山谷に出で助六の碑を尋ねて己れの伯父さんだつたらなき熱を吹き、橋場より木母寺に到り聞きもせぬ梅若の履歴を語り、長命寺、三圍に來て芭蕉其角の句を譯もなく無性に嬉しがり、惜しい詞友を故人にしたと識りもせぬ柳北翁の噂をなし、懐中より手帳を取出し何か頻りに書き居りしが纏て小戻りして植半に入りぬ

「君ちよいと見給へ、どふも實にい、景色じやないか、エ隅田の暮景儼然掬すべしだ、橋場今戸の夕烟かネ、アラ婦娥が羞かしそふに顔を出した、月に風情の待乳山、直に一幅の活畫だネ、ホラお約束通り雁が飛て來た、雲とへだつ友かや雁のいさわかれカ、願くは應舉に此景を寫させたいね、ホントに日本は美に富んでる國に違ひないチ」

と欄干にもたれて獨りよがつて居れば、同伴の半香といふ男今呑みかけた觴を下に置いて立ち上り

「ド、成程美だね、西に富士が峯北には筑波、實に得も言

はれぬ絶景、人間は美術的の觀念がなきやア駄目だ、殊に我々文界に遊ぶの士は尙更、ア、俗物は眞底いやになつたダガ之を好下物として先づ一杯やろふじやないか  
二人復た座に直りたり、川風の寒さも通がる身には左程に感じもやらず、ドーモ蜆汁に限りやすと貝をしやぶる音五月蠅し、酌取女が氣障だヨウと廊下での捨臺詞、さら／＼無理ならじ、今夢の舎と呼ぶ洋服の男、絹布にて眼鏡を拭ひつ、頻りに美術の講釋をして居りしが、纏てリチモンドを取出し紙に卷さながら少し仰向て眼鏡の下から連れの顔を流し目に覗き

「美術といやアね君、忍月の醜美論は何ふだへ」

「ハ、恐れるネ、併し那丈違つてのけるのは感心だよ」

「いつかの裸美人を讀だか」

「何に、アノ紅葉のか、いつか讀賣にあつた」

「ウ、」

「讀だが、左程の趣向でも無かつタネ」

「爾ふサ、素より寓意の戯作だもの、併しドーだ曲線美

の三ツ重ねはチト酷だつタネ」

「お負に、あいあい左様で御座いと來て居るんだもの堪ま

りやしないさ」

「併し紅葉の小説は近頃チト面白く無くなつたよムダネ」  
「ナニそふでもないネ、實に詞藻の豊かになると文字の嫺雅なるには、先づ若輩小説家中入り山形に二ツ星といつて可なりサ」

「ダガ僕はドーも感服せん、色懺悔なども随分當てたが今見りや誠に粗末のものサ、近頃はいやに西鶴振つて捻ねくり過ぎていかん、一派の機軸でも出そうと云ふには徒に古文にかぶれては到底事の成るもんじやない、日本人は兎角模倣の才が克つて終に崇拜の弊に流れるからいかん、まだ彼れなども若いんサネ」

「僕も其點は實に同感サ、併し何しろ達者には違ひないチアノ風雅娘、倭照君、伽羅枕杯は短篇だが、實に神韻縹渺たる所ありサ、二ツた轉んだの言文一致とは同日の論にあらずダ、拈華微笑のデラシ方なんぞは實に無いからネ」

「ウ、アレは先づ一寸讀めるネ、併し拈華微笑とは一體何だい、氣取り過ぎるも程がある、アレが故事附の題名だとサ、ハ、こぢつけが聞いて呆然たる久矣サ、君は大層紅葉ビイキだが、僕は此頃嫌ひになつた、ドーモ非常に大家振つて來たからネ、ドーだ紅葉叢書」

「ハ、青萍雜詩と好一對サ」



「風呂敷が大きい過ぎるじやないか、中味は百花園の南無阿彌陀佛、しかも種は薬屋から上つたんだトサ、一體紅葉は我樂多時代から氣取らんで評判を揚げたのだが、今じや丸で其反對になつて居る、實に紅葉其人の爲めに惜まざるを得ずダネ」

「ソウ、マア爾ふいやそんなもんだが紅葉ばかりを責むる譯もないのサ、僕の考へでは今の若小説家が氣取るよふになつたのは唯彼等の自負心斗りじやない、却て世の批評家が與て大に力ありと謂はなけりやならない、今の批評家は批評じやない底裏だもの、見給へホンの慰み半分の駄小説でも硯友社の誰某だとか何女史の作だとか云ふと碌に讀みもしないでツイ／＼褒め散らすもんだから直ぐと圖に乗つてまた何か書く氣になる、それも材料がお生憎さだから丸で燕枝の三題話見たようなものを作つて短篇小説で御座ると澄ませば、復たぞろ新聞屋は一部貰つた義理づくに褒め立てる、仲間は互ツコだと云つて情實的批評をする、間がよく板元の懐が温かくなり原稿料の外に五六圓のお禮でも來ると、サア自分は立派な小説家になつた積りだから、遠慮もなく大きな熱を吹くようになるのサ、だから振るよふになるのも若輩夫れ自身が振ると謂はんよりは、寧ろ駄評

家が之を振らしむるに至ると言ふのが却て正鵠を得たる言だらふと思ふのサネ」

「眞に然り、穿ち得て妙、ドーモ此頃は小説社會に藩閥の弊習があるよふだ、夫故之れに隨伴する批評も情實的に陥るのサ、美妙齋なども先きには時々面の憎いことも有つたけれども、此頃じや幾分か惻隱の情を惹くよふになつて來た、言文一致を以て過ぎ着けたのも兎に角彼れの功勞に違ひない、併し彼れに取て無上の恩者たる裸美其物が遂に彼れ自身を裏切るの譬敵となり、涙を吞で酔沈香を賦するに至りたるはまた是非もなき次第と言はざるを得ずサ、今小説家仲間て妙な待遇を受けて居るのは此人と忍月よ、尤も忍月の小説は實際面白くはないが、特に世評を博さない原因は一は其該博を鼻に懸けると一は一種不可言的關係があるからなんだ、思案の批評などは恰も秦人の越人に於けると謂つたよふな事もあつたからネ、あれでは實に困る併し思案は悪口にかけちやア一寸旨いヨ、つまり思切つた駄洒落を平氣でいふから面白いのサ、だが小説は……と行きたいネ、漁山人は何ふしたるウ、古木の時分から無暗に臺帳を書て居たが臺なしサ、今度水蔭が石橋山を書き出したが、まだ／＼交際を梨園に索めなけりやアいかん、抱

一庵が近頃頻りに書くが宛も探偵ユーベルを南翠に書かせた如き妙な筆法あり、瑗瑗の屋は言文一致の兜を脱で降参し、梅花は旨いが納所臭く、謎は器用だが耶蘇臭いと言つて嫌やがるものもあり、柳浪の文は綺麗なれど骨がなし、乙羽も上手だが意匠の面白さも「てんで」なし、兎に角若手じや先づ紅葉に露伴サネ」

「ソウ、露伴か、露伴は……」  
と一調子聲高くなりし時、お燭直しに行き懸けし下婢後ろを向き

「御飯で御座いますか」

(以上)

「おはん」を「おはん」と聞き違つたといふオチは駄洒落のやうであるが、そんなことも事實有り勝ちの世相だとすれば、輕妙の穿ちと見ずばなるまい

本篇の總まくりたる短評の當つて居るか否かは知らないとしても、一家の觀察としての斷定は、造詣ある人でなくば不可能の事である

此茶毘山人、明治二十三年の頃、雜誌の一件で石川島監獄に入れられた當時、予は面識を得て交談した事もあつたが、今は何處にどうして居るか、其消息を聞かない

### ●讀賣新聞の讀賣

「讀賣」といふ名詞は、江戸時代に瓦版の一枚摺物を街頭で讀み賣りしたのに基くのであるが、「讀賣新聞」といふ題號も、瓦版の如く街頭で讀賣させる目的で發行した故の名稱である、明治十二年十二月八日、東京警視本署の令で、讀賣する事を禁止



た理由、即ち惡辣な賣子の弊害を制止した事實は「一癩隨筆」に詳記して置いたから、此處には述べない  
明治十年三月一日の「讀賣新聞」に「これは此度」との言ひ出して讀賣する賣子の繪姿を圖して廣告欄内に載せてある、同十年四月遠州に「濱松讀賣新聞」といふのが出來て三年程續いた、同十三年八月島根縣にはマダ禁令が無かつたので因州に「鳥取讀賣新聞」といふのが出來たが、同縣でも直ぐに讀賣を禁止したので翌月「鳥取新聞」と改題して續刊した



## ● 壓迫政策と少年雜誌

明治十年三月の創刊で十數年繼續した「穎才新誌」といふのは、小學生徒の作文詩歌を集めた少年雜誌であるが、その明治十五年九月二日發行の第二百七十四號に掲出せる學事要報中に左の一節がある

「近頃の事とか九州の某縣にては吏員を縣下各小學校に派出し、ルソウ氏民約論及び佛國革命史等の書は決して讀む可からず又教授書に用ゆ可からずと厳しく教員等に達せしめしに豈に計んや各小學校員の中には民約論とは如何なる書物なるか未だ見聞せざる者多く嚴達を受けて始めて之を知り斯く讀む事を禁ずる程の書物なれば定めて面白き者なるべしとて却て之を購讀する者益々増加せりと藪を突いて蛇を出すとは則ち此事を云ふか何卒弊社の穎才新誌も此の縣令殿に依頼して管下人民讀むを禁ずの一令を願度者なり左すれば之れが爲に洛陽紙價貴しの勢に至るも知る可らず呵々」

此外、小學教員を郡長の勸誘で帝政黨員に引入れんとしたが、一同が結束して峻拒したので、郡長は口アングリであつたなど云ふ記事も見える、當時は民權自由論の盛んな時

代で、少年雜誌の記者にまでも、其新思潮が波及して居た事が察せられる

斯く少年雜誌などにも、反上抗官の記事を載せる時勢に成つたので、政府は其言論を壓迫する一策として翌十六年四月、從來の新聞紙條例を改正して、政治を論議し時事を報道する新聞雜誌には保證金を出さしめる事にしたので、その後の「穎才新誌」は純然たる小學生の作文雜誌に成つて了つた、此時代の保證金制度が今尙存して居るのであるから時代錯誤の舊制度であると叫ぶ聲が近年各方面に起つて居るのは當然である

### ▲ 一行の叙任記事で一ヶ月の禁錮

此保證金制度の事で思ひ出した一事がある、明治十八年の末に内閣員の總交代があつて、森有禮が文部大臣に任ぜられた時、開發社發行の「教育時論」に「叙任」の一欄を設けて「任文部大臣—森有禮」といふ簡單の一行を載せたが、これは保證金を納めない學術雜誌に政治上の時事を報道したものであるとて、署名人西村正三郎は輕禁錮一ヶ月の刑に處せられた事があつた、タツタ一行のためにトンダ酷い目に遭ひましたと出獄後こぼして居たが、同社社主敬之はこれに懲り、早速保證金五百圓を納めて發行する事にした

## ● 釋迦荷ひ

屍體運搬法

巢林子の戯曲「女殺油地獄」の一節に左の文句がある

「子はあるながら其甲斐なく、無縁の手にかゝらふよりいつそ往き倒れのしやかになひがましでおじやるは」

「近松傑作全集」の標註には「しやかになひ 釋迦荷ひか、行き倒れの死人を片付ける法なるべけれど、詳ならず」とあつて、不可解の語としてあるが、中田薫先生の談に據れば、「釋迦荷ひ」とは、屍體を背



に負ふ時、普通の活きた人を負ふ様にせず、背と背とを合せて逆に負ふ事を云ふのである、其

慣例は屍體の口から汚血などを吐き出しても、負ふた者の肩などへかゝらぬ用心から出た事であらう、そして其逆に負ふ事を「釋迦荷ひ」と稱すのは、恰も順禮者が佛體を逆に負ふ如く、逆に負ふからであると云ふ

以上は明治の奇聞に關係はないが、偶々明治十年六月發行の「中外商業新報」第一號を見て、思ひ合せた事があつたので前提として記載するのである

同志に「戦地にて死傷人を運ぶ新發明の器械」と題して、

「左圖に所示の器械は、先頃土爾格の内亂中に發明せるものにて、死傷者若くは病人を運送するに至つて輕便なり、其辨利なるは被負者の重量は負者の全背に分るゝが故に、負者の疲労すること少く、又急に製造し易く、又不用に屬



する時は輕くして運搬に便なり、且つ急に臨み釣臺に代用すべし」云々とあり、早速是を西南戦争の時に利用したと聞いたが、これも「釋迦荷ひ」の一種であると云つてよい



# 獄中教師の佐竹慧昭

明治七年十二月十日發行の新新聞雜誌「第三百四十八號に左の一記事がある

「淺草北清島町廿一番地眞宗世雄山開成就寺ノ後園ヨリ本月一日傭僕ノ穿出セル異狀ノイモアリ丈ケ五寸程天然造化ノ妙養物ニシテ衆人ノ玉莖ニ勞靡タリ珍事ト謂フヘシ嗚呼這寺ハ舊天台宗ニテ世雄山聖德皇寺ト稱シ梶井宮二十二世寛邦院二品兵部卿護良親王三男カツ宮始メ日蓮宗鎌倉松葉ケ谷妙法寺ヲ起立シ日叡上人ト號ス後本宗ニ歸シテ梶井宮廿三世開成就院一品ハ尊胤親王猶子トシテ尊慈院大僧都法印ト改メ當院エ入室シテ六世ノ法務タリ是歷代直院家ノ權輿ナリ第十八世威王院慧秀權大僧都法印眞宗ニ轉シ開成就寺ト賜ル委ハ雲上示正鑑ノゴトシ敷地ハ社司金地院月山寺兩校ニテ沙汰セラル其他ハ弟子長福寺順爾ニ讓ル今ノ麴町八丁目淨土宗栖岸院コレナリ慧秀僧都ハ東泰院御門主ノ嚴命ニ依リテ總末寺僧侶撫育ノタメトシテ神田光瑞寺ノ境内ニ移轉シテ法務職ノ權輿ナリト云フ秀僧都ノ卓見ヨク澆季ヲ洞察シ敷地ヲ讓與シテ別院トナセリ府下ノ小房ニモ亦門閥アルゴトシ此委ハ栗原信充ノ御圖文ニ出タリ嗚呼中古皇

政回復ニ憤發アリシ護良親王ノ遺蹟明瞭タルヲ知ベシ茲ニ秀僧都ヨリ十六世佐竹慧昭先生ハ學内外ニ通シ別シテ皇典歴史系譜故實ニ通徹ス殊更佛典ニ博覽タリ普ク國教ヲ保翼シ衆庶ヲ開明ニ誘導ス明治元年政律ニ乖戾シテ囚獄ニアルコト久シ同四年二月懲役二ケ年ヲ命セラレ然リ而ウシテ先生新入ノ日ヨリ學區ニ出テ獎勵勉力ス晝ハ驅役ニ懲誠シ夜ハ講席ヲ十時マテ設ケテ衆徒ヲ教育シテ勤惰疾病一日モナシ遂ニ一等教師兼一番幽室監長ニ奉職シ六年九月滿刑ノ后ハ懲役人ノ爲ニ同廳エ九條ノ良法ヲ建言ス詳ニ日要新聞百十號懲役場龜鑑ニ出タリ貴社新聞三百十六號俳優市川權十郎悔悟回善ノ陳白ニモ先生ノ教會德行ヲ舉ルカ如シ先生常ニ能ク教職ニ注意シテ反覆丁寧ニ簡約達意ヲ以テ懇切ニ感化ナサシメ誠訓シテ曰ク譬ハ霄壤際ノ機會ハ良琴ノ如シ教職ハ琴柱ノ如也琴線ハ世ノ事情ノ如也然リ而シテ衆庶ノ率先ト云ベキ教職ノ中ニ儘舊醜依然トシテ僧侶ハ頑固ノ弊習ヲ離レズ是琴柱ニ膠スル者イヨ、老婆痴翁ヲ束縛シテ皇國ノ本分ヲ知ラス其故ハ二款アリ第一名義第二機會ナリ噫教職ノ僧侶今日ヨリ大奮發シテ教職ハ即チ各國ノ教法師ニ比較スルコトヲ知テ教憲佛典ヲ索綯シ道ヲ違スヤウ朝旨ノ所在ヲ示訓スルヲ名義ト云次ニ機會トハマタ各國ノ事情

# チャリネの曲馬

ニ通暢シテ五大洲ト對峙親睦スルノ時運ナルヲ覺悟シ時ニ値ハサルノ教ヲ説コト勿レ支那ノ知識モ世ト移行ノ確言ニ着眼シテ宇内ノ教職ハ琴ニ膠ヲ庸ルコトヲ離レ宇内ノ機會タル所ノ美妙麗音ヲ發スルコトニ注意シテ衆庶ニ感徹ナサシメヨト恒ニ先生ノ賛成スル處ナリ如斯願末五箇ノ奇事ヲ貴社ニ呈シテ新聞ノ餘白ヲ汚スモノハ横濱山ノ百七番英國ヒットマンジョン寓學名倉忠愛ナリ

明治初年の獄中には、獄中に囚人教育の學校を設け、其教師は囚人中の學者(主として政治犯人)が任命されたのである、俳優市川權十郎云々とは、明治二年の春、權十郎(嵐璃鶴)が奸通して居た有夫の婦が、其本夫を毒殺した事件があり、權十郎は其從犯として徒刑十年に處せられ、減刑五年で出獄したのであつたが、其在獄中に權十郎が佐竹慧昭の教誨を受けたといふ事である  
こんな事のために右の長文を掲載したのではない、要は開成就寺の住職たる佐竹慧昭が、明治元年に法律に違反した行爲があつて、新政府の法令に據つて懲役二ケ年半の刑に處せられたと云ふ、其違反行爲と認められた事實の如何を知りたいのである、御存知の方には、其事なら「維新史料」の何號を見よとか何とか御通告を煩はしたい

明治十九年の夏、世界一の大曲馬師と稱する伊太利のジーチャリネといふ者が、同勢五十數名を連れて東京へ来た、前代未曾有の珍事であるから、市人の過半數は高い見料を拂つて見物した、馬にチン／＼させたり、前足を屈して挨拶させたり、種々の曲藝を演じ、尙獅子虎、象などの曲藝もあり、市中の評判高く、天覽の榮をも得たのであつた、當時予も見物に行つて其技術の熟達巧妙に感心し、諸動物にも人間と共通した性情のある事を初めて知つた、斯く盛況であつたので、チャリネは關西各都市へも巡業し到る所で好評を博した、當時前代未曾有の珍事として、其曲藝の様々を大版の彩色摺にした錦繪も數多く出版され、永く記念とすべく、それを購入した人々も多かつた





# 舊聞雜記

(二)

## 古い新聞

大正五年末發行  
『スコップル』所載

當時に於ては平凡な事でも、後世に至つて珍材料と成る事が多い、古い新聞を読んで見ると、スコップル變な事、スコップル可笑い事、スコップル有益な事がある

### ▲山城屋和助の身代限り

山縣有朋、船越衛等の大官連と結託して悪事をやつて居て其事が暴露しかけた時に、潔く自殺して、自己一身が其罪を背負ふた御用商人山城屋和助の事が、明治六年五月三十日發行の『東京日々新聞』に出て居た

揭示寫

横濱南仲通三丁目 故 山城屋和助

右ノ者儀存生中不埒ノ筋有之今般身代限申付候ニ付同人所持船待乳丸入札拂爲致候條入札相望候モノ右船品川沖碇泊ニ付同宿東京府尋問所へ相斷船見受候上入札ノ儀ハ來ル六月七日午前第十時當裁判所へ封書ニ致シ可差出同日午後二時合開札候也

## 犬好きの家庭



明治二十七年五月發行  
(郵便報知新聞)

### ▲伊藤博文を誹謗

明治十七年五月三十一日發行の『聞々珍聞』に下の如き狂畫を出して、それに左の附記

いたづら者

此鼠めがいつの間にか蠟燭をせしめあつたな、畜生め、偶々外へ出れば出た連、ろくな話はねへ、ハテ此分ではうっかりして居ると己ぐるみ鼠に引込まれさうだ、イヤま釋迦その手は食はぬぞ

これは伊藤博文が洋行中耶蘇教にかぶれて同信者になつたとの意を寓し、同人を誹謗したものとし、該珍聞はその發行停

明治六年五月二十九日

司法裁判所

「存生中不埒の筋有之」に相違ないが、蔭で舌を出して居た者があつたであらう、此和助はこんなへまをしなかつたなら、或は三菱大倉以上の大富豪に成り済まし、今頃は男爵になつて居たらうに

### ▲伊庭想太郎の長成社

明治三十四年六月二十一日、東京市參事會室で當時の奸傑星亨を手際よく暗殺した伊庭想太郎、此人が他の刺客の如く恒産なき壯士體の者でなかつた事は知つて居るが、曾て提灯製造所の社主であつた事は知らなんだ、明治十五年九月二十二日發行の『有喜世新聞』に、左の廣告文が出て居る

今回製紙及提燈製造兩工場共更ニ規模ヲ擴張シ職工ヲ増募シ廣ク内外諸君ノ御需用ニ應ジ候間陸續御注文希望仕候但製紙ノ義者諸君ノ白紙岳雲紙及壁紙用大高其他諸紙提燈ハ白張繪附ハ勿論道具一切製造致候事  
東京麴町區下二番町七十一番地  
明治十五年九月

**長成社**

社主 伊庭想太郎  
頭取 柴原武雄  
幹事 小石川區武島町二番地  
追啓製紙御用ノ方ハ小石川區武島町二番地製紙場ニ向ケ直チニ御照會アルベシ









## ●自己消息の事ども

▲大阪の舊友諸氏に感謝す 昨臘大阪行の際、柳屋主人三好幽蘭子の發起で、古書交換會を開いて呉れたお蔭で、久しぶりに多くの舊友に逢ひ、又昨今熱心に蒐集して居る明治初年の刊本や古い新聞雜誌を入手し得たのは、近來にない快事であつた、尙歡迎の宴をも開いて呉れたので、例の露骨無遠慮な性格を發揮し得たのも嬉しかつた

三月二十二日にも再び出かける事になつて居る、その往復の途中、京都へも福井へも名古屋へも立寄る筈

▲隔月に講演旅行 三月末には大阪と福井で講演をやるが、五月には福島から仙臺へ行つて講演をやる、二月には病中往復五時間の外出で、安田系の七日會に招かれて講演をやつた、三月四日には醫士會で講演をやる事になつて居る、宇都宮からも交渉を受けたので三月十九日に行く

▲古い新聞雜誌の寄附 前篇にも記した通り、明治初年の新聞雜誌を集めて居るので、其熱念を満足させてやらうといふ厚志で、下記の如く、各地の諸氏より贈與を受けた

○朝野新聞、東京略新聞、郵便報知新聞、自由燈

東京横濱毎日新聞 五葉 大阪 川崎 巨泉殿

○轉愚叢談、曠尼園子 十冊 越前 佐藤佐太郎殿

○日出新聞 二葉 京都 若林壽之助殿

○藝術叢誌 二十二冊 東京 梅本秋の家殿

○廣益問答新聞 十三冊 名古屋 山田 鑛殿

○草莽事情、文明新誌 卅冊 東京 奥平武彦殿

此外、本郷龍耳といふ御方より西郷隆盛夫妻の腹中珍圖錦繪二枚と兎流行記録とを寄せられたが、御住所氏名が判らないので御禮状を出すことも出来ない

御寄附は有難いが、御返禮に困るから、今後はこれを買取れとして御送り下さい、見積り代價を拂ひます

昨臘以來、大阪京都東京で買入れた中に珍物もあり、甲府松本前橋等の古い新聞雜誌もある

▲古柳句研究の記事は載せない 前篇にもお断りして置いたが、昨秋以來は明治文化の研究に没頭して居るので、古柳書の事などは書く氣になれない、その後も見當れば古柳句や前句集の高價本も購入して居るから、いづれ其研究の結果を發表するつもりである、それまでお待ち下さい、『明治奇聞』に關係のない古い柳句の事などは書くなと云ふ投書も來ました

# 明治奇聞

## 第三篇

### ●鎖國主義の反動

徳川幕府は盲目的に外國の侵略を恐れて三百年來、極端な鎖國主義で、西洋各國の文物を容れなかつたが、幕末に威喝されて已むなく開港主義に變じて、物騒な時代で交通も充分に行はれなかつた、それが明治の新政府と成つて以來、我國からは西洋各國へ見學に出かけ、又西洋各國からは教師として來る者、通商として來る者が俄かに劇増したので、日本人の舊夢は一時に醒めた、そこで「何でも西洋」といふ外國崇拜者が起つたのである

舊習因襲者の反抗もあるにはあつたが、それ等を一蹴して、西洋文化の模倣に熱中した、牛肉を食はない者は文明開化の人でない、羽織袴は守舊の頑固人であるとまで叫ぶに至つた、それで少し政治の何者たるか、判つて來ると、ヤレ民選議院だ、自主自由の權だと威張り、甚だしいのは共和政府を夢想する者までが續出した

物事は極端から極端へ走るもの、徳川幕府が内は極端の壓制で、外は鎖國主義であつたが爲め、その解放が人心に反動を與へて、極端な外國崇拜に陥つたのである、首尾よく政權を爭奪した新政府者が後に狼狽したのも、國民の此反動的極端思想であつた



## 民心を知らない大臣

我日本の帝室は國民の帝室である、然るに中間に官僚が居てこれを阻隔するのは不埒である、この非難は屢々聞く所であるが、これに就ての一珍事を發見した

明治二十三年に國會を開設するとの公布があつたのは、明治十四年十月十二日の事であるが、それより八ヶ月前、即ち明治十四年二月十五日に仙臺で發行した『東北新報』の第五十八號に「國會開設の快報は信するに足る乎」と題した論文があり、その文中に左の一節が見えた

「國會は本年中に開設せらるべし、其徴候の一は、宮内卿の名を以て、福島縣下に於て皇田十萬圓だけ買上げた、尙ほ澤山に買入るべき手筈なりと聞く、其意蓋し、國會開設の後は皇室費の定額も必ず減少せらるゝに至るべく、御小遣料のため斯くなせしものなりと云ふ」

當時宮内省が皇室の御財産とすべく買上げたのは、右の福島縣下の地所ばかりで無かつた、今尙御料地として各地に散在する山林田畑等が皆それである、これは大寶令の古制に準じて斷行された事であらうが、我輩は右の記事を見て感慨無量であつた、それは當時の大臣參議等が、全國民の

願望せし民選議院(即ち國會)開設の要求を容れねばならぬ

ハメに成り、いよゝ其開設豫報の公布を出すまでに至つた魂膽と苦心は尋常でなかつた事、又其國會開設後に於ける杞憂……準備で頭腦を痛めた事も察して居り、皇室の御事をも心配した點は諒とする所であるが、我輩がこゝで言ひたいのは、大臣參議等(宮内卿をも含む)が心配した事が全く徒勞であつた事である

明治二十三年に初期の國會、即ち帝國議會が開設され、爾來今年までに數十回開會されて居るが、其間

皇室費の削減を唱へた不忠の議員は一人も無かつたではないか

との一事である、大臣參議の心配が徒勞であつたと斷言して不可なしであらう

我國民は眞に忠良なる國民である、然るに當時の大臣參議は、國民が此忠良なる誠衷を有する者である事を知らなかつた、國民の心を知らない者が大臣參議であつた事は、明治政治史研究家の見逃がしてはならぬ所、又後の大臣たる者共は、これを他山の石として良政研磨の材とせねばならぬ所であらう、謹言

## 福澤諭吉先生の原稿

去月の『時事新報』に、福澤諭吉の古い原稿として、左の如き寫眞凸版を掲出してあつた、これを見て思ひ出した一事をこゝに述べる

### 日本婦人論

人種改良ノ事ヲ執テハ内外雜論ハ凡テ予我輩ノ常ニ賛成シ  
ナラズ多度於時事新報ニ掲載シタルモノアリ  
容易ニ成跡ヲ見ル可キ事柄ニ非ズ所謂一國百年ノ謀ナル  
助キ可キ方便アリ之ヲ求メテ利害ヲ考定セザル可ク依  
入ルノニエ凡ニシテ固ヨリ決断シテ可キモノナレバ之ヲ他カニ改良ハ

『時事新報』は明治十五年三月の創刊である、爾來福澤諭吉は殆ど毎號の紙上に論説を載せて居たが、其原稿を校正係の者が紙屑として棄てることなく、悉く保存して置き、それが十通か十五通位になると、一通十錢ほどで賣る事にし

て居た、十八年の冬頃、尾張町日報社前の路傍で店を開く古本商の清水某といふ者が、その原稿を仕入れて来て、古本と共に並べ置き

「福澤諭吉先生の時事新報論説原稿 一通二十錢」といふ札を付けて毎夜賣つて居たので、予は其中の五六通を買つた事があつた、其後それを友人に與へたので、今は所有しないが、忘れない一事は、右の清水某の口上に

「福澤先生の原稿には一つ特別な點があります、大概の人は書いた字を消すには棒を一二本引くだけですから、其消した字をも讀めば讀めますが、福澤先生は墨黒々と塗る事にして居るので、一字でも讀める字はありません、試みに透かして見ても、消した方の墨を濃くしてあります、若し一字でも見えるのがあれば無料で呈します」と云つた事である、そして其原稿はいづれも日本半紙を横

に二つ切にして繼いだ野無しの巻紙であつた  
上掲「日本婦人論」の原稿に黒々と塗り消した所のあるのを見て、右の記憶を呼び出したのである、何故黒々と塗り消したか云ふことは、皆さんの御推察にまかせた方が、餘裕があつておもしろい







# 過渡期の奇裁判 (三)

法學博士中田薫先生法文註解

▲大なる笈を組立てし罪

東京第七大區四小區羽根田村農

伊藤豊次郎

其方儀笈間法ノ布達ニ背キ長サ八間横三間ニ組立運送致  
ス科達式律ニ依リ贖罪金壹圓五拾錢申付ル

(明治七年一月十日發行東京日々新聞)

(法文註解)六年十月二十日東京府達坤第百二十九號

府下川々往來ノ笈近來猥リニ組立重大ノ材木等ヲ以テ五十  
間或ハ七十間長短ノ制定リナク川筋河岸へ數日間繫泊候ヨ  
リ自然水理ノ流通ヲ塞ギ橋梁通船ノ妨碍不少候間以來長短  
ノ制繫泊ノ時間相立川筋往來爲改候條此旨相達候事  
一笈者七十五間幅二間ト相定可申候尤利根川荒川中川玉川  
ヲ除クノ外縦横ノ小川ハ長五間横一間ト相定可申候事  
但本文制限ノ以下ハ自由ニ任セ候事

(中略)

右ノ通相心得若違犯ノ者候ハ、屹度可及處置候間此旨可相

心得事

右ノ通市在區々無洩可觸知者也

笈ノ間法ハ前ニ記ス、達式律ハ托鉢ノ下ニ記セリ笈二十ハ  
懲役法ノ二十日ニテ改定律例ノ贖罪法ニテ一圓五十錢

(編者曰)コセツイタ事のやうであるが、河川水上の取締  
としては必要な法制である

▲白兔の毛を染めし詐欺取財

府下濱町二丁目志原惣三郎方同居彌三郎なるもの、人の  
頼みあれば、白兔の毛を染め種々の模様を顯はし、又こ  
れを販賣いたし若干金を銜取る科を以て、詐欺律に依り  
懲役六十日被ニ仰付たりとぞ

評曰君子は欺き易ふして小人は欺き難し、今この彌三  
郎の所業を見るに、其狡猾至らざるなくして能く姦商  
の目を暗ますに足れりとす、去れども天理の欺くべか  
らざるありて忽ち捕縛せらるるに至る、恐れざるべけ  
んや (明治六年二月發行郵便報知新聞第三十九號)

(法文註解)詐欺律トアルハ詐欺律ノコトナラン准盜故一兩  
以上杖六十、懲役法ニテ懲役六十日

(編者曰)當時兔の賣買が流行して居たので、毛變りと稱  
して色附けの詐欺も行はれたのである

## ▲獄中の鶏姦罪 (附録)

編者曰 此一項は明治五六年の事ではなく、又後に發見し  
た一珍事であるので、中田先生に法文註解を乞ふた以外  
のものではあるが、ヤハリ「過渡期の奇裁判」に屬すべき  
ものとして茲に載せて置く

明治十四年五月十三日東京裁判所宣告

新潟縣越後國蒲原郡灰方村平民

祐藏次男 懲役人 富田榮吉

其方儀同因菊地留吉ヲ鶏姦スル科改定律例第二百六十六條  
ニ依リ懲役九十日ノ處懲役終身ナルヲ以テ懲役人又犯罪條  
例増補ニ照シ棒鎖三日申付ル

東京小石川區音羽町九丁目四番地平民

懲役人 菊地留吉

其方儀同因富田榮吉ニ鶏姦致サスル科自首スルト雖モ首免  
ヲ與ヘル限リニ非ルヲ以テ改定律例第二百六十六條及第四  
十三條ニ依リ加役九十日申付ル

東京日本橋區三代町十五番地飯田安兵

衛附籍平民 懲役人 小林兼吉

其方儀同因菊地留吉ニ媒合シ富田榮吉ニ鶏姦致サスル科不  
應爲輕ニ間ヒ懲役三十日ノ處懲役終身ノ囚ナルヲ以テ懲役

又犯罪條例増補ニ照シ棒鎖一日申付ル

右の「懲役人又犯罪條例」増補といふのは「懲役人又百日  
以下ノ罪ヲ犯ス者ハ第五條ニ照シテ棒鎖ヲ科ス」とある  
に據つたのである

既決囚人の犯罪を「又犯罪」と稱することは、「又」の字義  
から云へば不當でもあるまいが、これを法制上の名詞に  
使つてある事は奇異とせねばならぬ



次に「棒鎖」とは、臍を屈して坐する事の出来ないやう、  
鐵の棒を腰部から兩脚へ架して終日佇立せしめて置く刑  
罰法である。「鎖長サ二尺五寸五分、重サ七百目、鶏卵形  
ノ鐵輪ト帶鋼トノ間ニ封印ヲ爲ス」とある

明治十五年、刑法は改正され、監獄則も亦改正されて、  
獄内の鶏姦罪は監獄則によつて減食七日以内の罰に處せ  
られるのみで、加役などの刑はなくなつた



## 成島柳北論

(木村毅執筆)

『早稲田文學』の今年三月號は、明治混沌期の研究といふのであるが、其中に木村毅といふ人の「成島柳北論」と題する一篇が載つて居る、それを通讀して見ると、先づ冒頭に「成島柳北も亦、明治初期の文化史、乃至は文藝史上、重要な地位を占むる一人物ではあらうが、併し彼はどの點から見ても、非常に卓越した所、又は非常に異常な所などのある文人墨客ではない、極めて平凡な、一市人である」

次に論者は「家を移轉して間がないので、蔵書の整理がついて居ないから」との口實で、『柳橋新誌』の第二篇と『京猫一斑』との二冊だけを擧げて、彼是と批評を下した末「流俗に順應する事のみを知つて、それに先驅する意氣も、反逆する氣魄もなかつた柳北……」

柳北について論すべき事は以上につきまいが、さきにも言つた通り、私は家を移つて間がなく、書籍の整理が一向ついてゐないので、参考書がさがし出せない、それにどんなに多くの参考書を読んでも、柳北を凡俗の市井人とする私の信念は恐らく覆るまいと思ふ

最後に残つた問題は、その凡俗の柳北がなぜ、あゝも讀書界に喧傳せられたかと云ふことであるが、これは別に不思議はない、世の歡迎する者は必ずしも卓拔な天才のみとは限つてゐない……彼は實に明治混沌期の常識以上でもなく、以外でもなく、勿論以下でもなく、實に常識の中にあつて、常識と共に働いて居たから、それであるやうに、讀書界の寵を得たのであらう

柳北の著作に、獨立的、個別的、作者本來的の價值をさぐらうとする者があつたら、彼は必ず失望する」

と斷案を下して居る、予は讀書が好きで古今の雜書を見るが、コンナ無茶苦茶の人物論に接した事はない

柳北の事業を知らず、柳北の才幹を知らず、只其戯作の一部分たる『柳橋新誌』などの一二冊を讀んで「成島柳北論」を書くなどは、實に「常識以下」の無謀な舉である、コンナ男が文藝界の評論家として、飯が食へる世の中であるのかと思ふと、實にナサケナクなる

柳北は多才多藝の人で、漢學洋學は勿論、考古史實に通じ政治的の經綸をも有して居たのであるが、柳北が名を成して讀書家に崇敬されるに至つたのは、『朝野新聞』の社長兼主筆としてゐる、明治七年九月より其歿する十七年の末

まで凡そ十年間の『朝野新聞』は柳北あつたがために盛大を極めたのである、柳北の論文、柳北の散文は他の追従を許さなものであつた、餘技の詩文や狂詩狂歌などにも非凡の作が多かつた、いづれも痛撃、諷刺、嘲罵を主としたもので、「流俗に順應」する事を避けた、「先驅の意氣」あり「反抗の氣魄」が ○「乗つた人より馬が丸顔」と云はれた顔あつた事は、彼が暴政府のために二回禁獄に處せられて、麥飯を喰つた事實が證明して居る、十三年の春頃政府が經費節約のため、諸官省の茶を廢して湯に變更せしめた事があつた其時柳北は『朝野新聞』で「茶を廢するには及ばない、茶を呑む人間を廢した方がよいのだ」と痛罵した、冗員淘汰説の民論が喧しかつた時、満都の人士間に此犀利な一語が傳へられて、柳北の奇警な才藻に敬服せぬ者はなかつた



そして當時柳北の傘下に加はつて居た者は、日本一の政論家と呼ばれた鐵腸居士末廣重恭、雄辯家の馬場辰猪、高橋基一、堀口昇等もあり、高島屋塘雨こと野田千秋などは、柳北の薰陶を受けた事が少くなかつた、柳北の歿後『朝野新聞』は其勢力を失つたので間もなく没落廢刊した

柳北は此多忙な日刊新聞の主筆であつた外、學者の論叢たる『洋々社談』といふのを、明治八年四月から十六年六月まで續刊し、又自ら執筆の『瀟湘叢談』を十一年十二月から發行して十四年八月に『國友雜誌』と改題した、此出來ねー相談とは政治的の新意見を吐露しても、政府が採用しないとの義で、社名を馬耳東風社と號したなどは皮肉であつた

此外に柳北は自己の娛樂として詩文集を集めた『花月新誌』といふのを、明治十年一月から十六年の末までに百五十冊ほど發行した、柳北自記の旅日記などが呼物であつた、(『京猫一斑』なども其中に轉載されて評が加つて居る)予は是等の諸雜誌及び『朝野新聞』を現に所有して居る

以上は日刊月刊物に就ての事であるが、此外柳北は古錢家であつて、其著に『古錢鑑識訓蒙』と『明治新撰泉譜』とがある、此二著は「和同開寶」など前人未發の卓見を並べたもので、天下未曾有の珍籍とされて居る



柳北は明治初年、太政官から出仕を乞はれたが應じなかつた、福地源一郎などは變節漢で、始めは佐幕主義で新政府を攻撃し、次は民権論を唱へながら新政府の役人に成り、次は御用新聞の社長に成るなど、唾棄すべき性格であつたが、柳北は終始一貫で、思想の堅實な事は他に其比を見ない、此一點からでも予は、凡俗を超越した偉人柳北として尊敬するのである、特に予が忘れないのは柳北の輕妙な散文である、『朝野新聞』が東京一の印刷高であつたのも、其主たる要因は毎日の紙上に載つた雜錄欄内に於ける瀟上漁史(柳北の別號)の雜感記であつた

斯くの如く、柳北は新聞雜誌の記者として、才學を認められ、名聲を博した人である、其娛樂的の餘技に過ぎなかつた花柳雜記などを唯一の材料として、其人物の全豹を論斷するのは、アマリに淺薄であり、アマリに輕佻である、聊か癢に障つたので、偉人のために一撃を加へて置く果して藏書があるのならば、モハヤ書齋の整理もついたのであらうから、それを引出して熟讀するがよいと毅に告げる

柳北仙史



明治十三年  
萬國堂書局

### ●親ヲ聞テ乃坐ス

維新初期の法文には、後世の人々に解し難い奇な語がある  
明治三年十二月公布の「新律綱領」に

凡勅任官ヲ罵ル者ハ懲役二年、奏任官ヲ罵ル者ハ懲役九十  
十日、判任官ヲ罵ル者ハ懲役六十日、並ニ親ヲ聞テ乃坐ス  
これは雇吏が本屬長官を罵つた場合の罰則であつたが、後  
には一般人の官吏罵詈にも適用する事になつた、判任官  
が勅任官奏任官を罵つた場合には

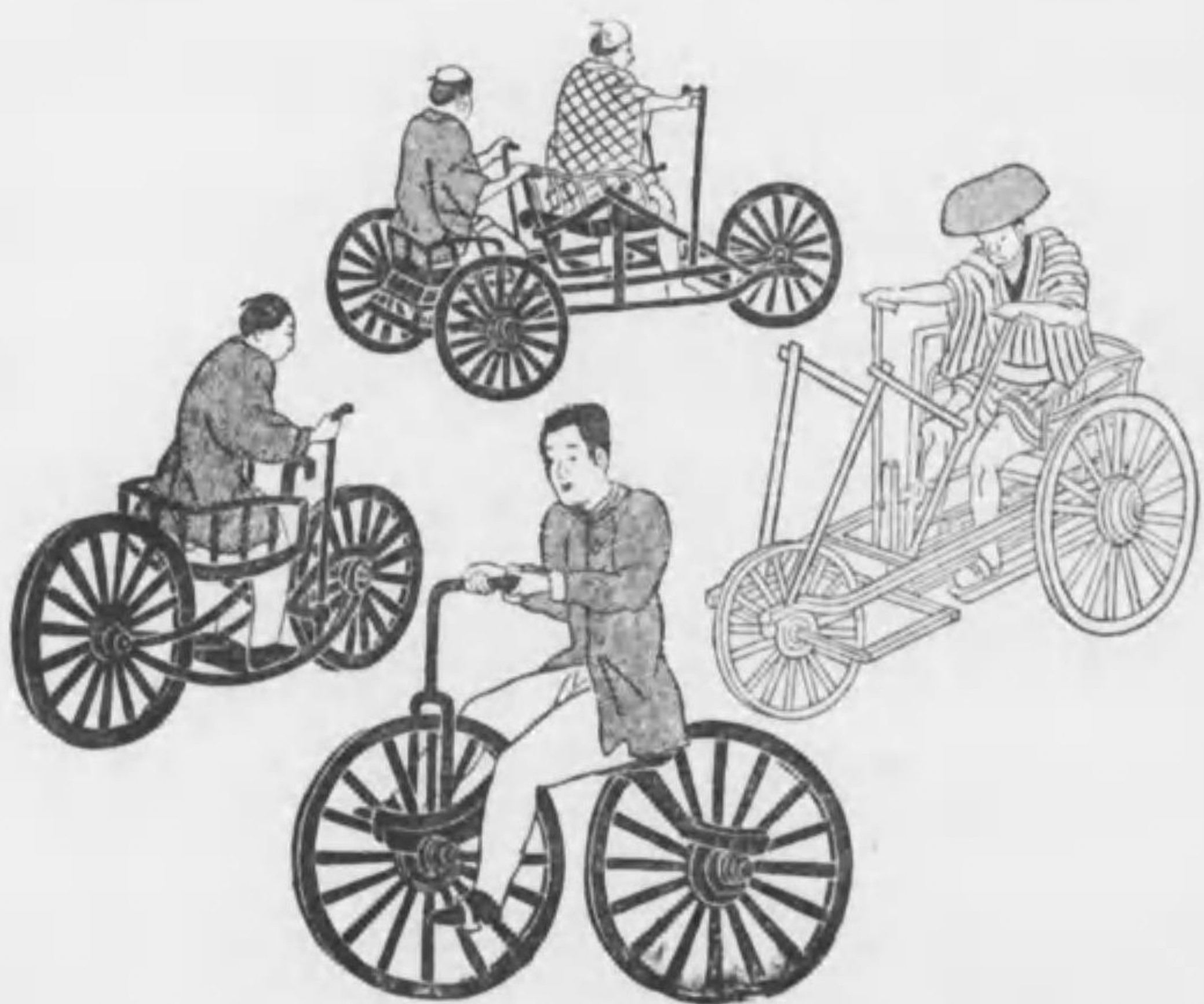
凡判任官、勅任官ヲ罵ル者ハ懲役六十日、奏任官ヲ罵ル  
者ハ懲役四十日、並ニ親ヲ聞テ乃坐ス

此外、奏任官が勅任官又は判任官を罵り、勅任官が奏任官  
判任官を罵つた場合の罰則もあつて、各々刑期に階級的の  
差別を附けてある

其階級的罰則も可笑いが、「並ニ親ヲ聞テ乃坐ス」といふ語  
義は、今の法律學生などは勿論、法學博士連中でも解釋に  
苦むであらう、これは「お聲かゝりて、ヘタバル」といふ義ら  
しいが、實は「各項トモ向合ヒテ罵詈スルヲ聞クニ非ザレ  
バ罪スルトナシ」で、いづれも自分が罵られるのを聴い  
て訴へた時、其刑に處すとの意義である

### ●初期の自轉車

今は全國に行はれて、山間僻地の童幼でも知らぬ者はない  
自轉車、これが我國へ初めて舶來したのは明治三年頃であ  
つた、此時代の自轉車は其構造が大に異つて居る、明治三  
年版孟齋芳虎筆の錦繪には下の如く圖してあつて、木造の  
物らしい、實用でなく遊戯用であつたので、これも一時の  
流行に過ぎず、明治十年頃には絶無と成つたやうである  
實用物として現在の如き鐵製二輪車が舶來したのは、明治  
十四年頃である、予が其前後の三年間に東京で自轉車を見  
たのは只一度であつた、或日萬代橋を渡つて本郷臺へ歸ら  
うとする時、西洋人が二輪の自轉車に乗り、聖堂の坂をス  
ーと登つたのを見て、予は自轉車を欲しく成り、其後十六  
年の春頃、父から三百圓の金を貰ひ、自轉車を買はうとし  
て東京横濱を探つたが一臺も無く、大阪の川口居留地を尋  
ねて見ても同く無かつたので終に神戸へ行き、英人のデラ  
ム商會に一臺の古物があつたので、それを百七十弗(我百  
九十二圓)で買ひ、讃岐の高松へ持つて歸り、市中を乗り  
廻して嘲笑の種と成つた、その自轉車はゴム付三輪で背後  
に徑四尺程の大輪があつた





# 明治舌禍史料

(三)

## ▲民権講師の駄洒落

明治十五年一月二十二日の夜、高知玉水新地の廣榮座で、遊藝稼人(講師)馬鹿林鈍翁こと阪崎斌(後に紫瀾と號して佛蘭西の民権小説を翻譯した人)が、民権講師といふのをやつて、其饒舌中に

「天子は税を取つて高い所に安坐される、私は聴衆から税(木戸錢)を取つて此處に上がる、税を取つて高い所に坐るのは、天子と私の二人である」

との駄洒落を述べたので、不敬の言語なりとて、即時に拘引されたが、天子とは、我天皇陛下に對して云つたのでは無いと辯解しても効なく、同年二月七日、高知輕罪裁判所で、刑法第一百七條の不敬罪として、重禁錮三月罰金二十圓監視六ヶ月の刑を言渡された

これは其裁判言渡書の全文を見て略記したものである

## ▲佛蘭西の政治史を説いた罪

明治十六年八月二日、群馬縣士族、東京芝區田村町寄留の小勝俊吉といふ民権論者が、濱町の久松座で開いた學術演説會に於ての演説中

「佛蘭西第十四世紀に於て、一人の大權を有したる者、非道壓制を爲し、下人民を惱まし、殆んど堪ゆる能はざるより、バルサモールカ其壓制政治を改良せんとして起意し三百餘の人民を諭して同盟せしめ、彼の夫れ五ヶ條の誓約書に血判せり」云々

と述べ、其五ヶ條を擧げて論述したのは、學術演説といふ届出に背いて、政談演説を爲したるものと認められ、同月二十八日東京輕罪裁判所で、集會條例に照して禁獄三月の刑を言渡された

## ▲前島豊太郎と荒川高俊

此第一回の末項に、明治舌禍史料中、隨一の大事件と云つてよいのは、前島豊太郎が静岡での演説であらう云々と記し、荒川高俊は其會主として禁獄三年に處せられたと書いたが、近頃荒川高俊に對する其時の裁判言渡書を見たが、會主としての從犯ではなく、前島豊太郎には關係の無い高俊自身が、十四年十月十六日、静岡の小川劇場での演説中に述べた一語の爲めであつた、其判決が翌十五年一月二十一日で、舊法讒謗律と新刑法との對照で、禁獄三年と罰金二百圓に處せられたのである、言論の要旨は、只「乘輿を讒毀し」と記せるのみである

# ●飛花落葉

古い新聞雑誌を讀むと、種々様々の面白い事を發見する

▲後藤新平の醫術開業 「明治十年八月ヨリ同十二月マテ試験ヲ經テ開業免狀ヲ授與スル醫師人名左ノ如シ」といふのが、其頃の「内務省衛生局雜誌」第二十二號に出て居る、其中に

愛知縣寄留

岩手縣下

後藤新平

二十年四ヶ月

初め名古屋で開業し、後に廣めて役人に變じ、内務省衛生局長にもなつた後藤新平、和製ルーズベルトとか、蠻衛とか呼ばれた人の事である  
「廿年四ヶ月」とは若かつたネー、然し此時にはマダ總理大臣に成りたい野心は無かつたらう

▲七杉子 明治十年頃から戯作者として有名であつた總生寛、もとは岩橋氏であるが、明治五年戸籍編製の時、下總の國に生れた者として總生と改めたのである、其性格が良くなかつたので交友間では評判よろしからずであつた

「團々珍聞」の記者としては主筆格であつたが、社主の野村文夫と喧嘩して退社したらしい、後に自己出版の、『滑稽演説會』では竹天堂主人として個人單獨の雑誌を續刊し、其外戯作物詩文物を多く出し晩年には『大觀經』といふ漢文の經書らしい物を著した、それを大版本刻の唐紙本として明治十八年に子が浮木堂の名で出版した  
此總生寛は天保仙人と號して居たが、



「開化詩集」には「總生寛號七杉」とあり『西洋膝栗毛』第十二編の序には「七杉子總生寛」と自署して、七杉子にみすぎよと傍訓を附けてある、身すぎ世すぎの爲めに筆を執る者との義であつて、子が職業的著述家と稱して居ると同義であるらしい

三杉四杉の七本杉は『梅園奇賞』に春日神庫の菖蒲草等を模出し、其中に備前上寺藏鏡草「七本杉」がある

▲坂東彦三郎追福狂歌 俳優彦三郎は旅先の大阪で病死したが、其追福會に於ける秀逸の狂歌が、明治十年十一月一日の『讀賣新聞』に出て居る

「先月二十九日に木挽町の眞治軒で狂歌師連が坂東彦三郎の追福狂歌合せをいたし、其うち芝の玉園は、はかなくも難波で世をば捨せりふ法の花道ひとり行くらん」とよまれました



## ●娼妓藝妓解放令

明治五年太政官布告第二百九十五號(十月二日)

一人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ、虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ處從來年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住爲致其實賣買同様ノ所業ニ至リ以テ外ノ事ニ付自今可爲嚴禁事

一農工商ノ諸業習熟ノ爲メ弟子奉公爲致候儀ハ勝手ニ候得共年限滿七年ニ過ク可カラサル事

但雙方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事

一平常ノ奉公人ハ一ヶ年宛タルヘシ尤奉公取續候者ハ證文可相改事

一娼妓藝妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事

右之通被定候條度可相守事

これは全國各府縣に達した布告であるが、東京府廳よりは各區長戸長へ左の如く布達した

一各區中遊女有之候分ハ勿論養女ノ名義ヲ以テ年季ヲ限リ抱へ置キ藝者酌取人等ニ致シ置候者無漏取調人主ヨリ請取置候證書早々取揚可申事

一右證書ヲ以テ夫々人主取抱主ヨリ受取置候證書同様取揚可申事

一今後當人ノ望ニヨリ遊女藝妓等ノ渡世致シ度モノハ夫々吟味ノ上可差許次第ニ有之候云々

此解放令の結果は如何であつたかと云ふに、抱主は當惑ながらも官命に抗し難く、各々その親元へ返したが、中には歸るに實家の無い者もあり、或は家に歸つてマジメの業に就く事を嫌ふ者もあり、或は少からぬ前借金を踏倒して立去るに忍びないとする者もあり、それ等は抱主方に居残つて再願し得る日を待つ事にしたのであつた、然しそれは少數で、十中の九までは籠の蓋を開けられた鳥の如く、喜んで飛び去つたのである、それで

「賣女復籍の布令ありしより府下處々の遊里及び三谷堀柳橋芳町新橋邊にても絲竹の音を絶ち俄かに冬枯の景況をなせり殊に吉原は烟花の色を失ひ最も荒涼に堪へず」

明治五年十月中旬發行「新聞雜誌」第六十四號所載

それで其解放された女共、正業に就いた者も幾分はあつたが、多くは私陰に笑ひを賣る事に成り、一時各所に「モン／＼屋」が増加した、政府は更に藝妓稼業を許し、又貨座敷、出稼女の名目で娼妓營業を許す事にしたのである

予は先年發行せし「此中にあり」

の報知舊聞といふ條中に左の如く記した

「當時の愚民共が牛馬きりほどきこ呼びし娼妓解放の令が出たのは明治五年十月の事である、此果斷實行も資本制度の餘弊として永續せず、間もなく舊態に復して、人身賣買の事實が行はれ、今尙婦女の牢獄が存在して居る」



畫廷周洲揚 淵の蛇毒娘艶 版年三十治明

此「吉原賣女解放退散雜踏の圖」は、柳水亭種清作の小説本中に見ゆるもので、吉原衣紋坂の状況である、へんな人力車に乗る者、古風の四ツ手駕籠に乗る者、こゝにも新舊混合の過渡世相が現はれて居る

母親の出迎ひ、情人の誘拐なども此圖に見えて居るが、該小説の文句中には左の如き一節がある

「當日は吉原の遊女屋残らず警視に引かれ……解放の御布告きびしく、遊女は残らず親元へ返し遣はす事とはなりけり、是や從來俗説の吃驚箱を開けたるなり、それが中に松橋屋の初音(娼妓)の親は父母共に死し、叔父があれども道遠きを僥倖とする金五郎お町の二人は……初音をうまく欺果て、自己が宅へぞ招入れる」

こんなのも事實あつたのである、そして其女に數人相手の「旦那取」といふ妾賣をやらせたのもあつた

次は吉原復舊後の事であるが、明治十二年十一月二日發行の「有喜世新聞」に、當時の吉原娼妓を批評した短語がある

「解放以降娼妓の見識も一變して、仲の町に外八文字の道中もなく、ありんす、おツすの廓辭も漢語と洋語のトンチンカン、自由の權を隨意にふり」

吉原變遷史の新舊分界はこゝにあることが知れるであらう



## ●牛馬のあつた邸宅

娼妓解放を當時俗間で「牛馬ときほがき」と稱したのは、同年八月八日東京府知事大久保一翁の名を以てした布達文に左の如く牛馬云々の文句があつたに因るのである

遊女藝者年季奉公人解放候上ハ免許無之場所ニ於テ遊女渡世致シ候テモ不苦抔ト萬一心得違致シ候者於有之テハ以ノ外ノ事ニ付決テ不相成候條何レモ此旨篤ト相心得可申自然相犯候者ハ屹度嚴重ノ可及處置候右ニ付更ニ左ノ通相達候間無印鑑ノ者ハ取押申候事

遊女致度望ノ者印鑑可申受事 是迄ノ遊女屋渡世ハ渾テ貸座敷ト相心得印鑑右同斷 藝者渡世ノ者印鑑右同斷 是迄自力ヲ以テ藝者渡世致居候者印鑑右同斷

人身ヲ賣買スルハ古來制禁ノ處年季奉公等種々名目ヲ以其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓藝妓等雇人ノ資金ハ隠金ト看做ス故ニ右ヨリ苦情ヲ唱フル者ハ取糾ノ上其金ノ全額ヲ可取上事

同上ノ娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラズ人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ルノ理ナシ故ニ從來娼妓藝妓へ借ス所ノ金銀並賣掛滞金等ハ一切償フ可カラザル事

## ●空想の賣女根絶論

明治六年一月十八日發行の『東京日々新聞』第二百六十七號に、面白い投書が載つて居る

昨冬藝妓賣女解放の御布告あり實に淫風を一洗し少年痴魂恍惚を去の機に至るべし仍て考るに凡そ人たる一小天地を具し男女名義を以て琴瑟を鼓するはもとより博物の長たる不待言即今開化日進遷漸法則改正の際に至と雖も未陰陽自然の具を全くせず男子淫するに猥に散財淫税を賦與するを以て通情とし曾て之を怪む事なし藝妓酌女等三絃放歌杯盤に役するの勞を以て税を遣る豈淫するに税を出すの理あらんや男女各自の去情愉快を極め男子而已其税を出す嗚呼何の依る所ぞ解放以降市街藝妓等各自の欲するに任せたらんには必ず彼よりも情を欲し終に税を出す事なかるべし是天賦なり然るに世人陰陽品位の度を失し財を散す可歎々々冀は遊蕩の客其理を解し其具を全せん事を要せよ 花街隱逸

此論旨は何人の頭腦にも浮ぶ事であるが、女子奴隸制度の結果、女子が生活手段として賣淫をなすに至つたのであるから、其根原を破却しなければ此實行は不可能である

## ●復讐のあつた邸宅

刑罰權は國家が執行すべき事で、私人が獨斷に行ふべき事ではないとの原則によつて、新政府は明治六年一月の布令で、親や主人の仇討ちといふ復讐を禁止したが、其禁令を犯して明治十三年に東京で復讐を遂行した者があつたので一時喧傳された

筑前秋月藩士の臼井亘といふ守舊黨の首領が、明治三年五月の一夜何者にか暗殺された、其加害者は當時同藩の新進組であつた一瀬直久である、直久は其後東京上等裁判所の判事補に任せられて居たが、亘の遺兒六郎(十歳)といふ者が二十一歳に達した明治十三年十二月十七日、東京三十間堀の華族(舊秋月藩主)黒田長徳の邸で、右の直久を「親のカタキ思ひ知れ」とばかりに刺し殺したのである、死刑のところ情狀酌量で士族故に終身禁獄に處せられた

此臼井六郎は明治二十三年の夏頃まで東京石川島監獄の第十二番檻といふ禁獄檻に居て特赦で出獄した、當時予は同檻の別室に居たので、六郎とは毎日交談し、古い政治犯者中村六蔵や、星亨在獄中の事などを聴かされた

同人は出獄後郷里に歸り、其後筑前某驛の停車場前で待

合茶屋を營業にして居た、今に存命ならば六十五歳さて近頃明治十五年十二月十五日の『有喜世新聞』を見ると左の如き一節があつた

○明後日は京橋區三十間堀三丁目華族黒田長徳の邸にて臼井六郎の爲に襲撃されし故判事一瀬直久の三回忌なるを以て當時右邸宅を譲り受け住居する元老院權大書記官早川勇が一瀬の追善を營むよし是は六百五十圓の低價にて大層な三階造りを譲り受たも全く一瀬が殺された後種々の噂もあつたゆゑ黒田家でも手放したものでなれば舊知己といひ早川が此奮發に出たとも云

此邸宅は三十間堀の河岸に面した和洋折衷の三階造りで、門構への立派な家であつたが、それを六百五十圓で賣つたと云ふのは、現今の一坪に相當する低價であるが、何故そんな低價で賣つたかは「種々の噂」に因つたので、其後一瀬直久の幽霊が出るとか、病人が絶えないとか、人殺しのあつた家に住んで居ると家運が衰頹するなど云ふ者があつたので、捨賣りにしたのである、其迷信の浮説を打破すべく早川勇は買取つて住居にしたのであるが、何かの不祥事につけてヤハリ浮説を云ひ出す者があるので、小氣味がわるく成り、そこで舊式の追善供養をしたのであらう



## 新聞小説の挿繪

彫刻談

明治初年の新聞紙にも繪を入れたのはあるが、繪を入れる事が主題になつて居なかつたので、繪のない時もあつた、明治八年四月に『平假名繪入新聞』といふのが出来、それが後に『東京繪入新聞』と改題して俗衆に歡迎されたので、繪を入れる事を主とする新聞が多く出来、題號にも

- 大阪繪入新聞 明治十年五月創刊
- 岩手繪入新聞 同十一年十二月創刊
- 西京繪入新聞 同十三年四月創刊
- 愛知繪入新聞 同十三年六月創刊
- 仙臺繪入新聞 同十四年七月創刊
- 繪入自由新聞 同十五年九月創刊
- 繪入朝野新聞 同十五年十一月創刊
- 繪入朝野新聞 同十六年一月創刊(同題號)
- 京都繪入新聞 同十六年二月創刊
- 名古屋繪入新聞 同十六年創刊
- 新潟繪入新聞 同十八年六月創刊
- 日本繪入新聞 同十八年十月創刊(大阪)
- 繪入扶桑新聞 同十九年一月『愛知日報』改題

繪入黄金新聞 同十九年三月創刊(名古屋)

なごいふのがあつた、そして是等の新聞紙中、初期のものは時事の報道に繪を入れて居たが、後には續物語や小説にのみ繪を入れる事に成つた、明治十七八年後は東京の各社上掲外に繪入の『改進新聞』、『自由燈』後に『燈新聞』、『今日新聞』、『やまと新聞』等があつて、競争的に著名な畫工に描かせた密畫を精巧な彫刻にして出す事になつた

當時東京には野口圓活だの江川某などいふ彫刻師の親方があつて、新聞小説の挿繪を彫刻して居たが、東京一は京橋區南鍋町にあつては佛興堂(山本信司)であつて、毎日弟子共が二十人ほごで盛んに彫刻したものである

此新聞小説の彫刻に就て、『ハギ』といふ事のはれた話を述べる、當日の時事問題などを繪にしたものならば、急いで彫らねばならぬが、作り事の小説に入れる繪などは、五日でも十日でも前から彫りにかゝれる筈であるに、小説家といふ連中はいづれもヅボラ者で、差し追らねば筆を執らぬのが多くあり、明日の紙上に載せべきものを、今日の午前にやつと書き上げ、それを見て畫工が繪を描き、午後の二時三時頃に彫刻師の方へ廻し「サーこれ五時までに彫つて呉れぬと印刷のまに合はないのだ」とセキ立てるので

彫刻師の方では「ハイよろしい」とばかりで、其版下繪を櫻の板に貼つて火で乾し、これを二時内に彫り上げるには、三人役でよいとか、五人役でよいとか定めて、其板を鉋で三つなり五つなりに割り、其一片を三人五人が分擔して彫り上げ、それを合せて膠で繼ぐのである、後には「ハギ板」といふのを豫備的に態々拵へて置き、繪を貼つた後其繼目



を放して分擔する事も行はれた、こゝに示す二面の繪は其「ハギ」で彫刻したもので、下の繪は六人分擔、縦の線は豫備板の繼目、それを各三個に割つて彫刻したのである、古い新聞の小説挿繪に繼目が多くあるのを見れば、其小説の作者はヅボラ者であつたと断定してよろしい





## ●猥褻行為の觀ぜ物

予の著書中に屢々記述した例の「それ吹け、やれ吹け」又は「それ突け、やれ突け」などいふ猥褻行為の見世物は、明治四年頃まで行はれたのであると云ふに、それを信じない人が多くて「明治の新政府がソナ事を許した筈はない」との理屈であるが、其事に類した猥褻行為の見世物が、現に行はれて居たことの記事が、名古屋で発行した明治五年四月の「愛知新聞」第十一號に出て居る

「開明ノ時ニ當リ佛事ノ盛ナルハ佛氏ノ所謂不可思議カ縣下二月朔日ヨリ以來開帳アル凡ソ四十六ヶ寺ナリシ右開帳ノ内丹羽郡飛保村曼陀羅寺ハ格別發向ナリ觀セ物殊ニ多シ就中奇ナルハ男女ノ交接ナリ幕ヲ開ケバ一幅ノ活春畫男女皆裸体兩身一塊ト實ニ般射沙丘ノ後三千年會テ公然ト見ル者ナシ或人曰此ノ如キハ文明開化ト云ハン歟將タ自主自由ノ權トセン歟」

當時警察官が之を禁止しなかつた事は、右の文意で察し得られるであらう、次は文明開化の一進歩で、之を許可しなかつた珍話である

明治八年四月十六日發行の『郵便報知新聞』第六百四十二號

に「甲府新聞」よりの轉載として左の一珍聞が載つて居る  
山梨縣下甲州巨摩郡若神子村の山田佐傳次、同郡江草村小尾極太郎、牝牡馬孳尾の觀場を催さんと、懸懸へ願書の大意は、此度男馬二匹買入右馬壯馬にて牝馬引連種取致度、數多見物人も有之候に付、大札二錢小札一錢五厘見料受取、晴天五日の間興行仕度とあり、實にあきれた氣違もあればある者なり、そこで縣廳の御指令は、書面の趣意類孳尾を以て見世物に供し候は不都合の儀に付難開屆事とありしと

## ●變つた傍訓付

明治二年三月二十日に第一號を出版した『六合新聞』といふのは、瑞穂屋(清水卯三郎)が東京で公刊したものである、其第七號(四月七日)までを通讀して見たが、記事は箱館戰爭と貨幣談が主であつて、是といふ奇事珍聞はない、只その中で異とすべきは左の如き傍訓である

「蒸氣船」 「郡縣」 「氏族」 「ひぶね」 「大名支配」 「うじやから」 「うじ」

## ●女學生の初洋行

明治十三年の頃、外國歸りの新しい女學者として有名であつた津田梅子は、當時日本一の農學者として崇敬された津田仙(舊名仙彌)の令嬢である、此梅子の事が米國の通信として、明治六年四月發行の『開拓使日誌』第十七號に載



梅子照相

つて居る、英語に熟達したとか、横文字の小冊子を著述したとか云ふ事で、最後に其十歳の寫眞を木刻にして出している、北海道の發達を目的として居た開拓使の日誌に、洋行中の女學生の消息を掲出するのはヘンな事であると思つたが、後にナルホドと首肯すべき事を發見した、それは此

梅子等の洋行は當時開拓使の次官であつた黒田清隆が周旋したのであるから、其消息が開拓使の方へ來るのである事が知れた、明治四年十一月十一日發行の『新聞雜誌』第二十二號に、左の如き記事が出て居る

○今般黒田開拓次官周旋ニテ女學生五名「亞墨利加國」留學トシテ同國全權公使「デロング」ノ妻ニ托シ十一月十二日横濱出帆「紐育」府へ差送レリ其人員ハ  
東京市出仕吉益正雄娘 亮子 十六歳  
静岡縣士族永井久太郎娘 繁子 十歳  
東京府士族津田仙彌娘 梅子 九歳  
青森縣士族山川與十郎妹 捨松 十二歳  
外務省中録上田駿娘 悌子 十六歳  
右ノ者同月九日宮内省へ召セラレ 皇后ノ宮ヨリ茶菓並紅縮緬一匹宛下シ賜リ左ノ御書付御渡アリタリ  
其方女子ニシテ洋學修行ノ志誠ニ神妙ノ事ニ候追々女學校御取建ノ儀ニ候ヘバ成業歸 朝ノ上ハ婦女ノ模範トモ相成候様心掛ケ日夜勉勵可致事  
右の中「捨松」は大山巖の妻として著名であるが、他はアマリ世間に知られなかつた、津田梅子は今年六十三歳で、現に女子英學塾主として「婦女の模範」を持續して居る



# 變節漢福地源一郎 (一)

予が『新舊時代』に連載して居る『明治筆禍史資料』の初回に福地源一郎が『江湖新聞』に佐幕記事を掲載したが爲め獄に投せられた事を述べた結末に左の如く附記した

福地源一郎は其後『東京日日新聞』の社長兼主筆に成つて最初には民権論者であつたが後には政府に買収されて御用記者に變じ、盛んに舞文曲筆を弄して正論硬議を罵り、明治日報の丸山作樂、東京曙新聞の水野寅次郎等と共に保守的の御用派たる帝政黨を組織して、自由、改進黨、立憲の新思想に反對したが、其ため天下の識者に唾棄されて名望を失墜し、日本一の才子と囃されし身が變節漢の汚名を博し、池の端御前の豪奢も夢と失せて、終には劇場の樂屋でクスブルなど、其末路の悲惨であつたのは、全く一時の利に走つた報ひで、時勢を察するの明なき小才子に過ぎなかつた事は、此『江湖新聞』の一件に徴しても明白である

操觚家としての櫻痴居士福地源一郎は敬すべき者であつたが、其無節義に呆れて斯くコキオロシたく成るのである、そして當時『三人政黨』と呼ばれた帝政黨の三人が共に變節

漢そらひであるのが面白い、丸山作樂は敬神家で明治新政府に反對する陰謀で終身禁獄に處せられた身であるに、特赦出獄後其新政府の山縣有朋や山田顯義に降服して保護金を貰ひ、『明治日報』を發行して帝政黨に加つたのである、水野寅次郎は『大日本政黨史』にも左の如く記述されて居る變節漢である

「水野寅次郎は固と土佐の自由派にして高知共行社々長たりしが、立志社が一局議院論を唱ふるを不可とし、板垣退助の知遇を受けながら、去りて一旦和歌山縣少書記官に任せられ、後辭して東京曙新聞社長と成り、東洋新報と改題して保守主義を唱へ、官權を維持するに力めたり、而して其新聞の資本金は政府より出でたり」

こんな三人が組織した帝政黨であるから其不評判は甚だしかつた、此帝政黨組織の當時に一奇聞がある  
明治十五年三月二十一日、是等三人の者が保守漸進主義の帝政黨を組織した理由を公表すべく、東京の新富座で演説會を開いた、其演題 (岡本武雄は水野の乾兒)

○勤王論……水野寅次郎 ○日本帝國を誤ること勿れ……岡本武雄 ○勤王論……福地源一郎

當日の聴衆は二千餘で、所謂立錫の餘地なしであつたが、それは當時隆盛を極めて居た自由黨改進黨の連中が参考にとて聴きに行つたのが多かつた爲めである、それで各辯士はいづれも彌次り倒されて大耻を晒した、尙改進黨の國友社連中は、同年四月一日芝愛宕下町の青松寺で反駁の演説會を開いた、其演題がフルツテ居る

○勤王論……奥村健之 ○日本帝國を誤ること勿れ……西村玄道 ○勤王論……大石正己 ○政黨の區別を論ず……末廣重恭

同一の演題で、前日聴き取つた曲論辭説を粉碎し、就中當時民権演説家の泰斗として有名な末廣重恭が福地源一郎の變節論に痛撃を加へたのは最も壯快であつたといふ

次に新聞紙上の署名に表はれた變節の事態を摘示して見る  
明治十六年四月十六日公布の改正新聞紙條例で、持主又は社主、印刷人、其他新聞紙上に署名する者は其犯として處罰される事になつたので、諸新聞社は愕いて從來の署名を除く事にした

○郵便報知新聞 主幹 藤田茂吉 補助 犬養毅  
同 尾崎行雄 取締役 箕浦勝人 印刷長 栗本鋤雲  
社主 矢野文雄 假編輯人 森秋義尊

と署名して居たのを俄に削つて、編輯人 森秋義尊、持主 兼印刷人 川崎胤長といふ名もない入獄候補者の二人に減じた、此例で『東京横濱毎日新聞』は社長 沼間守一、主事 肥塚龍、監事 島田三郎等の署名を削り、『朝野新聞』は成島柳北、末廣重恭、高橋基一等の署名を削り、『讀賣新聞』は子安峻、加藤瓢乎、『東京繪入新聞』は前田健次郎、古川精一、『開花新聞』は寺家村逸雅、岡野伊平の署名を削るなど、此條例の改正は諸新聞社に大恐慌を起さしめたのであるに、獨り『東京日々新聞』のみは

持主 福地源一郎 編輯人 塚原靖 印刷人 條野傳平  
と署名して居た、責任回避の卑怯事を敢てしない正々堂々の態度であつたらしく見えるが、其實は御用記者であるから、政府攻撃の國安妨害論などを載せる事がないので、安心して署名し得られたのである

『東京日々新聞』は其後幾多の變遷があつて今に存在して居るが、『明治日報』は十四年七月の創刊で、十八年の末まで保護金のお蔭で繼續した、『東京曙新聞』は十五年三月『東洋新報』と改題したが、敷紙新聞と渾名されて購讀する者もなく、又社長水野寅次郎が何かで其筋の忌諱に觸れたのか保護金が出なくなつて十六年の春廢刊した



## 岡山紀聞筆の命毛

柳亭燕枝の編述で高島藍泉の校正したものとて此標題の小説本が明治十五年の三月に出版された、これは此前年愛善社の『芳譚雜誌』第二百二十三號以下に連載して好評を博した讀物であつたのを、合綴して單行本にしたのである、其記述は寛政の頃、備前岡山の城主池田少將治政が淫蕩性で、吉原江戸町の玉屋に通つて遊女花紫を愛し、自家では筆野といふ妾に溺れて日夜淫酒に耽り、裸體踊りなどをやらせ、其間に例の奸臣と忠臣の二派があつて池田家に騒動が起つたと云ふ筋であるが、池田家では此出版を苦々しく思ひ、版元愛善社に對し「祖先の汚名は子孫の汚名であるから發賣を止めて貰ひたい、殘本は相當の代價で引取る」との交渉、愛善社は寶丹本舖守田治兵衛の慈善事業として雜誌の發行をやつて居たのであるから、池田家の御迷惑とあれば發賣を止めませうとて、殘本を悉く池田家へ持込み相當の實費を貰ひ受けて絶版にしたのである、それで當時（同年六月下旬）愛善社は諸新聞に左の廣告を出した

○先般芳譚雜誌により岡山紀聞筆の命毛と題する冊子を編し誤て故池田治政公（舊備前侯）の榮譽を毀損せし段恐

したが、是亦賣行が好かつたので、彼處より出來た

此岡山紀聞が俗間に流布した

騒動物が歡迎される事に或

々蕃がどうしたの、翻

人などいふ時代物、

お家騒動式の

七月十日、

徑略

縮に不堪右は不東の事柄に付全く取消し該冊子は絶版し  
向後決して發賣致さず付ては該書未販賣の分は至急取  
りぬ宅へ御送致有之度此段併せて賣捌所諸君に廣告す

右出版人

栗田 松三郎

ところが、右の内情を傳聞した悪出版屋、これはよい儲け口なりとて、當時の出版條例で版權の無いのを奇貨とし、此本を複製して賣り出すやうに見せかけ、一方局外者らしい者より池田家へ通じさせて買収を勧誘した、池田家では折角愛善社の方を止めさせたのに、他で翻刻されては何の効も無くなるので、是亦其製本を相當の價格で引取つた、これは確かに脅喝取財としての悪事である、又池田家では無根讒誣の小説ではなく實録に近いものであるから、死者誹毀の告訴を起す事も出来なかつたらしい

さて右の廣告が諸新聞に出たので、岡山紀聞の名を多くの人々が知ると共に、池田家が迷惑がつた其本を見たい氣になり、岡山紀聞を望む者が絶えないので、竹亭綠水といふデモ文士が『筆の岡山奇聞』といふのを編述して「虚から出た實」ではなく「實から出た虚」として池田家の事ではなく、東北の大名最上越後守勝冬、其臣岡山三郎兵衛といふ出鱈目の名に變作して、同じやうな筋の小説を單行本にして出



一  
七月阿  
吉娘てうナ  
ニアラサレハダ  
ニ不得止、岩龜樓佐  
ヲ長山ト改メ、同樓ノ鑑  
フ、鑑札料月々金一兩二分  
濫觸トス、爾來皆此例ニヨル（耶）  
結風ハ藝妓ニ類似ス、一見シテ外妾ナ

## 勝安房肖像



明治維新の元勳として著名であつた勝安房（海舟）は同三十二年一月十九日に七十七歳で歿した、其際安房の閨歴を掲出した新聞紙上に、肖像として左の如き猥々の木乃伊めいた御面相を出した

明治三十二年は、今から二十六年前であるが、當時斯様な肖像を掲出して得意顔した新聞屋があり又これを怪體なものと見ない讀者のあつた事は、轉た今昔の感に堪えずかネー

## ●碑文に裁判言渡書

これも無類の奇聞であらう、明治十七年一月十日發行の『東京繪入新聞』に左の如く出て居る  
碑を建てることの流行は近來一般の事なるが訴訟裁判の言渡書を刻して建たるは一の新聞なるべし其地は備後國御調郡向島西村といふ所に長福寺といふ曹洞宗の一寺あり檀家三百餘戸のうち七百餘戸は半田氏なるが去十年中半田氏の者相謀りて其先祖太郎右衛門の墓を改造し碑を建たるが其文中に自力建寺號長福寺といふ文字より争論起りて他姓の者は此寺にて此文通りに名細帳へ記載する事を拒みしより半田氏の者は他姓の者をおきて先住持を對手とりて廣島裁判所へ訴へ出たるが半田氏一統の証據物は十年建設の碑のみにて餘はいひ傳へのみなりしにや証據不充分に遂に敗訴となりしかば他姓の者はまた半田氏へかゝり自力云々の文を削られよと掛合しが一同聞入れぬより憤然となりさらば彼碑を壓倒するやうにと前の裁判に半田一統が敗訴となりし言渡書を碑文として同寺中に建しを半田方では大いに怒りて石碑取除きの訴へを起せしに又々敗訴となりしが此裁判に服せず再び訴訟を起さむとして其支度中なりとか



## ● 醉月樓の花井お梅

新橋藝妓「秀吉」こと花井ムメ、後に日本橋區濱町で醉月樓といふ待合を開いたが、我儘育ちで實父との折合が悪くて家出し、數日各所を彷徨して途方にくれた末、斯かる成行きに至るも、畢竟は前藝妓時代の箱屋峰吉が、今の醉月樓に雇人として住み込み、あはよくば財産を横領せんとの野心を持ち、そこで離間策として父に彼是とたきつける、これが原因で親子の間が和合しないのである、イツッ峰吉を無きものにせんと謀り、明治二十年六月九日の夜、峰吉こと八杉峰三郎を大川端に呼出し、出及庖丁で斬り殺した、これが「お梅の箱屋殺し」として當時市人に喧傳された一件である

お梅は同年十一月二十日前後、東京重罪裁判所の公判に附せられたが、謀殺罪として死刑のところ、情狀酌量で一等を減せられて無期徒刑の宣告を受けた、左の寫真版は其お梅が監獄から公判廷に引き出されて行く所である  
當時斯様な繪草紙は幾版も出来、女が出及庖丁を振り上げて居る繪を見れば、子供までが「これはお梅だ」と合點するほどであつた、翌二十一年の四月には、河竹默阿彌の作、

「月梅薰籠夜」といふ題で演劇にしくまれ、尾上菊五郎、中村福助、坂東家橋等が中村座での興業は大當りであつた、此外壯士俳優劇にも演ぜられ、それがいつも大入りなので凡そ十五六年間は各劇場でお梅の箱屋殺しが絶えなかつた當の本人は監獄で時々ヒステリーを起してアパレた事もあつたと云ふが、十五年以上経過したので、明治三十六年四月十七日特赦で出獄した、其出獄後のお梅が汁粉屋を開業したので、初めの頃は殺人女の顔を見んどの來客も多かつたが、それも一時で終に廢業し、其後は女俳優になつたり寄席のハナシ家になつたりして、自己の經歷を高座で演じたが、アマリ好評も受けず、反つて其イヤ味に呆れる者も多かつたと聞く、斯くて大正五年の頃、梅千の五十四歳を一期として肺病で死んだ

## ● 本職内職の影繪

左の裏面に刷出してある「本職内職二様の影坊子」と題する繪は、明治十九年十月十六日發行の「團々珍聞」に載つて居た彩色繪である、語呂合せの駄洒落式で、意匠は奇抜とするに足りないが、當時狂畫師としての第一人者であつた小林清親筆の飄逸には捨て難い所がある

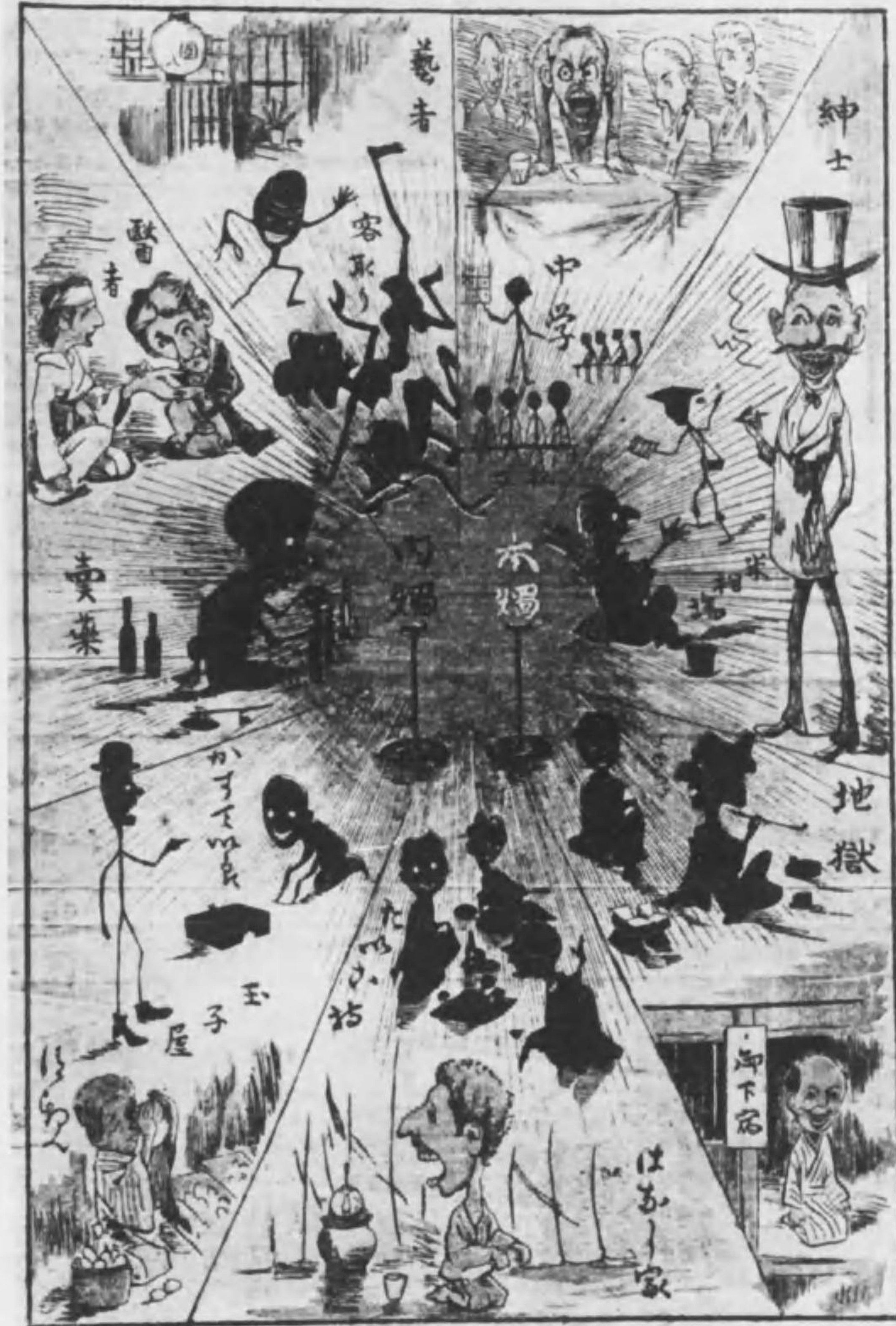
梅井花者犯人殺



同一の紙草繪續枚三



# 木燭の内の燭二様の影坊子



明治十九年の團々珍聞

## 泥坊が編纂した法制書

附 小説家の窃盗犯

明治十年十一月十五日、東京裁判所で扱った事に奇な一件がある、下谷徒町二丁目六十番地寄留の廣島縣士族藤井惟勉に對して左の如き判決があつた

其方儀法政局御用掛中管守スル所ノ裁決録其他ノ書籍ヲ窃ニ盗取其内ヨリ拔萃シ日本刑法類纂並明治職原抄大全ヲ編輯出版シ又ハ同局ヨリ備用ノ寫真等ヲ毀テ扁額ニ挿入シ自己ノ觀ニ供フ等前書窃取及棄毀スル罪併シテ八圓餘右料ノ内監守盜條ニ依リ懲役八十日ノ處犯時明治十年第七十六號布告以前ニ在ルヲ以テ士族ニ付除族申付ル窃盜犯の役人が法律制度の書を編纂して出版したといふ事が珍である、泥坊が拵へた右の二書を見たいと思つて居るが、マダ手に入らない

これを見て思ひ出した一珍聞がある、明治二十年頃、堀何某といふ小説家があつた、本名は忘れたが、雅號は欄山人と云つたか、紫山人と云つたか、そんな名の者が、窃盜で拘引された時、諸新聞紙上に「小説家の窃盜罪」と題して其事實を報道されたので一時評判になつた、其時堀何某の友

人たる小説家は勿論、一般の小説家連中までが、仲間の不名譽として面目を失つたが、其中の一人はこれを

「堀が窃盜犯でやられたので、彼是と言囉すが、小説家が泥坊に成つたのではない、アレハ平常から手癖の悪い奴であつたのだから、泥坊が小説を書いて居たのだと云へばよいのである」

と辯解したとの笑話も傳はつたが、此辯解法に據れば、前記の藤井惟勉は、役人が窃盜に變じ著述家に變じたのではなく、泥坊が役人に成り著述家に成つたのであらう

## 天子様の鱗

明治天皇が十三年六月中旬、山梨縣甲府へ行幸のあつた時、篋子の住民某は御通叢を拜觀せんとて甲府へ出かけ、同地一等の呉服店へ、縦八寸横五寸の錦の袋を注文し、表は西陣織の錦、裏は緋の精好織を附けたものであつた、それが出来上つた後、此袋を何に使ふかと問へば「天子様の御通りになつたあとへは鱗が落ちるといふ事を聞いたから、それを拾つて此袋へ入れ家の寶物にするつもりです」と答へたさうである、これは龍顏、龍體なごいふ敬語を誤解せし愚民の臆説に因つた笑話である事が知れたと云ふ



## ● 舶來事物賛否者の矛盾

明治九年の出版、平山果と宮内貫一との共編『日本開化詩』といふのは、全篇の詩悉く西洋舶來の事物を賞賛したものであるが、其中に「西洋紙」と題する七言の絶句が四首ある。精白滑然柔似皮 洋毫石筆共相宜 自知洋紙勝和紙 表裏併書兩個奇

斯く兩面を使へるから洋紙は和紙に勝つて居ると説き、次には價が廉で美しいとか、和紙唐紙はこれが爲めに疎んせられるとか評して、西洋紙を褒めてあるが、其詩を載せてある『日本開化詩』二冊は木版彫刻で日本判紙に摺つた半截二つ折の小本である。

當時西洋紙の舶來もあり、和製品も既に出來た時であるから、西洋紙に印刷する事も出來たのであるに、斯く和紙本にしたのは、筆に西洋崇拜を鼓吹しながらも、ヤハリ古來の因習を脱し得なかつたのであらう。

次は「ランブ亡國論」を唱へた佐田介石が、明治十四年十二月より同十五年八月までに四十冊發行した『栽培經濟問答新誌』といふのは、誤れる經濟思想で西洋舶來の物品を排斥した記述を全篇に填めて居るものであるが、其雜誌は四

號活字で日本判紙に印刷したものであつた、それで徳島の某より、介石に對して左の質疑書を送つた

「新誌を見るに活版の様に見へる、然るに介石師が平日の持論は、蒸氣船が出來て宿々が困る、綿繰る器械ができて雇はれ人が困る、活版ができて板木屋と摺師が困ると云ふではないか、而して此新誌を活版すりには尻口が合はぬではないか」

とやりこめられて、介石は苦しい答辯をした

「夫れ人は經道一邊を知つて、變道を知らざれば事の活用を失ふ……危急を救ふは是れ變法ではないか、今日斯る國の急なる危きを救ふに、版下を書かせ又其版下の校合に手数をかけ、それから版木屋に廻し、其彫りの誤りを正し、それから摺にかけ、又綴にかけ、六七度の手数をかけたならば、一月に二三回の新誌の摺出しも出來ぬであらう、そこで止むを得ず、楔を以て楔を抜くの術を用ふ……これ權道にして經道には非ず」云々

何と辯解しても矛盾を免れない、活版を便利なものと思ふのならば、其存在を否むのは間違ひである、何しろランブが國を亡ぼすどころか、瓦斯燈や電燈の爲めにランブが亡ぼされたではないか、時勢を知らぬ鎖國主義の愚物介石

## ● 暴動に懲役人

農民の暴動に懲役人を使つた奇聞が二件ある、其一つは、伊勢の農民が獄中の懲役人を引き出して加勢せしめた事で『明治小史』といふ大蘇芳年筆の繪草紙には其記事があり、其圖中に下の如き懲役人の姿を描いてある

「明治九年十二月、伊勢國安濃郡雲津驛在六ヶ村の頑民および太神宮廢職の神官、宇宮雀と唱ふる社人共、地租改正の不服を名として屯集しければ、舊津藩の士族中にも一味する者ありて、電信局學校屯署及び懲役場を焼拂ひ、區戸長豪商の家々を打毀しけるにぞ、遠近の貧民又は懲役人等、我もくと馳せ加はり、凡そ一萬四五千人は兇器を携へ竹槍を持ち晝夜松明を燈し、上野驛より白子神戸四日市桑名をあらし、銀行を始め西洋造の家々を破却し、各所に火を放ちけるよし注進ありければ、愛知縣の鎮臺兵出張あり、兵威を示して鎮撫せられしとぞ」

次は同じ九年の十二月初旬、常陸國眞壁郡の農民が、是も同じ地租増徴問題に不平を起して、茨城縣廳に迫つた時の事である、此方は農民が懲役人を使つたのではなく、縣の權令(知事)が懲役人を獄中から引出して、農民の暴動鎮定に

使つたのである、懲役人に刀劍を持たせて農民を滅多斬りにさせたのであつた、此懲役人の働きと、士族連の抜刀隊とで幸ひ暴動は鎮定したが、懲役人をソナナ事に使つたのは不法行爲であるとの問題が起つて、終に同縣權令中山信安は翌十年一月位記被奪の上懲戒的の免職につた



懲役人

此時これ幸ひと逃走した懲役人が二十一名あつたと云ふ、又大に働いた懲役人は、いづれ御褒美として減刑か賜金かあるに違ひないと思つて居たが、指揮官たる權令が其ため免職になつたので、一同は働き損であつた



### ●金精神崇拜の是非論

明治の新政府は、古來各地に行はれて居た生殖器崇拜を野蠻の遺習として禁止し、早速其淫像を取毀つべき旨の布告を發したが、多年の因習は容易に除去し得られず、明治十年頃までは公然存在して居たのも多く、今尙隱然の崇拜が行はれて居る所もある。

此生殖器取毀ちの令につき可否の論争が、明治六年七月の『東京日々新聞』に續載された、先づ同年七月十四日發行の同紙第四百二十三號に

岩代國伊須美神社權宮司安濃恒生建言ノ略ニ云前ノ御布告ニ金勢大明神ト號シ木石ヲ以テ陰莖ノ形ヲ造リ路傍ニ立置ナド野蠻ノ風習可愧ノ至リ早々取毀テ可申云々抑々金勢ヲ祭ル無謂事ニ侍ラス吾上古ノ神真コレヲ祀ニ牡牝ノ石體ヲ以テス其象形ノ具足セルニ則リ又眞情ノ鳩集スルニ法ルニ各々摩羅ノ意義ヲ存ス六合ヲ網羅シテ清淨先潔最勝極尊タリ萬品ヲ造化シテ至妙玄深幽神難則ナリ天極ニ位シテ旋動ノ樞軸タリ無始ニ起リテ無終ノ神靈タリ無ニ在レトモ恢々ニシテ疎ナラス有物ヲ成セトモ生々ニシテ止ラス中宮ニ處シテ八市ヲ制シ渾クワンニシテ純

一ノ神德無量不可思議也恐モ恒生毎日天神地祇トコノ靈體ヲ拜シ 皇統無窮宇宙平安ナラシメ賜ヘト祈念怠ラサル所コレヲ野蠻ノ風習トセンヤ中古以來毎戶蕃神ヲ安置シ浮屠ヲ信シ淫祠ヲ崇ルナトコレゾ野蠻ノ風習尤モ可愧ナリ但シ木石ヲ以テ陰莖ノ形ヲ造リ村里路傍ニ立置ナトハ更ニ除キモスヘシト雖モ古來神社ノ御靈代ト齋ヒタル亦ハ天然自然ニ生レタル神物 皇國中處々ニ多ク且ツ神棚等ニ祭り來ル如何ゾ容易ニ除キ毀ツ事ヲセン大方ハ能ク其所好ニ僻シテ自然本筋ノ大道ニ背ク事ヲ知ラサルモノナレハ深ク遠ク思慮ヲ及ホシテ其除クヘキヲ速カニ除カマホシク候云々

これに對し、同月二十二日の紙上に、無名で左の駁撃文を掲出した

第四百三號ニ岩代國伊須美神社權宮司安濃恒生ナル者曾テ所禁ノ金勢大明神ヲ論シテ上古眞神之ヲ祀ルニ牝牡ノ石體云々アリ之ノ字何ヲ指ヤ夫レ天地ノ間眞神ハ一ノ眞神何ソ自ラ祀ルコトヲセン若シ神ヲ祀ルニ陰具ヲ以テストセハ是神ヲ瀆ス也又神德無量云々木石ノ醜形何ソ德ノ有アラン果シテ其効アラハ是邪神狐狸ノ所爲ノミ又怪ニ足ラス且之ヲ拜シテ皇統無窮宇宙平安ヲ祈ル等實ニ

可笑ノ甚タシキナリ請フコレニ替ルニ今ヨリ毎日ノ舊例ヲ改メ更ニ夫妻互ニ陰具ヲ出シ之ヲ拜シテ子孫ノ繁殖ヲ禱ルヘシ猶金勢ノ如キ淫祠ヲ崇フニ稍勝ルヘシ書意尙論スヘキアレトモ偶々窓風午眠ヲ促ス贅言ニ心ヲ勞センヨリハ寧ロ南柯一夢ノ愉快ニ如カシト其大概ヲ舉ルノミ其後同年八月十三日の紙上に、左の辯護文が出た

第四百三十號ニ前ニ安濃先生金勢ノ建言ニ何モノカ之ヲ難シタル條アリ安濃先生ハ篤學名文ノ士ナレハ極メテ面白キ筆戰アリナント待樂ミシニ先生赴任ノ際素ヨリ筆戰舌争ノ臆測論ハ好レサルナリ嗚呼論者何モノナルヤ神典ニ上件五柱神別天神トアルヲモ窺ヒ得サル憐ムヘシ神州ニ生レ吾國典ヲ拜讀スル能ハス却テ徒ラニ唇ヲ動シ天地間眞神ハ一而已ト能ク其一ヲモ窺ヒ得タリヤ實ニ可笑ノ甚シキナリ尙云牝牡ノ靈體ヲ陰具ノ醜形ト凡ソ天地間山岳河海草木動物ニ至ルコノ形ヲ具セサルナシ思惟スルニ斯ル論議ヲ發ルニ公然ト其名ヲモ出ササル論者ノ陰具下疳カ痔疾若クハ其鼻柱モ全タカラサラン必セリ吾神典ノ妙機イカテ窓風午眠ヲ促シ南柯一夢ヲ樂ム輩ノ窺ヒ知ル所ニアラス今安濃先生ニ代テ然ルオコノモノ、夢ヲ驚カサントスルモノ也

松浦從四位

因ニ云安濃先生今度長慶天皇御陵墓ノ事言上ノ爲メ出府セラル昔ハ顯宗天皇御父市邊皇子ノ御陵ヲ求メ賜ヘル時近江ナル置目老女カ知レリシ事ヲ賞シテ宮内ニ召入レテ愛シ賜ヒ尙其家族某ヲシテ御陵守トナサレタル事古典ニ見ユ先生年頃出羽國風土記編集ノ爲メ奥羽中歷遊ノ折カラ計ス長慶天皇ノ御陵墓並ニ御履歷ヲ詳カニシテ記シ奉レリ歷代ノ欠典ヲ補ヒ奉ルノ功定ニ贊賞ニ堪ヘタリ仄ニ聞ク先生皇國固有ノ教典ヲ撰セラルヘキ内旨ヲ被ラレタリトカ實ニ然ランニハコノ人ニ依テ往々興ル事アラントス謹テ云

右の辯護者「松浦從四位」といふのは、肥前平戸の舊藩主であつた松浦詮であらう、華族でありながら平民的の性格で後に好古會長などに推された淡泊の人であつた

さて右の辯護論に對し、曩に匿名であつた投書者が「第二大區久保町寄留三好貫一」と署名して、眞神は一なりと云つたのは天御中至尊である、造物者、阿彌陀、ゴット、デユースと呼ぶに同じ、此眞神に陰具あらんや、古事記日本記は荒唐無稽の書なり、信するに足りない、又山海動植物は陰具あるものにあらず云々と論じて反駁したが、その後は新聞に缺號があつて如何なつたか不明



## 反時勢の戯作物攻撃

明治八年二月二十五日發行の『朝野新聞』第四百五十九號に左の如き投書が載つて居る、其論旨の可否は兎に角、應賀を痛撃した所がおもしろい

維新以降我帝國ノ學風遽然豹變シ文章和漢ヲ混淆スルモ固ヨリ洋說ニ根據シ彼ノ小學訓誨ノ如キモ專ラ贅語ヲ廢棄シ簡便樞要ヲ旨趣トスルヲ以テ革面ノ標準トセリ故ニ從來兒女子ノ玩物タル小説稗史モ漸々掃蕩シ近頃坊間市店ニ合卷草紙物語ノ新刷ヲ看ズ之レガ爲メ一時都下ニ有名ナリシ戲作者輩モ斷然兎園ヲ辭シ艷筆ヲ捨テ目今益友ニ親昵シ只管大家ノ机下ニ屬シ苟モ世理ノ一端ヲ修メントスルヨリ二世爲永春水本名染崎延房梅亭金鶴本名瓜生政和俱ニ現今實録ニ從事シ以テ操觚ノ体裁ヲ變ズ就中山々亭有人本名條野傳平ナル者ハ東京日々新聞ノ社員ニ列シ假名書魯文ハ横濱新聞局ノ副編者タリ斯ク各其面目ヲ一新スル中ニ獨リ依然舊株ヲ固守シ今ニ兎園草林ニ戲筆ヲ揮テ以テ糊口スル者ハ万幸應賀ナリ渠カ説話ノ如キ固ヨリ齒牙ノ間ニ置クニ足ラスト雖モ近來小説社ト唱フル俗書房ノ刊行スル者悉皆應賀ノ著述ナリ其説ク所諸諛滑稽人ノ願ヲ解クコト其本分ナルモ

## 服部應賀の不孝息子

本書第一篇に記述した明治初年の戯作者萬亭服部應賀に親不孝の蕩樂息子があつたと見え、同十三年九月二十六日發行の『讀賣新聞』第七百八號に左の如く掲出されて居る

○下谷西町の服部應賀の悻忠長は親不孝では近所に鳴り響いた者にて兩親を責めせびつては金を取り湯屋の二階や楊弓場へ注ぎ込み居しが二三日あとの夜も母おひさばかり居る處へ脚へ楊枝で楯柿の様な匂ひをさせながら返つて来てオイ母親少し入用が有るから十圓ばかり貸して呉んな無ければ品物で宜いと云ひながら筆筒へ手をかけるゆゑ左様はさせぬと止ると此死損ひめマゴ／＼するど打殺すぞと臺所から出及庖丁を取り出して切つてかゝる勢ひに母は恐れて表へ逃げ出し直に巡査へ訴へたので忽ち忠長は其筋へ拘引になりましたが現在の母を殺そう杯とはよも人間の心では有るまい

此不孝息子の處分如何は未詳であるが、應賀は明治二十三年八月に七十二歳の高齡で死したのであるから、右の十三年には六十二歳である、此不孝息子のためには、戯作式の洒落どころでなく、老の涙を絞つた事であらう

其著スル所動モスレバ世理ニ反シ或ハ淫齒剃眉ノ容姿ニ左祖シ或ハ散髪ヲ賤シ或ハ佩刀ヲ主張シ或ハ洋裝ヲ輕侮シ古ヲ慕ヒ今ヲ嘲リ無法無的其言ヲ所儒經ニモ因ラズ又神道ニモ關セズ元來釋迦八相記ヲ抄録シ少シク其浮説ヲ耳底ニ入レ之ヲ以テ本據トスルノミ該書偶々兒子ノ目ニ觸レ耳ニ入ル時ハ大ヒニ教化ノ妨害ヲ爲セリ故ニ余ハ之ヲ無用有害ノ書ト看做セリ江湖ノ父兄宜シク思惟シテ應賀ノ著書ヲ兒童ニ授クル勿レト貴社ニ托シテ大方ニ忠告スル者ハ倭文吾

## 政體變換の浮説

明治八年十月十日發行の『讀賣新聞』第二百十九號に、左の一記事があつた、ヘンな珍事である

京都府士族の山科生幹と小林祐勝の二人は諸大臣方や福澤先生は共和政治に變へたい企である杯と偽り華族方をだし大臣方をしくじらせる事を目論見ましたが顯はれて山科は發起ゆる贖罪金五圓二十五錢小林は二圓五十錢申し付けられました

文が簡短で要領を得ないが、コンナ虚説で大臣方をしくじらせる事が出来得ると考へた者のあつた事は、何等かの根據が無くてはならない筈だが、それは不明である

## 道程測量の人力車

明治六年三月發行 東京新報 第五號

○某氏道程測量ノ機關ヲ仕組ミタル人力車ヲ製造シ近日工部省へ出シ試験ヲセハントセリ略圖左ノ如シ



此時これを工部省が採用したか否かは未詳であるが、人才登用を看板にし、新説建白を奨励した當時であるから、コンナ新案物を提出して、御買上を望んだ者も多かつたのである



# 新聞雜誌 甲

初號(明治四年五月) 終刊(同七年十二月)

今は新聞雜誌といへば、日刊物月刊物の總稱であるが、これは固有名詞で、新聞たる社會の事實を雜誌して報道するものとの義である、當時の參議たる木戸孝允の出資、儒者長三洲(名は英)が主筆であつたと云ふ、紙上には「編輯刷行管長關篤輔」と署し、持主は青江秀といふ人であつた、明治四年五月に第一號を發行し、初めは毎月三回、次に毎週一回、後に隔日發行で、同七年十二月末の第三百五十七號を終刊とし從來半紙印刷の冊子であつたのを、翌八年一月より日刊の『あけぼの』と改題して洋紙の一枚物とし、後に持主の變更があつて『東京曙新聞』と改題し、後に官權黨新聞として一時世間に知られ、十五年三月又々『東洋新報』と改題し、翌十六年の春廢刊したのである

た、其二ヶ月後大震災があつたので、予は吉野先生に「アノ新聞雜誌全部は私が拜借して上野の宅へ持ち歸つたから無事でありましたが、若し研究室へ置いてあれば全滅して今は灰も残らぬ筈です、法律上の權利如何は兎に角、私が拜借したので助かつた品物ですから、當分返上は致しませぬ、アナタは焼けたものと諦めてお置きなさい、私が不用になつた時、返上します」と高壓的に談じた、吉野先生は笑ひながら「それでよろしい」この答へであつたので、足かけ三年の今も尙予の書齋に置いてあるが、自己に所有權の無いものを、いつまでも留め置くのは氣になるから、近日返戻するツモリである、其時吉野先生は「買ひ物」のやうに喜ばれるであらう、因みにいふ、予が珍藏して居た明治五六年の『東京日々新聞』や明治十五年の『時事新報』第一號など、震災前に吉野先生へ贈呈したが、同研究室で焼けてしまつたさて早晚返さねばならぬ『新聞雜誌』であるから、有用の記事は皆書き抜いてあるが、其外に面白い事、可笑しい事が少くない、再び借覽するのは面倒であり、アツカマシイ事であるから、本書の材料として、其珍異な記事を茲に抜載する事にした (字間の句點は編者が加へたもの)

## ▲頭髮のさまじく (明治四年五月—第二號)

○近日里俗ノ歌ニ、半髮頭ヲタ、イテ見レバ因循姑息ノ音ガスル、惣髮頭ヲタ、イテ見レバ王政復古ノ音ガスル、ジヤンギリ頭ヲタ、イテ見レバ文明開化ノ音ガスル、ト因テ當時邦人ノ頭ノカタチヲ數フルニ總テハツアリ

半髮 小鬘アルモノ、小鬘ヲソルモノ  
惣髮 鬘ヲ結フモノ、鬘ヲ結ハズ後ニ下ゲルモノ  
ジヤンギリ 毬栗ニテ髮短キ者、撫付ケニテ髮長キ者  
冠下 坊主頭

▲電報の速いに驚く (同年十一月—第廿一號)  
○此頃長崎ヨリ英吉利龍動マデ傳信機ニテ製茶ノ相場引合セシニ、我里數六千餘里ノ遠キヲ、纔カ一晝夜半ニテ其返答相達シ、茶價四割程モ下落シ、買入ル人モ大ニ減少セル由ナリ

## ▲上下の開化 (明治五年正月—第廿六號)

○我朝ニテハ、中古以來肉食ヲ禁セラレシニ、恐多クモ天皇、無謂儀ニ思召サレ、自今肉食ヲ遊バサル、旨、宮内ニテ御定メコレアリタリト云  
○名優尾上菊五郎、伎藝ニ達セルコト言ヲ待タズ、近頃又大ニ奮起シ、常住坐臥洋服ヲ着シ、語學ヲモ稽古ナセル由

俳優中ニ斯卡ル文明篤志ノ者ヲ出セルハ畏ルベキコトナラズヤ

## ▲榎本武揚の獄中手細工 (同上—第廿七號)

○正月七日、榎本釜次郎、大鳥圭介、松平太郎、永井玄蕃澤太郎左衛門、新井郁之助、其他九人ノ者、禁獄御免ニ相成リタリ、尤モ榎本一人ハ親類預ケ被仰付タル由、孰レモ幽囚中、志操正シク殊ニ榎本ハ層紙燃紙ノ類ヲ以テ蒸氣諸器械ノ雛形ヲ製シタリト云

## ▲東京府令の二三 (明治五年四月—第卅九號)

○四月上旬、東京府下へ左ノ通り嚴禁ノ令アリタリ  
一 裸體又ハ袒裼ニテ往來致シ候儀ハ勿論見世先其外總シテ往還見通シノ席ハ同様不相成候事  
一 男女入込洗湯不相成候事  
一 但シ湯屋二階並ニ入口等ハ葎葎暖簾ノ類下ケ置往來ヨリ見通シ不相成候可致候事  
一 春晝ハ勿論都テ張ケ間鋪錦繪ノ類賣買不相成候事  
一 俗ニエンギト唱ヘ陰莖ノ形ヲ模造シ賣買候儀ハ勿論假令小兒ノ玩物タリトモ右様ノ品取扱候儀不相成候事  
一 右ハ孰モ風俗ヲ紊リ候而已ナラズ如斯弊風有之候テハ第一御体裁ニモ關係致シ實ニ不相濟事ニ候云々



## 切支丹魔法の電信

(明治五年四月—第四十一號)

○東京ヨリ長崎迄ノ電信線ハ内外公私兩便ノ爲メ御施設ニ相成、海外ノ線へ接続スベキ重大ノ事業ニ付、昨未十月厚キ御布告ノ旨モ有之候處、間々心得違、本杭腕木笠木等ヲ毀損シ、或ハ陶器械へ礫ヲ打付ケ又ハ線上へ雜物ヲ投掛ケ夫レガ爲メ機線不通ノ害ヲ起シ候儀モ有之哉ニ相聞へ、以テノ外ノ事ニ候、右取締向ハ地方官ノ主任ニ候條、御趣意ヲ奉戴シ、沿道各管内ニ於テ障礙無之様嚴重ニ守線ノ方法相立、早々工務省へ可申出旨四月初旬御布令アリタリ

○西國ヨリノ來報ニ、今般御取設ケノ電信線ニ付、安藝長門邊ニテ種々ノ邪説ヲ生ジ、機線ヲ以テ音信用便ヲ達スルハ、是ゾ所謂切支丹ニ相違ナシト、且機線ニハ女子未嫁者ノ生血ヲ塗リ用ユル由、則チ軒口ニ記セル戸數番號ノ順次ヲ以テ處女ヲ召捕ラルベシナド暴説風傳シ、或ハ處女ニシテ俄カニ齒ヲ染メ眉ヲオロス者アリ、又ハ電信本杭機線等ヲ毀損スル徒アリテ、人心兢々コレガ爲メ頑民煽動ノ勢ヲナシ、實ニ淺間シキ次第ナリ、抑モ電信ノ妙用ハ追々官論モコレアリ、便宜ノタメ御取建ニ相成リシコトニテ、從

來田舎ニテ至急ノ用便ニハ許多ノ貨錢ヲ出シ脚夫ヲ雇ヒ、時日ヲ費セシニ、電信ナレバ數百里外ノ事モ立トコロニ辨達スル事ヲ得ベシ、斯カル便宜ノ設ケナレバ、各厚ク心得疑念ヲ起スベカラズ云々

## 穢多の宅にて酒宴

(明治五年五月—第四十六號)

○濱田縣石見國鹿足郡柳村ニテ、穢多非人ノ稱廢止ノ儀ニ付、人心紛擾ノ勢ヒ有リシヲ、里正岩本儀一郎、早ク之ヲ察シ、親ヲ酒肴ヲ齎ラシテ穢多ノ家ニ至リ、ナホ村方役人ヲ始メ近隣ノ者ヲモ招キ寄セシニ、初メハ難スル者モ有リケレド、里正ノ命默止難シトテ其意ニ從ヒ、皆々集ヒ祝筵ヲ催シ、俱ニ天恩ノ辱ケナキヲ感佩シ、歡ヲ盡シテ去リタリト、縣廳ニ於テモ厚ク嘉賞セラレシト云

## 差耻上の轉地

(同年六月—第六十號)

○先般大坂府ニ於テ、賣色婦陰門検査ノ法ヲ設ケラレシ處弦妓共ソノ苦情ニタヘズ、夫々身ノ仕舞ヲツケ、多分、西京へ上レリトゾ、依テ萬客モ又十二八九ハ西京ニ遊ベル由當節西京ノ繁昌ナルコト前日ノ比ニアラズト、西京ヨリ來リシ或人語レリ

## 盲人の擊劍

(明治五年七月—第五十五號)

○頃日府下兩國回向院境内ニ於テ、盲人ヲシテ角力或ハ擊劍ヲナサシメ、衆人ノ縱觀ニ供ス、其擊劍ノ時ニ當リ、先ヅ太鼓ヲ鳴ラシ柝木ヲ打チ相圖ヲナセバ、盲人十餘名各々頭ニ炮器ヲ戴キ土俵ノ上ニ整列シ、指揮者號令ヲナスニ從ヒ、忽チ左右前後、無二無三ニ入り亂レ、空ヲ攪ンデ足ヲ引カル、アリ、虚ヲ覘ツテ頭ヲ拂ハル、アリ、或ハ打チ或ハ打タレ、倒天地首、其形狀言語ニ絶セリ、コレ所謂世ノ盲人滅法界ナル者乎

## 羽後の生殖器神崇拜

(明治六年一月—第七十一號)

○或人ノ來話ニ、羽後國內村々ノ入口ニ風神ト號シ、大ナル彘人形ヲ造リ出セリ、其人形ハ必ズ大男根怒立ノ姿ヲナス、尤モ笑フベシ、又路傍ニ大ナル石男根ヲ立テ置キ崇敬ヲ盡セリ、先頃縣廳ヨリ野蠻ノ風習可愧事ニ付、至急取毀ツベキ様布達モアリシニ、兎角命ヲ奉セズ、動モスレバ男根ハ崇敬スベキモノニテ野蠻ノ風ニアラズ、日本ノ古代ヨリ尊ブベキモノナドト應ニ建言セル者アリシ由、定メテ平田流ノ和學者ナランカ云々

## 風穴圍ひの蠶種

(明治六年四月—第九十一號)

○筑摩縣管内信濃國安曇郡稻核村農前田喜三郎持山ノ麓ニ竪一丈二尺横九尺深六尺程ノ窟アリ、常ニ冷風生ジ、盛夏ノ時ニ當リテ窟中ニ臨メバ、恰モ清秋ノ思ヒヲナス、土人炎熱中食物ノ腐敗ヲ防ガントメ其窟中エ種々ノ物ヲ圍ヒ置キ、又近來蠶卵紙ヲ圍ヒ、出卵ノ期ヲ延バシ、桑葉繁茂ノ時ニ當リ養蠶スル事ヲ發明セリ、因テ風穴種ト唱へ、頗ル養蠶ノ便ヲ得タリ、然ルニ其蠶種季節後レテ水乾キ惡ク、夏蠶種ニ紛敷ヨリ、奸商共其機ニ乗ジ、夏蠶種ヲ右ノ風穴春蠶種ト偽稱シ、大ニ世人ヲ眩惑シ、後害ヲ醸成セン事ヲ憂ヒ、同縣ヨリ風穴種ハ原紙エ製造不相成、夏蠶種同様薄紙相用、海外輸出等禁止ノ旨管内ニ嚴重布達セリト云

## 英國の大西新聞

(同年同月—第九十四號)

○此頃英國倫敦ニ於テ、大西新聞ト名付ケタル各國ノ新聞ヲ日本文ニ綴リ、畫圖ヲ入レタル新聞紙ヲ印行セリ、想フニ、日本人英人ト謀リ、我日本人民ノ開化ヲ助ケ知見ヲ弘メ、坐ナガラ全世界ヲ周遊セルガ如クナラシメントノ厚意ナルベシ、毎出版定價英金一「シユルリング」云々



## ●本書第二篇の誤脱

活字の誤植、原稿の書き違ひ等の甚だしかつた個所をこゝに略記します

▲第一篇十八頁 「明治六年六月の定期發行物」とあるのは明治初年から同月迄に發行したものを擧げたので、既に廢刊したのもあるのですから、六月の下に「迄」を加へねばならなかつたのです

▲同二十八頁 人造富士山の所在地を「潰れた跡へ大震災の時まであつた十二階が出来たのである」としたのは誤である、十二階のあつた所よりも奥の方だとの通告が奴慾内子から來しましたが、其通告書を紛失しました

▲同三十二頁 自宅禁錮の珍問題中、三島通庸を福島縣令としたのは誤です、此時はマダ福島縣令でなく酒田縣令であつた、そして福島よりの通信とあるのも酒田よりの誤、又酒田縣でなく鶴岡縣ともあります

▲同三十三頁 評論新聞を「明治九年七月發行の第九九號で廢刊した」と記しましたが、廢刊は廢刊ですけれども、俄作りの法令によつて同月十日其筋から發行禁止を命ぜられて廢刊したのであります

▲第二篇 二十三頁の初二行 「ブラッ、ク」の「日新眞事誌」は法制のために「自然廢刊せざるを得ないで廢刊」したのでなく、ブラッ、クは法制のために社を他の日本人に譲渡したのですが、勢力を失つて間もなく廢刊したのでです

▲同二十四頁 岸田俊子の素性につき浦和の無名子から「岸田俊子が浮いた結婚交渉などに應ぜず云々は嘘、朽木縣の自由黨員(後代議士)新井毫は永き間の情夫にて、當時誰知らぬ者はない、其後幾多の關係者があり、中島信行は其最後の者であつた」

▲同二十六頁 千阪光子の條、「北島治房」としたのは誤で「北島秀雄」の事であるらしいのです、千阪高雅翁の談に、北島治房の息子と云つたのを間違へて居たやうです、當時治房は六十幾歳で、妻子のあつた身です、これも浦和の無名子から「光子は北島治房の長子(當時判事補、後に判事)に嫁したる者で治房にあらず、間違ひなるべし、年齢大なる相違、媒妁は大隈重信」

治房の長男秀雄は、其後京都地方裁判所の判事勤務中、收賄罪で重禁錮二年か三年の刑に處せられて、大阪監獄に收容された事があるなど、性格の悪い奴であつた  
又北島治房を南朝の忠臣北島親房の後裔と記したのも誤で

あつた、治房自らは親房の後裔らしく房の字を名に入れて居たが、大和中宮寺の役人で、親房には縁のない家系である、一時奈良で煙管商を營んで居た事もあると或人から通告されました

▲同二十七頁 銅像に燕の巢、此書に記名はないが、現東京美術學校の教授長原孝太郎先生が、明治三十年頃、森鷗外の依頼で描いたものであると聞きました

▲同三十七頁 釋迦荷ひの條中、「中外商業新報」とあるのは「中外工業新報」の誤です、原稿にも「工」と書き、校正の時にも「工」とあつたのですが、いつの間にか「商」に變へられたのです、活版屋小僧のサカシラでせう

▲同三十八頁 獄中教師の佐竹慧昭、此「慧昭」の振假名に「けいせう」とあるは誤なり「るせう」と訂正あれど、是も浦和の無名子よりの通告です、坊主の名ですから吳音で呼ぶのが正當でありました

○  
明治奇聞第一篇は御多忙中の御著述なる故か、いつもの先生の御本よりも誤植が多い様です

四頁の上段四行目 「戊」は誤「戊」 戊辰  
六頁の下段七行目 「從」は誤「徒」 徒二年

十六頁の下段三行目 「一」は誤「」 「モツコ

二十三頁の上段四行目 「ブ」は誤「ブ」 スコブル

三十五頁の下段十七行目 「ヲ」は誤「ラ」 ナカツタラ

實は先生の御本は毎度校正が嚴格なる故、今度は編輯の目鷹の目で、これだけの誤植をさがし出したのであります(本郷無遠慮生)

○  
明治奇聞拜見編輯の御費心察し上ます、白木綿のタヲルを相當の紳士が襟巻にして得々たりし事や、大の男が毛絲編みの婦人帽を被つて歩いた頃の事が想ひ出されず、過渡時代の風俗史として傳ふべく御盡力を願上ます

第一篇十三頁帝國議會初期の名物男の圖にある芳野世經先生の結髪に中剃りをしてありますが、私のお目にかゝつた世經先生は總髮の結髪で居られにやうに記憶します、楊齋延一の誤想でせう云々 (本郷龍耳)

○  
此外にもマダ誤脱があるでせう、第一篇の十五頁退學生の氏名にも誤があるさうです、第二篇の十六頁初行「過渡期の奇裁判」が「過度期」になつて居るなど、二號の大字に誤植があるのは何故かと、自ら呆れもし疑ひもして居ます



## ●さてそのうち

▲講演旅行も中止 永々の病臥中、三月四日には醫家先哲追薦會に招かれ、千住小塚原回向院で「腑分けの必要」といふ題で二時間ほど一人講演、同三月二十日の夜は、下野文化會に招かれ、宇都宮女子師範學校の講堂で「明治政府言論壓迫史」といふ強請演題、栃木縣知事大塚維精子は、「歐米の文化と日本の文化」といふ演題、二人で四時間ほどやりました、それから大阪へ行き、同二十二日の夜、書林俱樂部の樓上で舊友連四十四名に對して「ロハ講演」をやりました、その後は倍々気分が悪いので、いづれへも斷つてゐましたが、五月十九日の夜、東京神田小川町の多加羅亭で開催した日本兒童學會の定會席上に招かれ、醫學博士竹内薫兵先生の強請演題「江戸時代の性教育」といふ法律なしの猛烈な講演をやりましたが、此外は全快するまで待つて下さいと云ふ事にしてゐますが、自分が直接に關係して居る『新舊時代』の明治文化研究會では、吉野作造先生の病氣が全快に近づいたのを機會として、来る○月○日の夜、本郷の佛教青年會館で、初回の講演會を公開する事になり、ワタシも出演しなければならぬので、「官尊民卑の思想史」

といふ題か「社會制裁力の緊張時代」といふ題で演ずるツモリであります

近いうちに全快すれば、夏期旅行として豫定の各所（その後申込まれた地方もあり）へ出かける筈です

▲明治の新聞雜誌 其後の病臥中にも平均毎日二三種の新聞雜誌を購入して居る、先日明治七八年の古新聞七百八枚を手に入れたのは、近來の獲物であつた

○吾妻新誌 一號より百十三冊 鳥取 野阪寛治殿

○醫事雜誌 一號より五冊（六年） 鎌倉 富士川游殿

○自由燈 百九十三枚（十七年） 東京 加藤咄堂殿

○國益雜誌外四種 十二冊 東京 石井研堂殿

茲に記して其喜びを表示します

此外、伊勢松坂町の前川凡痴殿より陶製の鈴二個、岩代の武田正義殿より梨一箱を病氣見舞としてお贈り下さいました、一面識もない御方からの御厚志は、一層感銘致します

▲『文明開化』の創刊 『川柳叢書』は購讀者が少なくて、マダ實費だけの収入もなく、生活的出版事業としてはヤリキレないので、暫く中止ですが、其代りとして昨今流行の明治文化研究叢書を發行する事にしました

# 明治奇聞

## 第四篇

### ●活歴史中の異事珍談

予は今春來の病臥中、古い新聞雜誌の披閱に没頭して居る、新聞雜誌は實に社會の活歴史である、昔の腐儒者が編述した歴史は、支配階級者の動靜と政權爭奪の修羅記のみ、シカモ虚偽と隱蔽が多くて、眞の歴史ではないが、明治初年の新聞雜誌を對照參觀すれば、上下官民の心事變化、社會百般の隆替盛衰、進歩の道程、文化の淵源等を察し得られる、斯様に興味あり利益ある古い新聞雜誌を、今日まで捨置いて精讀しなかつた事を遺憾として居るのである、それで隨讀隨記、異種分類の簿冊は机邊に山を成して居る

本書は奇聞を名とするものであるが、此活歴史中奇聞亦少しとせず、イザ一冊を編成せんと思ひ立つたのが此篇である、然しながら、此篇一冊で明治初期の新聞雜誌及び記者に關する奇聞を悉く編述し盡したものである、奇聞は無量數、其十中の一二にも足りないであらう、マダ見聞せざる事が少からずあり、既に蒐集せる材料で紙面に限定あるがため載せ得ない事も多い、予は尙これから此世を去るまでの間、古い新聞雜誌の披閱に離れないツモリである、餘命長くば、他の形式で更に奇聞を紹介する機會があらう



# 新政府と新聞雑誌

## 政治家根性の發露

明治五年三月發行の金澤『開化新聞』第九號に『新聞日讀會』と題して左の如く記してある

○中學校に於て一々の外毎日第九字より四字迄相立候新聞日讀會頃日諸方の新聞新書籍御取寄にて出頭人多く有之よし 案するに士民に不拘有志の者此所に付て知見を求めば花の一時に開くが如ならん

次に又同じ明治五年十月發行の甲府『峽中新聞』第三號に

○縣廳達書寫 (當時の山梨縣令は土肥實匡)  
新聞解話會取設ノ義ニ付別冊ノ通相達候條村々無漏可致廻達者也

壬申九月二十七日

山梨縣廳

各區 正副戸長

文明開化ノ今日ニ至リテ小民末々幼童婦女ニ至ルマテ一向ニ世間ノ事ヲ知ザルハ云甲斐無キ事ナリ其レヲ知ルハ新聞紙ニ若ク者ナシ抑新聞紙ハ海内ヲ始メ外國各地ノ情態マテモ精細記シ人々ノ善行惡事モ有ノ儘ニ載タレハ自ラ勸善懲惡ノ旨備ハリテ風ヲ移シ俗ヲ易ルノ捷徑ナリ又

つて全國各縣で行はれたのである、其前

○新聞雑誌(日新堂發行の新聞紙)

○日報社新聞(東京日日新聞をいふ)

○横濱毎日新聞

右三種内外の事蹟新聞を暢達し勉勵進歩の一端にも相成候に付毎日或は二日を一率として各府縣へ相達候條此段相達候也

壬申三月二十七日

大藏大輔 井上馨 印

斯く中央政府から各府縣へ新聞を買つて送つたのである、尙又縣廳が人民に布告して、誰か當縣下に於て新聞を發行せよと獎勵した珍事もある

秋田縣廳は明治五年九月に、新聞は有益のものであるから何人も購讀せよと訓令を發し、翌六年二月には左の如き布告を出した

「本縣下ニ於テモ活版所ヲ設ケ、東京横濱社中ニ出版スル所ノ新聞誌或ハ公文日誌、且本縣議立ノ布達、其他ヲ印行シテ、管内ニ廣ク賣弘メナバ、人民コレニ由リ日ヲ追テ開化進歩スルノミナラズ、縣廳ニ於テモ、當今ノ御趣意ヲ貫徹セシムルノ便ト成リ、官民ノ幸福コレニ過ギズ、依テ有志ノ輩、速ニ前文會社ヲ開カレン事、希望ノ

各家業ノ上ニ於テ利益ト成ルベキ筋モ間々有之然リト雖モ目ニ文字無ク自身讀ミ解ク事能ハザル者多シ豈遺憾ナラズヤ爰ニ於テ一法ヲ設ク自今在々村々神官僧侶農民ノ内當器ノ者ヲ選ヒ讀師トシテ右新聞解話ノ筈ヲ開キ彼ノ幼童婦女ニ至ルマデ隨意聽聞致サスベシ開筈規則ハ猶別紙ニ記ス此旨每區正副戸長每村里正等能々體認シテ懇切ニ心配可致事

壬申九月

### 新聞解話會規則

- 一 一六或ハ三八等ノ夜ヲ以毎月六度程ツ、會席ヲ可立事
- 一 會席世話方ハ里正二人小前二人ヲ可相選事
- 一 新聞紙類ノ内適意ノ分ヲ求メ右代價ハ可爲村費事
- 一 讀師ノ謝儀ハ其地其人ニ因リ斟酌アルヘシ其他會席燈油炭等ノ資料右同斷ノ事
- 一 小村人少ノ村々ハ最寄申合せ會社ヲ可結事
- 一 讀師並世話方名前縣廳ヘ可申出事

以上六則

「新聞讀師」といふ名稱と事實は、今日より見れば甚だ奇とすべしである、そして斯様にお上様が人民に新聞の閱讀を獎勵した事は、右の二縣だけではなく、太政官の訓告によ

至也……………」

此布令を見て、資本金を出し合ふ者があり、同年七月より『遐邇新聞』といふ月刊新聞を發行し、編輯者は江幡運藏といふ人であつたと『秋田縣史』に見えて居る、此新聞は後に『秋田遐邇新聞』と改め、更に『秋田日報』と改題し、明治二十二年頃『秋田魁新聞』と改題して長く續刊した

## 始めは獎勵、後には壓迫

前記の如く、始めは政府が人民に新聞の閱讀を獎勵し、新聞の發行を獎勵したのであるに、後には條例を改め讒謗律を制定して壓迫を加へるに至り、明治十六年頃、兵庫縣令森岡昌純などは管下の各縣立學校へ「其校生徒自今新聞雜誌等購讀相成らす候條此旨相達し候事」といふ嚴令を發した事もある

知識を進めて從來の陋習を破り、文明開化の人と成るには新聞を讀むに限るぞと諭告した政府が、後には新聞を國家の害物なるかの如く嫉視するに至つたのは、實に笑ふべき事象と云はねばならぬ

これ等も明治文化の研究として、政治家根性を察知し得べき興味あり意義ある面白い問題ではないか



# ●横濱新聞

—東京毎日新聞

創刊以來四回改題

(舊記)

現今東京にある日刊新聞十五六種の中で、明治五年前から繼續して居るのは、東京毎日新聞、東京日々新聞、報知新聞の三種であつて、毎日新聞が一番古い、東京日々新聞は明治五年二月、報知新聞は同年六月の創刊である。明治三年十二月創刊の横濱新聞が、四年四月十五日より日刊として横濱毎日新聞と改題し、それが明治十二年の末東京に移轉して東京横濱毎日新聞と改題し、更に明治十九年四月單に毎日新聞と改題したのであつたが、それを又明治四十一年に東京毎日新聞と改題して今日まで繼續して居るのである。

斯く度々改題した理由の中に一つ面白い事がある、慶應三年に萬國新聞紙と云ふのが横濱で出来、有名な岸田吟香が漢鹽草と云ふのを發行したのも横濱であつて、横濱は開港地だけに、文運の魁を成して居たからである、それが遷都と共に追々繁昌する東京へ移轉して、東京の二字を加へたのは大發展であつたのだが、東京横濱毎日新聞の題號はあまりに長過ぎて時勢に適合しないと云ふので、單に毎日新聞と改めたのである、それで此毎日新聞といふのが最も簡單明瞭で良いのであつたが、明治三十何年かの頃、大阪毎日新聞社が、東京で發展せんとして、毎日電報を買収し、次に東京日日新聞を買収して、大阪朝日新聞の東京朝日新聞に於けるが如く、大阪毎日新聞對東京毎日新聞と改題せんとしたのであつたが、それを聞いた毎日新聞社の幹部連は「東京に我毎日新聞があるのに、別に又東京毎日新聞が出来ては、曖昧の名儀で迷惑が起るに違ひなし」とて、其機先を制すべく逸早く東京毎日新聞と改題したのであつた。トコロが、滿四十六年の最長歴史を有する東京毎日新聞も沼間守一社長時代が全盛であつたのみ、其後島田三郎が星亨を伊庭想太郎に暗殺せしめた位が、一代の異彩であつたに過ぎないで、其社運いつも目出度からず、一昨年の春頃大阪毎日新聞社へ「東京毎日新聞と東京日日新聞との名儀を交換の上、一二萬圓貰ひたい」と申込んだが、同社では「今と成つては反對に一二萬圓圓て呉ても名儀交換は御断りです」とハネつけたさうである。

以上は大正六年一月發行の『スコップ』第三號に掲出した舊記である、結尾の二話が面白いと思つて居るので、こゝに轉載して、二度のおツトメ

# ●藝妓に惚られた新聞賣子

此新聞賣子の繪は明治十四年一月の『繪入人情雑誌』第十三號の表紙繪である、「蘆の一節」といふ小説體の實録で、金太郎といふ墮落者の新聞賣子に藝妓が惚れたと云ふ事の挿



畫である、予は大正八年發行の『赤』雜誌第五號に「明治十五六年頃までの新聞配達人は、粹な男が粹な姿をして居たので、藝妓などに惚れたものである、現今の新聞配達人には女乞食でも惚れまい」と記したが、新聞配達人に敬意を拂つた時代には事實藝妓が惚れた例は多々あつた、新

聞配達人に敬意を拂つた時代」といふ語の證明に成る事を此處に附記する、明治十年三月二十二日の『讀賣新聞』に「飯田町三丁目の琉球藩邸へ當社の新聞を日々配達いたしますが琉球の人が新聞を大切にすることは中々で配達人には丁寧な挨拶をいたし配ることに必らず禮をして新聞紙を戴き恭しく持つて大事にして置くのは頼母しいでは有りませんか」

# ●女が持主編輯人

明治十六年四月公布の改正新聞紙條例に、持主發行人編輯人等は、丁年以上の男子に限ると制定されたので、此後に女名前は絶無であるが、此改正前の新聞紙條例に據つて發行した雑誌に次の如くナマメかしい署名がある

新聞俳諧大熊手 第一號 明治十二年七月廿日發行

翌年八月發行の第十七號で廢刊したらしいが、毎號の紙末に(後には日本橋區蠣殻町三丁目十三番地に移轉す)

假本局 東京深川區東大工町五番地 風交社  
持主 加藤しか 編輯兼印刷 渡邊たけ

いづれ裏面には男が控へて居たのであらうが、それにしても女名前の署名は珍らしい



# ●前朝日新聞社長の娘

## 堺龍神遊廓の娼妓に成る

詐らざる露骨の告白と共にミヂメな珍談をサラケ出して、世相の一端を考察すべき資料に供する、職業的著述家としても、これは未だ曾て發表した事のない舊話である。予は大阪で十年間『滑稽新聞』を編輯發行して居たが、其最初の頃、明治三十四年の末であつたか、三十五年の春であつた、確と記憶しないが、當時泉州堺の或者が来て、堺市の一手販賣をさせて貰ひたい、滑稽新聞社堺支局といふ名をも頂きたいとの申込みで、一時其請求に應じて居たが、間もなく不都合な所爲があつたので廢止して了つた。其間支局主任といふ者から、屢々堺へ一度お遊びに来て呉れといふので、伴はれて堺へ行つた、いろ／＼響應された末、弊宅でお泊りを願ふのもムサクロしい所で失禮ですから、堺の名物龍神遊廓内へ御案内をいたしたい、住吉の御田祭りにも出た遊女の居る最優等の妓樓へお伴をしますと酔倒れて居る予を拉して廓へ行つた。樓名も娼妓の名も今は記憶しないが、忘れないのは娼妓の寢物語である。

「アナタは大阪の新聞社のお方だと聽きましたので、ワタシは悲しい思出があります、ワタシの父は大阪朝の者で朝日新聞の社長でしたが、株を村山様(龍平)に賣つてしまひ、其後の事業も失敗續きで貧乏した末、ワタシが身を賣らねばならぬ破目に成つたのです、父が朝日新聞を村上様に譲らずに持つて居て呉れれば、ワタシは娼妓などに成る事もなく、いとさんとして良い婿を貰ひ、今頃は楽しく暮らして居られるもの、残念な事です、村山様は段々お金を儲けて、近頃は五十萬圓位の身代に成つて居ると父から聽きました……」

傾城に誠なしとは云ふが、此物語は客に哀を乞ふウツではなく、事實の話と信じて今に忘れないのである(そこがノロ客の本色、とられん坊の習ひだと評する人があるならばそれまでの事) 右の寢物語を事實と信じて、「父」とは何人であるかと云へば、木村勝といふ人でなくばならぬ 大正五年編纂の『大阪朝日新聞略史』に 「明治十二年一月二十五日、朝日新聞第一號を創刊す、大阪人木村勝首倡し、其の父平八出資し、土佐人津田貞主幹たり」

とあつて、十四年一月の條に

「十五日始て村山龍平上野理一兩人合資金參萬圓より成れる匿名組合の出資經營に歸し、村山龍平を以て持主と爲す」

とあるが、大正十二年の訂正再版には、初頭の文句を改訂し、尙口語體に變へてある

「明治十二年一月二十五日、朝日新聞第一號を創刊す、大阪人木村勝、村山龍平等の首倡で木村の父平八出資した、社長は村山龍平、編輯主幹は津田貞(土佐人事水と號す)であつた」

此前後の相違は不可解である、眞に村山龍平が社長であつたものならば、初版の時に然う記さねばならぬ大切な事ではないか、怪しい……疑問として置く

然しそれは何方にしても、木村勝が首倡(首倡)であり、木村平八の出資者であつた事は動かない事實であるらしいから、娼妓が父と云つたのは、木村勝のことであつて、其父が株を村山龍平に譲り渡したと云ふ事はウツでないが、問題は右の娼妓が果して木村勝の娘であるか無いかである、それは今日木村家の行末を調べれば直ぐに判明するし、又村山龍平に訊ねて見ても判明する筈である

# ●百三十三枚の印刷高

明治の初期に各地で發行した新聞紙は大概三百か五百の印刷高であつたらしいが、漸次讀者が増加して、八九年頃には百數が千數に成り、十年後には萬數に上つたのもあつた。今は「百萬突破」と自稱する新聞社もあるが、明治十年六月の「近事評論」に、當時の日刊新聞の印刷高を羨まし氣に記してあるのを見ると

東京日々新聞 八千枚 讀賣新聞 一萬五千枚  
朝野新聞 四千枚 郵便報知新聞 二千五百枚

とある、當時は「讀賣新聞」が日本一の最高印刷高であつたらしい、こゝに面白く感ずるのは、此翌年、即ち明治十一年三月二十日發行の「讀賣新聞」第九百四十九號に掲出した呼び賣りを廢すとの社告中に見える左の一節である

「始めて發兌した頃には一日の摺立高わづかに百三十三枚なるも看客の愛顧によつて今日二萬五六千枚を摺出す様に成り……」

同紙は明治七年十二月二日の創刊であるから「始めて發兌」とは其頃の事で、それが滿三年後に二萬五六千枚(半數に割引して見ても一萬二三千枚)に達したらしい



# 奇名な新聞雑誌

戯文雜俳、又は狂畫等の滑稽雜誌は、明治七年六月發行の『繪新聞 日本地』を初めとして、九年の『華語新聞』十二年の『娯多』、珍報△我樂苦多珍報(京都)△鯨魚珍報(大阪)△よし餘誌△肺多々奇注心藏戲誌(京都)△伊勢古事記日曜叢誌(津)△文腹茶釜(徳島)△月とスツボンチなどいふフザケたのも多かつたが、明治九年に『木ノ葉新聞』といふのが出来て木の葉の如く散つて廢刊し、兵庫には『花香美新聞』といふのが出来て、名詮自稱の鼻かみにされ、十一年甲府には『生讀新聞』、東京には『生意氣新聞』といふのが出来たので、當時『廣益問答新聞』に「奇名ナル新聞ノ流行」と題してヒヤカされたが、これよりもズツト奇名なのが其後現はれた

△童子荒熊新聞(東京) 明治十二年十月『引札新聞』改題  
 △多眞戲新聞(徳島) 明治十三年八月創刊  
 △腰拔新聞(高松) 明治十四年九月創刊

此『腰拔新聞』は、千葉の士族連が共體社といふ社名で新聞を發行するといふ風説を聴き、其向ふを張るべく、高松の士族連が發行したのであるが、五ヶ月で腰を抜かした

これは年代が後であり、又既に『奇態流行史』にも書いた事であるが、奇名な新聞雑誌として追加すべく、聊か増訂を加へて左に記す

明治初年以來、月刊雑誌の題號は、大概四字又は五六字であり、三字は稀で十指を屈する位、二字は十六年七月二日創刊の『官報』が嚆矢で、十八年に『連璧』、二十一年に『法叢』『學藝』『芳譚』『人民』、二十二年に『日本』新聞が出来たのであるが、二十一年に金港堂で三宅米吉先生編輯主任の『文』といふ文學雑誌を發行して好評を博し、それが知識階級の人々に多く購讀されたので、直ぐそれにマネて江東義塾から『學』といふを發行し、續いて『情』だの、『法』だの、『蠶』だの云ふのが出来、その翌年は本所の開館館とか英童舎とか云ふ名で、『智』『實』『藝』『英』『童』といふ一字題號の雑誌ばかりを一二號發行した

二十一年十一月發行の『一分線香』といふ落語の雑誌に左の新作が出て居た

「近頃は大層雑誌が發行になります、今迄のやうに何雑誌とか何々雑誌とかしないで、文、學、法、情などゝするが如何いふ譯でせうな「ナニ是れが一字の流行と見えませう」

# 毛筆の朱書で取消

明治十二年四月二十六日發行の『扶桑新誌』第三十五號に左の如き一節があつた、

○大阪交誼社々員西村三郎君終身演說者タルヲ禁ゼラル、由

演說條例發行ノ風説ハ會テ世上ニ傳播スル所ニシテ其條例ハ何等ノ旨趣ヲ目的トシ何等ノ罰則ヲ施設セラル可キヤト世ノ志士論客ハ刮目シテ之ヲ見シ事ヲ欲シタリシガ近日大阪交誼社々員西村三郎君ガ演說ハ國安妨害ノ廉アリトシ終身演說會主トナリ及ビ演說スルコトヲ禁ゼラレタルノ説ヲ聞クニ及ンデヤ政府ガ措置ノ深遠微妙ナル我儕思想ノ及バザル意表ノ英斷ニ出ヅルヲ感歎シ併セテ將來施設セラル可キ演說條例ノ寛苛如何ヲ預察スルコトヲ得タリ

夫レ天下ノ人言ハ恰モ河水ノ如ク之ヲ此ニ塞ケバ必ズ彼ニ溢レ何等ノ堤防ヲ以テスルト雖モ決シテ之ヲ壅塞シ人意ノ如クナラシムルヲ得ズ若シ強ヒテ之ヲ壅塞セントスレバ其破裂スル所當ニ崩山覆海ノミナラザルナリ彼ノ西歷十七紀ノ晩年ヲ見ヨ當時英國ハ嚴密ナル憲法ヲ確立シ

或ハ官許ヲ得ザレバ講談論說ヲ爲シ書籍展覽所ヲ設ケ又ハ雜誌新聞ヲ他人ニ貸覽セシムルヲ許サザル等其酷烈ナルハ人ヲシテ膽寒カラシムルホドナリシガ終ニ英卓ナル「ホツクス」等ノ諸雄士陸續輩出シテ政府ノ殘暴ヲ攻撃シ死者首ヲ刑場ニ梟セラレテ生者更ニ激昂ノ氣ヲ發シ法網ニ罹リ水火ノ厄ヲ極ムル者愈々多クシテ天下ノ志氣益々振ヒ志氣益々振フテ激昂ノ氣節愈々興リ悒鬱憤懣ノ發スル所干戈ヲ弄スルト其相距ル幾ニ一問ナルノ慘況ヲ現出シタリシニ非ズヤ抑モ既往ノ成跡ヲ尋ネ其成敗得喪ヲ見テ之ヲ來今ニ實視ス可キハ施政者ガ事ヲ處スルノ計路ナリ嗚呼我當局者手加減ニ權宜ノ處置ヲ行フナク往ヲ顧ミ來ヲ戒メ沈思熟考シ而シテ後處スル所アレヨ

(朱書) 此一項誤同ニ作取消ス

尙同誌次號に「正誤」ト題して「前號ニ於テ大阪府下交誼社員西村三郎氏ガ終身演說會主トナリ及ビ演舌ヲナスヲ禁ゼラレシ事ヲ記載セシガ已ニ印刷ニ付シアルノ後右ハ全ク誤開ナルヲ知り取敢ズ朱書ヲ以テ取消シ置キシガ尙又茲ニ之ヲ正誤ス江湖ノ看客幸ニ諒セラレヨ」とある、一々毛筆の朱書で取消したのが珍ではないかと吉野作造先生より



● 雜誌集社から六ヶ月間に

十八人の入獄者

評論新聞 中外評論 文明新誌

「明治初年の前後より大正十四年の現在に至るまでの間、我國に於て發行した新聞雜誌の数は、少くも五千以上であらうが、其中で短日月間に多くの筆禍を買つたのは『評論新聞』といふ隔日發行の政治的評論雜誌であらう、西郷隆盛系の策士海老原程の創業で集思社と名づけて明治八年三月に第一號を發行したものであるが、その翌九年一月より六ヶ月間に編輯員十八人が、あとへくと入獄した、いづれも明治八年六月に公布した改正の新聞紙條例及び讒謗律に據つて刑に處せられたのであるが、禁獄は屁の如し、罰金平左衛門と叫んで、倍々猛烈に反上抗官の評論を續載するので、政府の方が呆れてしまひ、これでは刑罰の効なしとアグネタギ、終に政府は同九年七月五日

「開」は同七月八日に發行した第百九號を最終として廢刊」  
 (以上は予の『明治筆禍史資料』の一條)  
 子が今春來、實物に就て嚴密に調査しつゝある資料に據て集思社の三雜誌(外に集思社分局として『草莽事情』を發行)の事を略述する  
 評論新聞 明治八年三月創刊 九年七月十日發行禁止  
 終刊同年七月發行第百九號  
 中外評論 同九年八月創刊 同年十月發行禁止  
 終刊同年十月發行第二十八號  
 文明新誌 同九年十一月創刊 十年六月十三日發行禁止  
 終刊同年六月發行第四十一號  
 此三雜誌で刑を受けた者の略表を左に示す  
 禁獄一月罰金五圓(八年九月) 評論新聞 横瀧文彦  
 禁獄二年(九年一月二十九日) 評論新聞 小松原英太郎  
 禁獄一年(九年一月二十九日) 評論新聞 山脇 鏡  
 禁獄三月罰金五十圓(九年一月) 評論新聞 横瀧文彦  
 禁獄三月罰金五十圓(九年三月) 評論新聞 西川通徹  
 禁獄四月罰金二十圓(九年三月) 評論新聞 東 清七  
 禁獄二月(九年三月八日) 評論新聞 中島勝義  
 禁獄二月(九年三月八日) 評論新聞 滿木清繁

禁獄二月(九年三月八日)

評論新聞 岡本清一郎

禁獄四月罰金三十圓(九年三月)

評論新聞 柴田勝文

禁獄一月罰金二十圓(九年三月)

評論新聞 田中直哉

禁獄一年半(九年三月十九日)

評論新聞 關 新吾

禁獄一年(九年三月二十八日)

評論新聞 中島富雄

禁獄二月(九年三月二十八日)

評論新聞 高羽光則

禁獄三月罰金二十圓(九年四月)

評論新聞 滿木清繁

禁獄六月罰金八十圓(九年七月)

評論新聞 中山喜勢

禁獄三月(九年九月二十二日)

中外評論 高橋 克

禁獄三月(九年十一月六日)

中外評論 松川奎藏

禁獄五十日(十年四月四日)

文明新誌 田中捨藏

右の外に、關新君が禁獄一月半罰金二十圓、横瀧文彦が禁獄三月罰金二十圓、田中直哉が禁獄一月の刑を言渡されたが、いづれも二罪併發例で其罪を論せずとなつた。尙又以上の外に、署名編輯長及び記事の評論に名を署したがため刑を受けて入獄した者が左の四人であるが、これは其月日刑期等未調査

小松正胤 渡邊敬之 石田知彦 鳥居正功

以上の如く『評論新聞』で罰せられた者が六ヶ月間に十八人他が三人である、空前の過激雜誌であつた事が察せられや

う、後の『平民新聞』記者なども多く入獄したが、これにはカナハナイ

政府を顛覆しろ、大臣を暗殺しろと云つたり、成法を誹毀し、暴動を煽動するなど、激越の慷慨論を續載して居た者が、後の二雜誌時代には、幾分か筆鋒を謹むに至つたのは「禁獄なんぞは屁の屁でも便器掃除が氣にかゝる」

と社中で語つたと云ふほどであるから、入獄にヘコタレた點もあるに因るのであらうが、最終の『文明新誌』が發行禁止されし後、更に新題雜誌の發行を企てず、集思社が解散するに至つたのは何故であるかと云ふに、此集思社員には西郷ビイキの連中が多かつたので、薩南の暴動に参加せんとして東京を去つた者もあつたが、それよりも重大な原因は、社長が入獄した一事である、『西南記傳』に録する「海老原程の傳」に「程、人と爲り、長顔豐頬、丰采威あり、性豪華、客を愛し、財を散じて士に結ぶ、其評論新聞を發行するや、當時知名の文士論客皆其門に集り」云々と記し「十年二月、私學黨の亂起るや、程、東京に在り、將に同志と共に謀る所あらんとし、事未だ發せざるに先ち、縛に就き、十二月二十五日、懲役一年の刑に處せらる」とあるに據て、集思社の解散も不得已事と首肯し得らる



## ●集思社長の國事犯

『評論新聞』等を發行した集思社長海老原程が獄に撃られた事は前項に記したが、『評論新聞』と海老原程に關して『西南記傳』に面白い話が出て居る

「評論新聞は、一面に於て政府攻撃の急先鋒たると同時に一面に於ては私學校黨の通信機關たり、而して程は巧に評論新聞を利用し、中央政府の機密を探知し、之を桐野利秋、篠原國幹等に報告する所ありき、然るに程は政府の探偵甚だ嚴なりしを以て、其親信する書生吉井常也（前任和歌山縣警部長）及、痴漢の稱ありし中村武右衛門を以て使者とし、毎に鹿兒島に往復せしめたり、而して武右衛門の鹿兒島に赴くや、其書面を足袋の裏に挿み、僅に之を桐野、篠原等に渡すことを得たりと云ふ

程、氣脈を私學校黨に通じ、評論新聞を發刊し、政府に反對したるを以て、政府の偵察甚だ嚴に、探偵常に程の行跡を趁ひ、或は書生と爲り、或は婢僕となり、或は記者と爲り、程の一舉一動政府の注目する所と爲る、當時記者田中直哉、鳥居正功、碓山安邦等の如き、探偵の嫌疑を蒙り、吉井常也の如きも亦其嫌疑者の一人なりしと

## ●獄中で虐使された記者

（明治十五年十月卅一日有喜世新聞 第四百四十九號）

○前々假編輯長善方重謙は昨日滿期にて出獄したるが同人は如何なる因果のありてや他の同業禁錮人と違ひ掃除番の役に宛られ毎朝六十餘荷の水を汲では荷はせられた爲め身體殊の外疲勞し連も文墨の職には堪がたく自由に療養を加へたいとて退社を願ひ出ました故其の情狀見るに忍びず願ひに任せて解約致しましたが元來新聞記者は筆と箸の外には重い物を持つたことなき者なれば官でも其事情を感み最も輕役なる糸繰に宛らるゝ事に内決ありしやに聞たるが這回は夫をも變更されしにや緩かな罪にて生命を縮むるとは情ら因果な商賣と思はれます

## ●誤認された刺客と新聞

明治二年に廣澤參議を暗殺した犯人の誰なるかは、今に知れないのであるが、嫌疑者として獄に繋がれた者は、十年間に五十人以上であつた、最後の中村六藏が眞犯人であるらしいこの虚説をタネに『名も廣く澤邊の萍』といふ小説を渡邊文京が著はして、サモ真しやか記してある

評論新聞の記者及客員には知名の文士論客數十名に下らず、評論新聞の收入餘剰あるときは、皆之を平等に分配し、若し其不足を生ずるときは、程自ら之を支出し、其辛甘苦樂、社員と共に皆之を同うしたるを以て、評論新聞社員は、恰も共同家族の如き觀ありしと云ふ

さて海老原程が刑を受くるに至つたのは、薩州へ送るべき私書を警視當局に沒收されたが爲めで、明治十年十二月二十五日、臨時裁判所で左の如き判決を下された事は、當時の二三新聞に載つて居る

東京第一大区八小區館屋町五番地寄留

鹿兒島縣士族 海老原 程

其方儀國憲ヲ紊亂セント欲シ桐野利秋篠原國幹ニ宛若シ鹿兒島暴舉スルトキハ巡查鎮台ノ如キモ皆ナ逃去ルヘシ即今實ニ一大好機會眞ニ大舉シテ全國人民ノ困苦ヲ救フベキ期ナリ唯日一日ヨリモ迅速ナルヲ良策トス不日愉快ノ拜謁ヲ遂ケ積年ノ憤懣ヲ流血ノ中ニ晴スベクト日夜屈指相待ツ云々ノ書簡ヲ認メ之ヲ差送ラントセシ科ニ依リ除族ノ上懲役一年申付ル

此程は各地浪遊の果、七十二歳の高齡で明治三十四年六月横濱の寓居で歿した





### ●栗本鋤雲翁の恐縮

明治の新政府は、七八年頃から民権自由の思想が勃興して民論が沸騰し、それと共に教唆的過激な記事掲載の新聞雑誌が續出せるに愕き、八年六月新聞紙條例を改正し、又新たに讒謗律を制定して、其新聞雑誌を壓迫すべく、記者連を獄に投ずることにし、當時有名であつた論客『東京曙新聞』の末廣重恭を初めとして『朝野新聞』社長・成島柳北などを禁獄刑に處して居た際、『郵便報知新聞』の主幹格であつた栗本鋤雲翁をも難致した一件がある、同八年八月十九日發行の同紙第七百五十四號に、一讀悲惨の感起すべき左の一條が見えて居る

我儕ハ同業ノ諸友並ヒニ同愛ノ諸君ニ向ツテ祝詞ヲ陳ベサルベカラサルノ一事アリ已ニ昨日ノ雜報ニ記載セル如ク前編集長栗本翁ハ同日七時ヲ以テ町用掛差添出庭シタリキ翁ノ我三層樓(編輯所)ヲ降りテ出庭スルノ時ニ臨ミ我儕慙慙ニ囑シテ曰ク本月四日ノ社説ハ實ニ我儕ノ臆懼ヨリ出テタル者ナリ眞ニ我儕ノ筆記スル所ナリ其文章中條例ニ犯觸スルノ事アラハ皆我儕ノ擔任セル所ナリ況ンヤ其細目ノ箇條ニ至テハ翁ノ之ヲ辨解スルモ或ハ我儕ノ意ヲ誤ル事

ナントセズ固ヨリ條例ニ基キ編輯長一人其責ニ任シ翁ハ主トナリ生ハ從トナルノ地位ニ在リ我儕敢テ翁ノ地位ヲ冒ス能ハズト雖モ豈生ガ一己ノ頭腦ヨリ産出セル拙陋ノ文字ヲ以テ翁ヲ煩ハスニ忍ビンヤ且夫レ其文章中一句一語ノ條例ニ犯觸セサルヲ自信セリ願クハ他日ハ生ヲ以テ大人ニ代ヘ辨解スル事ヲ得セシメヨ翁聽カズシテ曰ク子以テ意トスル事無レ予素ヨリ其條令ニ觸レサルヲ視テ掲載セリ其責予ニ在リ子ノ意衷ノ如キハ予已ニ熟知セリ猶又深意アラハ幸ヒニ予ニ授ケヨト我儕敢テ強ル事ヲセズ乃チ本月四日ノ紙ヲ展ヘ是意ハ云々彼意ハ云々ト意衷ヲ叩テ翁ニ談シ且曰ク尙細目ノ疑問アラハ之ヲ筆者ニ匡サン事ヲ請ヘト遂ニ相別レテ翁ハ出庭シタリキ我儕今翁カ出庭シテ如何ナル裁判ヲ受ケタルカヲ陳セン我同業ノ諸友我同憂ノ諸君願クハ耳ヲ我儕ノ言ニ傾ケン事ヲ

栗本翁ハ已ニ東京裁判所ニ出庭シ待ツ事暫クアリテ呼込ニ隨ヒ白砂ニ入ルニ正面ニ儼然タル一高官ノ椅子ニ倚ルアリ坐傍ニ一官アリ鉛槧ヲ操リテ侍從ス五十四翁ハ今始メテ法庭ニ召サレテ法官ノ前ニ出テ戰栗シテ仰視スル事能ハス殆ント周勃ガ百萬ノ敵ヲ畏レザルモ廷尉ノ前ニ出テ、一語ヲ措ク事能ハサルノ情態アリ判官問フテ曰ク郵便報知新聞第

七百四十號明治八年八月四日ノ社説藤田茂吉ノ文ヲ編輯セ

シハ其方ナリヤ翁答ヘテ曰ク然リ官曰ク然ラハ糾問スル所アリ此一篇ノ文汝ニ於テ新聞條例ニ犯觸スル所ナシトシテ編セシヤ曰ク然リ一篇四段前ノ一段ハ冒頭ニシテ二段ハ政府英果ノ決斷ヲ頌シ三段ハ則同業曙新聞社主ヲ吊フノ意ニシテ其呼出シテ受シハ定メテ直言抗論世ノ新聞記者ノ類ニ非ルヨリ然リシナラント想像シ四段ハ前ヲ承テ曙社主ガ假令法庭ニ徵サル、ノ辱ヲ受クルモ世界ノ廣キ宇宙ノ大ナル何ノ國ノ誰カ其志ヲ憐ミ其情ヲ憫ムノ一人アラサルヲ知ラシヤト所謂氣休メノ爲メニ祝詞ヲ與ヘタリ猶僧ノ死者ヲ引導シテ汝現世ニ於テ諸ノ苦楚ヲ受ケタリト雖トモ今ヨリ苟クモ其心ヲ直クシ其行ヲ正シクセハ未來永劫天上ノ極樂ニ出生シテ諸ノ快樂ヲ受ケザルアラシヤト言フノ意ナリト答ヘタリ官再ヒ問フテ曰ク然ラハ汝ノ意ニ於テ毫モ政府ノ曙新聞ヲ所措スルヲ以テ不直トシテ西洋文明國ニテハ却テ賞譽ヲ得ヘシトノ意ニハアラサルカ答テ曰ク固ヨリ然リ文中言フ所ノ如シ世界各新聞云々ハ的證ヲ舉テ之ヲ賞スルニ非ルナリ暫ク想像ノ語ヲ爲シテ其痛ク測零ニ至ラザラシメンガ爲メニ慰語ヲ與ヘシナリ應答已ニ終リ官口供ヲ具セシメ遂ニ左ノ判決ヲ賜ハリタリ

明治八年八月十八日

申 渡

東京第一大區十三小區濱町二丁目一番地

平民 栗本 鋤雲

其方儀明治八年八月四日第七百四十號郵便報知新聞編輯ノ儀ニ付相糾ス處條例ニ犯觸スル廉モ無之間無構

栗本翁ハ右ノ判決ヲ頂戴シテ歸社シ我儕ニ糾問ノ次第ヲ語リ終リ歡喜言フベカラザルノ情態アリサア、大變オー怖ハアレ怖ハノ驚聲ハ今ヤ變シテサア、喜ベオー嬉シヤレ嬉シノ歡聲トナレリ

我儕此ニ於テ法官ノ明斷アリテ理ヲ曲テ非トスルノ不正ナク決シテ法網ヲ張りテ新聞記者ヲ獵リ取ル等ノ事ナキヲ祝シ社中一同開化ヲ歌ヘリ願クハ同業各社ノ諸君當ニ謹ンテ條例ヲ遵奉シ裁判ヲ受ルノ日ニ至リテ正シク辯解スル事アレト記シ終リテ筆ヲ擱キ岡敬孝ノ未タ判決ヲ得ズシテ裁判中ニ屬スルヲ思ヒ如何ナル公判ニ決スベキヤノ憂内ニ生シテ愁然タル事久シ

冷酷の法官が、當時異例の無罪を言渡したのは、初めより威喝するだけの用意であつたのか、又は栗本翁の可憐な態度に鬼心を曲げて佛心に成つたのであらう



## ●自宅禁錮が本獄へ

本獄が自宅禁錮に

明治八九年の頃、禁獄刑に處せられた新聞記者が、士族の閥刑律によつて自宅禁錮であつた事は、本書第一篇に記したが、明治十年八月十五日發行の大阪「興民新誌」第六號に

○當府(大阪)ニハ未ダ東京府ノ如ク新聞記者ヲ禁錮スベキ檻倉ノ設ケナキニ因リ適々該記者ノ言論ヲ誤ツテ至嚴至肅ナル新聞紙條例オヨビ讒謗律ニ抵觸スル時ハ是レ迄デ正確ナル保管人ニ附シテ自宅ニ禁錮サレ來リタルガ今回假獄ノ落成セシニ因リ是レマデ自宅ニ禁錮サレ居タル新聞記者即チ大阪日報ノ關新吾。萬代義勝。東洋奇事新報ノ神代良太。數子ハ本月六日午前第八時更ニ假獄(松屋町囚獄場内)ニ轉幽セラレタリ而シテ前攪眠新誌假編輯長常井誠一郎モ亦同日同様仰セ付ケラレタリキ當時これと反對のやうな特例も行はれた、それは禁獄に成るべき所、又は禁獄中に情願すると自宅禁錮に代へて呉れた事である、明治十年一月十九日の「讀賣新聞」に  
○甲府日々新聞の前編輯長高瀬茂顯さんは此ほど禁獄を申し付けられましたが高瀬さんは多病ゆゑ御慈悲を以て

自宅禁錮にして下さいと局長渡井さんより願つたのでお聞濟になりました

○ある、此高瀬氏は平氣平左衛門といふ匿名の投書を書いた科で新聞紙條例第十四條の「成法ヲ誹毀シテ國民法ニ違フノ義ヲ亂リ及ビ顯ハニ刑律ニ觸レタルノ犯罪ヲ曲庇スルノ論ヲ爲ス者」として同年一月十二日甲府裁判所で禁獄五十日の刑を受けたのであつた

此高瀬氏は翌十一年に「仙臺日々新聞」の編輯長に轉じた又同年三月二十八日の同新聞に

○摘華新聞の有吉志一さんは昨年十二月より禁獄で居りましたが此度國の兄さんが病死したので其兄さんの子を育てる者が無いから其由を申し立て國で自宅禁錮にして下さいと願つたのでお聞濟になりました

とあり、次には監獄から出されて四月に國許へ歸つたままで記載してある

此有吉氏は「摘華新聞」の記事で、新聞紙條例第十三條の、「政府ヲ變壞シ國家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騷亂ヲ煽起セントスル者」として九年十二月二十五日東京裁判所で禁獄十ヶ月罰金八十圓の刑に處せられたのであつたが、過半は自宅禁錮で済んだのである

## 平假名繪入新聞



明治八年四月十七日に第一號を發行し、一枚七厘「隔日出版」で一月九錢の小形新聞、同年九月二日より毎日刊行として紙幅を倍大にし、翌九年三月より

東京繪入新聞と改題した、我國に於ける繪入新聞の鼻祖である

新聞記事を錦繪にして出版した錦繪新聞の「東京日々新聞」を始め、大阪で出版した數種の錦繪新聞が、いづれも其標題に天使を描いて居るのは、外國の繪入新聞にマネた此「平假名繪入新聞」のマネである

## ●新聞の挿繪に彩色して賣る

大路で折れた、みながら「新聞く」と叫ぶ現代に比べて、其悠々閑々の様に呆れる人のありさうな珍談が、明治十年六月二十五日の讀賣新聞に出て居る

○下總の關宿邊へ繪のはいつた新聞へ奇麗に彩色をして賣つて歩行く者があると聞きましたが追々種々な工夫をいたします

當時唯一の「東京繪入新聞」は一枚一錢の定價で卸値は七掛であつた、三厘の利益を得んとして一々彩色したらしい

## ●惡罵された官權新聞

(明治十五年五月二十日大阪「此花新聞」第百八十三號)

○我社こそ關西官權新聞の巨擘なりと紙幅計りは實に大きな大東日報は竟に獨活の大木と世上に評決され今は何を書立るも一向人の齒牙に掛ざるより一番上等の好き記者を招聘し今一支へせんものと東京同臭の士に此事を謀りし末曩に曙新聞の正兵にして今明治日報の伏兵なる上條信次とやらんを招き獨活の大木に猶一ト肥しすると云ふ時事新報に見えたり



# 新聞供養大施餓鬼

(明治九年七月八日「近事評論」第六號)

今年六月二十八日ハ國家貴重ノ成典ナル新聞條例議法律ガ吾輩記者ノ頭上ニ墜落セシ日ノ一周年期ニ當ルヲ以テ東京横濱ノ新聞社ハ悉ク淺草金龍山ニ會シ祭典ヲ設ケ音樂ヲ張リ僧徒儀式ヲ終リテ記者各々其祭文ヲ朗讀シ府下ノ老若男女ヨリ政府ノ官吏ニ至ルマテ施無畏ノ本殿ニ群集シ實ニ三十年來未曾有ノ盛舉ナリ我輩ノ如キハ言論ヲ謹マザルヨリ會テ圍圍ニ幽囚サレ獄ヲ出テ青天白日ヲ仰グ未タ日ナラズト雖モ當日同業記者ノ末座ニ附シ其盛舉ニ預ルヲ得タル豈一大幸福ト云ハザルベケンヤ且夫新聞施餓鬼ノ如キハ果シテ何等ノ影響ヲ社會ニ及スヘキカハ吾輩ノ今日ニ明言シガタキ者アリト雖モ其老若男女ヨリ政府ノ官吏ニ至ルマデ本堂ニ群集シ其祭典ヲ拜視スルガ如キハ則新紙ノ功德ヲ感謝シ記者ノ衷情ヲ懽察スルノ誠意ニ出ルニアラザランヤ吾輩ハ思フテ爰ニ至ルトキハ其當日ノ欣喜實ニ今日ニ名狀スベカラザル也己ニシテ祭典終リ本堂ヲ退カントスルニ當リ忽焉トシテ一報ノ來ルアリ曰ク紳莽雜誌ノ編輯長馬越氏ハ今朝東京裁判所ニ於テ禁獄三ケ年ノ處刑ヲ受ケタリト吾

輩ハ此報告ノ一タビ耳底ニ徹セシヨリ前ノ欣情ハ俄ニ一陣ノ塵風ト共ニ地ヲ拂フテ去リ覺エズ天ヲ仰テ長太息セリ嗚呼定リナキモノハ夫唯人事ノ浮沈カ今日ノ欣喜ハ明日ノ憂愁トナリ今年ノ歡樂ハ明年ノ困苦ト變ズルアリ然レバ則チ我輩同業記者ノ今年此堂ニ會シ相共ニ歡喜ヲ極メタルモ明年ノ今日ハ獄窓ノ悲風凄月ニ吟嘯シ又今年ノ如ク相會シ相樂ム能ハザルニ至ルヲ知ランヤ嗚呼天道ハ是耶非耶何ゾ吾輩ノ歡樂ヲ奪フノ速ナルヤ思フテ爰ニ至ルトキハ憾慨胸ニ塞ガリ筆ヲ揮フテ當日ノ事ヲ錄スルニ忍ビザルナリ此新聞供養會の事は他の新聞及び雜誌にも出て居り、當日成島柳北の祭文があり、又參議伊藤博文が淺草寺へ行つて覗き見をしたと云ふ話のあるなど、反政府的の舉であつたので、當時大評判を博した事であつた此翌年即ち明治十年六月二十八日の「讀賣新聞」には左の如き一節が見えて居る、文中「正雄」とあるのは局長鈴木田正雄、「碌」と「瓢乎」は編輯員の永井碌、加藤瓢乎

○律例の三年目

記者感述

# おかつびき投書

(明治八年三月二十二日「朝野新聞」第七百七十九號)

獄三ケ月と罰金貳拾五圓、瓢乎は禁獄一ケ月罰金貳拾五圓合計禁獄四ケ月と罰金六十圓これも條例と議法律のお蔭様でだん／＼書方も覺え穴も探さぬ様になり孝子と義僕で持きりと極るくらゐ(中に例の惡口を交るのは御愛敬サ)律例の一周年は去年の六月二十八日しかも繁華の淺草寺で施行したのは大施餓鬼明教新誌の大内さんが催主の導師當社は末座の得度前さながら一座に加ツテ天台宗の名僧知識おありがたい法席が濟んで今戸で精進おち有明樓から墨田堤の茂りの青葉を見はらしたも算へて見れば一年あと今年もどうか大茶船で川施餓鬼でもと思ツたがイヤ待てしはし程なく薩の賊徒らも冥土の旅へゆくで有らう夫等の亡者も一ト纏めに浮ばせるのが當世簡易と思ひ込み今年は何にも致しせまんが夫では何だか氣が濟まずと編輯人から小僧まで寄ツてたかツて今日はお題目でも念佛でも又は登保加美をみためでもそこが自由と自主の權大せい揃ツて一遍の回向をざつと致すつもり招魂社でも戦死人の魂をなぐさめられるので今年も花火を上げるといふゆる新聞屋も近々に大川の真中で澤山花火をボン／＼あげて衆多の亡者を慰さめるかも知ないが先夫までにお出かけで外の無いのは川開きが近々にあるからいつてごらん

我輩ハ此頃諸新聞社ニテ用ユル報告者ハ、皆舊政府ノ時ノ「オカツビキ」ナルベシト思ヘリ何ントナレバ勉メテ人ノ内證ヲ搜ガシ何町ノ何某ハジンスケニシテ箇様々何町何某ノ女房ハスケ、ベ、イニテ箇様々ヤレ夫婦喧嘩ヲシタノヤレ姦夫ヲシタノ何新道何某ノ娘ハ何某ヲ情郎ニシテ箇様ノコトガ有ツタノトイフコト往々諸新聞紙ニ見ユ這樣ニ能ク人ノ内證ヲ搜ガスコトハ例ノ「オカツビキ」ナラデハ出來マジ如何ナル醜態ヲ極メタルコトニテモ或ハ警視廳ニテ取糺シニナリタルコトヤ訴訟裁判ヲ經タルコトハ既ニ世ニ公ケニコトニテモ公然ト新聞紙ニ掲載スルハ人ノ隱私ヲ發バクト言フモノデハナキヤ編者ノ斯ルコトヲ取捨セザルハ懲惡ノ爲メトスルカ懲惡ヲ主トスルナラバ此頃絞罪斬罪ニナリテ政府ニ於テモ衆ニ示シ惡ヲ懲サント態々日本橋ニ張出シ有ルモノハ何故ニ諸新聞紙ニ掲載セザルヤ是レ我輩大ヒニ疑カフ所以ナリ敢テ之ヲ質ス

北海翁



## ●新聞社で雑誌發行

歴史は繰り返すと云ふが、新聞歴史の上にも其繰り返しがあつた。現今の勢力ある日刊新聞社で、雑誌の類を發行せぬ者はないが、此趨勢は近年の事で、五六年前には時事新報社が幼少年物の雑誌を發行して居たに過ぎない、近年斯く諸新聞社で雑誌を發行する事が流行するのは、ヤハリ歴史を繰り返して居るのである、明治七年より十二年迄の四年間は、左の如く新聞社で雑誌を發行する事が流行した

- △明六雜誌 七年三月 郵便報知新聞報知社
- △五州雜報 七年六月 横濱毎日新聞會社
- △報四叢談 七年八月 郵便報知新聞報知社
- △共存雜誌 八年三月 同
- △洋々社談 八年四月 朝野新聞社
- △風月社談 九年八月 神戸新聞社
- △養生雜誌 九年八月 讀賣新聞日就社
- △官令彙集 九年十一月 神戸新聞社
- △花月新誌 十年一月 朝野新聞社
- △講學餘談 十年六月 東京曙新聞社
- △興民新誌 十年七月 大阪新報社

- △布達解譯 十年十月 讀賣新聞日就社
- △魯文珍報 十年十一月 假名讀新聞社(東京)
- △西京新誌 十一年四月 西京新聞社
- △理財新報 十一年六月 東京日日新聞日報社
- △をとめ新聞 十一年九月 甲府日日新聞又新社
- △鶯聲新報 十一年十月 静岡新聞提醒社
- △競秀新誌 十一年十一月 鹿兒島日報社
- △濁澤叢談 十一年十二月 朝野新聞社
- △葦葭具佐 十二年一月 朝日新聞社(大阪)
- △月桂新誌 十二年一月 松本新聞知新社
- △北海通誌 十二年五月 函館新聞北溟社
- △二葉新誌 十二年六月 遐邇新聞聚珍社(秋田)
- △協議新誌 十二年八月 熊本新聞活版社
- △よし餘誌 十二年八月 安都滿新聞社(東京)
- △紫陽叢談 十二年九月 筑紫新報社(福岡)
- △採藻逸話 十二年九月 峽中新報社(甲府)
- △學事雜誌 十二年十二月 山陽新報社(岡山)

右の中、「洋々社談」が九年間、「花月新誌」が成島柳北の死去する迄の八年間永續したのみで、他は悉く一二年で廢刊した、昨今の流行も、一二年内にスタリであらう

## ●魯文の和同開珍社

明治上半期の戯作家兼新聞雜誌記者として有名であつた假名垣魯文、其聲望にあこがれて、予は十八歳の頃、魯文翁を新富町の佛骨庵に訪れた事がある、案外の小男でヤサシ味の深い人であつた、然し近頃明治文化の研究に没頭して古い刊行物を調べて居る中、魯文といふ名を散見するのでそれに注意して考へると、昔日崇敬して居た念が漸次薄くなつたやうである、其事は後に譲つて本題に進む

魯文が諸雜誌に關係した事は屈指に違なしであるが、明治十年十一月から十二年二月まで自ら主となつて發行したものに「魯文珍報」といふ著名の雜誌がある、こゝには此雜誌發行の社名を「和同開珍社」と稱した事に就て辯ずる

始め「開珍社」と稱したのに「和同」の二字を加へて同好借和の義にかけたのであらうが、これは本朝十二錢の巨擘たる「和同開チン」と呼ばれた銅錢の名に據つたのであること云ふまでもない

然し「和同開チン」ではなく「和同開ハウ」でなくばならぬ、こゝで魯文の無學を責めるのではなく、本書前篇の記事に因んで、成島柳北の達識を表明したのである



柳北先生の著「明治新撰泉譜」第二集に「和同開珍ハ和同開寶ト讀ムカタ正シカル可シ同ハ銅ノ略ナレハ珠モ亦寶ノ省文ナリト考フ開珍ト云フハ妥當ナラサル語ナリ此ニ記シテ博雅ニ質ス」

とある、予が「前人未發の卓見」と前篇に記したのは此事を云つたのである、從來の考古學者もこゝに氣付かずして皆「チン」と讀んで居たのである、藤井貞幹の『好古小録』にも「同ハ銅ノ字ノ省文ナリ銅錢ナルガ故ニ金ヲ省ク」とあるのみで、「チン」は「ハウ」の誤讀である事を發見しなかつたのである、柳北先生の明を推賞せねばならぬ

本朝十二錢の十一は、萬年通寶、神功開寶、隆平永寶、富壽神寶、承和昌寶、長寶、斯く悉く「寶」の字付きであつて和銅年間初鑄の和銅錢だけに「寶」字が付かぬ筈はない、否後の銅錢は範を此和銅錢に取つたのであるから、中古には「ハウ」と解し「ハウ」と讀んで居たのであらう

和同開珍社を捉へて本書に似氣なきトンだ考古的の講釋、これが愚魯文珍報の一であるかも知れない



## ●變節漢福地源一郎 (二)

一時外務大臣であつた林董の記述した「後昔の記」といふ隨筆の中に「福地氏の變節」と題した左の一節がある

「精細の年月は忘れたるが當時(明治十四五年頃)の事なりし予は一日新富座に於て觀劇の際座主守田勘彌來りて曰く唯今福地氏と田中光顯氏の間に東京日日新聞社の取引相濟みたり新聞社は諸負擔を償ふ爲めに十萬圓を取る其中貳萬圓程福地氏の手に入る計算なり福地氏の如き名聲僅に貳萬圓の目腐れ金にて賣るは惜しき者ならずやと云へり當時東京日日新聞は北海道拂下事件等を攻撃し憲法政治を唱へて福地氏の名聲は隆々たりしも此時福地氏節を變じてより新聞社の勢力頓挫し氏の沈淪亦た此時より始まり如何に澆季の世なりと雖も節操なる者は人世の靈魂精神なり之を捨て、世に立ち得る理なし然るに其後も世間に氏に似たる人亦た無きにあらず其末路の氏に似ることなければ僥倖なり」

此十萬圓貫つたと云ふ事は、最後の引出しである、帝政黨を組織して民論を抑壓するといふ請負であつた、それもウマク行かず、結局變節漢の汚名で一生を棒に振つた事に成つたのであるが、彼が政府の者に、諸新聞を退治するには、記者の内十四五名を捕へて獄に入るれば、各社の新聞は腰を抜かして閉息し、下獄者を多からしめたのであるとの事に付

「世ノ君子ヲ困苦セシムルトモ、時勢一タビ變ズレバ忽チニ其伎倆ヲ失ヒ復タ天地ノ間ニ其身ヲ容ル、所ナカルベシ……其人物ノ卑下ニシテ毫モ定操アルナシ、利ニ就キ害ヲ忘レ國ヲ亂ル妖魔……」

彼が末路悲惨の際、同臭の舊友丸山作樂が、彼を救済せんとして、某々等の許へ行つて、「官吏に取立運動」をして其効が無かつたと云ふ事は、右の豫言の中である

明治十一年四月の『憂國議事新聞』には新聞紙の弊を論じて「世人ヲ感化誘導スルノ負擔心ナクバ、東京日々新聞ノ如ク卑屈ノ論ヲ記載スベク理外ノ説ヲ發スベシ……」

明治十二年二月十五日の『郵便報知新聞』は、前の「征奸論」に似たる「賣說奴」といへる社説を掲げて彼を痛罵した此頃彼が東京株式取引所の肝煎を辭さねばならぬ事に成つたのも、裏面に醜事があつた爲めで、後年吉原問題の收賄事件が暴露したのは、此二の舞である以上の外、『東京新誌』では彼を人間外の人間なりと罵り、

つたのであるが、彼は是よりも前、明治七年の末頃御用記者と成つて後、屢々政府をイタづつて居たのである、太政官印刷御用が一手で無くなりかけると、民論に左袒した筆鋒を示して政府をユスリ、前參議を罵つたり、民選議院賛成のやうな論を書いたのも、皆下心あつての事である當時他の新聞雜誌が、彼を如何に罵つたかの一斑を示すために、書き抜きを左に

御用の看板を掲げた頃、明治七年十二月の『朝野新聞』に「猫尾道人(福地源一郎)奇才、何ゾ挺身赤手以テ戰ヲ決セズシテ御用ノ旗幟下ニ立テ人ヲ恐嚇スルヤ是レ道人ノ瑕ナルニ似タリ……」

これは手ぬるい文句であるが、八年一月の『郵便報知新聞』には、そろ／＼罵聲を放たれて居る

「昨年十二月以來、東京日々新聞ハ太政官御用ヲ鼻ニ掛ケテ吾曹ノ種々ノ論説ヲ書ク、妄中ノ尤モ妄ナルモノ誣中ノ尤モ誣ナルモノ也、此筆者ハ元ト長崎通事ノ出身、某卿門下ノ習問ニテ唯々諾々ト低頭スル漢子ナリ」次に同紙は征奸論に擬した「征奸論」と題した社説を掲げて暗に政府の飼犬たる大奸賊福地源一郎を征伐せざる可らずと論じた

『東京横濱毎日新聞』は凡そ十日間に一回位づつ、長文の論説を以て彼の曲説を打破し、彼の變節を罵倒して居る、其中で最も痛快を感じたのは、十五年二月三日の同紙上に、往年彼が論じた文句を列挙して、其前後矛盾せる點を喝破した長論文であつた

彼が三人政黨を發表して後は、殆ど全國の各新聞雜誌が筆を揃へて、卑屈黨なり金貨黨なりと叫んだ彼が晩年に、福澤論吉翁の死を哭する文がある、近頃偶々發見したもので、其文中に左の一節が見えた

「明治七年余が東京日々新聞を主宰するに當り君は余に告げて曰く足下が新聞事業に従ふ太だ好し唯々慎みて政府と提携すること莫れ提携せば必ず足下を誤らんと果して然り余は君の忠告を拾遵せざりしが爲に我を誤りたりき噫々君は余が益友なり信友なり君曾て余に背かず余實に君に背けり」

これは福澤論吉翁が死去した翌日、即ち明治三十四年二月四日の草稿で、『やまと新聞』紙上に公表したものである、貧苦老來、昔日を回顧して其非を悟り「我を誤りたりき」と自白したのは、所謂佛心に歸したものと見て、多く鞭つに忍びない感が起つた (了)



## ●新聞社イヂメの奸物

明治十六年十一月六日發行の『郵便報知新聞』及び同七日の『繪入自由新聞』等に左の如き一記事が出て居る

○奸物集會所 世に三百代言人と稱する奸物が新聞紙上にて誹毀されたる指名者を煽動して起訴なきしめ其間に入て種々の奸策を運らし不正の利を謀る者あることは併て記せしが此程より右等の奸物が數名相謀り日々各社の新聞紙を購讀して其記事中聊かにも讒謗誹毀に涉るご認むるものある時は直ちに其指名者の許に至りて告訴を促し又は其者の委任を受けて其新聞社へ照會し告訴をするがどうだ持主と編輯人の重禁錮を厭ふなら若干の示談金を差出せと脅迫するを專業とする者あり今度京橋區入船町邊に集會所を設け日日各社の新聞紙を展讀して居ると云ふが惡むべき事ならずや

讒謗律の時代には、大概五六圓の罰金で済んだ誹毀罪が、明治十四年一月より實施の刑法では禁錮刑に處せられる事になつたが、新聞社は被害者から嚴談を受けると二三十圓の示談金を出す事にして居たので、右の如き職業として脅迫するヤカラが出たのである

## ●新聞雜誌ノ興廢 (原題)

(明治十一年四月三日發行『教育新誌』第二十一號所載)  
我カ邦近年新聞雜誌等ノ發兌日々増加スルノ景況アリ是文運ノ進度ヲ計ルノ一具ニ供スルニ足ル者ナリト思フヲ以テ今爰ニ其ノ概數ヲ掲ケ示サントス

新聞紙雜誌雜報等ノ明治六年六月マテニ發兌セシ者八十種アリテ其ノ内現存セルハ十四種既ニ絶エタルハ六十六種同月以後同七年二月マテニ發兌セシ者十八種其ノ内一種現存シテ十七種ハ既ニ絶エタリ同二月以後同年中ニ發兌セシ者二十五種ニシテ内三種ハ現存シ二十二種ハ既ニ絶エタリ同八年中ニ發兌セシ者六十一種アリテ内十三種ハ現存シ四十種ハ既ニ絶エタリ同九年中ニ發兌セシ者百八種アリテ内二十四種ハ現存シ八十四種ハ既ニ絶エタリ同十年十月マテニ發兌セシ者百四十種アリテ内六十七種ハ現存シ七十三種ハ既ニ絶エタリ通シテコレヲ計ルニ二十年十月マテニ發兌セシ者四百三十二種ニシテ其ノ内百二十二種ハ現存シ二百一十種ハ既ニ廢絶セリ廢絶ノ數モ亦尠カラサルコト此クノ如シト雖近年陸續トシテ發兌スル者益多キハ文事ノ進路漸ク開クコトヲ知ルニ足ルト云フヘキナリ

## ●萩原乙彦の破倫

(明治十年七月九日『讀賣新聞』第七百四十一號)

○新聞屋が殖るに隨つて誰れでもござれに記者だの又は投書家だのと大きな顔をして居る半馬鹿が一ト雨一ト雨に出來ると大そう惡くいッた前書の投書が來ましたからテト癪に障り餘り失敬な文體とだん／＼讀むと末は此通り

一たん雅俗新聞とかの編輯者に成られた萩原秋巖先生の御養子乙彦大先生は流石大家の御あと繼ぎ御養父ごのが存命中から養母のお種とそで無い不義それも平氣で記者の列に加はり養父は雅なれど自分は俗と綴る新聞の題號に内幕を顯はし先頃秋巖先生が亡なられてからは怖いものなく憚かる事なく養母を女房同様にしたも大かた兼ての約束ゆる陰で惡くいられるばかり夫もいゝが此程はいよ／＼堪りかねたのか立派に書面も唐様で根岸の區務所へ願つて出た趣意は養父秋巖が亡なつた上は養母お種をわたくしの妻に致しますから戸籍をお書かへ下されと眞面目で持出したのはマア近ごろどこか古今未曾有の珍聞「しうとを女房にした」と願つたは此乙彦大先生が口きり」と書て有ましたが新聞記者の面よごしのみか兄弟衆の顔へ泥をなすつたといは

れても一言もありません

養母のお種といふのは、秋巖の本妻でなく妾であつたが本妻の歿後、繼妻となつて居た者で、乙彦とは同し位の年齢であつたと聽く、乙彦は此後『俳諧新聞大熊手』などを編輯して居たが、十三年一月『靜岡新聞』提督社長として招かれ、一年内外靜岡に居て東京に歸り、十九年二月二十八日齡六十一で歿した

## ●投書に添金一朱

明治八年二月二日發行の『朝野新聞』第四百四十號に左の社告が出て居た

「過日報知社ト落語家圓朝トノ事ニ付非難シタル投書一通弊社へ來ル右ノ内ニ金一朱有リテ其上包ニ小西ト書セリ投書人ノ名ハ無ク唯兩國ヨリト認メタリ無名故ニ掲載シ難ク沒書ノ箱ニ投ジタリサレドモ金子預リ有ル故其マ、ニ打過ギ難シ投書主ハ誰様ニヤ返金仕度候間御宿所御報知有之度候

世の中は金次第であるを見て、投書掲載料に金一朱を添へたのであらうが、當時の朝野新聞社は、金を貰へば掲載すると云ふ程に墮落して居なかつたのである



## 饗庭篁村の投書

明治十年九月七日發行の『讀賣新聞』第七百九十三號に、左の如き投書が載つて居る、事は支那の李鴻章に關する情話である、これが小説でないとするれば、一層面白い

○支那の人は兎角小説めいた話しを好み當時の宰相李鴻章が昔しスウチヨウに居りしころタイヒンの賊の爲にスウチヨウの町は踏み荒され市民は老を扶け幼を抱いて東西に逃げまどふ中に李鴻章は不幸にも賊の手に囚はれしが折を見て通れ出て母を尋ねて共に近傍の村落に忍び亂の鎮まるを待つて居るうち賊も此地を引去り李鴻章は擧られてこのスウチヨウの奉行となりしが痛ましきは妻君にて賊徒亂入の折に囚はれて通れ出べき様もなく夫はいかにし給ひけん姑御には御無事なるか我身の上も告げたと日夜涙に沈み居るを預かりの兵卒が見て大いに哀れみ表向は吾が女房の様にしていたはり居しその中に妻君は此處を連れて辛くしてスウチヨウへ歸り來りしころは李鴻章は奉行となりて威勢も重ければ打付けに邸へゆきては悪かるべしと文にて是までの艱難を経て歸り來し事を細々と書て送り心の中には夫が此文を見るならば死したる者に逢ふごとく悦びて時を

も移さず尋ね來まさんにまづ何よりか語るべき彼より問はんとやつれし姿を粧ふて便りをまつ心の中はいかに嬉しかりけん是に引かへて李鴻章は妻の事を思はざるにはあらねども賊の手に囚なば必らず縊れて死したるならん哀れなる事なりと思ふも公務に取り紛れて忘れんとなく思ひ出さず居りしに今この妻の手紙を見て大きに怒り今まで安穩にて居しは必ず賊の心に随つて膚身を汚せしならん今吾が位高く富貴なるを聞てまた略々吾が妻とならんなどは奇怪なりとて「汝は何の顔あつて生ながら其身を賊に擒はれしぞ争で死を以て之を拒がざりしぞ汝若し貞節の女ならば何ぞ其確證を與へざる死に勝る耻辱を受けながら何ぞ自ら死せざりし」と返書を書いて送りけるを妻君はとも知らず世に頼母しき返書ならんと取る手も嬉しく披きて見れば思ふに違ひし夫の薄情憑みし事もきれ果て盡せし操も届かずば死するより外に道はなしと夫の文をその儘に「君は何の顔あつて生ながら其身を賊に擒はれしぞ争で死を以て之を拒がざりしぞ君若し忠義の夫ならば何ぞ其確證を與へざる死に勝る耻辱を受けながら何ぞ自ら死せざりし」と書たる跡に此返事君の御許に到らん折りは不幸なる妾が生命は酷き終りを遂げたる時と見えなはし給ふべしと副書して使

にもたせやり跡にて縊れ死したるは無慚なる事なりしとて專ばら坊間の茶話に語り傳へますが精練の妻は堂を下さずといひますに方今泰斗を以て目せらるゝ李鴻章にこんな無情な事はありません

根岸 篁村生

右の「篁村生」といふのは、後の劇評家兼小説大家たる竹の舎主人饗庭與三郎である、斯かる投書の縁で其後十四年一月、讀賣新聞記者として招聘されるに至つたのである、篁村翁は大正十一年に六十八歳で歿去されたのであるから、右の明治十年には二十三歳である、二十三歳の初投書だとすればアマリ早熟ではなかつたらしい

## 新聞紙の第一盆

今は一般に新聞紙の初頁を第一面と稱し、次に第二面、第三面、第四面と稱して居るが、昔はこれを第一盆、第二盆と稱した新聞社があつた、明治十八年一月十日發行の大坂『朝日新聞』第七百六十五號に左の如く記してある

○社告 官令は是迄第一盆の初欄に掲載致し來りし處今般紙面の都合に依り第三盆の末欄に改置せり依て此旨を告ぐ

一頁の大組版を入れるダラを「盆」と云つて居たのであらう

## 新聞雜誌見立評判

官権派の機關であつた『新聞雜誌』の第二百五十七號、即ち明治七年六月十日發行の紙上に「昨今、俳優見立新聞紙評判記といふを一枚摺に仕立て賣出せり、役者の見立、給金の品定より、イロハカルタの文句合せ……其荒増を掲ぐ」として、左の如く摘録してある

千二百兩	東京日々新聞	中村芝翫	蒔かぬ種は生へぬ
千二百兩	明六雜誌	坂東彦三郎	餅は餅屋
千兩	新聞雜誌	河原崎三升	龜の甲より年の功
千兩	日新真事誌	尾七菊五郎	鑿といへば槌
千兩	横濱毎日新聞	岩井半四郎	夜目遠目笠の内
九百五十兩	報知新聞	中村宗十郎	笑ふ門には福來る
九百五十兩	教義新聞	中村仲藏	身は身でとふる
價不定	公文通誌	澤村田之助	蛙の面へ水
九百兩	教會新聞	市川門之助	論語讀の論語不知
七百兩	毎日物價表	中村十藏	椽の下の舞
六百兩	節錄新報	中村鶴藏	盜人の晝寢
五百兩	日要新聞	市川團八	下手の長談議
價不定	假名書新聞	市川小團治	足元から鳥がたつ



### ● 標題の擴大と縮小

明治初年の新聞は半紙二つ折の木刻摺りであつたので、標題は概ね半紙半面の中央に大書してあつたが、西洋紙鉛活字の印刷で隔日刊行或は日刊と成つた時の標題は、第一面の右方に縮刷され、『讀賣新聞』などは、初刊以來二年ほどは二號活字の標題であつた、『東京日々新聞』や『郵便報知新聞』などでも、其標題は小より漸次大に進んで、一頁の四分一又は五分一位に擴大されたが、明治二十年頃になつて、いづれの新聞も標題を縮小して、從來横に入れたのを縦に入れ、それが又漸次縮小されて最近はその三分一位に成つた、其實例を『朝日新聞』に據つて左に示して見る

- (一) 明治十二年の第一號以下は、横七寸、縦一寸七分
  - (二) 同十五年頃は、横八寸五分、縦二寸一分
  - (三) 同十八年頃は、横一尺一寸、縦三寸(此後は縦長)
  - (四) 同十九年一月以後は、縦五寸八分、横一寸七分
  - (五) 同三十年頃は、縦五寸三分、横一寸六分
  - (六) 大正十年頃は、縦五寸、横一寸三分
  - (七) 同十三年以來現在、縦四寸四分、横一寸一分
- 右列擧の如く、横長の時は漸次擴大され、縦長に成つて漸

次縮小されて居る

明治六七年頃より十年頃までは、横長のもあり縦長のもあつて一定しないが、十年後は一般に横長と成つた、但し『朝野新聞』だけは、初め横長であつたのを、八年三月以來縦長に変更して、最後まで續けた

斯く標題が擴大され縮小されるに至つたのは、何故であるかを考察して見た、これも『朝日新聞』の實例で云ふ

(一)より(三)まで漸次擴大されたのは、紙面の擴大を示したものである、最初は一頁の全面が縦一尺弱、横七寸弱であつたものを、縦一尺二寸七分、横八寸五分に擴大し、更に縦一尺五寸三分、横一尺一寸に擴大したので、其擴大に相應すべく標題を擴大したのである

(四)より(七)まで漸次縮小されたのは、記事の充實を示すのである、報道機關として記事を充實すべく、標題で多くの場面を填めず、成るべく多くの記事を載せんとして、新聞の發達と共に漸次縮小したのである

記事を充實すべく、初めの四頁を六頁に改め八頁に進め十二頁に増した、更に活字を漸次縮小して、初めは一頁四五段であつたのを後には十二段に縮小した、これは記事の充實でなく、財源の廣告料を食ふためである

眞寫例比物實



明治二十年



明治五十年



明治八十年



明治十九年



明治三十年



明治十年



明治十三年



明治八年三月三十一日發行の「朝野新聞」に左の一節がある



東京繪入新聞  
裏見富士  
女西行

朝野新聞  
明治八年三月三十一日發行の「朝野新聞」に左の一節がある



發行所 東京日々新聞社  
東京繪入新聞社  
印刷所 川口印刷所

### ●東京ミヤゲとしての新聞紙

明治八年三月三十一日發行の「朝野新聞」に左の一節がある  
「昨今各地ノ旅客本社ニ立寄り數部(同一のもの)ノ新聞ヲ購求スル者數多アリ客皆曰ク往昔府下ニ來レバ必ず錦繪ヲ求メテ古郷ニ歸リ是ヲ江戸土産ト稱シ親戚朋友ニ贈ルニ皆其美ヲ賞シテ珍重セリト云フ今之ニ換ユルニ新聞ヲ以テスト云フ嗚呼文明トヤイハン開化トヤイハン」  
徳川時代に江戸見物のミヤゲとして錦繪が盛んに行はれたのは、一に交通不便の際として、重い荷物にならぬ點、二に華麗な風俗繪として珍重されたが爲めである、其錦繪が時勢の影響を受けて衰微した折柄、片々たる洋紙ズリの新聞が錦繪に代つたのは、一にマダ交通不便で、汽車は東京横濱間、東北は熊谷までへも開通しない時代であるから、ヤハリ重い荷物にならぬ新聞紙、百枚買つても百目の重量、二は「東京には新聞といふものが出来て、昨日の事を今日知らせる」など云つて、村の左兵衛太郎作までが珍らしがつた爲めであらう、これに就て考證の不足を感じて居るのは、本書第二篇三十一頁に記した「錦繪新聞の流行」と題する一條である

江戸時代の名物であつた錦繪も、東京時代に成つては西洋式の印刷畫に壓倒されて衰運に歸したが、之を開明の新聞と調和させて回復しやうと案出した者があつて、明治七八年頃に錦繪新聞といふのが數百枚出版になつたこれは前掲「朝野新聞」の記事を見なかつた爲めの誤想である、此錦繪新聞が流行するに至つたのは、江戸時代の復興として歓迎された趨勢もあらうが、錦繪新聞を案出したのは、自發的に開明の新聞と調和させやうとしたのではなく前掲「朝野新聞」所載の如き事實が、東京の各新聞社にあつたので、昔の錦繪同様に新聞紙を東京ミヤゲとするのならば、其新聞の記事を錦繪に描いて、原新聞の標題と號數を入れて發行すれば、古今結合二者兼用で、開化時代の東京土産として絶好のものである、賣れるに違ひない、儲かること請合といふのが岸田吟香あたりの發案であらうそれで「東京日々新聞」の錦繪新聞のみでなく、摸倣的の郵便報知新聞、朝野新聞、かなよみ新聞、東京毎夕新聞と題せしものも出来たのは、撰擇自由の供給であらう後に「東京繪入新聞」が錦繪を附録とするに至つたのは、十九年十月創刊の日報社系「やまと新聞」が右の錦繪新聞を襲踏して好評を得たのにマネたのである



## ●殺された新聞を葬送

明治十五年七月、全國の諸新聞紙上に掲載されたので、當時誰知らぬ者のない大評判の奇聞である、同月二十五日發行の『東京繪入新聞』所載の全文

○過し九年の夏新聞供養を淺草觀音の本堂に修したる後の一珍事は去十四日高知新聞が發行禁止を命ぜらるゝや高知自由新聞社は我愛友なる高知新聞は絶命候に付葬式執行候間愛顧の諸君は來會あらんことをと廣告しおき十六日の午後二時佛式の葬儀をなしたる其概略を聞くに眞先には土地にては忌中笠といふ編笠を被りたる各社の壯士連四行にたちて各徽章ある旗を持って進めば次には白張の高張提燈數張是に續き(舊編輯長)拙庵居士香爐をもち春連生原水生兩人連華をもち編輯長安原氏は新聞紙にて張廻したる位牌を持ち導師には森下師が立ち諸行無常寂滅爲樂高知新聞紙の靈と記したる旗をたて其跡より送る楯は配達人が交る／＼擔ひ記者株主はいづれも麻上下にて其跡に引添ば常は反對の位置にたてる高陽新報社よりも總代として編輯長北川氏が禮服にて送られ從來高知新聞愛顧の人々陸續其後に引添たるは帳簿に記載せし人員のみにて二千七百廿七人にて本社

を出で種崎町通り五臺山大島岬のこなた同社主深尾重行氏の持山を火葬場として同地に柩をすゑ讀經祭文を終りて一片の煙となしたるよし同日此葬儀を見むとて出たる人は幾萬といふ數を知らず實に近年になき景況なりしと

## ●不潔なる新聞に筆を執らない

大正十一年末發行の永江爲政編纂『四十年前の恩師草間(時福)先生』と題する書中、愛媛縣伊豫松山出身の基督敎收師の事を記せる條に左の如くある

木脇祐孝君は最も早く故人と成られました、私共同窓級の内では、一番の文章家だと言はれた才物であつたのであります、然るに基督教を信じてより、當時大阪の浪華新聞社が、禮を厚ふして君を聘せん事を請へるに對し、君は其新聞紙(繪入で花柳の記事を滿載したる)を披くや、一瞥して「コンナ不潔な新聞に筆を採るのは神の前に大なる罪惡なり」と言て、斷乎其招聘を斥ぞけ、去て東京に行き、警醒社に入て宗敎雜誌の筆を執りつゝ此世を逝られた……明治十五年頃の事であらう、警醒社の宗敎雜誌とは、明治十三年十月十一日に初號を發行した基督教宣傳の『六合雜誌』である

## 夕刊紙の標題



『今日新聞』の事は、本書第二篇の二十二頁に略記した通り、明治十七年九月二十五日の創刊である、日暮頃ハツビ股引のイナセな賣子が「毎夕社ア今日新聞」と叫びつゝ鈴を鳴らし、て市内を勇ましく駆け廻つて居た事は、今に忘れない印象

此標題は精巧の彫刻見本として彫刻師某から予が貰つたもの、今に保存して居るのを縮寫版にしたのである

十八年後には此標題を止めて、他社の新聞と同様、題名のみを縦に小さく入れる事になつた

## ●千人に一人の讀者

(明治八年三月二日『朝野新聞』第四百六十二號)

○世は開明に進むと誰も口には唱ふれどなか／＼評判ほどにはあらざるべし我等の仲間の普通新聞も此比閉店休業したり其他にもまだ危き形勢の新聞社もあるとのこと此の盛んなる東京府下に澤山もなき新聞が賣れ方の悪るればこそ休業もしつらめ三千萬の人口にて新聞を讀む者は千人に一人位の割合にては開明なると云ふもチャンチャラおかしきことなり新聞は二軒三軒の發兌を合せて見ればこそ面白みもあれ此社の新聞紙を買ふからあの社のは先づ止め様など一ヶ月みんな買つても高の知れた金高なるに僅か五軒や六軒の新聞を殘らず買つて見る人は萬人に一人の割にも足らぬと云ふは實に貧乏な國かケチな國か我々をして深く嘆息せしむ我々は決して己れの社のみ繁昌したとて喜ぶ可しとは思はず全國の新聞社が殘らず五萬枚も十萬枚も日賣れる様な文明世界になることを希望せり若し左様になれば我々如きヘツボコ編者は免職して配達人になるとも更に不平をいだきませぬぞよ

此記事に因つて次に示す佐渡人の投書が來たのである



## ●佐渡人と新聞紙

(明治八年三月二十四日「朝野新聞」第四百八十一號)

○私は其日稼の小商人で御座りますが近頃御縣廳より貴社新聞紙を折々御よみ聞せ下さるゝに四百六十三號に世は開明に進むと唱ふれど中々評判程にはあらざるべし云々一ヶ月皆買ふても高の知れた金高なるに僅か五軒や六軒の新聞を殘らす買ふて見る人は萬人に一人の割にも足らぬといふは實に貧乏なる國かなケチな國かな我々をして深く歎息せしむと有りますが誠に御尤至極に存します餘國の景況は知りませんが佐渡の國は人員が十萬餘り戸數が二萬三千餘有りますそふだが新聞一葉をも買ふてよむ人はやうやう十人程も御座りますまい夫も一昨年の春から御縣廳より相川彌十郎町と申郷宿多き便宜の場所へ新聞紙觀社といふを御開になり有志の者は一文いらすに來て見ろ求メ度ものは半價にて下げてやらうといろいろ御世話が有りて其當座は市中村々の戸長衆も大分見に來ましたが段々少くなり末には一人も來る人なくなりました故御縣廳にて又々御苦慮なされ去年の秋より中教院にて新聞授讀會を御開き隔夜に教導職の中より新聞讀のものを命せられ教導課の御官員迄も御

但一目十行五行俱下ると申すやうなる聰明絶倫の人は新聞紙位のもは暫時に五十枚も百枚も讀ましやうがそんなゑらい人は佐渡の國には一人もないそふでござる又一日懐手して手代番頭をつかひ日々十兩も二十兩も金もふけする大商人なら新聞の十軒や二十軒買ふは何ンでもござり升まいがそんな大金持も佐渡にはありやせんから私愚存には此上新聞が日々一軒にて五萬枚も十萬枚も賣れて全國眞の開明にせうとの事なら第一百姓衆が粒々辛苦すると私式の小商人が油汗を出してやうやう日々に一貫文か二貫文のものもふけ金にて父母妻子をやしなひ糸の如き烟をどふかこふか立るものが全國中九分九厘迄なる實地の有さまを 朝廷の御官員様方が少しはあわれと思し召今少し下のものゝ息のつけるやう自主自由の權を御與へ下され責て子供が小學校の月費でも樂に出され追々智識が開けて此上外國人が雜居いたしても皆々奴隸に使はれぬやう兩三年の内は諸新聞を町々村々へ無税郵便無代にて下し賜り區戸長衆に新聞讀を命せられ右讀料手當をも賜りたらは全く新聞紙が僻販迄も行渡り富國強兵の基も立ませう斯申すと御官員様方が此御用途多の中にてごふしてソナ新聞迄買ふて下さる御入費が有るものかと御叱りも有りませうが随分勅奏任の御方々

出張にて一文いらすの上に茶たばこ盆迄も御出しなされて御よみきけ下され又拾ひよみの出來るものへは勝手によませよめ兼分り兼る所は一々御おしへ下さるゝ厚き御世話にて其當座は夜毎に三十人程も無席料にて聽聞せしがそれも日々の雪降旁追々聞人なくなりし故又々御仕法替にて三月一日より隔夜を止て一ヶ月六度になされたりかやふに御縣廳より種々御苦慮御世話あれども買入所ではなく一文いらすの聞人さへなき程なれば當國にては中々開明に進む杯と存じも寄りませぬ唯々當地杯にても書生さんがへこ帯大胡座にて茶碗酒を呑かけるを開化々々と申まするが右様の不行跡を開化とは私風情の者には分りませぬ諸新聞紙に皇化洩治だの開明進歩だのど毎々仰山に譽めて有るは御上へ諂ひでなければオビヤラカシと思ひます貴社にて評判程にはあらざるべしと御記しなされたも無據御心底と愚察致します且又貴社の新聞をばしめ五六軒の新聞を買ふには年分凡三十金もなければ買はれません又新聞一葉よむにも私風情のものは一心不亂に精出して讀ンでも凡三四十分時はかかりますから五六葉よむには凡三四時間か半日程もかゝると存します今日職業を勉勵して朝から晩迄かせぎ夜分つめてよみましても身体勞れ氣根弱り中々多分はよめませぬ

が權妻や藝妓に多分の金錢を擲遊ばすよしは毎々新聞に有ることなれば右様溝川へ捨るが如き金錢が澤山あらば御一同仰せ合され右の擲金を以て窮民へ新聞を下賜るはいと容易き事にて全國開明に相成候はゞ則御忠勤にも相成り上下の利益と存じます諸先生方の紙上の空論虚飾の開化をよもや 朝廷では眞うけにはなされませぬまいコナ愚論なれども貴社には柳橋新誌トヤラ迄もお書きなされた極粹の大先生が局長と申す事故決して手ふき紙にして紙屑籠へ御なげ込にはなるまじと信する故にくどくど敷手前勝手を述るものは極貧乏なケチな佐渡の國相川濱町の貧商錢野内造

## ●ヒツコイ社會燈

明治二十一年の末、大阪で開進社と稱して『社會燈』といふ猛烈な政論雜誌を發行した連中があつた、政府者は例の神經を尖がらして其發行を禁止した  
禁止された開進社の連中は翌年一月更に『新社會燈』と題して發行した、是も亦禁止されたので、今度は『第二社會燈』と題して發行し、それが又禁止されて、更に『第三社會燈』といふのを發行して同く禁止され、終に根氣がつきたか『第四社會燈』は出なかつた



## ●日々新聞の元祖

予は今春來、明治元年より同二十三年迄の『新聞雜誌年表』編製に着手して居るが、試みに其中から、標題に日々新聞とあるのを擧げて見ると左の如く三十種に近い。

- 兵庫日々新聞
- 東京日々新聞
- 和州日々新聞
- 甲府日々新聞
- 山梨日々新聞
- 西京日々新聞
- 仙臺日々新聞
- 陸羽日々新聞
- 京都日々新聞
- 三重日々新聞
- 和歌山日々新聞
- 福岡日々新聞
- 福島日々新聞
- 岐阜日々新聞
- 茨城日々新聞
- 信陽日々新聞
- 新潟日々新聞
- 中國日々新聞
- 廣島日々新聞
- 岡山日々新聞
- 吉備日々新聞
- 信府日々新聞
- 松本日々新聞
- 愛知日々新聞
- 秋田日々新聞
- 奥羽日々新聞
- 巖手日々新聞

斯く日々新聞と稱したものが多くあり、此後も二三十種ほど出来たが、此日々新聞の元祖は是等でなく、慶應四年即ち明治元年の『日々新聞』である、其發行の趣意書

日々新聞 第一輯 慶應四年閏四月十八日出版

近頃新聞紙の世に行れてより、我邦内公私の事情、都鄙の形勢或は海外諸國の奇事珍談までも、朝夕坐らにして、之を

一掌の上に見聞すること、はなりぬ、這は誠に時世開化の一端にして自づと人の耳目を新たにし、其智識を博むるものなれば、士農工商共に、今日事務の進退兼除にも益あること甚だ多かるへし、されど新聞は多く世に出ること益々國の爲とも成べければ、吾社中にも又遠近の新説雜報を博く求めて其確實なるを撰ひ、かねて前日の新聞紙にもれたるをも拾ひ集めて記録し、日々新聞と題つけて普く世に布告せんとす、冀くは四方の君子彼此を照覽し玉は、却て重淵の遺珠をも獲玉ふことあるへし、且同志の人々(中略)此舉を助け玉はるへし、吾社もまた必勉して刊行を怠らず以て此題名に背かざらん事を希ふのみ 博聞會社執筆

これが明治前になく、又明治四年四月十五日『横濱新聞』が『横濱毎日新聞』と改題するまでなかつた日刊新聞の元祖である、然し其實物を檢べて見ると、日々出版の時もあつたが、多くは休刊勝ちで、同閏四月十八日から六月五日(同月八日に禁止)までの五十日間に十八冊しか發行しなかつた、平均三日間に一回の發行であるから、日々新聞の名に背くものではあるが、實行は兎に角、明治草創の混亂時代に、木刻五枚の冊子を毎日刊行しやうとした勇氣は推賞するに足るであらう

# 日ニ新聞

定價一匁

第一輯



## 新聞記者が犬

明治十四年五月二日四通社發行の『江湖新報』第五十五號に「新聞記者中ニモ犬アル乎」と題した左の一記事がある

文明ト吠へ開化ト呻ル一組ノ犬カ海外ヨリ飛ビ來リ頻リニ東洋人ニ吠へ掛リ東洋人ハ殆ント尾ヲ垂レテ之ニ降服スル程ニ當今ハ犬ガ流行ナレバ又何ノ處ヨリ犬ガ飛出スナキヲ知ラネドモ彼ノ人ノ内幕ヲ探ツテ有ル事無イ事嘘八百ヲ交ヘテ髣アル人ノ家へ諛ビル一種ノ犬ハ我々ガ蛇蝎ヨリモ惡クシト思フ所ナリ其犬ノ翠丸アルニモ似ズ卑劣千萬ナルハ固ヨリお話シノ外ナレドモヨモヤ此犬ガ新聞社會ヨリ飛出スベシトハ思ハサリシガ頃日ドウヤラ犬ニ似タ者ガ何トカ申ス社ヨリ飛出シ頻リニ鼻ヲ、フウフウ鳴ラシテ同業ノ庖厨ニ嗅ギ行ルキ瑣細ノ事マデモ或ル髣アルお人へ注進スルニ由テ某社ノ内幕ハ云々某社ノ内所ハ云々ト皆ナ御承知ナリトカヤ貴社ノ如キハ固ヨリ明ケ放シニテ公明正大正義論毫モ暗イ事ナケレバ百疋ノ犬ガ紛レ込ムモ聊カ御心配ナケレトモ諸新聞社ハマダお氣ガ附カレヤせんかトハ餘計ナ心配、二ツニハ斯、ル犬ノ有ルベキ筈モナケレバ默スベシトハ云へ百年ノ後千萬

一モ新聞社中ヨリ犬ノ出ル事ナシトモ保セザレバ轉バス前キノ杖トシテ御注意カタク書クノ如シ借又近來犬ノ處々へ立廻ルトハ世人ノ皆ナ耳ニスル所ナレバ誰何ヲ論セス尻暗キ事ハ御無用

右に云ふ政府の犬に成つて、各社の内幕を密告した新聞記者といふのは『東京日々新聞』日報社員であらう、官權黨の『明治日報』忠愛社は此時はマダ創立されて居なかつた此翌年自由黨、改進黨、帝政黨の勃興した時には、密偵として新聞社に入り込んだ者もあつたか、十五年六月二十四日の『東京繪入新聞』に左の如き一節がある

「新聞社の小使ひ迄も反對黨に親類や知己があつては置かれぬと云ふ様々弊のあるのは萬一反對黨の間諜でも立入りはせぬかとの遠慮かは知らねど……」

此後は警視廳が新聞社に入り込ませた記者としてのスパイが多くあり、又既に社員として勤めて居る者を金で買収して密偵たらしめて居たのも多くあつた、それがバレて東京に居られなくなつた者は、大阪や神戸へ逃げて行つたり、田舎の官權新聞に廻つたりした

今は競争新聞社間に私偵を互に入れて居るらしいが、官の密偵が入り込んで居るのは左傾派の雜誌社だけであらう

## 署名人の不平談

朝日新聞社史にも載つてゐない一珍事が、明治十二年三月三日發行の『郵便報知新聞』第千八百二十五號に出て居る

「大阪朝日新聞の元編輯長なる果田鏡二郎氏は素より外に劇げ敷用向もあれば一旦辭退せしが角に兎に名前だけ借受け度との頼みに餘義なく承諾したる由然るに去る二日同新聞第六號中へ横堀三丁目岡本庄吉なる者半圓紙幣偽造云々を掲げしに全く違ひにて同人より警察署へ訴へられ果田氏を召喚されしが同氏は病氣の由にて名代を出せしに是非本人出頭せよとの達しに詮方なく果田へ斯くど通せしかど同人は其前より度々除名の事を新聞社へ申出したるを其儘に致し置且つ訴へられし事も最初より耳に入れざるは不注意なりとして同社員の不筋なる趣を申し立贖造の始末は差置き昨今は右の紛紜に付警察署に於て社員と對審中なりしと云ふ」

此紛紜の結果、署名人たる果田鏡二郎の法律上に於ける責任は、同新聞の假編輯長村田武良多が負ふ事に成り、此月の下旬、村田武良多が讒謗律による罰金五圓の刑に處せられる事になつて落着した

## 時事新報の天氣豫報

初めて色紙(桃色)に印刷したり、玩弄の風船玉を飛ばせたり、其外他社が仕ない新案の事をやつて、新聞の宣傳に努めたのは『時事新報』であつた、其『時事新報』は明治三十年

〇天氣豫報 昨日午後六時より 本日同時刻まで

〇天氣豫報 昨日午後六時より 本日同時刻まで

〇天氣豫報 昨日午後六時より 本日同時刻まで

〇天氣豫報 昨日午後六時より 本日同時刻まで

頃、毎日の紙上に載せる氣象臺の天氣豫報に、右の如き繪を入れてあつた、これは兒戯に類した事のやうであるが、其實は便利の新案と云つてよい、豫報の文句を讀まないで、直ぐに繪で知るので、當時博く歡迎されて居た





●日本新聞雜誌細見 全一冊

明治十九年出版 未成外骨の編輯

予は職業的として單行本刊雜誌等の編著に従事し、過る明治十九年より大正十四年の今日までに、凡そ七百冊ほど出版發行して居るが、其初頭に編輯したのが此『日本全國新聞雜誌細見』である

但し序文及び奥附に予の名はなく、編輯兼出版人愛媛縣平民松村新太郎と署してある、此松村新太郎は予と同村の者(當時讃岐は愛媛縣)で東京芝三田功運町の友文舎と云ふ出版業者の手傳をして居た人であつたから、其名を借りたのである、發賣元に「浮木堂」として青島浮木を得る義で外骨を表したのみであつた

予は十三四歳の時から新聞雜誌を好きで、あらゆる新聞雜誌を集めて居たので、此編輯を思ひ立ち、甲乙丙丁の四類に分ち、甲には全國の新聞、乙には東京の雜誌、丙には非賣雜誌、丁には各地方の雜誌、附録として外字の新聞雜誌を列挙したのである

右の中、甲は當時發行して居た全國の新聞の發行日、代價廣告料、記者、畫工、發行所、社名等を詳記したのであつ

たが、其記者と畫工は各新聞社へ照會狀を出し、其返信に據つて記載したのである、返信の來ないものもあり、時事新報社よりは「記者石川半次郎(一人)」とするなど虚偽の返信もあつたが、他は事實の報告と認むべく、思出の種に成る事が多い、今それを左に抜記する

▲明治十九年四月現在の新聞記者

- 和歌山日々新聞 兒玉仲兒 中松小翠 高橋銃一郎
- 吉備日々新聞(岡山) 千田鈞 武田猛夫 水主清尙
- 山根林太郎 田中斧三郎
- 東京日々新聞 福地源一郎 關直彦 岡本武雄
- 塚原靖 條野傳平 中林潔 福富義壽
- 松本日々新聞 小里賴永 藤田千賀門 片瀨洋馬
- 森本省一郎
- 岐阜日々新聞 高橋瀬一郎 佐々木秋夫 仙石保吉
- 鍵谷龍男 渡邊勝(霞亭) 稻葉保次郎
- 奥羽日々新聞 怡土信吉 友部伸吉 山本育太郎
- 横武 古山巖石 雲野香右衛門 下飯坂秀治
- 繪入黃金新聞(名古屋) 大口六兵衛 北尾健之助
- 中里信太郎 △畫工 丹羽禮山

○繪入自由新聞 渡邊義方 黒岩大(周六) 和田稻積

富田一郎 △畫工 新井芳宗

○繪入朝野新聞 前田健二郎 前島和橋 清水繁崇

白井喜代松 眞野均平 伊藤梓太郎 渡邊久太郎

西河通徹 △畫工 水野孤峰 歌川國松

○繪入扶桑新報(名古屋) 浮川福平 刑部玄雄 西川正次

△畫工 後藤芳景

○繪入新潟新聞 田村岩三郎 澤井寛壽 速見金治

山本作平 △畫工 澤井寛壽

○東京繪入新聞 假名垣魯文 染崎延房(二世爲永春水)

岡田治助 石原倫明 高橋光信 樋口新六 加藤知之

古川精一(魁雷) △畫工 落合芳幾 樋口種貞

○日本繪入新聞(大阪) 宇田川文海 三品長三郎(蘭溪)

吉田伊太郎 是澤正義 中村清七 中村逸司 細見貞

△客員二人 有憚不記姓名

○静岡大務新聞 齋藤和太郎 鈴木琴一 岡部邦平

坂井牧之助 山本亥三郎 八木市藏

△客員 山田一郎

○越後毎日新聞 松井廣吉 小宮山龍藏 小池誠吉郎

岡野覺 松井綠 五十嵐政太郎

○郵便報知新聞 在英國矢野文雄 藤田茂吉 栗本鋤雲

箕浦勝人 尾崎行雄 加藤政之助 在英國吉田熹六

森田文藏(思軒) 井上寛一 芳川俊雄 山田啓太郎

岡敬孝 尾崎庸夫 曾宮祿祐 松葉卓爾 鎌田護

△客員 清人陳雨農

○東海曉鐘新報(静岡) 松川峰吉 伊藤彰 前島豐太郎

伊東泰治 添畑元吉 本田増 恒川岩二郎

△客員 山川善太郎

○近江共同新聞(大津) 内田清四郎 原田義圓

○加越能新聞(金澤) 籠田信次 木村博捷 岡田敦那

石井俊郎 渡邊可宗 直江三吉郎 加藤眞氏

○金城たより(名古屋) 磯村鐵二郎 鈴木作二郎

馬島維基 △續物語記者 東京田島象二 渡邊義方

△畫工 文京 東京新井芳宗

○海南新聞(松山) 白川福儀 門田正經 紀伊安太郎

林常直 井上要 山村惡鬼三郎

○朝野新聞 乙部鼎(社主) 末廣重恭 犬養毅 堀口昇

内田誠成 磯部節 大久保常吉 二宮熊太郎 恒屋盛服

三木貞一(愛花) 中村千太郎 村木覺助

△客員 馬場辰猪



